

# 永平寺町地域防災計画

## ～本 編～

令和6年3月

永平寺町防災会議



# 永平寺町地域防災計画 本編

## 目 次

1	総 則	1
1.1	計画の目的と構成	1
1.1.1	計画の目的	1
1.1.2	計画の構成	2
1.1.3	計画策定機関	3
1.1.4	計画の運用	4
1.2	防災関係機関の大綱	6
1.2.1	防災関係機関の役割分担	6
1.2.2	地域防災組織	13
1.3	災害の危険性と被害の特徴	14
1.3.1	社会的概況	14
1.3.2	防災上の地域特性	15
1.3.3	風水害の危険性と被害の特徴	19
1.3.4	地震被害予測	21
1.3.5	想定する事故災害	23
1.3.6	原子力災害の想定と対策重点地域	26
1.4	防災ビジョン	28
1.4.1	本町における防災上の課題	28
1.4.2	防災ビジョン	30
2	災害予防計画	32
2.1	防災基盤の整備	32
2.1.1	災害に強いまちづくりの推進	32
2.1.2	災害に強い防災活動体制の整備	37
2.1.3	情報通信体制の整備	43
2.1.4	消防救急体制の整備	47
2.1.5	水防体制の整備	48
2.1.6	原子力災害緊急事態応急体制の整備	50
2.2	都市施設等の災害予防計画	52
2.2.1	ライフライン防災計画	52
2.2.2	建築物等災害予防計画	59
2.2.3	交通施設災害予防計画	64
2.2.4	危険物施設等の災害予防計画	70
2.2.5	農林業災害予防計画	73
2.3	災害別の予防計画	74
2.3.1	土砂災害防止計画	74

2.3.2	水害予防計画	79
2.3.3	火災予防計画	83
2.3.4	雪害予防計画	86
2.3.5	事故災害予防計画	92
2.3.6	原子力災害予防計画	99
2.3.7	暴風・竜巻等災害予防計画	100
2.4	救援救護活動体制の整備	101
2.4.1	避難対策計画	101
2.4.2	救助・医療対策計画	108
2.4.3	飲料水、食料、生活必需品の確保計画	111
2.4.4	交通輸送体系整備計画	113
2.4.5	ボランティア育成・確保計画	115
2.4.6	要配慮者災害予防計画	117
2.5	防災教育	123
2.5.1	防災に関する学習等の充実	123
2.5.2	自主防災組織の育成・援助	128
2.5.3	防災訓練計画	131
<b>3</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>134</b>
3.1	災害別の初期活動体制	134
3.1.1	風水害・雪害時の動員体制の確立	134
3.1.2	地震災害時の動員体制の確立	142
3.1.3	事故災害（原子力災害を含む）時の動員体制の確立	149
3.2	防災組織の活動体制	154
3.2.1	災害対策本部組織体制と事務分掌	155
3.2.2	広域応援の要請・受入れ	163
3.2.3	自衛隊災害派遣要請	168
3.2.4	ボランティアとの連携	170
3.2.5	災害救助法の適用	173
3.3	情報の収集・伝達	175
3.3.1	災害情報の収集伝達	175
3.3.2	被災情報の収集伝達	184
3.3.3	通信運用計画	207
3.3.4	広報計画	212
3.4	災害別の応急対策	215
3.4.1	消防応急対策	215
3.4.2	洪水災害等における水防応急対策	218
3.4.3	地震災害における水防応急対策	222
3.4.4	土砂災害応急対策	223
3.4.5	雪害応急対策	225
3.4.6	突発重大事故の応急対策	229
3.4.7	暴風・竜巻等災害応急対策計画	231

3.4.8	原子力災害緊急事態応急対策	232
3.5	救援救護活動計画	234
3.5.1	人命救助活動計画	234
3.5.2	医療救護計画	236
3.5.3	避難計画	239
3.5.4	飲料水の供給計画	257
3.5.5	食料及び生活必需品の供給計画	259
3.5.6	住宅応急対策計画	264
3.5.7	防疫及び食品衛生計画	267
3.5.8	遺体の収容・処理	270
3.6	ライフライン等応急対策	273
3.6.1	電力施設の応急対策	273
3.6.2	ガス施設の応急対策	276
3.6.3	通信・放送施設の応急対策	278
3.6.4	上下水道施設の応急対策	280
3.6.5	農林業の応急対策	282
3.6.6	危険物施設の応急対策	283
3.7	交通・警備対策	284
3.7.1	緊急輸送計画	284
3.7.2	交通施設の応急対策	287
3.7.3	災害警備計画	291
3.7.4	交通障害物の除去	295
3.8	廃棄物対策	296
3.8.1	廃棄物処理計画	296
3.9	教育福祉対策	299
3.9.1	教育再開計画	299
3.9.2	要配慮者への配慮	302
4	災害復旧計画	305
4.1	災害復旧計画	305
4.1.1	公共施設の災害復旧計画	305
4.1.2	激甚災害の指定	307
4.1.3	被災者への支援	308
4.1.4	復興計画	313
4.1.5	原子力災害中長期対策	315



# 1 総 則

## 1.1 計画の目的と構成

### 1.1.1 計画の目的

「永平寺町地域防災計画」は、災害対策基本法〔昭和36年（1960年）法律第223号〕第42条及び原子力災害対策特別措置法〔平成11年（1999年）法律第156号、以下「原災法」という。〕の規定に基づき、本町に係る災害対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定したものである。

## 1 総則

### 1.1.2 計画の構成

永平寺町地域防災計画は、本町および本町に関わる防災関係機関が諸活動を実施する際の基本体系としての構成を図るため、本町の気象および地域特性によって想定される大雨、洪水等の風水害や、地震による災害、原子力災害、突発的大事故、およびその他の災害を基準として、以下の事項について定めるものとする。

#### 1) 総則

本町および防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務または業務の大綱及び町域に係る災害に関する被害特性とその対応策についての基本的な方針。

#### 2) 災害予防計画

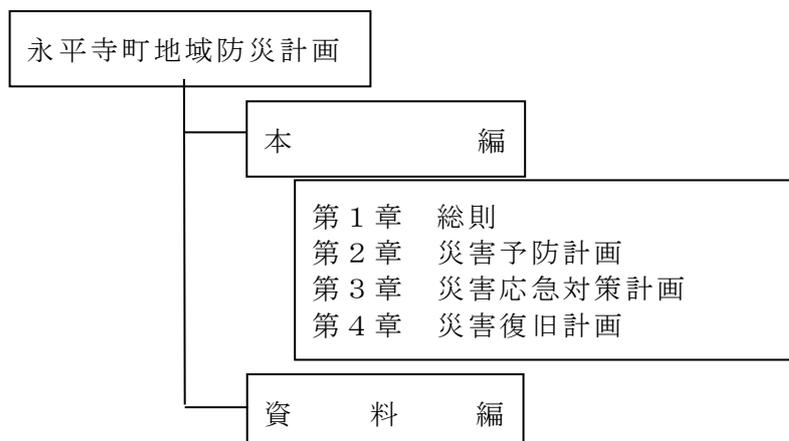
災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための事前措置として、防災施設の整備、防災教育・訓練、一般住民への防災知識の普及その他の災害予防に関する事項を定めた計画。

#### 3) 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための措置として、組織体制の整備、災害に関する予報または警報の伝達、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項を定めた計画。

#### 4) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画。



### 1.1.3 計画策定機関

永平寺町地域防災計画の策定機関は永平寺町防災会議とする。本会議は、災害対策基本法第 16 条および永平寺町防災会議条例に基づき設置された機関であり、本町の防災に関わる基本方針の決定並びに永平寺町地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とするものである。

なお、永平寺町防災会議の庶務担当機関として、防災安全課がこれに携わるものとする。

## 1.1.4 計画の運用

### 1) 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等のさまざまな主体が連携して日常的に減災のための行動を行うように努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

さらに、令和2年（2020年）、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

### 2) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、計画を修正した際は、県に報告するとともに、その要旨を住民に公表する。

### 3) 計画の周知徹底

この計画は福井県地域防災計画や指定行政機関の長または、指定公共機関が作成する防災業務計画等の他の計画との整合性を図る。また、災害救助法〔昭和22年（1947年）法律第118号〕に基づき知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合の計画または知事が実施する救助事務を補助する場合の計画および同法適用前の救助に関する計画、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

### 4) 計画の習熟

永平寺町及び防災関係機関は、この計画を円滑かつ的確に運用するため、平素から他の機関や住民等と協力して調査研究を行い、防災教育、実施訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

また、この計画の内容について住民の十分な理解と協力が得られるよう広く普及

を図り、この計画を住民の防災活動の指針として充分機能させるべく、住民への周知徹底を図るものとする。

#### 5) 地区防災計画の運用

住民は、地区防災計画を定めたときは、永平寺町防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえた防災事業に関する計画内容の決定や変更を提案することができる。

また、永平寺町防災会議は、住民より提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

## 1.2 防災関係機関の大綱

### 1.2.1 防災関係機関の役割分担

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、本町を管轄する消防及び警察機関、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。これら防災関係機関は、防災に関し、おおむね以下の事務又は業務を処理するものとする。

#### 1) 県および町

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福 井 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福井県防災会議に関する事務</li> <li>2. 防災に関する施設、組織の整備</li> <li>3. 防災上必要な教育及び訓練</li> <li>4. 防災思想の普及</li> <li>5. 災害に関する被害の調査報告と情報の収集</li> <li>6. 災害の予防と拡大防止</li> <li>7. 救難、救助、防疫等被災者の救護</li> <li>8. 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定</li> <li>9. 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>10. 災害時における文教対策</li> <li>11. 災害時における公安警備</li> <li>12. 被災産業に対する融資等の対策</li> <li>13. 被災施設の復旧</li> <li>14. 被災県営施設の応急対策</li> <li>15. 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整</li> <li>16. 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん</li> <li>17. 義援金、義援物資の受け入れおよび配分</li> </ol>
永 平 寺 町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 永平寺町防災会議に関する事務</li> <li>2. 防災に関する施設、組織の整備</li> <li>3. 防災上必要な教育および訓練</li> <li>4. 防災思想の普及</li> <li>5. 災害に関する被害の調査報告と情報の収集</li> <li>6. 災害の予防と拡大防止</li> <li>7. 救難、救助、防疫等被災者の救護</li> <li>8. 災害時の応急対策・復旧資材の確保</li> <li>9. 災害対策要員の動員、借上</li> <li>10. 災害時における交通、輸送の確保</li> <li>11. 災害時における文教対策</li> <li>12. 被災施設の復旧</li> <li>13. 被災町営施設の応急対策</li> <li>14. 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>15. 義援金、義援物資の受け入れおよび配分</li> </ol>

## 2) 消防機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
永平寺町 消防本部消防署 永平寺町消防団	1. 火災の予防 2. 消防力の強化・充実 3. 危険物等の規制と安全性確保 4. 火災の鎮圧及びその他災害の軽減措置 5. 災害時の救急、救助

## 3) 警察機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福井警察署	1. 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 2. 被災地における社会秩序の維持および安全の保持 3. 災害の予防及び拡大防止 4. 被災地における交通の確保及び交通規制 5. 災害に関する情報の収集及び広報活動

## 4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	1. 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

## 5) 一部事務組合

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	1. 災害時におけるごみの処理
坂井地区環境衛生 組合	1. 災害時におけるし尿の処理
勝山・永平寺 衛生管理組合	1. 災害時におけるし尿の処理
五領川公共下水道 事務組合	1. 災害時における下水道施設の復旧

## 6) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
北陸財務局 (福井財務事務所)	1. 公共土木施設の災害復旧事業費査定の立ち会い 2. 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金 (災害つなぎ資金) の貸付 3. 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4. 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5. 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、 宿舍) の情報収集および情報提供
近畿厚生局	1. 救援等に係る情報の収集および提供
北陸農政局 (福井県拠点)	1. 農地・施設の災害対策に関する県、本省との連絡調整 2. 農地および農業施設の緊急査定

1 総則

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有保安林、治山施設等の整備</li> <li>2. 国有林における予防治山施設による災害予防</li> <li>3. 国有林における荒廃地の復旧</li> <li>4. 災害対策用復旧用材の供給</li> <li>5. 林野火災の予防</li> </ol>
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気の供給の確保に係る指導・要請</li> </ol>
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達</li> <li>2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</li> <li>3. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</li> <li>4. 電力・ガスの供給の確保および復旧支援</li> <li>5. 工業用水道の供給の確保に係る指導および要請</li> </ol>
中部近畿産業保安 監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気の保安の確保</li> </ol>
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保</li> </ol>
中部運輸局 (福井運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送協力要請</li> <li>2. 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整</li> <li>3. 災害時の不通区間での迂回輸送、代替輸送等の指導</li> <li>4. 所轄する交通施設および設備の整備についての指導</li> <li>5. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</li> <li>6. 災害時における貨物輸送確保に係る内航海運事業者に対する協力要請</li> <li>7. 特に必要があると認める場合の輸送命令</li> <li>8. 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援</li> </ol>
東京管区气象台 (福井地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</li> <li>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</li> </ol>
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電波の監理および有線電気通信の確保</li> <li>2. 災害時における非常通信の確保</li> </ol>
福井労働局 (福井労働基準 監督署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業場における災害防止の監督指導</li> <li>2. 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導</li> </ol>
国土地理院 (北陸地方測量部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供</li> <li>2. 地理情報システムの活用に関すること</li> <li>3. 公共測量の技術的助言</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理</li> <li>2. 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止</li> <li>3. 直轄河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策</li> <li>4. 直轄公共土木施設の災害復旧</li> <li>5. 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施</li> </ol>
大阪航空局 (小松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報の収集・連絡体制の強化</li> <li>2. 初動体制の充実</li> <li>3. 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力</li> <li>4. 情報の収集・連絡</li> <li>5. 活動体制等の確立</li> <li>6. 広報活動の実施</li> </ol>

## 7) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
西日本電信電話 (株) (福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信施設の整備及び防災管理</li> <li>2. 災害時における優先通信の確保</li> <li>3. 被災通信施設の復旧</li> </ol>
日本郵便(株) 北陸支社(各支店) (各郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における郵便業務の確保</li> <li>2. 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>3. 災害時における郵便局の窓口業務の維持</li> </ol>
日本赤十字社 (福井県支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における被災者の医療救護及びこころのケア</li> <li>2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整</li> <li>3. 義援金の受付</li> <li>4. 支部備蓄の救援物資の配分</li> <li>5. 血液製剤の供給</li> </ol>
北陸電力(株) 福井支店 北陸電力送配電(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の整備と防災管理</li> <li>2. 災害時における電力供給の確保</li> <li>3. 災害対策実施と被災施設の復旧</li> </ol>
(一社)福井県LP ガス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の整備と防災管理</li> <li>2. 災害時におけるガス供給の確保</li> <li>3. 災害対策の実施と被災施設の復旧</li> </ol>
中日本高速道路 (株)(福井保全・ サービスセンター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路および防災施設の維持管理</li> <li>2. 被害施設の復旧</li> <li>3. 交通安全の確保</li> </ol>

1 総則

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
公共交通機関 西日本旅客鉄道 (株) えちぜん鉄道(株) 京福バス(株)	1. 施設の整備と防災管理 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資および被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、本町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
日本通運(株) 福井支店	1. 安全輸送の確保 2. 災害対策用物資等の輸送 3. 転落車両の救出等
日本銀行 福井事務所 金沢支店	1. 災害時における現地金融機関の指導 2. 災害時における金融措置 3. 災害時における損傷通貨の引換の取次ぎ
土地改良区	1. 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2. 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査並びに測量設計業務
日本放送協会 福井放送局 福井放送(株) 福井テレビジョン 放送(株) 福井エフエム放送(株) (株)福井新聞社 (株)日刊県民福井	1. 住民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 2. 住民に対する災害応急対策等の周知 3. 社会事業団による義援金品の募集、配分等の協力
関西電力(株) 日本原子力発電 (株) 国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	1. 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 2. 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 3. 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 4. 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の点検 5. 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 6. 関係機関との連携 7. 緊急時における通報および報告 8. 緊急時における応急措置 9. 緊急事態応急対策 10. 原子力災害事後対策の実施 11. その他、県および本町が実施する原子力防災対策への積極的な協力
北陸電力(株) 福井支社 北陸電力送配電 (株)	1. 緊急時モニタリングの協力 2. その他、県及び町が実施する原子力防災対策への積極的な協力
(財)福井原子力セ ンター	1. 原子力防災に関する知識の普及 2. 県・町が実施する災害応急対策への協力

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構(原子力緊 急時支援・研修セ ンター)敦賀本部	1. 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評 価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 2. 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 3. 原子力防災に関する研修 4. 原子力防災訓練への参画

## 8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福井県農業協同組 合	1. 本町が行う被害状況調査および応急対策への協力 2. 農作物の災害応急対策の指導 3. 被災組合員に対する融資、斡旋 4. 農業生産資材および農家生活資材の確保、斡旋 5. 農作物の需給調整
福井森林組合	1. 県、本町が行う被害状況調査および応急対策への協力 2. 被災組合員に対する融資、斡旋
永平寺町商工会	1. 商工業者への融資・斡旋 2. 災害時における中央資金源の導入 3. 物価安定についての協力 4. 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
(一社)福井県医師 会	1. 医療救護班の編成および連絡調整 2. 災害時における医療救護活動の実施
要配慮者利用施設 永平寺町社会福祉 協議会 各施設	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における利用者の保護
金融機関	1. 被災事業者等に対する資金の援助
危険物関係 施設管理者	1. 危険物施設の防護施設の設置 2. 安全管理の徹底
永平寺町建設業会	1. 災害時における応急対策の協力

## 1 総則

### 9) 住民の責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、地震発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や要配慮者の救助、避難所での活動、県・本町等の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

### 10) 防災関係機関の協力事項

①各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡又は報告するよう努めるものとする。

- ア 気象に関する情報
- イ 災害に関する情報
- ウ 住民からの通報の内、防災に関するもの
- エ 住民への避難、立退きなどの指示
- オ 住民の生命および財産に関する被害状況
- カ 住民に対する広報活動

②各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項につき相互に協力するものとする。

- ア 職員の派遣
- イ 車両等資機材の貸与または提供
- ウ 各種資材の提供
- エ その他必要なもの

③本町、国、県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、町、国、県、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

## 1.2.2 地域防災組織

### 1) 永平寺町防災会議

災害対策基本法および永平寺町防災会議条例に基づき、設置される機関で、永平寺町の地域における防災に関し、町が掌握すべき事務を中心として、これに町内公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務について総括的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

#### ①組織

会長 永平寺町長 委員 20名以内

#### ②掌握事務

- ア. 永平寺町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- イ. 永平寺町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- ウ. 上記の他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 2) 永平寺町水防協議会

水防法および永平寺町水防協議会条例に基づき設置される機関で、永平寺町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議することを目的とする機関である。

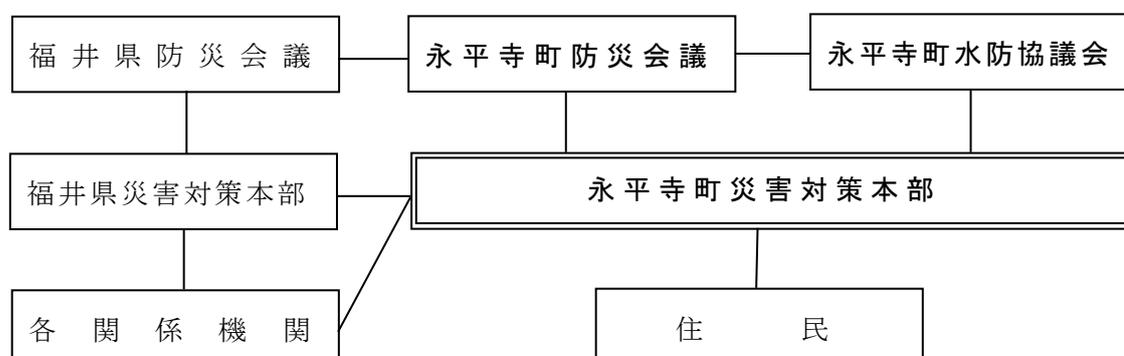
#### ①組織

会長 永平寺町長 委員 25名以内

#### ②掌握事務

- ア. 水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。
- イ. 水防に関して関係機関に対して意見を述べること。

<図 永平寺町地域防災組織>



## 1.3 災害の危険性と被害の特徴

### 1.3.1 社会的概況

永平寺町は、東は白山連峰を配して勝山市に接し、南西は大仏寺山及び福井県の東西を走る北陸自動車道沿線付近を境として県都福井市に面しており、北は九頭竜川の北方で大きく広がる福井平野で坂井市と繋がっている。

人口及び世帯数は、平成 18 年（2006 年）2 月に 3 町村が合併したことにより住民基本台帳〔令和 5 年（2023 年）6 月 1 日現在〕で 17,965 人、世帯数 6,608 世帯となり、人口の分布では松岡地区の市街地に人口が集中し、その他は九頭竜川流域の平野部や中山間地に点在している。人口の推移も松岡地区を除き、他の地区は減少傾向にあり、そのため、土地区画整理事業等で人口減少の抑止を図っている。

本町の主要な交通網としては、北陸自動車道は、本町の最西端のところを米原から新潟に通じており、途中福井北インターチェンジで東西に縦断して走る一般国道 416 号に繋がり、本県の東西を結ぶ重要な路線となっている。また、本町と福井市、坂井市、勝山市等に繋ぐ路線（県道）は多く、日常生活上においても重要な路線だけでなく、本町の観光名所である曹洞宗大本山永平寺に通じる県道永平寺線等、観光路線としても重要な路線となっている。近年では、中部縦貫自動車道永平寺大野道路が全線開通し、より広域交通の円滑化および災害時における安定的な交通の確立を図ると共に、文化・観光資源を生かした地域振興や産業経済の発展を図っている。

本町の公共交通機関は、えちぜん鉄道が本町の中央を東西に走り、本県の主な企業が集中する福井市に繋がり、住民の通勤・通学の足となっている。

## 1.3.2 防災上の地域特性

### 1) 地形および地質

本町は九頭竜川のほぼ中流域に位置しており、南北の急峻な山の間には、洪積層の砂・礫および粘土からなる高度の低い河岸段丘が形成されている。このような河岸段丘は、本町を南北に流れる荒川、永平寺川、犀川などの下流域でもみられる。本町の地区住民は、これらの河岸段丘および九頭竜川中域の低地に居住している。これらの低地は、河川の運んだ粘土・礫および砂が堆積してできた沖積層で、最も地盤の弱い層となっている。

九頭竜川流域の平地、永平寺川、河内川などの流域で形成された平地は、ほとんどが低地であり、洪水発生時には、洪水が滞留しやすいと考えられる。

本町の大部分を占める山地は嶺北山地にあたり、さらに、九頭竜川の南北で、それぞれ加越山地と越前中央山地に分けられる。加越山地の町内での最高峰は浄法寺山（標高 1,053m）で、極めて急峻であり、地すべりの危険性もある。また、これら河川流域の低地と山地の境界部に、崖崩れや土石流による土砂が堆積してできた崖錐・扇状地が見られる。

### 2) 気候

本町は日本海岸気候区に属しており、冬季には西高東低の冬型の気圧配置による北西の季節風が卓越するとともに、豪雪、強風となり、日照時間が少なくなる特徴がある。福井地方気象台の年降水量の平年値〔平成3年～令和2年（1991年～2020年）の30年間の平均値〕は2,299.6mmと、多雨多湿地帯に属している。季節変化をみると、梅雨の影響により夏期の7月や台風シーズンの9月、降雪のある12月～1月に降水量が多くなっている。

年間の降雪量は地域的な差はあるが、例年かなりの積雪が見られる。多い年では「昭和38年1月豪雪」（1963年）に年間降雪量596cm、最深積雪213cm、また昭和56年（1981年）に年間降雪量622cm、最深積雪196cmの記録がある（いずれも福井地方気象台）が、昭和62年（1987年）以降は少雪傾向にあった。しかしながら、「平成18年豪雪」（2006年）は大雪となり、20年ぶりに年間降雪量が300cmを超えた。また、平成23年（2011年）には年間降雪量が397cm、最深積雪119cmを記録した。また、平成30年（2018年）の豪雪では、37年ぶりの記録的な積雪となり、福井市では最大積雪深が147cmとなった。

<豪雪時の最大積雪深 福井（福井県）>

昭和38年1月豪雪（1963年）	昭和56年豪雪（1981年）	平成18年豪雪（2006年）	平成30年豪雪（2018年）	令和3年豪雪（2021年）
213 cm	196 cm	95 cm	147 cm	107 cm

出典：気象庁

## 1 総則

### 3) 過去の災害記録

#### ①風水害の記録

福井県では、梅雨期等に発生する集中豪雨や台風に伴う風水害が毎年のように発生している。近年では、県下で死者4名、行方不明者1名等の被害をもたらした「平成16年7月福井豪雨」(2004年)や、死者2名等の被害をもたらした「平成18年7月豪雨」(2006年)があげられる。

そのほか過去の災害記録(参考:「福井県の気象百年」:福井地方気象台)によると、梅雨時や台風来襲時の洪水害、浸水害、強風害のほかにも、山崩れ、崖崩れなどの土砂災害、雪崩害、積雪害などの雪害、落雷害、竜巻害、ひょう害、干害、冷害、低温、長雨、高温少雨などの気象災害が発生している。

本町でも、県下最大河川である九頭竜川流域にあるため、これまで数々の水害に見舞われたと推測され、実際、「平成16年7月福井豪雨」(2004年)では、床上浸水2世帯、床下浸水17世帯の被害があったことをはじめ、「平成18年7月豪雨」(2006年)では、斜面崩壊の発生や河川施設、治山施設に被害が発生するなどしており、水害、土砂災害は、頻繁に発生している。

また、本町は、近年でも、たびたび最大積雪深が100cmを超えるなど積雪による被害を受けている。

したがって、本町においては、梅雨前線または台風による降雨と、積雪について、特に警戒する必要があると言える。

#### ②震災の記録

永平寺町周辺(半径70km程度内)で発生した被害地震の記録としては、天平17年(745年)から昭和47年(1972年)までに34件あった。マグニチュード7以上の地震は6回記録され、明治24年(1891年)の濃尾地震は記録上内陸型地震としては最大規模であった。また、昭和23年(1948年)の福井地震は本町に極めて近い位置で発生しており、本町においても大きな影響を受けた。

※新編日本被害地震総覧(増補改訂版) (1996年東京大学出版会)

#### ③雪害の状況

「平成18年豪雪」(2006年)では、全国で雪により152人の死者がでた。これは「昭和38年1月豪雪」(1963年)による死者・行方不明者数(231人)に次いで、また昭和56年(1981年)の大雪による死者・行方不明者数(152人)と同じく、戦後2番目に多い犠牲者数であり、負傷者も2,136人と昭和56年(1981年)の大雪による負傷者数(2,158人)に次いで多い数となっている。

<平成18年豪雪による県の被害状況>

	人的被害				住家被害				
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
福井県	14		36	126	1	2	46		2

出典:豪雪地帯市町村における総合的な雪計画の手引き

平成30年(2018年)の豪雪では、2月4日から7日にかけて冬型の気圧配置とな

り、日本海から発達した雪雲が継続して北陸地方西部に流れ込んだ。このため、福井県では嶺北地方を中心に記録的な大雪となり、嶺北地方では、鉄道、路線バスといった公共交通機関が軒並み運休となったほか、多数の車両の立ち往生による道路の通行止め等、広範囲かつ長時間にわたり交通網が麻痺状態となった。また、除雪作業中の事故も多発した。

<平成 30 年豪雪による県の被害状況>

	人的被害				住家被害				
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
福井県	12		26	95	1	5	438		7

出典：今後の大雪に関する対策（福井県 平成 30 年 10 月）

「令和 3 年大雪」（2021 年）では、1 月 7 日から 10 日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大陸の山脈で二手に分かれた寒気が嶺北地方付近の日本海上で合流して発達した雪雲が県内に流れ込んだ。このため、福井県は嶺北地方を中心に記録的な大雪となり、福井市と大野市では「顕著な大雪に関する福井県情報」が発表された。嶺北地方では、高速道路、国道 8 号が通行止めとなり、北陸自動車道では、一時、加賀 I C から武生 I C にかけて約 1,600 台の車両が滞留するなど、県民の生活に大きな支障を与えた。

<令和 3 年大雪による県の被害状況>

	人的被害			住家被害				
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
福井県	6		91	2	1	61	2	14

出典：福井県地域防災計画雪害対策編（福井県 令和 5 年 5 月）

#### 4) 永平寺町周辺の活断層

本町の周辺には、多くの活断層が存在している。

国が、これまでに公表した活断層（主要 98 断層帯）及び海溝型地震の長期評価結果で、このうち、永平寺町役場より 70km 圏内に分布するものは 9 件ある。これらの長期評価、地震確率によると、永平寺町に被害を及ぼす地震を引き起こすと思われる活断層の特徴をまとめると次のようになる。

永平寺町に最も近い断層帯は福井平野東縁断層帯である。また、福井平野東縁断層帯は、想定される地震規模（マグニチュード 7.6）も大きく、我が国の主な活断層の中で相対的に発生する確率がやや高いグループに属する。

福井平野東縁断層帯以外では、近距離にあるのは、森本・富樫断層帯、濃尾断層帯などがある。前者は、我が国の主な活断層の中で相対的に発生する確率が高いグループに属するが、福井平野東縁断層帯より、遠距離にあり、かつ想定される地震規模も小さいため、町に与える影響はより小さいと考えられる。また、後者は、発生する確率が低いと考えられている。

以上のことから、福井平野東縁断層帯による地震が、とりわけ町から近い距離に

## 1 総則

あり、発生確率、地震規模などを総合的に勘案すると、本町の地震防災の見地から最も考慮すべき地震と考えられる。

### 1.3.3 風水害の危険性と被害の特徴

本町において特に注意を要する風水害について、その危険性と被害の特徴を整理する。

#### 1) 永平寺町における大雨、洪水等の危険性

本町は多降水量地域とされており、6月から10月にかけて、前線の停滞や台風の接近により降水量が多くなり、福井地方気象台の年降水量の平年値〔平成3年～令和2年(1991年～2020年)〕は2,299.6mmとなっている。

本町の過去の風水害で道路等の崩壊や家屋への浸水など大きな被害をもたらしたものに、昭和40年(1965年)9月の台風、昭和56年(1981年)7月の梅雨前線などがあるが、これら風水害発生時の最大日降水量は昭和40年(1965年)9月の台風で150.5mm、昭和56年(1981年)7月の梅雨前線で2日から3日未明にかけて160.5mmの降雨量の記録がある(いずれも福井地方気象台データ)。しかし、福井地方気象台の観測史上最大日降水量201.4mmに比べると、特別な降雨量でもなかったが、このように、本町は降雨の総雨量の多少に関わらず、九頭竜川流域全体での雨の降り方次第では浸水等の災害に結びつく可能性があり、特に夏季の台風の接近、前線の停滞等に伴う集中豪雨の際は、大きな被害の危険性が高まるといえる。

また、台風や集中豪雨等の大雨時に洪水等の被害を受けやすいところは、旧来の河川氾濫等によって形成された地形や周辺から水の集まりやすい凹地等であり、本町においては、九頭竜川沿いの低地や荒川、永平寺川などの河川沿いの低地が該当する。

このうち、九頭竜川については、国(国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所)より浸水想定区域が指定・公表〔指定:平成14年(2002年)3月、変更:平成28年(2016年)6月〕されている。この浸水想定区域は、指定当時の河道、ダムの整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨(中角地点の上流域の2日間雨量:414mm)で九頭竜川が氾濫した場合に想定される浸水状況について、シミュレーションされている。なお、浸水想定区域は平成27年(2015年)の水防法改正を踏まえ、前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更している。しかし、計画降雨程度の降雨があった場合でも、九頭竜川沿いの低地や荒川、永平寺川などの河川沿いの低地で浸水の危険性があることがわかる。なお、洪水時の破堤箇所は、一般的には、河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であるといわれており、このような地点では、大雨時には、特に注意が必要となる。

#### 2) 永平寺町における土砂災害の危険性

土砂災害は、その現象の違いにより岩屑が水と混合して、土砂の流れとなり谷や溪床に沿って流下する「土石流」、山地斜面の崩壊等による「崖崩れ」、山自体が塊で滑り落ちる「地すべり」の3つに分類される。こうした土砂災害は山地、丘陵地、台地部と平地部の境界部分に発生しやすく、台風や集中豪雨により誘発されるおそれがある。

## 1 総則

本町には、これら土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）が多く分布しており、県によって令和5年（2023年）4月現在、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に363箇所（うち、土砂災害特別警戒区域が319箇所）が指定されている。内訳は土砂災害警戒区域（土石流）が176箇所（警戒区域：176、特別警戒区域：136）、土砂災害警戒区域（急傾斜地）が184箇所（警戒区域：184、特別警戒区域：183）、土砂災害警戒区域（地すべり）が3箇所（警戒区域：3）である。

土砂災害警戒区域等の分布は、ほぼ町内全域に分布しており、集落が狭長な谷底平野に位置するため、住宅が山地に近接しており、特に注意が必要となっている。また、九頭竜川沿岸の地域は平地部がやや広くなっているものの、住宅は水害を避けて山裾付近に集まっているため、これら住宅についても土砂災害の危険性が高いといえる。さらに、急峻な山地に挟まれた溪流に沿って主要道路が通っていることから、これらの道路が土砂災害によって通行不能となる可能性もあり、孤立化に対し十分な注意が必要な地域もある。

### 3) 永平寺町における雪害の危険性

雪害は、雪崩や雪圧などによる直接的な被害以外に、交通・供給施設の機能障害などにより日常生活への精神的・物理的影響が発生する点に特徴があるといえる。

福井県は、県下全域が豪雪地帯に指定されていることから、雪崩による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、雪崩対策事業の推進を図るとともに、「雪崩危険箇所等点検要領」に基づき、雪崩災害の危険性がある箇所を抽出している。

この調査によれば、本町には、雪崩危険箇所が28箇所分布している。また、本町は典型的な日本海岸気候区で、冬期に多量の積雪があり、過去幾度かの雪に関連する災害が発生しており、近隣の勝山市が特別豪雪地帯に指定されていることから、特に注意して積雪時の防災対策の充実を図る必要がある。

### 1.3.4 地震被害予測

福井県では、平成7・8年度（1995・1996年度）に過去において福井県に最も影響のあった福井地震および嶺南地域を中心とした被害を想定するための敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年（2009年）7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度（2010・2011年度）にあらためて地震被害予測調査を実施した。

ここでは、特に本町への影響が大きいと考えられる福井平野東縁断層帯地震と同様の地震が発生した場合の町で想定される被害等を整理し、地震災害規模の目安とする。

#### 1) 想定地震

本町では、地震ハザードマップの揺れやすさマップで、震源に近い西部の一部で震度7、西部の全域で震度6強の地域が予想されるほか、東部はおおむね震度6弱の地域と予想されている。

#### 2) 永平寺町における地震発生の危険性

本町に大きな被害をもたらすおそれのある地震としては、先述の「福井県地震被害予測調査」の想定地震でもある福井平野東縁断層系の地震であると考えられる。

平成7・8年度（1995・1996）年度の「福井県地震被害予測調査」では、当時の見解から福井地震断層による地震の規模をマグニチュード7.1としている。しかしながら、現在、地震調査研究推進本部の最新研究成果などによると、福井平野東縁断層帯主部は最大でマグニチュード7.6の大きさの地震となる可能性を秘めることが明らかにされており、より大きな被害をもたらせる可能性があると考えられている。また、その地震の発生確率は、100年以内にほぼ0%から0.3%と試算されている。

したがって、本町における被害予測は、大きな被害があることを想定して防災対策を講じる必要がある。

また、本町は、福井平野東縁断層帯以外にも濃尾断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、森本・富樫断層帯、牛首断層帯、跡津川断層帯、湖北山地断層帯、庄川断層帯、野坂・集福寺断層帯などの直下で大きな地震が発生した場合、相当の揺れがあり、被害を受ける可能性があるため注意が必要である。

#### 3) 地震による被害発生の危険性

本町周辺には主要な活断層帯が存在しているとともに、かつて、福井地震、濃尾地震時にも被害を生じたことから、次のような地震災害の危険性があることを認識しておく必要がある。

- ・地震動による倒壊・破損
- ・液状化

## 1 総則

- ・ 山麓部の土砂災害
- ・ 密集市街地における延焼火災

### ①地震動による倒壊・破損

地震が発生した場合に、本町において特に揺れが大きくなる地域は、九頭竜川沿いの谷底低地であり、この上は町庁舎をはじめとして市街地が広がり、町の社会的中心地となっているため、建物倒壊、火災等による人的・物的被害だけでなく上水道、電気等のライフライン災害、交通施設災害が極めて深刻となる可能性がある。

### ②液状化

本町の場合、主な集落は崖錐・扇状地谷底低地等に形成されており、液状化現象の可能性は比較的少ない。しかし谷底低地の底部に、本町の中心市街地が形成されており、これらの集落では、地下水位が高いと予想されるうえ、地盤条件から震度も大きくなる傾向にある。従って、液状化の危険性が低いとはいえ、福井地震のような大きな地震が発生した場合には注意が必要である。なお、この液状化が発生した場合、地下埋設管の破損、電気架設物の転倒、重量構造物（橋梁、大規模建物等）の損壊等の被害が発生する可能性がある。

### ③山麓部の土砂災害

土砂災害警戒区域等の分布は、ほぼ町内全域に分布しており、集落が狭長な谷底平野に位置するため、住宅が山地に近接しており、特に注意が必要となっている。また、九頭竜川沿岸の地域は平地部がやや広がってはいるものの、住宅は水害を避けて山裾付近に集まっているため、これら住宅についても土砂災害の危険性が高いといえる。さらに、急峻な山地に挟まれた溪流に沿って主要道路が通っていることから、これらの道路が土砂災害によって通行不能となる可能性もあり、孤立化に対し十分な注意が必要な地域もある。

### ④密集市街地における延焼火災

木造家屋密集地域は、中心地である松岡地区におおむね集中している。集落内は狭隘な道路も多くあり、消火活動への支障が懸念されるため、特に強風・乾燥時には延焼被害が大きくなる危険性を内在しており、こうした条件下で大きな地震により火災が発生した場合には、広範囲に延焼拡大する可能性がある。

### 1.3.5 想定する事故災害

被害の規模については、防災基本計画に準じて「多数の死傷者等の発生、又は発生するおそれがある」事故災害を想定する。

#### 1) 想定する航空災害

##### ①災害事象

航空機の墜落等

##### ②災害の発生場所

本町及び周辺地域

##### ③航空機の種類

- ア. 航空運送事業者の運航する航空機
- イ. 個人又は企業等の保有する航空機
- ウ. 行政機関等の保有する航空機(ヘリコプター等)

##### ④被災者等

- ア. 航空機の乗員及び乗客
- イ. 墜落地点周辺の住民等

#### 2) 想定する鉄道災害

##### ①災害事象

- ア. 列車の衝突、脱線、転覆等
- イ. 構造物(トンネル、橋りょう等)の被災等による列車への被害
- ウ. 列車と自動車の衝突等
- エ. 列車火災
- オ. 列車からの危険物等の流出等

##### ②災害の発生場所

本町の鉄道及びその周辺

##### ③鉄道事業者

えちぜん鉄道株式会社

##### ④被災者等

- ア. 列車の乗員及び乗客
- イ. 事故地点周辺の住民等

## 1 総則

### 3) 想定する道路災害

#### ①災害事象

- ア. 道路構造物(トンネル、橋りょう等)の被災等による自動車への被害
- イ. 道路上での重大事故(交通事故等)
- ウ. 自動車の火災
- エ. 自動車からの危険物等の流出等

#### ②災害の発生場所

- ア. 北陸自動車道(町内)
- イ. 中部縦貫自動車道永平寺大野道路
- ウ. 一般国道、県道、町道等

#### ③被災者等

- ア. 自動車の乗客等
- イ. 事故地点周辺の住民等

### 4) 想定する危険物等災害

#### ①災害事象

- ア. 危険物(消防法第2条第7項に規定する危険物をいう。以下同じ。)の漏えい・流出、火災及び爆発
- イ. 高圧ガス(高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。)の漏えい・流出、火災及び爆発
- ウ. 火薬類(火薬類取締法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。)の火災及び爆発
- エ. 毒物(毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。以下同じ。)及び劇物(毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物をいう。以下同じ。)の飛散、漏えい、流出等

#### ②災害の発生場所

本町内の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物(以下「危険物等」という。)を取り扱う事業所及びその周辺

#### ③被災者等

- ア. 危険物等を取り扱う事業所
- イ. 事故地点周辺の住民等

### 5) 想定する大規模な火事災害

#### ①災害の発生場所

本町内及びその周辺の住宅密集地、特殊建築物等

#### ②被災者等

- ア. 火災発生場所

イ. 火災発生場所周辺の住民等

**6) 想定する林野火災**

本町及びその周辺地域における、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災

### 1.3.6 原子力災害の想定と対策重点地域

#### 1) 原子力災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

#### 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

##### ① 放射性物質又は放射線の放出

##### (i) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

##### (ii) 核燃料施設で想定される放射性物質の放出形態

##### (イ) 火災、爆発等による放射性物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記(i)と同様にブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

##### (ロ) 臨界事故による放射性物質の放出

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮蔽効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

##### ② 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

##### (i) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

##### (ii) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

※「原子力災害対策指針」（令和3年7月21日原子力規制委員会）

## 2) 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

原子力規制委員会では、実施すべき原子力災害対策の内容に応じて、重点的に実施すべき地域の範囲を以下のように定めている。

【原子力発電所の場合】(資料編別紙1参照)

- ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action planning Zone)

永平寺町では、最も近い敦賀発電所からほぼ 50 km の距離であり、上記の 2 地域には該当しない。

しかし、最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護装置、及び住民への啓発、本町を超えた広域的な問題の対処のため、原子力災害に対しても対策を計画するものとする。

< 敦賀発電所からの距離 >



## 1.4 防災ビジョン

### 1.4.1 本町における防災上の課題

本町における防災上の課題を整理すると、以下のようになる。

#### 1) 自然条件による防災上の課題

##### ①河川

九頭竜川は、本来洪水氾濫の多い河川であるが、近年は上流の九頭竜ダム、真名川ダムの完成により洪水の頻度が低下している。しかし、両ダムの洪水調節量を超える事態が起こった場合には、放水によりむしろ洪水被害が大きくなる可能性がある。

また、荒川、永平寺川、河内川、南河内川などの河川流域は、地形上の特性からもとより氾濫しやすい河川であり、近年の大規模な改修によって氾濫頻度が低下したものの、低地部や河川に近い部分での宅地開発は危険である。

##### ②ため池

町内にはいたる所にため池があるが、これらの大半は戦前に築かれたもので、老朽化が進み破堤の危険性が高くなっているため池については改修を進める必要がある。

##### ③土砂災害

本町では、ほぼ全域に土砂災害の危険箇所が分布しているが、土砂災害警戒区域等における対策工事を推進する必要がある。また、本町では地形上、山裾に集落が立地する所が多く、危険箇所に指定されていない場合でも、潜在的な危険性があることから、危険な開発行為を抑制し、山地の荒廃を防いで土砂災害を予防するとともに、土砂災害に対する警戒・避難体制の整備充実を図る必要がある。

#### 2) 交通施設に関する防災上の課題

##### ①道路

一般国道364号沿道には、土砂災害の危険箇所が多数存在しているうえ、地形的に山間が狭くなっている部分があり、土砂災害が発生して道路が遮断されると、集落が孤立化する危険性があることから、代替ルートを確保するとともに、通信施設の設置や備蓄整備などの孤立化対策を図る必要がある。

##### ②橋梁

本町では、地形上、橋梁が多く存在することから、これらの安全性確保と構造強化を図る必要がある。

### ③鉄道

えちぜん鉄道(株)の線路、橋梁、盛土および駅舎等の鉄道施設について、災害に対する強度や安全性を点検し、必要に応じて改修や更新を図るなど、防災機能を強化する必要がある。

## 3) 社会的条件による防災上の課題

### ①避難施設

災害時の広域避難施設は、町全域に、住宅から約2km圏内には配置されているが、収容能力に不安があることから、今後は、個々の避難施設について、必要に応じて建て替え・改修等を進めるとともに、備蓄等の必要な機能充実を図る必要がある。また、土砂災害の危険性の高い避難所もあることから、これら避難所に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域等について、早急に防災対策を講じるか、または代替の避難施設を確保する必要がある。

### ②外国人、旅行者等

本町には永平寺をはじめとする観光名所があり、年中を通じて国内外からの観光客が訪れる。これらの外国人や旅行者は、地元の地理に不案内であり、また一定の所に集中して滞在するため、災害時には大きな混乱が起これると予想される。したがって、平素から、関係団体との連携による安全対策を講じておく必要がある。

## 1.4.2 防災ビジョン

災害対策の基本的理念である「住民の生命及び財産の保護および社会生活の維持」を達成するための基本方針として、以下の永平寺町防災ビジョンを掲げる。

本町の防災施策全般に係わる課題を整理し、本町の地域特性や、県全体における広域的位置づけなどをふまえたうえで、本町独自の防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化し、今後長期的に取り組むべき防災まちづくりの推進に向けて、具体的な目標を示すものとする。

### 1) 災害に強い都市基盤づくり

道路、橋梁、河川および建築物等の安全性を高めるなど、災害に強い都市基盤づくりを進めることによって、各種災害による被害の防止および軽減を図る。

- 《具体的目標》
- ・道路の整備推進と代替路線の確保
  - ・橋梁の安全性確保
  - ・河川の治水対策事業の促進
  - ・建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実

### 2) 災害に強い地域との連携体制づくり

災害時に迅速に対応できる活動体制を確立するとともに、町だけでなく、町内防災関係機関、事業所、各種団体および住民が互いに連携し、地域ぐるみでまちと人を災害から守る、防災ネットワークづくりを推進する。

- 《具体的目標》
- ・突発的災害にも即座に対処できる応急対策活動体制の確立
  - ・民間ボランティアや、広域応援の受入れ体制の確立
  - ・町内自主防災組織の育成、援助
  - ・地域、住民との連携による要配慮者対策の推進

### 3) 地域特性による防災上の課題克服

本町の地形上、気象上の地域特性による防災上の課題を克服し、住民が安心して快適な生活を営むことができる、きめこまかい対策を推進する。

- 《具体的目標》
- ・土砂災害対策の推進
  - ・孤立化対策の推進
  - ・避難活動体制の整備充実

## (資料編)

- 1-1-1 永平寺町防災会議条例
- 1-1-2 永平寺町災害対策本部条例
- 1-1-3 永平寺町水防協議会条例
- 1-1-4 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例
- 1-1-5 福井県・市町村災害時相互応援協定
- 1-1-6 九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書
- 1-1-7 災害時等の応援に関する申し合わせ
- 1-1-8 集団災害救急救助事故警備計画に基づく応援協定書
- 1-1-9 福井県広域消防相互応援協定書
- 1-1-10 災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定
- 1-1-11 永平寺町集団災害救急救助事故に係る応援協定書
- 1-1-12 災害時における下水道事業に係る相互支援協定書
- 1-1-13 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定
- 1-1-14 災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定書
- 1-1-15 災害時における生活物資の調達・供給に関する協定書
- 1-1-16 災害時における物資供給に関する協定書
- 1-1-17 災害時における支援協力に関する協定書
- 1-1-18 災害時における公共施設の応急対策に関する協定(松岡地区)
- 1-1-19 災害時における公共施設の応急対策に関する協定(永平寺地区)
- 1-1-20 災害時における公共施設の応急対策に関する協定(上志比地区)
- 1-1-21 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書
- 1-1-22 原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書
- 1-1-23 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定
- 1-1-24 災害時相互応援協定(南越前町)
- 1-1-25 バイオマスバオイラー設備等の災害時における発動発電機の貸借等に係る協定
- 1-1-26 災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定
- 1-1-27 永平寺町・日本下水道事業団災害支援協定
- 1-1-28 災害時における下水道施設の応急対策に関する協定書
- 1-1-29 永平寺町と永平寺町内郵便局との包括的地域連携に関する協定
- 1-1-30 永平寺町と永平寺町内郵便局との協力に関する協定
- 1-1-31 福井県協定一覧
- 1-2-1 防災関係機関一覧
- 1-3-1 気温・降水量
- 1-3-2 永平寺町周辺(半径 70km 圏)の被害地震一覧

## 2 災害予防計画

### 2.1 防災基盤の整備

#### 2.1.1 災害に強いまちづくりの推進

あらゆる災害から住民の生命、身体および財産を守るため、必要な避難所、避難路、防災拠点等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

##### 1) 防災ブロックの設定

災害時のいかなる状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するため、防災活動に適した単位での防災基盤の整備や防災活動体制の強化を目指す。

本町では、7つの小学校区を基本としながら、地域の人口分布や地形などの分断要素を考慮して8防災ブロックを設定する。また、これら防災ブロックごとに、避難所や防災拠点を配置し、各ブロック単位での防災体制の整備を図るものとする。

また、各ブロック間のネットワーク化を図ることによって、町全体としての防災活動が円滑に行われるよう、情報連絡体制の強化を目指す。

##### 2) 防災拠点

本町における防災活動の中で特に重要な機能を果たす公共施設等を防災拠点として位置づけ、必要な機能整備を図る。また、各拠点間においては、道路や情報通信網によるネットワークの充実を図る。

###### ①防災中心拠点

本町において災害による被害が発生した場合、永平寺町災害対策本部が設置される町役場は、町内防災活動の中心となるだけでなく、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、あらゆる災害・被災情報を統括する情報通信機能を果たす必要がある。

従って、永平寺町役場を本町の防災拠点機能を総括する防災中心拠点として位置づけ、近隣の永平寺町消防本部との連携による防災中心機能および全国瞬時警報システム(Jアラート)、戸別受信機、一斉電話配信システム、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメールなどの情報通信機能の整備に努める。

町役場本庁舎が被災し、災害対策本部として使用できなくなった場合、永平寺支所を代替とする。永平寺支所も被災した場合、上志比支所を代替とする。

###### ②避難拠点

地域レベルでの被災情報を迅速に把握し、災害対策本部との連携のもとの確かな応急対策活動および被災者への支援活動を実施するため、指定避難所の中から地域防災ブロックごとに多数の被災者が収容できる町内各施設等を、避難拠点として位置

づけるものとする。

避難拠点は、ブロック内における各避難所の活動を総括するとともに、被災状況によっては地区連絡所や救護所、被災者向けの各種相談窓口も設置されることから、特に情報通信機能や救援物資・資機材の確保に重点をおいた機能整備に努める。

なお、避難所となる建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

### ③要配慮者対策拠点

災害時の避難所においては、要配慮者への対応が優先され、一般の被災者への対応が遅れたり、活動が混乱したりするおそれがある。このような混乱を防ぎ、かつ要配慮者への対応を的確に実施するため、指定避難所のうちから防災ブロックごとに要配慮者の避難所を指定し、老人福祉施設等を要配慮者対策拠点として位置づけ、必要な機能整備に努める。

### ④救急物資集積拠点

食料、生活必需品、義援物品などの救急物資の受入れ、仕分け、配送等の作業に係る救急物資集積拠点は、避難拠点への物資等の供給を考慮し設置する。

災害時にヘリコプターによる空からの物資輸送については、救急物資集積拠点の敷地又はその周辺を災害対策用ヘリポートとして指定し、救急物資集積拠点への物資等の搬入を考慮にいれ、円滑な物資等の搬入等ができるようヘリポート拠点の集中管理運営で対応する。福井北 IC 周辺の企業を輸送車両の待機箇所および物資の一時保管施設とする。

また、救急物資集積拠点は災害時に救急物資の仕分け作業などを実施するほか、町外からの民間ボランティアなどの受入れ・活動拠点として機能することから、情報通信施設等の必要な整備を図る。

### ⑤救護拠点

保健センターを、災害時に町内において実施される医療・救護活動を統括する救護拠点として位置づける。救護拠点では、町内医療機関および町外の医療機関の応援協力のもと、適切な医療・救護活動が実施できるよう、情報収集・相互連絡体制などの重点整備に努める。

## 3) 避難所

災害時における住民の安全を確保するため、避難所を指定する。避難所では、各施設の規模や位置づけに応じ、食料や資機材の備蓄、情報通信設備の整備など、必要な整備を進めるとともに、住民に対し周知徹底を図る。避難所は、以下の種類に区分される。

### ①避難場所（一時避難場所）

災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を避難場所とする。

## 2 災害予防計画

### ②避難所（広域避難所）

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所とする。

### ③福祉避難所

災害時に一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を受け入れる避難所。

## 4) 防災道路

国道、主要地方道（県道）、幹線町道を本町における災害時の避難・救助、物資輸送などの防災活動上、重要な役割を果たす防災道路第1次確保路線として位置づけ、また、次に優先して交通確保に努める路線として、住民の避難ルートや、第1次確保路線の代替ルートとなる路線を、防災道路第2次確保路線として位置づける。これら防災道路では、施設管理者の協力のもと必要な機能整備を促進するとともに、災害時における応急復旧体制や交通規制体制等の確立に努める。

## 5) 防災空間の整備

### ①道路施設

広域のおよび地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

#### ア. 防災道路の機能充実

防災道路第1次確保路線に位置づけられている路線では、施設管理者に対し防災機能の充実を促すとともに、災害時における交通規制等の体制整備を図る。また、第2次確保路線では、第1次確保路線が不通となった場合の代替路線としての機能や、避難ルートとして必要な機能の充実を図る。

#### イ. 中部縦貫自動車道永平寺大野道路の整備

中部縦貫自動車道永平寺大野道路は、周辺市町を連結する広域アクセスとして、災害時における緊急輸送や救護・救助活動等に重要な役割を果たす路線である。平成29年（2017年）7月に全線開通し、今後本町の重要な防災道路として、地域間の連携強化と安定的な交通の確保に貢献し、災害に強い道路空間づくりを図る。

#### ウ. その他の道路

その他の道路についても、災害時の避難活動等に支障のないよう必要な機能整備を図る。

### ②公園・緑地等の整備

木造住宅が全世帯の大部分を占める本町において、住宅地の防災機能を高めるため、火災発生時の防火帯や、地震災害時の一時避難場所として機能する公園や緑地等のオープンスペースの確保を図る。また、松岡地区防災公園について、マンホールトイレ等の機能整備を行う。

## 6) ハザードマップの周知

洪水や土砂災害、地震被害の想定等を踏まえて、浸水想定区域、土砂災害警戒区

域、地盤の揺れやすさ、指定避難所等を示すハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

## 7) 公共施設の防災対策

公共施設は、立地や建物構造の安全性、施設内容等について防災上の機能チェックを行い、必要に応じてバリアフリー化を図る。また、一部施設が被災などにより機能しない場合に、他の施設が機能を補完するような、代替性のある災害に強いシステムづくりを図る。

## 8) 住宅地の予防対策

### ①密集住宅地の防災対策

地震災害時には木造住宅の密集地において、建築物が倒壊し避難路が遮断され、また地震による二次的な火災が発生し、住民の生命が危険にさらされるおそれがある。従って、木造住宅密集地において安全で快適な防災生活環境を創造するため、建築物の耐震性及び耐火構造化について住民に対して指導・助言を行うとともに、公園・広場・街路等の公共施設や防災機能を有するオープンスペース等について、総合的かつ計画的な整備を図る。

### ②雪に強い住宅地づくり

屋根雪荷重による家屋倒壊および屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進する。

#### ア．屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

#### イ．克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

#### ウ．雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建築物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

#### エ．雪捨て場の確保

集落ごとに十分なスペースを有する雪捨て場を予め確保し、雪処理が容易にできる環境を整備する。なお、雪捨て場については、川沿いの公共用地又は休耕田(借地)等により確保する。

#### オ．消融雪施設の整備

歩行空間の確保、雪処理の効率化を図る。

#### カ．冬期居住施設の整備

高齢者など雪下ろしが困難な世帯等を対象に、福祉施策と連携した冬期居住施設の整備を推進することにより、豪雪時の安全を確保する対策を検討する。

### ③所有者不明土地の活用

本町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑

## 2 災害予防計画

化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

### 9) 風水害に強いまちづくり

本町および県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

本町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、国および県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、さまざまな建築の制限を幅広く検討するものとする。

本町および県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

本町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

本町および県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

本町および県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。なお、県は当該盛土について、対策が完了するまでの間に、本町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとしている。

## 2.1.2 災害に強い防災活動体制の整備

災害が発生した場合に円滑かつ迅速な災害応急対策活動が実施できるよう、職員の動員体制、活動の実施体制、広域応援体制等をあらかじめ整備する。

### 1) 緊急災害時における職員連絡系統の整備

夜間や休日など、平常勤務時間以外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、勤務時間内と勤務時間外の2種類の職員連絡系統をあらかじめ定め、全職員への周知徹底を図る。

なお、組織体制の変更や人事異動等があった場合には、速やかに改訂を行う。

### 2) 広域応援体制の整備

#### ①自治体間等相互応援協定

災害時において本町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、本町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に実施するため、以下の協定を締結している。本町ではこれに基づき、綿密な連携体制を整備する。

- ア. 福井県および県内市町との「福井県・市町村災害時相互応援協定」
- イ. 国土交通省近畿地方整備局との「災害時等の応援に関する申し合わせ」
- ウ. 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所との「九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定」
- エ. 南越前町との「災害時相互応援協定」

#### ②消防相互応援協定

平成18年(2006年)4月1日に県内市町及び一部事務組合が参画し、締結した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援の体制を確立する。

#### ③県外広域相互応援体制

現在福井県では、県域を越えた広域防災体制を確立するため、以下の協定を締結し、関係府県との綿密な連携体制の整備が進めている。

- ア. 岐阜県との「災害時の相互応援に関する協定」
- イ. 奈良県との「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」
- ウ. 石川県との「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」
- エ. 石川県および富山県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」
- オ. 中部9県1市で締結している「災害時等の応援に関する協定」
- カ. 近畿2府5県で締結している「災害時の応援に関する申し合わせ」
- キ. 全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

#### ④その他関係機関との応援協力体制

現在永平寺町では、関係機関の応援が必要な応急対策について以下の協定を締結している。また、各協定に基づく応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を指定している。

## 2 災害予防計画

### ア. 放送要請

福井街角放送株式会社との「災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定」

福井放送株式会社との「防災減災パートナーシップ協定」

### イ. 医療救護

福井大学医学部附属病院との「永平寺町集団災害救急救助事故に係る応援協定」

### ウ. 応急生活物資供給

社団法人福井県エルピーガス保安協会（現：一般社団法人福井県 LP ガス協会）  
吉田支部との「災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定」

永平寺町商工会との「災害時における生活物資の調達・供給に関する協定」

NPO 法人コメリ災害対策センターとの「災害時における物資供給に関する協定」

セツカートン(株)との「災害時における支援協力に関する協定」

福井県生活協同組合との「災害時における生活物資の供給協力等に関する協定」

株式会社ダイドードリンコ北陸との「災害時における救援物資供給に関する協定」

### エ. 災害復旧に関する協定

松岡地区、永平寺地区、上志比地区建設業会との「災害時における公共施設の  
応急対策に関する協定」

福井県建物解体業協会との「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」

北陸電気保安協会との「災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に  
関する協定」

福井県石油商業組合福井支部との「災害時における石油燃料の優先供給に関する  
協定」

日本下水道事業団との「永平寺町・日本下水道事業団災害支援協定」

福井県維持建設協同組合との「災害時における下水道施設の応急対策に関する  
協定書」

坂井市五領川公共下水道事務組合管理者との「災害時における下水道事業に係  
る相互支援協定書」

福井県電器商業組合永平寺支部との「災害時における支援協力に関する協定」

福井県および 17 市町 1 事務組合・日本下水道管路管理業協会との「災害時にお  
ける下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

福井県および 17 市町 1 事務組合・福井県下水道管路管理業協会との「災害時  
における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

福井県および 17 市町 1 事務組合・全国下水道コンサルタント協会中部支部との  
「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

福井県および 17 市町 1 事務組合・福井県測量設計業協会との「災害時にお  
ける下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

### オ. その他

福井産機販売株式会社及び福井県電気商業組合永平寺支部との「バイオマスバ  
オイラー設備等の災害時における発動発電機の貸借等に係る協定」

永平寺町内郵便局 6 局との「永平寺町と永平寺町内郵便局との包括的地域連携  
に関する協定」

永平寺町内郵便局 6 局との「永平寺町と永平寺町内郵便局との協力に関する協定」

社会福祉法人ケアふくいとの「災害時における協力に関する協定」

日本商運株式会社との「災害時における被災者への支援協力に関する協定」

トヨタモビリティパーツ株式会社 福井支社との「避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給及び災害時の物流における施設提供に関する協定」

NPO 法人 はあもにい永平寺との「災害時における福祉避難所の指定に関する協定」

北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社との「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」

北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社との「大規模災害時における相互連携に関する確認書」

西日本電信電話株式会社との「特設公衆電話の設置・利用に関する協定」

#### ⑤ 自衛隊応援派遣要請体制の整備

応援業務内容及びその方法等について、事前に所轄の自衛隊及びその他関係機関との協議を図り、災害時における自衛隊の応援体制を確立する。

#### ⑥ 広域一時滞在に係る応援協定の締結

本町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

##### ア. 住民の広域避難

本町は、住民を町域および県域を越えて広域避難させる際の移動手段や避難先における安否確認の方法等について予め定めるよう努めるものとする。

##### イ. 広域避難者の受入体制の整備

本町は、避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町や県外からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定するとともに、県にその情報を提供するものとする。

#### ⑦ 広域応援・受援体制の整備

本町は、県と連携し、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

本町は、県等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による

## 2 災害予防計画

支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めている。

本町および県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理や必要に応じてマスク着用等を徹底するものとする。また、本町および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

### 3) その他関係団体との協力体制

庁内各課は、災害時の応急対策に関わる流通業者や関係団体と協議を図り、災害時の応援協力について協定を締結するなど、協力体制の確立に努める。

ア. 流通業者との協定（総務課、住民税務課、福祉保健課、商工観光課）

イ. 土木・建設業組合との協定（農林課、建設課、上下水道課）

ウ. 地域の放送事業者との協定（総合政策課）

エ. その他関係団体との協定（各事務分掌課）

### 4) 防災マニュアルの整備

庁内各課において災害時の迅速な対応を図るため、行うべき所管事務の具体的な活動要領について防災マニュアルを作成し、これに基づく定期的な訓練の実施を図る。

防災マニュアルの作成にあたっては、各種災害やさまざまな状況を想定して個別に活動要領をまとめるほか、具体的な活動要領を時系列でまとめておくことが望ましい。

### 5) 迅速な罹災証明書の交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

### 6) 資機材の備蓄・整備

災害対策に必要な資機材について、備蓄を行う。資機材の備蓄は、各避難施設用の整備と併せて計画し、管理担当者をあらかじめ指名する。各管理担当者は、災害時において各資機材の機能が有効発揮できるよう、定期的な点検整備を実施する。

### 7) 複合災害に備えた体制の整備

本町は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、各災害対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努め、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。現地対策本部についても、同様の対応

を行うものとする。

## 8) 本町における業務継続性の確保

本町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

## 9) 企業等との連携強化

本町は、企業等との連携強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体と本町との連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

### ①企業の初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、永平寺町地域防災計画を基本とし、発災時の初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルをはじめとする各事業者の防災計画の作成を指導する。各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

### ②事業者と業界・商工団体、農林業関係団体と本町との連絡体制の整備、連携の強化

本町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、本町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものとする。

本町は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、各種通信手段による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備等を推進する。

また、災害時において、農林業関係施設等の被害状況を早急に把握するため、本町は、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および産地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。

## 2 災害予防計画

### ③金融機関等との連携の強化

災害時の緊急な資金需要に対応するため、本町および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

### 10) 24時間即応できる体制の整備

本町は、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24時間即応できる体制の整備を検討する。

### 2.1.3 情報通信体制の整備

災害時には、防災活動を円滑に進めるとともに、住民に対し適切な情報提供を行う必要があることから、本町防災行政無線の整備やケーブルテレビでの情報伝達など多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進し、情報通信手段・経路の多様化を図る。

また、放送事業者に対しては、情報が迅速かつ確実に提供できるよう、体制を図る。

#### 1) 防災情報ネットワーク

県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災情報ネットワークを地上系、衛星系および有線系の3ルート化により本町を含む市町、消防本部など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。

防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。

また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを有する機動性のある通信設備として可搬型地球局を導入している。この県防災情報ネットワークを有効に運用することにより、災害に対し万全の予防措置を執っている。

#### 2) 永平寺町防災行政無線

災害時に被害を軽減するためには、町から住民への情報伝達を迅速かつ的確に実施するほか、孤立化対策として町内各地区との通信手段を確立しておく必要がある。そのため、本町では永平寺町防災行政無線の積極的な整備充実を図り、災害時の情報伝達体制を確立する。

現在、本町では災害時の緊急情報を一斉放送する同報系無線設備を設置しており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連動について整備済みである。

また、公共施設などにデジタル式戸別受信機を設置している。これらの防災行政無線は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）にかけて、町内全ての防災行政無線をアナログ式からデジタル式の通信方式へ移行したことにより、画像による災害情報の収集や双方向での情報通信などさらに迅速、正確な情報等が伝達できるようになった。

#### 3) ケーブルテレビの活用

災害時に、気象情報や避難情報等を正確且つ迅速に住民に情報提供するため、ケーブルテレビを活用するものとする。

#### 4) その他の通信手段の整備・活用

本町は、防災行政無線の他にも、多重経路の情報伝達手段を確保するため、町内において無線通信局を保有する機関との間で、あらかじめ災害時における協力体制

## 2 災害予防計画

を確立する。

また、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム(Jアラート)、防災メール、公式 LINE、町のホームページ等の情報伝達を整備することにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。なお、住民は、災害等の備えとして防災メール等の登録をするなど日ごろより防災に関する情報の収集に努める。また、災害伝言ダイヤルや災害用伝言板サービスの活用など、災害時の家族間の連絡手段を事前確認に努める。

### ①災害時優先電話等の活用

本町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

### ②通信輻輳の防止

本町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

### ③非常用電源の確保等

本町は、庁舎等が停電した場合に備え、72 時間対応可能な非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

### ④保守点検の実施

本町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

## 5) 防災気象情報の伝達体制の整備

本町は、風水害をはじめとする自然災害による被害の軽減を図るため、福井地方気象台等が発表する警報・注意報等の防災気象情報を的確に伝達するための施設の整備、充実を図る。

### ①町内気象観測機器

現在、本町周辺の気象観測は福井市の地域気象観測所および勝山市の地域気象観測所で行われている。また、地域の特性や局地的な豪雨等により雨量の分布が異なることから、松岡吉野、東古市など4カ所に県の雨量計が設置してある。

### ②防災気象情報の伝達体制の整備

本町を対象に警報・注意報等の防災気象情報が発表された場合は、住民に対する情報伝達及び避難誘導等が迅速に実施できるよう伝達体制の整備を図る。

- ア. 災害対策本部設置時の通信機器の運用場所を事前に取り決める。
- イ. 指定避難所や防災拠点となる施設において、警報・注意報等の防災気象情報を伝達するための専用電話の整備を図る。
- ウ. 本町同報系防災行政無線を活用して警報・注意報等の防災気象情報を伝達するための整備を図る。

## 6) 地震災害情報の伝達体制の整備

地震発生時における被害を最小限にとどめるため、気象庁が発表する地震に関する情報や地震災害情報等を的確に伝達するため、町内での情報収集・伝達体制を整える。

### ①町内震度観測機器の整備

本町において地震災害が発生した場合に、正確な状況判断のもと迅速に初動体制が整えられるよう、町有施設に県の震度観測機器が整備されている。

### ②地震災害情報の伝達体制の整備

本町において地震災害が発生した場合に、住民に対する地震災害発生情報や避難指示等が迅速に伝達できるようあらかじめ体制を整える。

- ア. 災害対策本部設置時の通信機器の運用場所を事前に取り決める。
- イ. 指定避難所や防災拠点となる施設において、災害情報伝達のための専用電話の整備を図る。
- ウ. 本町同報系防災行政無線を活用して災害情報を伝達するための実施体制を事前に確立する。

## 7) 被災者とのコミュニケーション環境の整備

災害時の円滑な防災活動の遂行と、住民に対する適切な情報提供のため、被災者の立場に立った情報通信体制の整備を図る。

### ①時間経過に対応した情報通信体制の整備

情報伝達に際しては、発災時から時間の経過とともに変化する被災者のニーズに応じ、必要な情報を最も適した方法・手段で伝達するよう心がける。

### ②要配慮者等への情報伝達

要配慮者等へ正しく確実な情報伝達が行われるよう、事情に応じた情報伝達を行う。

#### ア. 伝達方法

テレビ文字放送、ファックス、点字、手話、音声放送、外国語の広報誌など

#### イ. 伝達手段

テレビ、拡声器、ボランティア・自主防災組織等による個別伝達、相談窓口の設置など

## 2 災害予防計画

### ③多様なメディアの活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災アプリ等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図るとともに、その他の媒体として、電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）およびLアラート（公共情報コモンズ）の活用を図る。

ケーブルテレビをはじめ、FM放送等の地域メディアは、長時間にわたって地域的情報を多くの住民に伝達するという点で、非常に有効な情報伝達手段であることから、将来的に、本町においてこれらメディアが導入される場合は、同時に緊急時における活用体制の整備や、平常時のネットワーク充実を図るものとする。

### 8) マスコミとの連携

福井県では、「災害時における放送要請に関する協定」により放送局との協力体制をとっている。本町においても、災害時における行政とマスコミとの相互の情報交換や、行政広報に対するマスコミの協力、マスコミの取材に対する行政の協力、要配慮者に対する情報提供のあり方などの検討を進める。

## 2.1.4 消防救急体制の整備

本町及び町消防本部は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速且つ円滑に実施するため、消防相互応援体制の確立と設備の近代化を進め、消防力の強化を図る。

### 1) 町内消防機関

本町消防本部は、平成28年(2016年)から、高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線システムを導入した消防庁舎を町内中心部に整備し、1本部・1署の一極集中体制にて運用している

### 2) 消防体制の整備

#### ①消防力の充実

町内消防力は、消防庁通知により定められている「消防力の整備指針」によって整備されている。今後も、近年の火災の複雑化、大規模化に対処するため、「消防施設整備計画」に基づいた消防施設の拡充および消防力の強化を順次進めていくものとする。

#### ②消防無線の整備

隣接市町との広域的な通信網の整備を図るため、県内共通波の有効運用とあわせて、全国波の整備を推進する。

#### ③消防車進入不可能箇所の対策

町内の消防車の進入が不可能な道路は、今後の道路整備事業において防災面に配慮するとともに、小型動力ポンプ等を設置し、自主防災組織による初期消火活動について指導する。

#### ④消防水利の整備

本町では、住宅地周辺に消火栓及び防火水槽が各地区内の要所に設置しているほか、河川、ため池等も消防水利として利用できることから、これら水源の位置を把握し、多様な消防水利の確保を図る。

また、消火栓は地震による被害を受けやすく、使用できなくなる場合があることから、町内各所に耐震性を備えた防火水槽を整備し、地震災害に配慮した消防水利の充実を図る。

### 3) 救急体制の整備

本町及び町消防本部は、火災時に必要な医薬品の確保と医療機関の協力体制の整備、応急手当に関する知識の普及等を図るとともに、応急医療体制の整備に努める。

## 2.1.5 水防体制の整備

本町は、洪水等の風水害による被害を防止又は軽減し、本町における水防の責任を十分に果たすため、永平寺町水防計画に基づいて、水防体制の確立及び水防資機材の整備を図る。

### 1) 本町における水防体制

#### ①指定水防管理団体の責任

本町は、本町を管轄する指定水防管理団体として、水防法第3条、福井県水防計画及び本町水防計画の定めるところにより本町における水防の責任を有する。

#### ②水防活動体制

町長は、本町における水防活動を統括するために必要と認めた場合、災害対策本部を設置し、本部事務局を永平寺町役場内に開設する。また、現地での水防活動には永平寺町消防団が水防団として、これにあたる。

#### ③水防区域

本町内の水防区域としては、本町水防計画に定める水防区域の他、知事または国土交通大臣が水防警報区域を指定している。

### 2) 水防体制の整備充実

#### ①水防計画の策定

本町は、本町における水防活動体制の整備を図るため、水防法7条の定めにより福井県水防計画に準じて永平寺町水防計画を策定している。

#### ②水防力の強化

本町は、必要に応じて消防団（水防団）員の見直しを行い、水防力の強化を図る。

#### ③水防訓練の実施

水防法第32条の2の定めるところにより、水防訓練を実施する。その際、日時・場所・方法については福井土木事務所長及び県土木部長より指示を受け、訓練終了後には両者に訓練の成果を報告するものとする。

### 3) 水防資機材の整備

#### ①水防資機材及び水防倉庫の整備

本町は水防活動に必要な資機材を整備し、適切な場所にこれらを備蓄する水防倉庫を設置する。資機材はあらかじめ定められた水防倉庫管理者が定期的に点検し、腐敗や故障のあるものについてはその都度新しい物に取り替える。また、地域的に孤立化が予想される地域においては、水防倉庫の増設を図る。

②量水標

本町の水防区域内で以下の条件を満たす適切な箇所に量水標を設置し、常時河川の水位観測を実施する。

- ア．河状の整った場所
- イ．流失等のおそれがない場所
- ウ．夜間の観測が可能な場所

③雨量計

本町での降水量は、県が観測所を設置しているほか、下水道施設において、独自の観測ができる。また、九頭竜川水系の雨量観測所が隣接する福井市及び勝山市内の各所に設置されている。

## 2.1.6 原子力災害緊急事態応急体制の整備

本町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、3.4.7「原子力災害緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 1) 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

本町は、原災法10条（特定事象）及び原災法10条の可能性のある事故・故障発生時又はこれに準ずる事故・事象発生（警戒事象）<sup>注1</sup>発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（自宅電話番号、携帯電話番号、携帯メールアドレスを含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

※注1：警戒事象とは、原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合をいう。

- ・原子力施設等立地道府県（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下、同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）
- ・東海地震注意報が発表された場合
- ・原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等・その他原子力規制委員会委員長又は委員長代理（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合

### 2) 災害対策本部体制等の整備

本町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、本町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

る。

### 3) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

本町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は別紙のとおりである（資料編 1-1 参照）。

## 2.2 都市施設等の災害予防計画

### 2.2.1 ライフライン防災計画

本町および各ライフライン施設管理者は、災害時におけるライフライン機能を確保するため、施設の耐震性、耐火性の強化を目指すとともに、各系統の多重化や拠点の分散等による代替施設等の確保を図る。

#### 1) 電力施設の災害予防計画

電気事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性および浸水防止対策の強化を図るものとする。

##### ①風水害等の安全対策

###### ア. 風水害対策

###### a. 変電設備

施設、付属設備およびその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

###### b. 送配電設備

- ・重要設備、回線等に対する災害予防対策
- ・土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策
- ・電線路付近における飛来物に対する予防対策

###### イ. 落雷対策

変電設備に耐雷遮へいおよび避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線および避雷器を設置して雷害対策を強化する。

###### ウ. 雪害対策

雪害による停電等を防止するため、雪崩防止柵の取り付け、ヒーターの取り付け等発電、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。

##### ②電力施設の耐震性の強化

予測地震動、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。また、全国規模における検討状況および関係法規の改定等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

###### ア. 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域に予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建築物については、建築基準法による耐震設計を行う。

## イ. 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

## ③その他の対策

## ア. 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保および移動無線応援体制の整備等を図り、通信機器の分散配置等に努める。

## イ. 電気設備予防点検の実施及び必要な設備の整備

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。防災拠点となる役場本庁舎および支所、救護施設などには非常用電源設備を整備する。

## ウ. 災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

## a. 資機材の整備

災害に備え、平常時からの復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を定め、県指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

本店、支店、営業所およびその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

各電力供給機関等と電力融通並びに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

## b. 資機材の輸送

本店、支店、営業所およびその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、車両等の輸送力を確保しておくものとする。

## エ. 通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備及び通信電源設備について、整備点検を行う。

## オ. 各種防災訓練の実施

従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するための防災訓練を実施する。

## カ. 非常時動員、応援態勢の確立

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮に入れた、発生時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを事業者ごとに早急に作成あるいは見直しを行う。

## 2) ガス施設の災害予防計画

ガス事業者は、災害発生時の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る

## 2 災害予防計画

施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

### ①製造設備および供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽およびガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備および保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

### ②導管および付属設備の整備

導管、整圧器およびバルブ等の付属施設については、保安規程に定めた方法で設置するとともに、導管については、耐震性を考慮したものを使用する。また、これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

### ③災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

### ④防災関係機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

液化石油ガス事業者は、災害時におけるガス設備の安全確保のため、設備の安全性の点検調査の実施をはじめとした防災対策を実施する。

### ⑤施設の耐雪化等

LP ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、冬期におけるガスボンベの交換及びメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行うものとする。また、利用者に対して、屋根雪の落下、除排雪による設備埋没等に伴う事故の防止、設備に異常が発生した場合におけるガス事業者への速やかな連絡等、適切な対応について周知徹底する。

## 3) 通信及び放送施設の災害予防計画

災害による通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、機関ごとに万全の予防措置を講じる。基幹的な通信施設等の整備に当たっては、各施設等の安全性強化やネットワークの多重化などにより通信手段の確保に努める。

### ①県防災行政無線（防災情報ネットワーク）

#### ア．巡視点検の強化

巡視点検の際には、機能点検にとどまらず、無線設備の支持金具や鉄塔等の固定状態、無線設備の周辺環境の状況等を確認し、必要に応じて適切な措置を行っている。

## イ. 通信訓練の実施

被害を想定した情報伝達の訓練並びに端末系、幹線系および衛星系の通信途絶を想定した通信訓練を実施し、統制操作、回線復旧方法を確立している。

## ②永平寺町防災行政無線等の整備

永平寺町防災行政無線は、住民に対する迅速かつ的確な情報の伝達に不可欠であることから、本町は、今後も町防災行政無線の計画的な整備及び防災メールの活用を推進するとともに、町職員に対し無線設備及び非常用電源等の管理および使用方法について周知徹底を図るものとする。

## ③電気通信設備

西日本電信電話(株)福井支店および携帯電話会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

## ア. 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

- a. 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- b. 暴風または豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化
- c. 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- d. 雪害時における通信手段を確保するため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、主要な中継交換機の分散設置、主要な伝送路の多ルート構成（ループ構成）、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策の推進を図る。

## イ. 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器を配備する。

- a. 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- b. 移動電源車、発電発動機
- c. 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- d. 応急復旧用ケーブル
- e. その他災害対策用機器

## ウ. 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- a. 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- b. 交換装置（う回路変更、利用制限等）
- c. 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

## 4) 上水道施設の災害予防計画

既設または新設予定の上水道施設について、施設の耐震性を強化し、震災による

## 2 災害予防計画

断水・減水などの被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施する。

### ①上水道施設の設計及び安全強化

上水道施設の設計は「水道施設設計指針解説」に基づいて行うものとし、施設の新設、拡張、改良にあわせて計画的に進める。また、過去に災害による被害を被った場所や被害の危険性が高い場所での施設の新設・更新にあたっては、十分な防災対策を講じる。

### ②水道施設の耐震性強化

施設の耐震設計にあたっては、「水道施設耐震工法指針解説（2022、日本水道協会編）」及び「水道施設設計指針解説（2012、日本水道協会編）」に基づき行うものとする。

#### ア．貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状態を把握し、地震時の原水の水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設や地下水等予備水源の確保を図る。

#### イ．浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

#### ウ．送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓<sup>ドワ</sup>管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。既設管については、経年管などの耐震管への布設替え等の措置を行う。

### ③維持管理体制の強化

維持管理にあたっては施設を適切に保守し、安全性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

### ④給水体制の整備

ア．緊急時応急給水を確保するため、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進める。

イ．給水用の応急用資機材の備蓄を進めるとともに、関係機関との協力体制の整備を図る。

ウ．2～3日分の飲料水の備蓄についての住民による自主的な取り組みを啓発する。

エ．給水車の定期的な整備点検を行う。

オ．耐震性貯水槽の定期的な維持管理並びに水質の確保に努める。

カ．非常用組立式給水タンクの導入を計画的に進める。

#### ⑤訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

#### ⑥施設の耐雪化

積雪又は雪崩による施設の破損、凍結による空気弁、給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が予想されるため、設計施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化について十分な検討を行い、適切な運転管理を行うことができる構造とする。

#### ⑦除排雪による被害の防止等

上水道については、水源池、消火栓等の施設が除排雪による影響を受けることがないよう標識、柵等で注意を喚起する。また、積雪時の水道水の融雪利用により水道水の供給に影響が出ないように、利用者に対し節水についての協力を要請する。

### 5) 下水道施設の災害予防計画

下水道施設は水害や地震災害の影響を受けやすいことから、今後整備予定の下水道施設については、防災性や耐震性を向上させ、施設被害やそれによる感染症等の蔓延を予防するとともに、既設施設の定期点検を実施する。

#### ①管渠の布設工法の検討

地盤条件等により、通常の開削工法で被害が予想される場合は、推進工法やシールド工法等の特殊工法の採用を検討する。整備後は平常時の巡視及び点検を定期的に行い、老朽施設、故障箇所等の改善を行う。

#### ②点検調査の実施

下水道施設の点検マニュアルを整備し、定期的な点検調査の実施による管渠の維持管理を図るとともに、必要に応じて構造強化等の対策を検討する。

#### ③災害時用の資機材の整備

災害時における下水道施設の応急復旧に必要な資機材について、あらかじめ調達方法及び保管場所を定めるとともに、停電などの事態を考慮した応急復旧体制の整備を図る。

特に、下水道事業者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプやその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

#### ④代替設備の整備

下水施設に支障をきたした場合の仮設トイレ等の調達供給体制の確立を図る。

**6) ライフライン施設等の機能の確保**

本町は、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ、クラウド化対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

## 2.2.2 建築物等災害予防計画

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物について、災害時の応急対策の円滑な実施を図る。

### 1) 建築物等災害予防の体制

本町の所管施設については、災害時に発生するおそれのある箇所を点検強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。

建築物等の耐震性確保にあたっては「人命に重大な影響を与えないこと」および「機能的に重大な支障が生じないこと」を基本的な考え方とする。耐震性の確保は、耐震設計によるほか、施設機能の代替性の確保や多重化など、総合的な意味での機能確保についても考慮に入れ、必要な対策を講じる。

#### ① 応急危険度判定体制

本町は、応急危険度判定の方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請及びボランティアとしての活動体制等について、県と緊密な連携を図り、災害時における建築物の危険度判定の実施体制を確立する。

#### ② 被災宅地危険度判定体制

県は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減、防止するため、被災宅地危険度判定士の養成と、判定方法、派遣要請などの制度の確立に努めている。本町は、この判定士の養成および制度確立に協力するとともに、災害時における活用について検討する。

#### ③ 建築物耐震診断体制

本町は、県と協力して耐震診断判定体制の確立にあわせて耐震診断の実施を図るとともに、法律に基づいて既存建築物の耐震改修を促進する。

##### ア. 特殊建築物等に対する耐震化指導及び立入査察による防災診断の実施

本町は、建築基準法に基づき県が行う、特殊建築物等の所有者に対する耐震診断および耐震改修について必要な指導、助言等の実施に協力する。また、県は特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについて、特に査察を実施し、その結果に応じて改修等必要な助言、勧告を行い、本町はこれに協力する。

##### イ. 特定建築物の耐震診断

県は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、特定建築物について地震に対する安全性を確かめるための耐震診断を行い、必要な場合は、増改築、修繕及び模様替等の耐震改修を実施するよう、所有者に対して必要な指導、助言等を実施し、本町はこれに協力する。

**特殊建築物（建築基準法第2条）**

学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

**特定建築物の条件（建築物の耐震改修の促進に関する法律）**

- 1 多数の者が利用する特定建築物  
多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）
- 2 危険物関係特定建築物  
危険物関係特定建築物とは石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵または処理する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に定める建築物）
- 3 緊急輸送道路沿道建築物  
緊急輸送道路沿道建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」において選定された道路の沿道の建築物のうち地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の1/2を超え、道路を閉塞するおそれのある建築物に適合しない建築物

## 2) 公共建築物

### ①防災重要建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求されることから、これらの活動を円滑に進めるため、以下の条件に基づいて防災重要建築物（以下、「重要施設」という。）を指定し、各施設の構造強化及び崩壊防止に努める。

ア. 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる診療所、学校、社会福祉施設等。

イ. 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等。

### ②重要施設の耐震性強化

重要施設等の耐震性を強化するため、以下の対策を実施する。

ア. 既設建築物について、耐震診断、耐震改修を実施済み。

イ. 新設建築物については、耐震・耐火構造化・地盤調査等を実施等、新耐震設計基準による建築を徹底する。

### ③重要施設における非常用電源の整備

本町は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

また、本町および電気事業者等は大規模な災害発生に備え、所有する電源車、発電機等のリスト化と、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努めるものとする。

#### ④その他の公共建築物の防災対策

重要施設以外の公共建築物についても施設管理者の責務および「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断を実施し、その結果に応じて必要な耐震補強を実施する。

#### ⑤その他の安全対策

町および施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、本町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### ⑥雪害予防

要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設、幼稚園、学校等の施設。以下「要配慮者利用施設」という。）や町の庁舎等多数の者が利用し、かつ防災活動の拠点となる施設について、施設設置者又は管理者は、当該施設の耐雪性の確保を図る。

##### ア．新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たって、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに、応急計画の作成等十分な雪害対策を講じるものとする。

##### イ．老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成等事前に十分な雪害対策を講じるものとする。

### 3) 一般建築物

#### ①崖地近接住宅の安全対策

建築基準法第39条に基づき、「災害危険区域」を指定するなど、崖地付近における住宅等の建築制限の周知を図る。

#### ②既存建築物の耐震性の向上

「永平寺町建築物耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅の耐震診断について助成を行っており、この制度を引き続き実施していくとともに、県と協力しながら耐震改修等へつなげていく取組みを行う。

また、これらが広く利用されるために、住民に対して建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発活動を行う。なお、住民は、町の木造住宅耐震改修促進事業等を活用して住宅の耐震化に努める。

#### ③木造住宅の耐震性向上の促進

木造住宅に関する自己点検を促進するため、パンフレット等を配付するほか、住まいの情報展等で各種展示や耐震診断、補強方法、家具の転倒防止等の相談を行う

## 2 災害予防計画

窓口を開設するなど、耐震性向上に関する知識の普及啓発を行う。今後も、耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断および耐震改修が行える環境整備を図る。

### ④耐雪性向上

一般建築物の耐雪性向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進する。

## 4) 文化財等の防災対策

本町区域内で国、県又は本町の指定を受けている文化財について、災害時における保存の万全を期すため、県、本町及び各文化財の管理者は、本町消防本部の協力により、次の事項について具体的な事業計画を作成し、災害予防対策を実施することとなっており、本町教育委員会においても、県教育委員会から防災対策の指示を受けた県指定文化財および町指定文化財について、その推進を図るものとする。

ア. 火災予防対策（火気の使用制限、禁煙区域の設定、自動火災報知器・消火栓の設置等）

イ. 防雷対策（避雷針の設置）

ウ. 危険木除去、排水設備、擁壁、換気、防湿などの環境整備

エ. 蟻害、虫害、鳥害などの予防

オ. その他必要な対策

## 5) その他の構造物

### ①ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀及び窓ガラス、看板その他の地震時における落下物を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。通学路等を中心にブロック塀等の実態調査（毎年実施）を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。また住民に対し、ブロック塀等の安全点検、耐震性の確保及びその方法等について、広報紙やパンフレット等による知識の普及啓発を行う。なお、住民は、ブロック塀等の安全点検に努める。

### ②家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止し、家具等の耐震安全性の確保を図るため、その適正な対策・転倒防止方法等について、パンフレットの配布や防災技術指導者（防災マイスター）による指導・助言等、普及啓発を図る。なお、住民は、家具等の転倒防止対策に努める。

### ③空き家等状況の確認

本町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

## 6) 市街化防災計画

市街化区域内における建築物については、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、土地区画整理事業等により過密化した都市の防災対策を図る。

### ①建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の指定拡大を図り、建築物の不燃化の推進等により災害時の被害防止に努める。

### ②防災空間の確保、整備・拡大

都市公園、幹線道路の整備を進め、災害時における避難施設等、避難路の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑化を図る。

#### ア. 都市公園の整備

災害時における避難場所あるいは防火帯としての機能及び広域的避難場所や防災活動に資することのできる都市公園の整備を図る。

#### イ. 基幹道路の整備

災害時の緊急輸送路としての機能を有する道路の構築を行い、同時に緩衝地帯の整備も図り避難路及び火災時の延焼防止の機能を有した防災道路としての整備を図る。

### ③土地区画整理事業の推進

既成市街地及びその周辺の地域において、土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し道路、公園、上下水道の公共施設を計画的、一体的に整備することにより良好な宅地の供給、生活環境の整備・改善と併せて都市災害の防止を図る。

## 2.2.3 交通施設災害予防計画

本町及び各交通施設の事業者又は管理者は、災害時の交通システムを維持するため、各施設等の構造強化や交通ネットワークの充実など被害軽減のための諸施策を実施するとともに、相互連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

### 1) 道路施設等

各道路管理者（国土交通省近畿地方整備局、高速道路会社、県、市町等含む。以下「道路管理者」という。）は、災害時における道路機能を確保するため、道路施設の構造強化を推進するとともに、災害に強い道路網の整備に努める。

#### ①道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

##### ア．幹線道路網の整備

県は、交通網の中核となる幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等が位置づけられている福井県広域道路整備基本計画に基づき、高速自動車国道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら地方道路計画などに基づき、整備を推進することになっている。

##### イ．補助幹線道路網の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

#### ②避難路の整備

災害時に安全に避難行動が実施できるよう、避難ルートにおいて歩道等の整備を図る。また、その他の本町管理の路線のうち、避難ルートが被災により不通となった場合に迂回路となる可能性のあるものについて、特に整備を推進する。

#### ③点検調査及び防災補修工事

道路管理者は、道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所の対策工事を促進する。

#### ④トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

### ⑤道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路を確保するために必要なレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保について、あらかじめ民間企業等との協議を図り、協力体制づくりに努める。

### ⑥雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保及び除排雪作業の効率化のため、除雪余裕幅等を備えた道路及び消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路において雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩防止施設の整備を図り、雪に強い道路交通ネットワークを確立する。

#### ア．堆雪帯の整備

除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するため、堆雪帯を備えた広幅員道路の整備を推進する。

#### イ．消融雪施設及び流雪溝の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、必要に応じて消雪パイプ等を設置するとともに、市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域住民が管理運営を行うことができる箇所については、流雪溝の整備を推進する。

#### ウ．雪崩対策施設の整備

山間地における交通の確保を図るため、雪崩危険箇所に雪崩防止柵、スノーシェッド等の設置を推進する。

### ⑦除雪用施設及び資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

#### ア．除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。除雪作業の円滑化を図るため、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。

#### イ．道路状況確認カメラの整備と連携強化

道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。

#### ウ．雪捨場の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保や、排雪上の開設時間の延長を行うものとする。

#### エ．融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置する。

#### オ．除雪オペレーターの養成

継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレーターを養成するものとする。

## 2 災害予防計画

### ⑧道路除雪計画の作成等

#### ア. 町道路除雪計画の作成

本町は、住民の生活の維持に必要な道路網を確保するため、国、県等の道路管理者が作成する道路除雪計画を踏まえて、町道の道路除雪計画を毎年度作成する。作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図る。

#### イ. 道路情報連絡体制の充実強化等

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図る。

#### ウ. タイムラインの作成

道路管理者は、関係機関と連携して除雪作業を実施するため、降雪時を想定したタイムラインを作成するものとする。

### ⑨交通安全施設の整備等

#### ア. 交通安全施設の整備強化

警察本部は、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化を図る。

#### イ. 道路交通情報連絡体制の充実強化等

警察本部は、交通管制センター及び日本道路交通情報センター福井センターの体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図る。

なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し、電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行うものとする。

### ⑩住民等の協力体制づくりの推進

本町は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民の協力体制づくりを推進するとともに、事業所等に対しても協力を呼びかけるものとする。

## 2) 橋梁等の整備

本町は地形条件から九頭竜川の両岸を結ぶ橋梁が多く、福松大橋、五松橋、鳴鹿橋、浄法寺橋、北島鮎大橋、市荒川大橋は、九頭竜川の南北岸を結ぶ町内の限られたアクセス手段であり、地区の孤立化を防止する観点から、防災上の安全性を高める必要がある。そのため本町および県は、それぞれが管轄するこれら橋梁の構造強化を図るため、安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

### 3) 鉄道施設の整備

えちぜん鉄道(株)は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

#### ①施設整備の防災構造化及び耐震性の確保

- ア. 災害による浸水または盛土箇所の崩壊等を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- イ. 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、要注意構造物の解消を図る。
- ウ. 道路との立体交差、自動制御装置の設置等、列車事故防止のための安全施設整備を進める。
- エ. 駅舎の改築を行う場合は、簡易耐火以上の耐火を図るとともに、消火器等の設置を促進する。
- オ. 巡回により、盛土、切土の異常があれば防護工事を施工する。
- カ. 要注意構造物を中心に巡回を行い、危険箇所の補修を行う。

#### ②列車防護装置の整備

- ア. 列車無線を整備する。
- イ. 線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

#### ③その他の対策

- ア. クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の防災関係資機材の整備および点検
- イ. 避難誘導および応急復旧体制の整備
- ウ. 重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制を整備する。

#### ④除雪車両等の整備点検等

鉄道事業者は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、流雪溝、消融雪装置、雪崩予防柵等の整備充実を図る。

#### ⑤整備計画の策定等

鉄道事業者は、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。また、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。

#### ⑥除排雪体制の強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化する。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。

## 2 災害予防計画

駅構内など人力除雪が必要な箇所については、委託業者の確保、手動除雪機の増強、高圧洗浄機の導入、自治体等の応援体制を強化するほか、除雪用資材機材を相互に貸与し、除雪機械や要員の確保に努めるものとする。

### ⑦情報連絡体制の充実強化

鉄道事業者は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。

## 4) 冬期交通の安全確保及び円滑化対策

### ①冬期交通の安全確保

本町、県及び関係機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤ又はチェーンの装着、スコップや牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図る。

### ②マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進

本町、県及び関係機関は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかけるものとする。また、市街地内の時間貸し駐車場の管理者に対し除雪状況の一般向け情報を提供するように要請するものとする。

### ③倒木対策の推進

道路管理者及び鉄道事業者等は、道路交通等への障害を生じさせないため平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

## 5) 雪害に対するその他の予防対策

### ①バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図る。また、運行体制や「雪害に関する事業継続計画」等を見直し、異常降雪時には優先的に確保する路線を事前に設定して、道路管理者に対してバスの運行に必要な除雪を実施するよう努めるものとする。また、バスの車庫前など敷地内の除雪作業を行うことができるよう、除雪機等の資機材を整備するものとする。

### ②情報連絡体制の充実強化

本町は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制の充実強化を図る。また、ケーブルテレビ等を通じて住民等に対して情報提供を行う。

また、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、県警察本部、福井地方气象台、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び自衛隊は、大雪による被害

の発生が予想される場合等に、福井河川国道事務所の判断により「福井県冬期道路情報連絡室」を設置するものとし、北陸自動車道や中部縦貫自動車道、一般国道 416 号など主要幹線道路の状況について、報道機関等を通じドライバーや地域住民に迅速に発信することとなっている。

## 2.2.4 危険物施設等の災害予防計画

町消防本部は、危険物施設等における自主保安体制の充実強化を促すとともに、防災対策の推進を図る。

### 1) 危険物施設

町消防本部は、消防法で定める危険物の取扱い施設について、災害による被害を最小限にとどめ、また危険物の流出・漏洩を防止するため、以下の対策を講じる。

#### ①施設の安全化指導

危険物施設の設置又は変更許可にあたっては、危険物の規制に関する法律、政令、省令等及び「永平寺町火災予防条例」に定める基準により構造の安全性を審査指導し、許可する。

また、既存の危険物等の取扱い施設について重点的に立入り検査、指導等を行い、その安全性強化を指示する。

#### ②自主保安体制の確立

危険物施設の管理者、取扱者等に対し、講習会、研修会等を通じ指導を行い、災害予防体制の強化を図る。この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

ア. 災害予防マニュアルの整備

イ. 消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化

ウ. 災害時におけるヒューマンエラーの防止を含めた、通報・初期消火・応急措置等に関する防災訓練の充実強化

エ. 近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進

オ. 自衛消防隊の組織化の推進強化

### 2) 火薬類取扱い施設

町消防本部は、火薬類取扱い施設の災害による被害の予防および被害拡大を防止するため、以下のような対策を講じる。

#### ①施設の安全化

火薬類販売業者および火薬類消費者の火薬庫、庫外貯蔵所等火薬類を貯蔵する施設について立入検査等を実施し、火薬類取締法令に規定する技術基準に適合するよう指導徹底を図る。

#### ②自主保安体制の強化

火薬類の取扱い保安責任者に対し、危害予防措置の指導を行い、保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

ア. 保安思想の啓蒙

a. 関係法令の周知徹底

b. 災害事故例の通知通報

- c. 火薬類危害予防週間の実施
- d. 保安教育講習会等の開催
- イ. 指導取締の強化
  - a. 火薬庫、火薬類販売所および火薬類消費場所の状況把握と盗難防止
  - b. 立入検査の強化
  - c. 関係機関との緊密な連携
  - d. 保安指導の推進による事故防止
- ウ. 自主保安体制の整備
  - a. 自主保安教育の推進、訓練の実施
  - b. 定期自主検査の励行
  - c. 保安責任者の養成
  - d. 組織内における責任体制の確立
  - e. 災害時における消防、警察等関係機関との迅速な連携体制の確立
  - f. 災害時における自主防災マニュアルの策定に関する指導強化

### 3) 高圧ガス取扱い施設

町消防本部は、県、指定保安検査機関と協力のうへ、高圧ガス取扱い施設の災害による被害の予防及び被害拡大を防止するため、以下のような対策を講じる。

#### ①施設の安全化指導

県および指定保安検査機関は、高圧ガスによる被害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵に係る施設の設置または変更許可の審査に当たっては、「高圧ガス設備等耐震設計基準」により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可することになっている。

#### ②自主保安体制の強化

県は、高圧ガス製造者等に対し、地震対策を含めた危害予防規定の充実強化を指導する。また、町消防本部は、県と協力のうへ、高圧ガス取扱い施設に対する立入検査等を実施し、保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

- ア. 保安思想の啓蒙
  - a. 関係法令（高圧ガス保安法等）、基準の周知徹底
  - b. 災害事故例の通知通報
  - c. 福井県エルピーガス協会広報の活用
  - d. 高圧ガス危害予防週間の実施
  - e. 各種講習会等の開催
- イ. 指導取締りの強化
  - a. 高圧ガス事業所の現況把握
  - b. 立入検査および保安検査の強化
  - c. 保安指導の推進
  - d. 関係行政機関との協力
- ウ. 自主保安体制の確立
  - a. 保安関係団体の育成

## 2 災害予防計画

- b. 定期自主検査の促進
  - c. 自主保安教育の励行、訓練の実施
  - d. 製造保安責任者、販売主任者等の有資格者養成
  - e. 第三者共済制度の推進
  - f. 組織内における責任体制の確立
- エ. 災害時における自主防災体制の確立
- a. 災害予防のための初動体制マニュアルの整備
  - b. 県、消防、警察等関係機関および設備保守業者と連携した保安体制の確立・強化

## 4) 毒物・劇物取扱施設

### ①施設の安全化指導

町消防本部は、毒物・劇物等の飛散、漏洩又は流出による被害を防止するため、県その他関係機関との連絡のもと、毒物・劇物取扱い施設への立入検査等を行い、必要な措置を講じるよう指導し、被害の発生および拡大の防止を図る。

### ②自主保安体制の確立

町消防本部は、毒物・劇物取扱施設における自主保安体制の確立を図るため、県が実施する以下の対策に協力する。

- ア. 施設の毒物・劇物危害防止規定の作成
- イ. 毒物・劇物の管理体制の確立
- ウ. 施設及び設備の定期点検等による自主管理
- エ. 毒物・劇物の飛散、漏洩または流出等による事故の際の措置
- オ. 従業員の定期的保安教育及び訓練

## 2.2.5 農林業災害予防計画

### 1) 農地保全事業の推進

農業用地および農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、必要に応じて以下に示す農地保全事業を促進し、農業生産の維持および農業経営の安定を図る。なお、これら事業は河川改修事業との連絡調整のうえ、実施されるよう配慮する。

- ア. 湛水防除事業
- イ. 老朽ため池整備事業
- ウ. 用排水施設整備事業
- エ. 防災ダム整備事業
- オ. 土砂崩壊防止事業

### 2) 防災営農対策の促進

県は、各種災害による農作物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立並びに防災営農技術の確立および普及を図るとしていることから、本町はこれに協力する。また、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進する。また、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検や、ビニールの除去等を農業者に指導するものとする。

農業者が自然災害による農作物や施設園芸用施設等への被害に対して自ら備える体制の構築を図るため、本町は、県や農業共済組合、農業関係団体等と連携し、農業保険の加入を推進する。

### 3) 林業の雪害予防対策

本町は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行う。

## 2.3 災害別の予防計画

### 2.3.1 土砂災害防止計画

山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊、集中豪雨による土石流等の土砂災害から住民の生命と財産を守るため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講じる。

#### 1) 土砂災害対策の推進

山地の荒廃または浸食作用による土砂流出を抑えて災害を未然に防止するため、必要な砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業の実施を促進する。

##### ①砂防事業

本町で砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定された箇所は、危険度の高いもの及び要配慮者利用施設が保全対象となっているものから順次、砂防施設の整備を推進するとともに、砂防指定区域内の行為に対する管理を強化する。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

##### ②地すべり対策事業

本町での土砂災害警戒区域は、危険度の高いもの及び要配慮者利用施設が保全対象となっているものから順次、集水井工事等の地すべり防止施設の整備を推進する。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

##### ③急傾斜地崩壊対策事業

本町での土砂災害警戒区域（急傾斜地）及び土砂災害(特別)警戒区域は、管理の強化を図るとともに、危険度の高いもの及び要配慮者利用施設が保全対象となっているものから順次、擁壁工等の崩壊防止施設の整備を推進する。また、危険箇所についても、必要な災害防止対策を講じる。

#### 2) 山地災害対策

本町に存在する山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、森林法に基づき、森林の維持造成を通じた山地災害の未然防止に努める。

また、森林のもつ土砂流出防備や保水等の機能を活かした災害対策を講じるため、本町における造林事業を推進し、木材資源の保護や培養を図る。

#### 3) 危険区域等の管理及び警戒避難体制の確立

砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等及びその他の土砂災害に関わる危険区域について、管理体制及び警戒避難体制の確立を図る。

### ①危険箇所の総点検およびパトロール

本町は、本町消防本部および防災関係機関との連携により、土石流、急傾斜崩壊、地すべり等が発生するおそれのある危険箇所について、梅雨期、台風期の前、豪雨が予想される時、および融雪期などに、県および防災関係機関と連携し、定期的な総点検およびパトロールを実施する。

### ②未指定危険箇所の調査

本町及び関係機関は、県と協力して、土砂災害に関する危険箇所及び今後新たに指定される可能性がある箇所についての調査を実施する。

### ③危険箇所の周知徹底

本町及び関係機関は、住民及び自主防災組織に対し、本町で指定されている土砂災害警戒区域等その他の土砂災害に関する危険区域について、防災訓練などによりあらかじめ周知徹底を図る。

### ④警戒避難体制の整備

本町は、土砂災害警戒情報、砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等における情報の伝達について広報車、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット等を用いて住民に周知を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予警報の伝達方法を定めるものとする。

#### ア．規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

#### イ．情報の収集および伝達体制の整備

県と福井地方気象台は共同で、土砂災害発生の危険度が高まった時に、土砂災害警戒情報を発表する。

本町は、県と連携して、雨量計や警報装置等の整備に努める。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達の体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

#### ウ．避難場所及び避難路の整備

本町は、土砂災害から住民の安全を確保するため、警戒区域ごとに土砂災害発生時の避難場所および避難路を整備する。なお、避難場所は「避難対策計画」による。

## 2 災害予防計画

### エ. 土砂災害に関する避難訓練の実施

本町は、地域住民及び関係機関と連携し、警戒区域ごとに土砂災害に関する避難訓練を実施する。

### オ. 要配慮者利用施設利用者の安全確保

本町は、警戒区域内にある要配慮者利用施設に関し、土砂災害発生の危険が高まった場合に当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する体制を整備する。なお、要配慮者利用施設は資料編に掲載する。

### カ. 避難指示等の発令基準の設定

本町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。本町、県および福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

### キ. 土砂災害ハザードマップ等の作成

本町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成・公表に努める。

住民は、ハザードマップなどで居住地域の災害リスクを確認するとともに、避難場所や避難経路等の事前確認に努める。

### ク. 自主防災組織の育成

本町は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

## ⑤ 斜面判定士制度の活用

県では、大規模災害が発生した後、斜面の危険度を一定の技術水準で判定し、各危険区域等における二次災害防止に寄与するため、斜面判定士を活用することになっている。

#### 4) 土砂災害別の予防対策

土砂災害の種類と特徴、災害発生時の対応等について、防災知識の普及に努める。

##### ①土石流対策

本町では土砂災害警戒区域（土石流）が176箇所指定されている。その内、特別警戒区域が136箇所となっている。なお、町内には土砂災害警戒区域（土石流）に指定されていない危険箇所があるので、それらの区域を積極的に指定していく。

また、区域設定後に区域内の溪流について、砂防指定地に指定し、危険度の高いもの及び要配慮者利用施設が保全対象となっているものから順次、ダム工等の砂防施設の整備を図る。

土石流の発生するおそれのある危険溪流付近の住民との連絡体制を確立し、以下の兆候に注意する。

- ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や大きな岩石の流れが聞こえる場合
- イ. 溪流が急激に濁りだした場合や流木等が混じりはじめた場合
- ウ. 継続的な降雨にも関わらず溪流の水位が急に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため）
- エ. 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- オ. 溪流付近の斜面で、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

##### ②地すべり対策

地すべりは、比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響等によりゆっくりと動き出す現象で、被害が広範囲に及ぶことが特徴とされている。

本町では土砂災害防止法に基づく基礎調査により3箇所が土砂災害警戒区域に指定されていることから、必要な箇所から地すべり防止区域の指定を推進し、危険度の高いもの及び要配慮者利用施設が保全対象となっているものから順次、集水井工等の地すべり防止施設の整備を図る。また、日頃から以下の兆候に注意し、地すべりの発生による被害防止に努める。

- ア. 地面にひび割れができた場合
- イ. 沢や井戸の水が濁る場合
- ウ. 斜面から水が噴き出した場合

##### ③急傾斜地崩壊対策

崖崩れは突発的かつ瞬時に起こる災害であるため、地震により斜面等の崩壊が起こった場合には、住家の損壊、避難路の遮断等のほか、逃げ遅れなどによる被害が予想される。

本町での土砂災害警戒区域（急傾斜地）及び土砂災害(特別)警戒区域には、以下の対策を講じる。

- ア. 急傾斜地崩壊対策防止工事の計画的実施

本町及び関係機関は、土砂災害警戒区域（急傾斜地）等について、危険度の高いもの及び要配慮者利用施設が保全対象となっているものから順次、擁壁工等の

## 2 災害予防計画

崩壊防止施設の整備を図るとともに、以下の対策を実施する。

- a. 土砂災害警戒区域（急傾斜地）等の土地所有者に対する防災対策の呼びかけ
  - b. 急傾斜地付近の住宅に対する構造強化の呼びかけ
  - c. 急傾斜地被害軽減のための崖下住宅移転等の検討
- イ. 斜面崩壊の兆候把握
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地）等において、日頃から以下の兆候に注意する。
- a. 崖からの水が濁る場合
  - b. 崖に亀裂が入ったり、小石等がパラパラ落ちてくる場合

## 2.3.2 水害予防計画

本町における台風、集中豪雨などの水害および河川施設等の損壊に伴う浸水被害等を防止するため、治山治水対策や河川施設、水防施設などについて点検・調査、整備等を実施する。

### 1) 治山対策の推進

山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を策定し、必要に応じて以下に挙げる治山事業の実施を促進する。

事業の実施にあたっては、山林地帯における治山行政と土木行政との境界面について総合的視野より考慮する。また、保安林の制度と運営について、砂防指定地と森林法の保安林等の競合、国土利用効率化目的と国土保安目的との調整等の点を考慮する。さらに、環境および景観へも配慮する

- ア. 山地治山事業
- イ. 防災林整備事業
- ウ. 流域保全総合治山事業

### 2) 治水対策の推進

台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系一貫した河川整備計画の策定に協力し、河川改良および河川維持修繕事業の実施並びに治水ダム等の機能を維持するとともに、長期的かつ計画的な都市河川対策を促進する。

治水対策の実施にあたっては、砂防事業や治山事業等との連絡調整を行うよう配慮する。

#### ①河川改修事業

- ア. 直轄河川改修事業
- イ. 大規模特定河川事業
- ウ. 広域河川改修事業
- エ. 都市基盤河川改修事業
- オ. 総合流域防災事業

#### ②ため池等整備事業

- ア. 老朽ため池の整備事業
- イ. 用排水施設整備事業

#### ③農業用河川工作物応急対策事業

#### ④防災ダム整備事業

### 3) 水害危険箇所対策

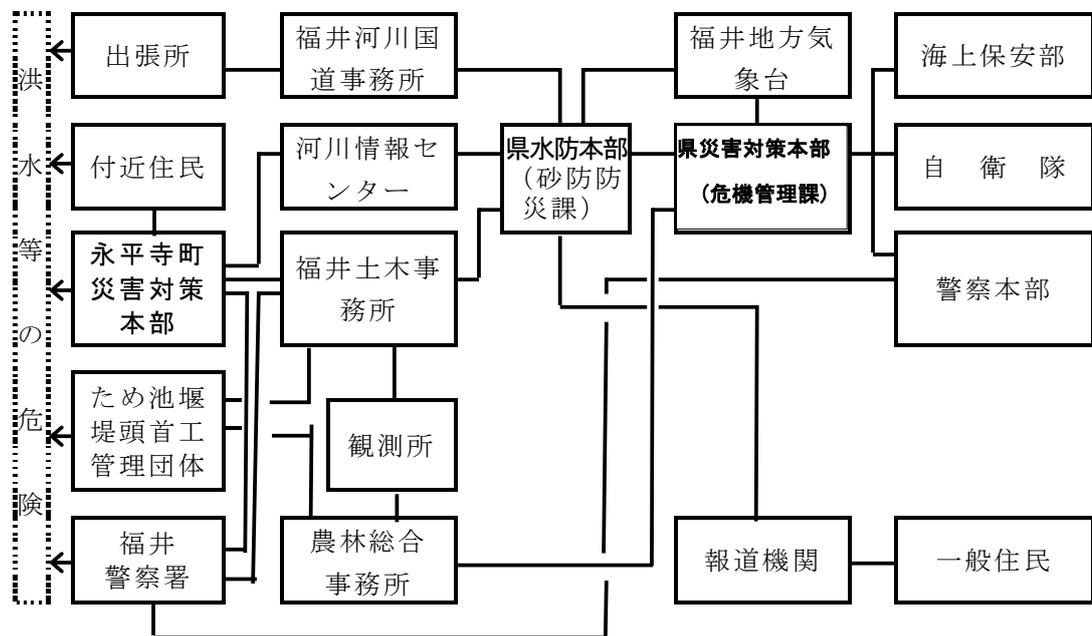
#### ①危険箇所の調査

本町における浸水時の危険箇所としては、水防区域となっている九頭竜川及び永平寺川の河川施設、ため池および土砂災害警戒区域等がこれにあたる。これらに該当する施設の管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施して、危険箇所の点検調査を行う。

#### ②情報連絡体制の整備

下図に従い、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連携を密にする。

<図 広域水防体制及び出水警報系統図>



#### ③危険箇所の周知等

- ア. 施設管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。
- イ. 本町及び関係機関は危険箇所について平常時から住民に対する広報を行い、周知を図る。
- ウ. 本町及び関係機関は、災害時に危険箇所等における施設の被害、浸水のおそれなどの情報を得た場合は、付近住民に対し、速やかに情報提供を行う。

### 4) 河川施設の耐震化

地震による堰堤や水門等の河川施設への被害を未然に防止するため、施設等の耐震化を図る。

- ア. 水門、堤防（朔望平均満潮位+1mより堤内地盤高が低い箇所）等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。
- イ. ため池の点検結果に基づき、必要な整備を行う。
- ウ. ダム施設の管理者は施設の耐震性を向上させる。

## 5) その他の水防対策

### ①河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、ダム、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流地域における異常出水の防止に十分配慮して行うものとする。

### ②水防施設等の整備

本町は、水防施設及び資機材等の整備、備蓄および点検を実施する。

ア. 河川管理者は河川水位および雨量等の観測施設の整備充実を図る

イ. 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の安全性を向上させる。

ウ. ため池では点検結果に基づく整備を行う。

エ. ダム施設の管理者は施設の安全性を向上させる。

オ. 本町および県は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

### ③警戒避難体制の整備

本町は、水害等から人命の安全を守るため避難体制の整備を図る。

ア. 本町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの展示に努めるものとする。

イ. 想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）といい、浸水想定区域の指定があったときは、永平寺町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

ウ. 浸水想定区域の想定については、永平寺町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

エ. 本町は、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、ライフライン事業者、鉄道事業者などと連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

オ. 洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとする。また、町長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

カ. 地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準並びに避難指示等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努め

## 2 災害予防計画

るものとする。

本町、県および福井地方気象台は、氾濫危険情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

本町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。本町は、国および県から、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を得ることができる。

- キ．浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示した形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布や講習会を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川や決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、住民は、ハザードマップなどで居住地の災害リスクを確認するとともに、避難場所や避難経路等の事前確認に努める。
- ク．水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。
- ケ．本町は、水防法第15条第1項第3号の浸水想定区域内の要配慮者施設等に対して、その利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を電話などで伝達する方法を定める。
- コ．本町は防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄するものとする。また、ライフライン途絶時の対策をとるとともに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- サ．本町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- シ．事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

### 2.3.3 火災予防計画

火災による被害から住民の生命及び財産を守るため、本町は、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化および消防水利の整備等を図る。

#### 1) 出火予防対策

##### ①一般建築物の不燃化対策

災害時に予想される火災時の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるため、一般建築物の不燃化を図る。

ア. 木造建築物について屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置等、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

イ. 不特定多数の人が利用する建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物貯蔵取扱い施設を耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃・耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

ウ. 不特定多数の人が利用する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

##### ②住民に対する防火意識の啓発活動

出火時の初期消火活動は住民や自主防災組織が中心となって行われることから、平常時から住民に対し、火災防止思想の普及に努めるとともに、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を呼びかける。

ア. 広報車、広報誌、放送設備などのあらゆる広報媒体を活用して防火知識及び火災予防意識の普及徹底を図る。

イ. 消防訓練の実施や、自主防災組織への初期消火活動の指導などにより、防火知識の普及と活動体制の確立を図る。

ウ. 災害時における出火防止および初期消火活動について、広報活動を実施する。

##### ③事業所に対する火災予防対策

ア. 立入検査の強化

消防法第4条に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、予防対策の指導を強化する。

イ. 防火管理者制度の推進

消防法第8条および第36条に基づいて選任される防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ウ. 消防用設備の充実

防火対象物に設置する消防用設備等の充実及び安全性強化を指導する。

## 2 災害予防計画

### ④避難地・避難路周辺の安全確保

避難地・避難路周辺の安全確保および初期消火体制を確保するため、指定避難場所を対象として防火水槽・貯水槽の設置および可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

## 2) 延焼予防対策

本町は、総合的な消防計画に基づき、以下の対策を講じる。

### ①消防活動体制の整備

初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の安全対策並びに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。

また、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、雪崩等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努めるものとする。また、消防車両の整備に際しては、四輪駆動及び積雪寒冷地仕様の導入等の降積雪時における対応装備に努め、除雪用資機材についても併せて増強を図る。

### ②指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保

指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保および初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置および可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

### ③消防団体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害発生時の消防団による初動活動体制の確立のため、警防規程に基づく活動体制の整備、機動力の強化、各種装備品の充実、及び消防団拠点施設の設置を図る。

### ④防火水槽等消防水利の整備

消防水利の不足地域及び消火活動が困難な地域に重点をおいて消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

ア. 町内各地区のバランスに配慮しながら耐震性防火水槽の整備を図る。

イ. 消防水利の整備にあたっては、種類の異なる水利をバランスよく設置する。

ウ. 地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法や、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等について、各施設管理者と利用方法等について調整を行い、水利の整備を進める。

エ. 消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、降積雪時には消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。また、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成する。

### ⑤消防応援体制の整備

単独では対処不可能な火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく

応援体制並びに受援体制の強化を図る。

### 3) 林野火災予防対策

#### ①防火思想の普及

本町は、県と連携し住民、林業関係者、林内作業者および入山者等に対する、林野火災予防意識の普及活動に努める。

#### ②防火体制の確立

本町は、初期消火の徹底を期するため、森林組合による自衛消防体制の組織化を図る。また、消防相互応援協定などによる広域的な防火体制の確立を図る。

#### ③監視体制の強化

火災気象通報の発表がされた場合など、林野火災が発生するおそれがあるときは、監視および広報パトロールを強化し、入山者に対し次の火気取り扱い上の指導等を行い、火災の発生を防止する。

ア. 火入れに際しての手続き等の徹底

イ. たき火、喫煙等の制限

#### ④予防施設および林野火災対策用資機材の整備

関係機関は、火災対策用施設はもとより、山林地域一円の整備を図るとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進する。

## 2.3.4 雪害予防計画

### 1) 交通の確保

#### ①除雪体制の確立

各道路管理者相互の連携のもと、除雪基本計画を策定し、除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進めるとともに、道路管理者は短期間の集中的な大雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し、的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。

#### ②積雪地における道路整備

ア. 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ. 山間地帯の冬期通行不能箇所解消と代替路線の確保を図る。

ウ. 雪崩による交通遮断を防止するため、雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

エ. 滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるなど、雪に強い道路交通ネットワークを確立する。

#### ③鉄道施設の耐雪強化

えちぜん鉄道(株)は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両および除雪機械を改良、整備し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を図るとともに、流雪溝や消融雪装置および防雪柵の整備を行う。

また、降雪時の地震では、雪崩災害の併発が懸念されることから、斜面の雪崩防止対策を強化するとともに、地震発生時の安全確認に万全を期すこととする。

#### ④倒木対策の推進

道路管理者及び鉄道事業者等は、倒木を起因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時からの倒木のおそれがある立木伐採等を行う。

#### ⑤災害対策用ヘリポートの整備

積雪によって道路交通が麻痺した場合、ヘリコプター等が有効な物資輸送手段となることから、災害対策用ヘリポートの除雪体制の整備とともに、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の確保を図る。

#### ⑥道路及び鉄道の雪崩事故防止対策

道路及び鉄道の雪崩事故防止対策として、次に掲げる対策を講じる。

##### ア. 雪崩の早期発見

道路管理者及び鉄道事業者は、沿線の巡視警戒を実施し、雪崩の早期発見に努める。

##### イ. 標識の整備

道路管理者は、道路沿線の雪崩危険箇所を周知するため、標識を整備する。

#### ウ. 事故防止措置

道路管理者および県警察は、雪崩発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講じる。

### 2) 雪に強い住宅地づくり

本編災害予防計画 2.1.1 に記載

### 3) 避難所および避難路の確保等

本町は、雪害（積雪時において地震が発生した場合を含む）等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難所および避難路の確保等を図る。

#### ①指定緊急避難場所および指定避難所の確保

本町は、地域の人口および地形、雪崩等の危険性、施設の耐雪性、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を考慮し、指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定するものとする。

指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、雪崩等の危険性、施設の耐雪性など雪害による影響が比較的少ない施設を指定するものとする。

また、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が比較的整備されているもの等を指定するものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

#### ②避難所の備蓄

本町は、避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。

#### ③避難所の設備

本町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

#### ④避難路の確保

本町は、地震、雪崩等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講じるものとする。

## 2 災害予防計画

- ア. 積雪および堆雪に配慮した街路の整備
- イ. 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- ウ. 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

### ⑤避難誘導標識の設置

本町は、住民が安全に指定緊急避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

### ⑥非常持出品の確保

寒冷期における非常持出品は、通常の持出品に加え、耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に周知を図る。

- ア. 衣類（防寒着、肌着類、手袋、靴下）、長靴等
- イ. カイロ、暖房用燃料等
- ウ. スキーストック、スコップ、かんじき等

## 4) 電力および電気通信施設の予防対策

### ①電力施設

北陸電力㈱・北陸電力送配電㈱は、雪害による停電事故等を最小限にとどめるため、変電および送・配電施設の予防対策を講じる。

### ②電気通信施設

西日本電信電話㈱は、雪害により通信が途絶しないよう、局舎および通信線路等の電気通信施設について、雪に強い構造を目指し、通信路線の地下ケーブル化、市外通信路線の複雑化、有線・無線方式の併設化および非常用電流装置の整備等を図る。

## 5) 情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムを活用した除雪体制の整備を行う。

## 6) 地域ぐるみの協力体制の確立

### ①住民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組みが不可欠であることから、県および市町は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、不要不急の外出を控える等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理や車両内における一酸化炭素中毒の危険性について周知の徹底に努める。なお、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレス

タイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

### ②地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、本町および県は、広報等による啓発活動、町内会等を通じた協力の要請等に努める。また、自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努める。

### ③企業の体制

本町は、雪害による民間企業の操業停止や製品出荷遅れ等の企業活動への損害を最小限に抑えるため、民間企業に対する事業継続計画の策定を推進するものとし、策定後は定期的な見直しを行うものとする。

### ④各種業者の体制

#### ア．卸売業者等

卸売市場、仲卸業者、スーパー（配送センターや店舗）は、集中的な降雪が予想される場合に、通常より製品の入荷量や在庫量を増やし、備蓄しておくための体制を構築するよう努めるものとする。

#### イ．石油業者

各給油所は、集中的な降雪が予想される場合には、燃料発注の前倒しなど在庫の積み増しを実施するよう努めるものとする。

#### ウ．運送業者

運送業者は、事前の泊まり込みなどによる運転手の確保や、雪害時に通常の配送経路が使用できない場合に備え、代替配送経路の事前の確保に努めるものとする。また、県は、運送業者に対し、降雪時の除雪計画等について、毎年、降雪期前に説明するものとする。

## 7) 雪処理の担い手確保の推進

### ①地域コミュニティによる雪処理

屋根の雪下ろしなど雪処理の基本は自助であるが、豪雪地帯の地域で高齢化等が進展している状況を踏まえ、地域のコミュニティにおいて共同で雪下ろしを行うシステムを整備する。

### ②広域連携による雪処理体制の整備

消防団による広域応援による雪処理体制を予め整備し、豪雪時には消防団が早期に応援に入る仕組みを確立する。

### ③雪処理ボランティアの活用

豪雪時には、雪処理ボランティアの活用等により、速やかに雪処理の担い手確保

## 2 災害予防計画

を図る。なお、雪処理ボランティアの活用を図るため、ボランティアの拠点となる施設の整備及びボランティアの雪処理をコーディネートする組織を予め地元で整備する。また、雪処理ボランティアのスキルアップ支援方策を整備する。

### ④除排雪事業者の確保等

除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に向け、週休2日の推進、施工時期の平準化および賃金の引き上げ等を図るものとする。また、継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレーターを養成するものとする。

## 8) 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、本町および県は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や自力で除排雪が行えない要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問および巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

医療機関および要配慮者利用施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者および物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、策定後は定期的な見直しを行うものとする。

また、平時から避難支援プランの整備等を通じて、要配慮者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるとともに、要配慮者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や広報に努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

## 9) 孤立化対策

積雪により孤立化するおそれのある集落では、他の地域に先んじて、以下の対策を実施する。

ア. 避難施設における克雪構造、屋根融雪装置、除雪機械等の整備

イ. 災害対策用ヘリポートの整備

ウ. 集落へのアクセス路の優先除雪

エ. 避難所及び各家庭における耐寒衣料、食料、燃料等の備蓄

オ. 各種無線等の非常時通信設備（衛星携帯電話など）の整備

カ. 事前に地区の世帯数、越冬用食料の保有状況等実態の調査を行うものとする。

キ. 日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等万全の事前措置を実施する。

## 10) 家屋対策

屋根雪荷重等による家屋倒壊を防止するため、以下の対策を講じる。

ア. 克雪住宅の普及促進

イ. 既存住宅等の屋根融雪装置設置等による克雪化

ウ. 共同雪処理施設の整備

エ. 一人暮らし老人世帯等への屋根雪下ろし費用の助成

オ. 屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全

を確保するための装備の普及・啓発

## 11) 消防活動の確保

本町は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の火災時における消防活動の確保に努める。

ア. 防火水槽および自然水利付近の除雪を励行する。

イ. 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

## 12) 雪崩警戒避難体制の確立

### ①雪崩危険箇所の総点検およびパトロール

本町は、県および関係機関と協力して、雪崩危険箇所等について、定期的な総点検およびパトロールを実施する。

### ②雪崩警戒避難体制の確立

雪崩による二次災害を防止するため、雪崩危険箇所における警戒避難体制を確立する。

### ③道路および鉄道等の雪崩事故防止対策

道路および鉄道施設等について、雪崩による事故を防止するため、以下の対策を講じる。

ア. 雪崩の巡視

道路及び鉄道管理者は、雪崩の早期発見のため、適時、巡回監視を行う。

イ. 危険箇所の周知

道路管理者は、雪崩危険箇所を周知するため、標識を整備する。

## 13) 雪崩災害等防止施設の整備等

### ①雪崩防止施設の整備

本町は、雪崩災害を防止するため、雪崩危険箇所において雪崩防止柵、階段工、予防柵工、減勢工等雪崩防止施設の整備及び雪崩防止林の造成を図るとともに、雪崩監視センサーの設置に努める。

### ②河川事業等の推進

国、県及び本町は、融雪等による水害及び土砂災害を防止するための河川事業、ダム事業、砂防事業、治山事業、雪崩対策事業等を推進する。

## 2.3.5 事故災害予防計画

### 1) 航空災害予防計画

#### ①情報の収集・連絡体制の整備

本町は、航空機災害が発生した場合、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

#### ②防災知識の普及

本町は、町職員、住民を対象に事故発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

#### ③防災訓練への参加

本町は、県及び防災関係機関が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加する。

### 2) 鉄道災害予防計画

#### ①鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故防止のためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及していく必要があることから、鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報活動を推進する。また、本町は、ポスターの掲示場所の提供やチラシ類の配布等において可能な限り鉄道事業者に協力する。

#### ②安全対策の推進

本町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動の支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を県等と連携して整備を図る。

#### ③情報の収集・連絡体制の整備

本町は、鉄道災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

#### ④防災訓練の実施

本町は、県及び鉄道事業者が実施する総合的な防災訓練に積極的に協力・参加する。

### 3) 道路災害予防計画

#### ①道路施設等の安全確保

本町は、次の点に留意して町道施設等の安全確保に努めるものとする。

- a. 点検を通じた道路施設等の現況の把握
- b. 道路における災害を予防するための必要な施設の整備
- c. 道路施設等の安全を確保するための必要な体制等の整備
- d. 安全性及び信頼性の高い道路ネットワークの計画的な整備

主要な交通施設の被災による広域的な経済活動の支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を県等と連携して整備を図る。

#### ②情報の収集・連絡体制の整備

本町は、道路災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

#### ③防災訓練の実施

本町は、県及び防災関係機関が実施する総合的な防災訓練に積極的に協力・参加する。

### 4) 危険物等災害予防計画

#### ①危険物保安予防対策の推進

県及び永平寺町消防本部は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、保安教育及び訓練の徹底、自主保安体制の強化、自衛消防組織の育成並びに防火意識の普及啓発を図る。また、危険物等の貯蔵又は取扱いを行う事業者(以下「事業者」という。)は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

#### ②高圧ガス保安対策の推進

県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化及び保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

#### ③火薬類保安対策の推進

県及び永平寺町消防本部は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化及び保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

#### ④毒物及び劇物保安対策の推進

県は、毒物及び劇物による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立及び保安指導の強化を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

## 2 災害予防計画

### ⑤危険物等の輸送保安対策の推進

県、永平寺町消防本部は、危険物等の輸送保安対策を推進するため、適宜輸送車両等の立入検査を実施する。

また事業者は、次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図るものとする。

- a. 積降作業の監視体制及び輸送過程における安全装置の整備
- b. 輸送経路を管轄する消防本部をはじめとする関係機関との連携強化及び災害発生時における応急対策計画の作成
- c. イエローカードの携行の徹底
- d. 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及及び応急対策訓練の実施

### ⑥迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### ア. 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、危険物等災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

#### イ. 防災訓練への参加等

本町、県、永平寺町消防本部及び事業者は、危険物等災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。本町は、当該防災訓練に積極的に参加又は協力するものとする。

## 5) 大規模火災予防計画

### ①火災につよいまちづくりの推進

#### ア. 密集住宅地の防災対策

本町は、火事による被害を防止・軽減するため土地利用の規制・誘導や避難地・道路の整備を推進するとともに、建築物の不燃化等の施策を推進する。

また、低層の木造住宅が密集する地区について、耐火建築物の建築、公園・広場・道路等の公共施設の整備、オープンスペースの確保などにより、安全で快適な防災生活空間の創造を図るため、住民と協議を進める。

#### イ. 公共施設の防災対策

本町は、公共施設について、建築物の立地や構造の安全性、施設設備等に係る防災機能のチェックを行い、必要に応じて改善を図る。また、一部施設が被災して機能しない場合に他の施設でその機能を補完するような、代替性のある災害に強いシステムづくりを推進する。

## ②防災空間の整備

### ア. 道路空間の整備

本町は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の交通の確保を考慮した道路の計画的な整備を推進する。

緊急交通路に指定されている道路については、道路管理者に対し防災機能の充実に促すとともに、災害時における交通規制等の体制整備を図る。

その他の道路については、災害により緊急交通路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の避難活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

### イ. 河川空間の整備

本町は、災害時の防災空間としての利用を図るため、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を検討する。

### ウ. 公園・緑地の整備

住宅地においては、防火帯として機能し、災害時の一時避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園や緑地等の整備を検討する。

## ③出火予防対策の推進

### ア. 住民に対する防火意識の啓発

住民への火災防止思想の普及に努めるとともに、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

- a. 広報活動（広報車、消防車、広報誌、放送設備などの広報媒体を通じ、防火知識の普及と防火意識の高揚を図る。）
- b. 消防訓練等の実施
- c. 自主防災組織における初期消火活動の指導

### イ. 事業所に対する火災予防対策

#### a. 立入検査の強化

消防法に基づく立入検査を実施し、恒常的な防火対象物の状況把握に努め、火災発生危険箇所の発見と予防対策の指導強化を図る。

#### b. 防火管理者制度の推進

消防法に基づき選任された防火管理者に対し、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

#### c. 消防用設備の充実

防火対象物に設置する消防用設備等の充実及び安全性強化を指導する。

## ④延焼予防対策の推進

### ア. 一般建築物の不燃化対策

本町は、火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるため、一般建築物の不燃化を推進する。

- a. 木造建築物について、屋根の不燃化及び外壁の延焼防止等、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。
- b. 不特定多数の人が利用する特殊建築物、火災発生危険度の高い建築物及び危険物取扱施設については、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど建築物不燃・耐

## 2 災害予防計画

火化を徹底する。

- c. 不特定多数の人が利用する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、壁、天井の仕上げに不燃材料等を使用するよう徹底する。

### イ. 避難地・避難路周辺の安全確保

避難地・避難路周辺の安全確保及び初期消火体制を確保するため、避難場所を対象として防火水槽・貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

### ウ. 消防力の強化

#### (1) 消防体制の強化

町及び永平寺町消防本部は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を充実強化する。

#### (2) 人的消防力の強化

##### a. 消防職団員の充足

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を推進する。

##### b. 消防団の活性化対策の推進

消防団への青年、女性の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に推進する。

##### c. 消防職団員の教育訓練

防災に関する知識及び技術の向上を図るため、消防職団員を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し実施する。

#### (3) 物的消防力の強化

##### a. 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の充実強化を図る。

##### b. 消防水利の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防水利の強化を図る。

- ・消火栓及び防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。また、防火水槽については耐震化を推進する。

- ・消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

##### c. 消防施設等の整備点検

- ・火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施し、性能の維持向上と即応体制の確立を期する。

## ⑤情報の収集・連絡体制の整備

### ア. 情報収集・連絡体制の強化

適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努める

ものとする。

また、情報が確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日を含む）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

#### イ．大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施

県、町及び永平寺町消防本部は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

## 6) 林野火災予防計画

### ①防火意識の普及啓発

県、町、永平寺町消防本部及び福井森林管理署は、森林組合等の協力を得て、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等（以下「入山者等」という。）に対し、パンフレットの配布、ポスター及び標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図るものとする。

### ②監視体制の強化

県、町、永平寺町消防本部及び福井森林管理署は、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視及び監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止するものとする。

#### ア．火災警報の発令及び周知徹底

##### a. 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

##### b. 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県又は嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

- ・実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
- ・平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき  
（降雨、降雪中は通報しない事もある）

##### c. 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講じるものとする。

#### イ．火入れの協議

町長は、火入れによる出火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に永平寺町消防本部と十分調整するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、当該市町に通知するものとする。

## 2 災害予防計画

### ウ. たき火等の制限

町長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導するものとする。また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第 23 条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火又は喫煙を制限するものとする。

### ③ 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

県、町、永平寺町消防本部及び福井森林管理署は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進するものとする。

### ④ 消防体制の整備

町及び永平寺町消防本部は、県、福井森林管理署、自衛隊、福井警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、永平寺町消防本部は、消火資機材等の取扱いに習熟するものとする。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るものとする。

### ⑤ 情報の収集・連絡体制の強化

#### ア. 情報の収集・連絡手段の高度化

県、町、福井警察署、永平寺町消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部及び（社）福井県医師会は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

#### イ. 情報の連絡様式の標準化

県、町、福井警察署、永平寺町消防本部、福井森林管理署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。なお、林野火災マップについては、相互に共有しておき、発災場所の連絡等が円滑に図れるようにしておくものとする。

#### ウ. 情報の収集・連絡

県、町、福井警察署、永平寺町消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部及び（社）福井県医師会は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日を含む）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

### ⑥ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、町、永平寺町消防本部及び福井森林管理署は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努める。

## 2.3.6 原子力災害予防計画

### 1) 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

### 2) 避難場所の確保（町外避難住民）

本町はUPZ圏外のため、避難行動に関しては、屋内退避を行うため、指定されている避難所を使用することは想定されていない。そのため、町内の避難所には、原子力施設周辺の市町の避難者を受け入れる。本町は、南越前町からの避難者を受け入れることになっている。（福井県広域避難計画要綱、資料編3-3-12 地域別広域避難先を参照）。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、関係市町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、避難指示を行うことができる。その際は、国、県、関係市町は、緊密な連携を行うものとする。

### 3) 地域原子力防災協議会

県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行うものとする。

また、本町は同協議会における調整結果等について、地域防災計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図るものとする。

## 2.3.7 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、本町と防災関係機関が連携して、被害の軽減・防止を図る。

### 1) 暴風・竜巻等の防災対策

本町は、県と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

### 2) 情報の収集・伝達体制の整備

本町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報や竜巻注意情報を発表し、本町および県へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、本町、県および関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

### 3) 住民への普及啓発

本町は、県と連携し、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

#### ①被害の予防対策

- ・強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- ・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
- ・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

#### ②暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ・雨戸・シャッター等を閉める。
- ・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

#### ③暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

- ・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

## 2.4 救援救護活動体制の整備

### 2.4.1 避難対策計画

災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策を推進する。

なお、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定する。また、災害に対応した避難場所へ避難すべきことを、日ごろから住民に対し周知徹底し、避難場所における救助施設等の整備に努める。

本町は、平常時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

#### 1) 避難場所および避難所の整備

##### ① 避難場所および避難所の定義

災害時の避難場所および避難所について、以下のとおり定義する。

##### ア. 避難場所

災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を避難場所とする。

##### イ. 避難所

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所とする。

##### ② 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合に住民等の安全な避難先を確保するため、災害対策基本法施行令（以下政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

本町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

## 2 災害予防計画

### ア. 風水害時の指定緊急避難場所

風水害等が発生または発生するおそれがある場合に、住民が緊急に避難し安全を確保する場所として、防災ブロックの広域避難所を指定緊急避難場所として指定する。

### イ. 地震時の指定緊急避難場所

地震や火災等の震災直後に住民が緊急に避難する場所として、以下の要件を具備した防災ブロックの指定広域避難場所を指定緊急避難場所として指定する。

- a. 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命および身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること
- b. 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
- c. 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

### ウ. 指定緊急避難場所に関する通知等

本町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

本町は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

### エ. 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

本町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

## ③避難所の指定

本町は、公共施設等を調査し、以下の事項その他を考慮して避難所をあらかじめ指定する。指定は必要な数、規模の避難所についてその管理者の同意を得たうえで行う。地域の人たちが、災害時、難を避けるために利用する一時避難所について、耐震診断、耐震改修を促進する。また、住民に対し指定避難所の周知徹底を図る。このほか、町内の公園や空き地等から適切な場所を、地震災害時の一時的な避難場所として指定し、必要な整備および住民への周知を図る。

また、要配慮者対策として、病院、社会福祉施設、公的宿泊施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所も含む。）への活用について、管理

者の理解が得られるよう努める。

ア. 地域の人口（夜間及び昼間人口）、地形、個々の災害に対する安全性

イ. 防災拠点との位置関係

ウ. 基本的に集落単位とし、主要道路・河川等の地域分断要素を勘案する

#### ④指定避難所の指定

本町は、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する防災ブロックの広域避難所（学校や公民館等の公共施設等）を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、本町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設等の施設を福祉避難所として指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

ア. 指定避難所に関する通知等

本町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

本町は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

イ. 指定避難所の備蓄

本町は、指定避難所等またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

ウ. 指定避難所の設備

本町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティ

## 2 災害予防計画

ション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

### ⑤避難所の必要機能

災害時の避難所としては、一般に以下の条件を満たすことが望ましい。特に本町指定の広域避難施設のうち、これら条件を満たさないものについては、必要な整備を実施する。

ア. 鉄筋コンクリート造（土砂災害の発生危険地域では必ずこの構造）であること

イ. 原則として木造家屋の密集地から300m以上離れていること

ウ. 各施設の収容人員の算出にあたっては、有効面積（延床面積から通路やトイレ等使用できない部分を除いたもの）に対して一人あたり十分な面積（1人2㎡以上を目安とする）が確保されていること

エ. 各避難所には給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できること

オ. 有線電話・防災行政無線受信機・ケーブルテレビなどが整備されていること

カ. 食料品・寝具の備蓄についてなるべく湿気の少ない保管場所があること

### ⑥コンクリート屋内退避体制の整備

本町は、県等と連携して原子力災害に備え、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

### ⑦応急仮設住宅等の整備

本町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### ⑧被災者支援の仕組みの整備

本町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

### ⑨避難所における設備等の整備

本町は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者や外国人にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

### ⑩物資の備蓄に係る整備

本町は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

### ⑪学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会および学校と避難所としての利用・運営方法（教職員の役割を含む）等について事前に協議する。

### ⑫その他の施設の利用

指定した避難所だけで不足する場合や、要配慮者の利用に配慮した避難所が必要となる場合には、必要に応じて公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所として活用することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど、日頃から連携を図るよう努める。

## 2) 避難ルート等避難誘導體制の整備

本町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練を実施する。防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

本町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難ルートをあらかじめ指定する。指定された避難ルートについては、降積雪の影響も考慮し避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、住民に対して周知徹底を図る。なお、本町では主要な避難ルートを防災路線として指定している。

本町及び防災関連機関はあらかじめ、避難ルートの周辺に存在する土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険が予想される区域について、現地表示等により住民への周知徹底に努める。

また、避難誘導に当たっては、警察、消防機関、自主防災組織の協力を得ながら、避難ルートの要所に誘導員を配置するなど、要配慮者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

## 3) 避難所運営体制の整備

### ①県の対策

県では、市町における避難所の円滑な運営を図るため、行政側の管理運営体制、避難者の自治体制、施設管理者の支援体制のあり方について、あらかじめ定めている。

### ②本町の対策

本町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体

## 2 災害予防計画

制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

### ③避難者の自治体制

避難所の円滑な運営体制を整えるため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難所運営マニュアルを作成する。避難所ごとに避難所を運営する委員会を組織し、リーダーは自主防災組織の会長など住民から選出する。避難所施設管理者は、避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。また、本町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。なお、避難所運営マニュアルに記すべき内容としては、以下の事項等が挙げられる。

ア. 避難者による自治組織とその運営に係る事項

- a. 組織体制について
- b. 仮設トイレ、炊事場、救護所等の設置について
- c. 要配慮者への対応について
- d. 水・食料その他救急物資の配給方法について
- e. 各避難所の備蓄・資機材整備状況とその使用上の留意事項

イ. 避難者に対する情報伝達に係る事項

- a. 各避難所における情報通信機器の整備状況
- b. 情報収集の方法と、避難所内での広報の方法について
- c. 防災機関等に報告すべき内容と、その連絡体制について

ウ. 防災業務従事者による活動の概要と協力体制について

エ. その他避難所の自治運営に必要な事項

### ④避難所運営における女性の参画

本町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

### ⑤避難所に滞在することができない被災者への配慮

本町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 4) 避難所情報通信体制の整備

### ①避難所へのパソコン等設置

避難所、医療救護所の予定施設となっている小中学校や公民館、公共施設等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。また、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備に努める。

## ②オペレーターの確保および常設ネットワーク化

避難所設置時の端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込むことを検討する。

さらに、普段からネットワーク通信の運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワーク通信を開設する。そのほか、県が実施しているインターネットによる情報提供事業を活用し県外、国外に向けた情報の発信を図る。

## 5) 学校等での避難誘導體制

本町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

本町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・幼児園・認定こども園等の施設と町および施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 6) 広域避難のための体制の整備

本町は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞りにおける被災住民（以下「広域避難者」という。）被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

本町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞りの用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 7) 感染症の自宅療養者の避難確保

本町の防災担当部局は、県と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## 2.4.2 救助・医療対策計画

災害時における迅速かつ的確な人命救助活動を実施するため、関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制の確立に努める。また、医療関係機関の協力のもと、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制の整備を図る。

### 1) 救助体制の確立

#### ①人命救助体制の確立

本町は、＜消防本部＞[各分掌班]による災害発生時の救出活動を円滑に実施するため、日頃から以下に挙げる体制の整備に努める。

##### ア. 自主防災組織の育成

＜消防本部＞[消防班]が到着するまでの初期段階の救助活動をより充実したものとするため、町内自主防災組織を育成するとともに、必要資機材の確保を援助する。また、日常より自主防災組織で、人工透析患者や妊婦等、医療依存度の高い人を把握しておき、救急の際に役立てる。

##### イ. 傷病者搬送体制の整備

##### ウ. 医療救護体制の整備

##### エ. 要配慮者の救護体制の確立

#### ②救急救助資機材の整備

本町は、救出のために必要となる最低限の機材について、防災拠点となる公共施設での整備を進めるとともに、特殊な機材については、本町消防本部との十分な連絡のもとに調達を図る。

### 2) 町内医療救護活動体制の確立

#### ①初期医療体制の確立

本町は、福井県医師会と協議のうえ、災害発生時における初期の医療活動体制について、あらかじめ計画を定める。

##### ア. 救護所の設置、救護班の編成、出動について

イ. 自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護および救護班の活動への支援体制をとれるような防災訓練

##### ウ. 県への応援要請および県が行う医療活動との連携

###### a. 県への応援要請の手続き

###### b. 医療救護班の派遣について

###### c. 医療救護所の設置について

#### ②救護拠点の設置

保健センターを、町内医療救急活動の中心となる救護拠点として位置づけ、災害時における各救護所との連絡調整および被害・活動状況の情報収集などに必要な機能整備を図る。

### ③ トリアージ訓練の実施

トリアージとは緊急度判定に基づく負傷者の治療順位の決定を言い、負傷程度に応じて最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分け、選別結果の優先度をカラーで表示した認識票（トリアージタグ）を取り付ける。トリアージには現場での一次選別と、病院での二次選別がある。

災害時には、医療能力を上回る多くの負傷者が殺到し、医療活動が混乱するおそれがあることから、これに備えるため、防災訓練等におけるトリアージの訓練を実施する。

## 3) 後方医療体制の整備

県は、救護所で対応できない重傷者等を收容するため、災害拠点病院等を後方支援病院と位置づけ、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進するとしている。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとしている。

後方支援病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

## 4) 広域的応急医療体制の確立

県は、広域的応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備するとしている。

本町、国、県および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）およびE M I Sの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

## 5) 航空搬送拠点の整備

本町は、県と連携し、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

## 6) 中長期における医療体制の充実

本町は、県、福井市医師会、地域の災害拠点病院等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

## 7) その他の医療体制の整備

### ① 医薬品等の確保

本町は、救護班および後方支援病院の行う医療活動実施のために必要な医薬品や

## 2 災害予防計画

その他医療救護に必要な医薬品および衛生材料が円滑に供給できるよう、災害直後に必要となる消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄を実施するほか、医薬品等卸売業者等と協定を締結し、災害直後に必要な医薬品等の確保を図る。

### ②ライフライン確保

治療に不可欠な水、電気等を確保するため、病院の給水タンクや非常用電源等について十分な整備を行う。

### ③救護所間の情報通信体制の整備

災害時に救護所が設置される各小学校や救護拠点となる保健センターにおいて、現在使用されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。さらに、普段からネットワーク通信の運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワーク通信を開設する。

### ④医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる保健センターについて、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性・耐火性の点検・強化の指導等を図る。また、平素より医療機器の固定や薬品棚の転倒防止に努める。

### ⑤緊急被ばく医療活動体制等の整備

本町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

### 2.4.3 飲料水、食料、生活必需品の確保計画

災害発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

#### 1) 個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民に対し、以下に示す飲料水、食料及び非常持出品の備蓄の啓蒙、普及を図る。住民は、災害により電気、水道等のライフラインが止まった場合に備えて、飲料水や食料及び非常持出品の備蓄に努める。

##### ①飲料水

災害の影響による断水に備えて、家族1人1日当たり3ℓを目安として3日分の水を確保する必要がある。平常時からポリタンクやバケツ等を用意しておき、水道水や風呂の残り湯などあらゆる手段により水を確保する。また、飲料水消毒用の塩素等も市販されているので、備えておくことが望ましい。

##### ②食料

家族1人当たり3日分の主食、副食等の保存食を平常時から備蓄しておく。また、調理不可能な場合も考えて、乾パンや缶詰など、調理不要な食料も用意しておく。備蓄食料は、賞味期限等に注意し、定期的に点検、入替えを行う。

##### ③非常持出品

非常時の持出品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯トイレ、トイレットペーパー等を準備し、置場所を決めておく。医薬品や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検、入替えを行う。

#### 2) 県及び本町の備蓄

本町は、各避難所単位に生命、生活を維持するために最低限必要なものを分散備蓄する。また、県は、市町が行う備蓄の補完や広域的な対応のため、生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄するとともに、民間事業者の保有商品の供給に関する協定の締結を推進するとしている。

##### ①飲料水

地域バランスを配慮して避難所等に非常用組立式給水タンクを計画的に整備するとともに非常用給水袋を備蓄する。また、可搬式浄水器の整備を図り、非常時には小学校や町営のプール、耐震性防火水槽、河川等を飲料水の供給源として活用できるようにする。

## 2 災害予防計画

### ②食料及び生活必需品

町内に備蓄倉庫を整備し、被災者が当面の生活に必要な食料、生活必需品等を備蓄する。また、指定避難所や防災拠点等への分散備蓄を検討し、地域完結型の備蓄施設を確保する。

大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。

### ③備蓄の管理

備蓄倉庫は施設管理者が定期的に点検し、結果を防災安全課へ報告するとともに、備蓄品の補充・更新を行う。

## 3) 必要物資調達体制

### ①関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など当面の生活に必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結する。

### ②パソコン通信の活用

避難所における必要物資を把握し、県と本町及び他の市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、相互間の通信システムの整備、運用方法を検討し、ネットワーク通信によるシステムづくりを推進する。

### ③物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法をあらかじめ定めておくなど、調達手順のマニュアル化を図る。

### ④事業者団体等との連携

農林水産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

## 4) 給水のための対策

本町および水道事業者は、水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、本町が主体となって避難所に浄水装置や耐震性防火水槽の整備を行うほか、地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。また、緊急用水の供給のため、消防機関と協議のうえ、給水車の整備充実を促進する。

## 2.4.4 交通輸送体系整備計画

災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

### 1) 緊急輸送路確保計画

県では、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を定めるとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整を図るための総合的計画として、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。

### 2) 交通規制計画

県警察は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路指定予定路線等を定めた「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、被災地への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定等の交通規制について習熟を図っている。また、北陸自動車道、中部縦貫自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定する「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制等を実施する体制を整えている。

本町は、町域における緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化について、関係機関との協議のうえ整備充実を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図るとともに、緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両等確認証明書の迅速な交付を受ける。

### 3) 防災路線の指定

国道、主要地方道（県道）、幹線町道を本町における災害時の避難・救助、物資輸送などの防災活動上、重要な役割を果たす防災道路第1次確保路線として位置づけ、また次に優先して交通確保に努める路線として、住民の避難ルートや、第1次確保路線の代替ルートとなる路線を防災道路第2次確保路線として位置づける。

そのため、本町は第1次確保路線及び第2次確保路線の交通対策を推進するとともに、その沿線上の建築物に対し耐震化による通行の確保など、防災路線として機能の維持に努める。

### 4) 公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、本町等関係機関においてマニュアル化を図る。また、災害時に公共交通機関を活用するため、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行うとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員

## 2 災害予防計画

の迅速な確保及び義援物資受け入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

### 5) 航空（ヘリコプター・ドローン）輸送

緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県又は自衛隊などに対してヘリコプターの派遣要請を行う。

災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

#### ①災害対策用ヘリポートの指定

福井県防災ヘリコプターの場外離着陸場は、救急物資集積拠点に位置づけており、ヘリコプターによる緊急物資等の航空輸送を円滑に実施するため、必要な整備を図るものとする。

#### ②災害対策用ヘリポートの整備

指定の災害対策用ヘリポートでは、災害が発生した場合に以下の準備が迅速に行えるよう、あらかじめ体制を整えておく。

ア．ヘリポートの近くに上空から確認しうる風の方向を示す吹き流し、または旗を立てる。

イ．離着陸時には、風圧等による危険があるので人を接近させないようにする。

ウ．着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標して着陸地点を示す。

#### ③災害対策用ヘリポートの設定基準

下記に示すヘリポート設定基準を参考に、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、現在の指定場所以外の災害対策用ヘリポートの開設を検討する。特に、本町では、災害時に橋梁の破損や土砂災害の発生により地域が分断されるおそれがあることから、孤立化対策の一環としても、積極的に開設を検討する。

ア．地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生が最適）であること

イ．接地帯は最大こう配5%以内であること

ウ．車の進入路があること

エ．ヘリポートの周辺区域に障害物がないこと

#### ④ドローンの活用

将来的に災害時の情報収集、搜索活動、緊急物資の輸送等にドローンの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ドローンの活用や機種を選定及び整備ならびに応援協定による運用法等の計画の構想に努める。

## 2.4.5 ボランティア育成・確保計画

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存ボランティアの活用等を推進する。

### 1) ボランティアの育成

#### ① ボランティア意識の啓発活動

本町は、県が災害時におけるボランティアの育成のため行う、次の普及啓発活動に協力し、災害ボランティアの育成を図る。

ア. 福井県社会貢献活動支援ネットによるボランティア登録制度の広報

イ. 電子メールその他広報媒体等による住民への情報提供

ウ. 「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」における啓発行事の実施

#### ② ボランティアの活用

本町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携して、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備する。

災害時のボランティアの確保と活動を促進するため、既存の各種ボランティア団体等に対し、災害時でのボランティア活動の参画を働きかける。また、福井県社会貢献活動支援ネットによるボランティア登録の普及啓発活動を行い、災害時でのボランティア応援体制の確立を図る。

#### ③ リーダー、コーディネーター等の養成

本町は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図るとともに、企業や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。このほか、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづくりの支援を行う。

### 2) ボランティア拠点の整備

災害時に支援のため集まったボランティアの活動を円滑化するためには、行政による調整だけではなく、社会福祉協議会等との協働により、ボランティア活動の調整を行なうことが望ましい。従って、救急物資集積拠点をボランティア拠点として提供し、会議室や情報連絡設備等を整備するなど、ボランティア活動が円滑に行われる環境づくりを進める。

### 3) 広域応援体制の整備

災害時にボランティアセンターを円滑に立ち上げ、災害ボランティア活動を効果

## 2 災害予防計画

的に実施するため、ボランティアのあっせんや隣接市町へのサポートも含め、あらかじめ相互に連携可能な事項を確認したうえで、市町相互や遠隔地との広域的な応援協定を締結する。また、本町は、県と連携し、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

## 2.4.6 要配慮者災害予防計画

要配慮者は、災害の危険察知、助けを求める、災害情報の把握といった災害時に必要な対応について、初動や情報把握の遅れから、大きな被害を受けるおそれがある。そのため、要配慮者に配慮した防災対策を推進する。

### 1) 要配慮者に配慮したまちづくり

本町は、要配慮者の社会参加の基盤となる住環境等の改善について、要配慮者に配慮したまちづくりを進める。不特定多数の人が利用する公共施設において、要配慮者に配慮した非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

また、要配慮者利用施設等管理者は、要配慮者利用施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

### 2) 要配慮者利用施設等における防災体制の強化

#### ①要配慮者利用施設等の耐震化

要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図る。

#### ②要配慮者利用施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

本町は、県と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

また、本町および県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるよう指導する。

県は、災害時の避難所等における福祉支援体制を確保するため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めている。

#### ③浸水想定区域内の施設

浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

### 3) 防災知識の普及

#### ①要配慮者に対する防災知識の普及啓発

本町は県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。本町は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

#### ②要配慮者利用施設および事業所等の防災教育の充実

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

本町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

### 4) 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

#### ① 避難行動要支援者名簿の作成

本町は、防災担当部局と福祉担当部局と連携し、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため下記の特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時に、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画（以下「避難支援プラン」という。）を整備する。

避難支援プランについては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、避難支援プラン情報の適切な管理に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び避難支援プランの作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

#### ②避難行動要支援者の範囲

ア. 要介護3以上の認定を受けている要介護者

- イ. 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ウ. 障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者
- エ. その他、支援を必要としている者

### ③名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、本町は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

### ④名簿情報の提供と支援体制

避難行動要支援者本人の同意を得られた場合、町地域防災計画に定めるところにより、平常時より消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町内会、自主防災組織等の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿をあらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進するものとする。

本町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、避難行動要支援者名簿を適正に管理する。また、名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。

本町は、避難支援プランが作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

本町は、避難支援プランが作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、避難支援プランを作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、本町は、避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

本町は、避難行動要支援者名簿の作成、避難支援プランの整備に関し、県および福祉関係機関等に支援を要請する。

なお、地域の見守りネットワークや要配慮者連絡会等を設立し、要配慮者の支援体制づくりに努める。

本町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

### 5) 福祉避難所の指定および周知

本町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校、幼稚園等の施設を指定する。

本町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

本町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

本町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難支援プラン等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

### 6) 要配慮者対策拠点の整備

避難時には、要配慮者に対して介護やそのスペース、食料の供給および情報提供などの配慮が必要となることから、指定避難所の中から地域バランスに配慮したうえで数ヶ所を要配慮者対策拠点に指定し、必要な資機材等の備蓄に努めるとともに、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護活動体制の整備を図る。

### 7) 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

#### ①多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図るものとする。

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、ネットワーク通信の活用や携帯電話メール等による避難情報の提供を検討する。

また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を検討する。

#### ②情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を求めていくとともに、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。また、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。さらに、手話通訳者等の育

成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。その他、本町や県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

## 8) 要配慮者に対する防災対策の配慮

防災対策を講じるに当たっては、要配慮者に十分配慮し、以下の事項等について検討する。

- ア. 要配慮者避難プラン等の作成
- イ. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- ウ. 生活支援のための人材確保（ボランティアの確保・自主防災組織の育成）
- エ. 障害の状況等に応じた情報提供
- オ. 要配慮者用食料の確保、提供（粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、離乳食、嚥下が困難な人のためのペースト状食品、柔らかい食品など）
- カ. 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配付
- キ. 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- ク. 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する要配慮者についての該当施設への受入れ要請の実施
- ケ. 福祉避難所となる施設のバリアフリー化の促進
- コ. 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## 9) 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛防災組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

## 10) 外国人に係る対策

### ①防災知識の普及啓発

本町は、県と連携し、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

## 2 災害予防計画

### ②外国人を含めた防災訓練等の実施

本町は、県と連携し、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、本町は、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

### ③通訳ボランティア等の育成・確保

本町は、県と連携し、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

### ④外国人相談体制の充実

本町は、県と連携し、防災を含む日常生活の中でのさまざまな問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

## 2.5 防災教育

### 2.5.1 防災に関する学習等の充実

災害から住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の職員は勿論のこと、住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合って困難を乗り越えようという意識をもって行動することが大切である。従って、本町をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等さまざまな機会を通じ、住民の防災意識の啓発に努めるものとする。

#### 1) 住民に対する防災知識の普及

本町は、社会教育、防災に関するさまざまな動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、住民の災害に対する関心を高め、防災知識の普及に努める。

災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

#### ①普及の方法

- ア. 広報紙等の活用
- イ. 講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する）
- ウ. 報道機関を通じた広報
- エ. 防災週間等に合わせた防災意識啓発行事の開催
- オ. 防災週間等や津波防災の日に合わせての防災訓練の実施
- カ. 住民運動としての地域的取組みの推進
- キ. メールマガジンの携帯電話等への発信
- ク. ハザードマップや住民用地震防災手引き等の配布
- ケ. SNS等を活用した情報発信
- コ. 防災機関との連携（永平寺町防災士の会）

#### ②普及の内容

- ア. 大雨、洪水、土砂災害、地震災害など災害に関する一般知識
- イ. 平常時の心得
  - a. 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
  - b. 自動車へのこまめな満タン給油
  - c. 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

## 2 災害予防計画

- d. 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- e. さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
- f. 緊急避難場所、避難所での行動
- ウ. 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- エ. 災害発生時の心得
  - a. 気象予警報の種類と伝達方法、災害別の対策
  - b. 緊急地震速報のしくみと利用の際の心得
  - c. 地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）の内容と伝達方法、災害別の対策
  - d. 指定避難所および避難ルートの周知、非常持出品
  - e. 危険箇所の周知
  - f. 避難の際の心得
  - g. 警報等発表時、避難指示・高齢者等避難等の発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- オ. 火災予防、初期消火についての一般知識
- カ. 救助についての一般知識（応急手当の基礎知識など）
- キ. 永平寺町地域防災計画の概要の周知
  - a. 過去の災害事例
  - b. 本町における被害想定
  - c. 各防災関係機関による防災対策の概要
- ク. 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の整備
- ケ. 避難所における夏季の熱中症予防や対処法
- コ. 指定緊急避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所等
- サ. 家屋が被災した際の生活の再建に資する行動
- シ. その他必要な事項

### 2) 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見を活用した防災マニュアルを作成して、以下のような防災研修を実施する。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

#### ①研修の方法

- ア. 講習会、講演会等の開催
- イ. 見学、現地調査等の実施
- ウ. 防災マニュアルの配布
- エ. 訓練による実践的研修

## ②研修の内容

- ア. 永平寺町地域防災計画およびこれに定める各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ. 非常参集の方法
- ウ. 災害の特性
- エ. 防災知識と技術
- オ. 防災関係法令の運用
- カ. その他必要な事項

## 3) 学校における防災教育

本町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

教育委員会は、防災教育の強化に取り組み、学校においては、防災教育の手引き及び学校防災マニュアルに基づいて、教職員、児童生徒、保護者への周知徹底に努める。さらに、防災訓練や防災学習の計画を策定し、実践的で体験的な防災教育の推進に努めるものとする。

### ①児童生徒に対する防災教育

児童生徒への防災教育を推進し、防災知識の普及、実践的な行動力の習得等を図る。

- ア. 学校教育における防災知識の指導
- イ. 防災訓練の実施
- ウ. 学校行事等における指導

### ②教職員に対する防災教育

教職員に対して防災知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

## 4) 要配慮者利用施設における防災教育

本町は、幼稚園、老人福祉施設などの要配慮者利用施設の管理者および職員に対し、防災知識の普及を図るとともに、要配慮者に関する災害予防対策の実施を呼びかける。

### ①施設管理者および職員に対する防災教育

施設管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実に努める。

### ②要配慮者に関する災害予防対策

災害時における幼稚園児や要配慮者への対応について、施設管理者および施設職

## 2 災害予防計画

員に対して次の事項の周知徹底を図るとともに、災害発生時の避難および安全確保体制について、事前に計画を策定するよう指導する。

- ア. 要配慮者の被害特性（災害時における状況判断・災害情報認知の困難、逃げ遅れ、移動の困難、精神的ダメージ等について）
- イ. 要配慮者の避難応急対策（避難時の支援、避難所での支援内容、必要な物資等について）
- ウ. その他の要配慮者に関する事項

### 5) 自動車運転者等に対する防災教育

福井警察署は、自動車の運転者および使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

### 6) 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

本町および防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、災害時の防災対策に関する教育を実施する。

### 7) 事業者等に対する防災計画の作成指導

本町は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、事業者団体、地域団体等を通じて防災計画の作成を指導する。

また、事業所は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

### 8) 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

本町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ア. 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ. 原子力施設の概要に関すること
- ウ. 原子力災害とその特性に関すること
- エ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ. 緊急時に、本町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- カ. コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- キ. 要配慮者への支援に関すること
- ク. 緊急時にとるべき行動

### 9) 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。本町は、県と連携し、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 10) 地震保険の普及・促進

本町及び県は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

## 2.5.2 自主防災組織の育成・援助

災害発生時に、行政と住民および事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、本町は、地域および事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。また、住民は、積極的に自主防災組織の活動に参加して、町や事業所等との協力体制の構築に努める。

### 1) 地域住民等による自主防災組織の育成

自主防災組織は、災害対策基本法第5条第2項および第7条に示された「住民の共同の精神」に基づき、地域住民によって任意に組織される団体であり、住民の防災意識の高揚や人命救助、災害時の応急対策活動などにおいて重要な役割を果たすものである。これらの他に、施設や事業所、各種団体が設置する防災組織がある。

#### <自主防災組織の種類>

地域の防災組織	町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの
施設、事業所等の防災組織	学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの
各種団体の防災組織	女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

本町の自主防災組織の育成については、既存の自主防災組織の整備充実を図るとともに、今後町内会、小学校区、事業所等における新たな自主防災組織の設立に努めるほか、女性団体や青年団体などの活動に防災活動を組み入れることを検討する。なお、自主防災組織の活動内容としては、以下の事項が挙げられる。

#### ①平常時の活動

- ア. 防災関係機関と住民間の相互通信連絡システムの整備
- イ. 防災意識の啓発
- ウ. 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検指導
- オ. 防災用資機材等の整備および点検
- カ. 住民に対する非常食・救急医薬品等の備蓄の指導
- キ. 地域内における連絡体制の確立
- ク. 住民参加による地域ぐるみの安全点検の実施
- ケ. 避難場所（避難所）及び避難場所へ通じる道路を表示した防災マップを自治会や自主防災組織が作成することを促す。

#### ②災害発生時の活動

- ア. 地域内における被害状況その他の情報収集、本町等への通報

- イ. 防災関係機関からの災害情報の地域住民への伝達
- ウ. 被災者の救出救護活動
- エ. 傷病者、要配慮者に配慮した住民の避難誘導活動
- オ. 消防・水防活動
  - a. 各家庭に対する出火防止の呼びかけ
  - b. 出火時における初期消火活動
  - c. 水防活動への協力
- カ. 遺体の捜索および身元確認への協力
- キ. 避難所における被災者の援護活動
  - a. 炊き出し
  - b. 生活必需品の配給
  - c. 医療機関のあっせん、傷病者・高齢者の介護等への協力
- ク. その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

## 2) 自主防災組織育成活動の推進

### ①自主防災組織づくりの推進

本町は、県による自主防災組織の育成強化についての支援指導を受け、自主防災組織づくりを早急に推進し、自主的な防災活動の普及に努める。

### ②自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、活動の中心的な役割を果たす防災リーダー育成のための研修を実施する。

### ③自主防災組織への助成

自主防災組織による初期消火活動等を迅速・効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプや耐震性防火水槽等の施設整備、防災資機材を整備する。また、必要に応じて防災資機材等の購入について助成を行う。

## 3) 事業所等における自衛消防組織の整備

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

なお、特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画の作成および自衛消防組織の設置が義務付けられているが、その他の事業所についても自衛消防組織を設置するよう、本町はその指導に努める。また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）策定に向けて商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のためリーダーの育成等に努める。

## 2 災害予防計画

### ①平常時の活動

- ア. 防災関係機関と事業所等間の情報通信連絡システムの確立
- イ. 従業員等に対する防災教育
- ウ. 防災訓練の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検
- オ. 消防用設備等の整備、点検

### ②災害発生時の活動

- ア. 事業所内で災害が発生した場合の防災関係機関への通報
- イ. 地域における防災活動への積極的な協力
- ウ. 火災が発生した場合の初期消火活動
- エ. 避難誘導措置
- オ. 負傷者の救出救護
- カ. その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

## 4) 自主防災組織と自衛消防組織の連携

本町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

## 5) 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

本町は、一定地区内の住民から地区防災計画作成に関する提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、自主防災組織による、防災計画の策定にあたっては、各世帯間の連絡体制を確立するなど、より具体的な事項（おおむね次の事項を参考とする）について考慮・検討を行うとともに、実地の防災訓練を行う等、計画の周知徹底を図る。

- ア. 危険が予想される箇所の点検、状況把握および対策の検討
- イ. 地域住民それぞれが分担すべき任務の検討
- ウ. 自主防災訓練の時期、内容等に関する計画
- エ. 防災機関、災害対策本部各班及び各世帯の体系的連絡方法や情報交換方法等
- オ. 出火防止、消火に関する役割分担、消火用その他資機材の配置場所等の周知と点検
- カ. 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資の検討
- キ. 負傷者の救出、搬送方法の検討
- ク. その他自主的な防災活動に関する事項に関する検討

### 2.5.3 防災訓練計画

災害に備えて応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、災害の原因や規模、気象条件など幅広い想定に基づく各種の防災訓練を実施し、隣接市町や防災関係機関相互の連携体制を強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。また、住民は、防災訓練等に積極的に参加して、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努める。

#### 1) 防災訓練の実施時期

防災訓練は、毎年想定災害の発生が予想される時期の前に積極的かつ継続的に実施する。

#### 2) 防災訓練の内容

本町は、防災関係機関および住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、以下の内容についての訓練を防災ブロック毎に年1回以上実施する。

訓練は、本町と連携し自主防災組織連絡協議会が主体に実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材および実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、自主防災組織から求められる内容を盛り込むなど、防災訓練の充実強化を図る。

災害応急対策活動に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

ア. 水防訓練

イ. 消防訓練

ウ. 避難訓練

a. 土砂災害警戒区域における避難訓練

b. 要配慮者の避難誘導に関する訓練

c. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

エ. 救助救護訓練

オ. 災害情報連絡訓練

カ. 通信連絡訓練

キ. 非常招集（参集）訓練

ク. 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

#### 3) 防災訓練に関する普及啓発

本町及び事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、本町の広報紙など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を啓発する。

## 2 災害予防計画

### 4) 訓練のための通行規制

警察署長は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

## (資料編)

- 2-1-1 防災階層の設定と防災ブロックの設定
- 2-1-2 指定避難施設一覧
- 2-1-3 指定緊急避難場所一覧
- 2-1-4 県防災行政無線施設の現況
- 2-1-5 町防災行政無線概要
- 2-1-6 町防災行政無線通信局
- 2-1-7 町消防組織
- 2-1-8 消防車両配置状況
- 2-1-9 消防資機材配置状況
- 2-1-10 備蓄資材一覧
- 2-1-11 消防水利現況(防火水槽及び消火栓)
- 2-1-12 飲料水型防火水槽
- 2-2-1 上水道等の概要
- 2-2-2 下水道の概要
- 2-2-3 防災拠点施設
- 2-2-4 指定文化財
- 2-3-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 2-3-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(地すべり)
- 2-3-3 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 2-3-4 砂防指定地
- 2-3-5 町内主要河川一覧
- 2-3-6 雪量観測点
- 2-3-7 ため池一覧
- 2-3-8 水防法第15条第1項第3号施設一覧
- 2-3-9 土砂災害防止法第8条第1項第4号施設一覧

# 3 災害応急対策計画

## 3.1 災害別の初期活動体制

### 3.1.1 風水害・雪害時の動員体制の確立

本町において災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令、防災計画及び本計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期すものとする。

風水害は、ある程度予測可能な災害であることから、気象警報及び注意報等の気象情報をいち早く入手し、迅速かつ適切な防災体制を整えることによって被害を未然に防ぎ、住民の生命及び財産の保護に努める。

#### 1) 風水害・雪害発生時の初期活動体制

本町における風水害・雪害発生時の災害応急対策活動は、災害の規模及び被害の状況に応じて下図に示す通り実施するものとする。なお、下記の条件に満たない場合においても、被害状況等を判断の上、関係機関と調整し、状況に即した災害応急対策活動を実施する。

＜図 災害対策活動の流れ＞

（※氾濫警戒情報及び氾濫危険情報は、水防計画に定める基準による。また、いずれの場合も以後状況の悪化が予想される場合に該当する配備体制を検討する。）

活動体制と活動内容		体制決定の条件		
※災害対策準備室		気象情報	災害・被害	水位
□防災安全課による災害情報の収集		気象注意報	—	—
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>災害準備体制</b>                      災害対策連絡室                 </div>	□災害情報の収集（被害状況・気象情報） □防災関連機関・民間団体との連携体制の確立 □災害対策本部の設置準備	気象警報	—	氾濫注意情報
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>第一災害体制</b>                      災害対策本部                      [第1配備]                 </div>	□災害対策本部[第1配備]の設置 □災害情報の収集（被害状況・気象情報） □小規模の災害応急対策の実施 □各災害対策班の任務分担の遂行	気象警報＋被害発生 の予測	小規模な被害	氾濫警戒情報
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>第二災害体制</b>                      災害対策本部                      [第2配備]                      [第3配備]                 </div>	□災害対策本部[第2配備]及び[第3配備]の設置 □災害情報の収集（被害状況・気象情報） □県、近隣市町村との連絡・応援要請等 □各災害対策班の任務分担の遂行	特別警報	大規模な被害発生 の予測 深刻な被害の発生	氾濫危険情報

## 2) 非常配備体制の決定と活動組織

気象状況等により災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、防災担当者は直ちに情報を収集し、災害の状況を実施責任者に報告し、その報告を受けた実施責任者は迅速かつ適切に非常配備体制を決定し、関係する職員に対し早期の参集を指示する。

なお、以下の配備体制がとられない場合でも、福井地方気象台が本町において「風雪」「強風」「大雨」「洪水」「大雪」等の気象注意報を発表した場合で、かつ気象状況がさらに悪化するおそれがあると判断したときは、防災安全課長及び防災安全課職員は自主的に参集して配備につき、気象状況の変化に伴って次の非常配備体制に速やかに移行できるよう、情報収集・連絡等の準備を整えておくものとする。

非常配備体制及び動員体制の決定基準は、次の通りとする。なお、防災担当者が必要であると判断した場合には、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかけるものとする。

## ＜非常配備体制と動員体制一覧＞

体制	体制決定基準 (風水害)	体制決定基準 (雪害)	動員体制	配備内容
災害準備体制  災害対策連絡室設置	①本町に大雨警報、短時間大雨情報などの気象警報が発表されたとき ②本町に早期注意情報に大雨警報の可能性「高」が発表されたとき	①本町に大雪警報または暴風雪警報が発表されかつ雪害が発生するおそれがあるとき ②本町に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき	・副町長 ・教育長 ・総務課長 ・契約管財課長 ・総合政策課長 ・住民税務課長 ・福祉保健課長 ・子育て支援課長 ・農林課長 ・建設課長 ・上下水道課長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・商工観光課長 ・消防本部消防長 ・社会福祉協議会事務局長 ・防災安全課長 ・防災安全課職員	<input type="checkbox"/> 防災関係課等の職員による情報連絡活動が円滑に行える体制 <input type="checkbox"/> 実施責任者は副町長
第一災害体制  災害対策本部設置 [第1配備]	①本町に何らかの気象警報が発表され、かつ小規模な被害の発生が予想されるとき ②本町に相当規模の被害が生じるおそれがあるとき ③その他、本部長が必要と認めたとき	①小規模な雪害が発生したとき ②広範囲にわたる雪害が発生し、または発生のおそれがあるとき ③その他、本部長が必要と認めたとき	・町長 ・副町長 ・教育長 ・全課長 ・各課職員 ・消防本部消防長 ・消防署員 ・消防団員	<input type="checkbox"/> 注意配備体制を強化し、小規模の災害対策を実施するとともに、災害対策本部[第2配備]設置の場合に備える体制 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長

### 3 災害応急対策計画

<p>第二災害体制 災害対策本部設置 [第2配備]</p>	<p>①本町に何らかの気象特別警報が発表されたとき ②本町において災害による相当規模の被害が発生したとき ③本町において局部的ではあるが、相当規模の被害が生じるおそれがあるとき ④その他、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>①本町に大雪または暴風雪の特別警報が発表されたとき ②大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがあるとき ③その他、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>・町長 ・副町長 ・教育長 ・全職員 ・消防本部消防長 ・消防署員全員 ・消防団員全員 ・日赤奉仕団員他防災関係団体</p>	<p><input type="checkbox"/> 災害対策本部[第2配備]を設置し、各課職員による情報連絡活動及び災害応急対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事態の推移に伴い速やかに次の体制を整え、本部の全力を揚げて適切な防災活動にあたる。 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長</p>
<p>第二災害体制 災害対策本部設置 [第3配備]</p>	<p>①本町において災害による大規模な被害が生じるおそれがあるとき ②本町において災害による深刻な被害が発生したとき ③その他、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>①大規模かつ広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがあるとき ②その他、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>・町長 ・副町長 ・教育長 ・全職員 ・消防本部消防長 ・消防署員全員 ・消防団員全員 ・日赤奉仕団員他防災関係団体</p>	<p><input type="checkbox"/> 災害対策本部[第3配備]を設置し、全職員による情報連絡活動及び災害応急対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長</p>

※体制決定基準のうち、いずれか1つの状況にあてはまる場合、実施責任者の判断により非常配備体制を決定する。

本町における災害発生時の防災活動組織としては、発生した災害の規模及び被害の状況に応じて、「災害準備体制」「第一災害体制」「第二災害体制」の3通りの体制をとるものとする。また、局所的な防災活動の必要が生じた場合は、「地区連絡所」を設置する。

#### ①災害準備体制（災害対策連絡室）

災害準備体制は、本町において第一災害体制又は第二災害体制がとられるまでの間、被害状況・気象情報などの災害情報の収集、防災関連機関・民間団体との連携体制の確立、その他応急対策活動を円滑に立ち上げるために必要な準備を整える体制である。

##### ア. 実施責任者

注意配備体制の実施責任者は副町長とする。副町長に事故ある場合は、教育長がこれにあたる。

##### イ. 体制の決定基準

###### a. 風水害時の基準

福井地方気象台が本町に大雨警報、記録的短時間大雨情報などの気象警報を発表した場合、又は本町に早期注意情報に大雨警報の可能性「高」が発表されたときのいずれかにあてはまる場合で、実施責任者が必要と認めたとき、災害準備体制を決定する。

## b. 雪害時の基準

福井地方気象台が本町に大雪警報または暴風雪警報を発表し、かつ雪害が発生するおそれがある場合、又は本町に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたときのいずれかにあてはまる場合で、実施責任者が必要と認めたとき、災害準備体制を決定する。

## ウ. 組織

災害準備体制がとられた場合は、副町長、教育長、総務課長、契約管財課長、総合政策課長、住民税務課長、福祉保健課長、子育て支援課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、商工観光課長、消防本部消防長、社会福祉協議会事務局長、防災安全課長、防災安全課職員によって、初動活動を実施する。なお、副町長は、初期活動の実施上必要と認めた場合は、以上の職員の他、災害対策本部の責任者などの関係職員を配置することができる。

## エ. 解散

実施責任者は、次の場合において災害準備体制を解除する。

- ・ 第一災害体制または第二災害体制に移行したとき
- ・ 災害の危険が解消し、災害準備体制の必要が認められなくなったとき

## ②第一災害体制（災害対策本部〔第1配備〕）

第一災害体制は、災害対策本部〔第1配備〕を設置し、災害対策本部〔第2配備〕又は〔第3配備〕が設置されるまでの間において、気象情報、被害状況等の災害情報の伝達収集、関連部課及び関連機関との連絡調整、災害対策本部〔第2配備〕又は〔第3配備〕の設置準備、その他各任務分担の遂行等必要な措置を講じるための体制である。

## ア. 実施責任者

第一災害体制の実施責任者は町長とする。町長に事故ある場合は、災害対策本部〔第1配備〕の権限委譲順位に準じて、次順位の者がこれにあたる。

## &lt; 災害対策本部の実施権限委譲順位 &gt;

第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長

## イ. 災害対策本部（第一災害体制）の設置基準

## a. 風水害時の基準

福井地方気象台が本町に何らかの気象警報を発表し、かつ小規模な被害の発生が予想される場合、本町に災害による相当規模の被害が生じるおそれがある場合のいずれかにあてはまるとき、災害対策本部（第一災害体制）を設置する。

## b. 雪害時の基準

本町に小規模な雪害が発生した場合、広範囲にわたる雪害が発生し、または発生のおそれがある場合のいずれかにあてはまるとき、災害対策本部（第一災害体制）を設置する。

## ウ. 開設場所

本部は永平寺町役場内に開設する。なお、役場が何らかの事情で使用できない場合は、あらかじめ定めた次順位の場所において開設するものとする。

### 3 災害応急対策計画

#### <永平寺町災害対策本部の開設場所>

第1順位	第2順位	第3順位
永平寺町役場	永平寺支所	上志比支所

#### エ. 組織

第一災害体制は、災害対策本部[第1配備]を設置し、町長、副町長、教育長、全課長、各課職員、消防本部消防長、消防署員、消防団員によって組織される。なお、組織は災害の状況に応じた関係課職員により弾力的に構成するものとする。

#### オ. 解散

実施責任者は、次の場合において第一災害体制を解除する。

- ・第二災害体制に移行したとき（災害対策本部[第2配備]を設置したとき）
- ・災害の危険が解消し、第一災害体制の必要が認められなくなったとき

#### ③第二災害体制（災害対策本部[第2配備]・[第3配備]）

第二災害体制は、本町において気象特別警報が発表された場合、または災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、町長の判断により永平寺町災害対策本部[第2配備]又は[第3配備]を設置し、全職員を総括して、永平寺町防災会議との緊密な連絡のもと、本町に係る災害の予防及び災害応急対策の実施に万全を期する体制である。

なお、災害対策本部の運営に関しては、永平寺町災害対策本部条例に基づくものとする。

#### ア. 実施責任者

災害対策本部の実施責任者である本部長は、町長とする。町長に事故ある場合は、以下の権限委譲順位に基づき、次順位の者（第一災害体制に準ずる。）がこれにあたる。

#### イ. 災害対策本部の設置基準

##### a. 風水害時の基準

本町において気象特別警報が発表されたとき、災害による相当規模の被害が発生したとき、または局部的ではあるが相当規模の被害が生じるおそれがあるときは、災害対策本部[第2配備]を設置する。またさらに広範囲の規模での災害の発生のおそれがあるとき及び災害による深刻な被害が生じたときは、災害対策本部[第3配備]を設置し、各部各班に全職員を配置し、災害対策本部[第3配備]の事務分掌で対応する。災害対策本部の配備は、実施責任者が決定し設置される。なお、災害対策本部を設置したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

##### b. 雪害時の基準

本町において大雪または暴風雪の特別警報が発表されたとき、大規模な雪害が発生するか発生するおそれがあるとき、災害対策本部[第2配備]を設置する。またさらに大規模かつ広範囲で雪害が発生するか発生するおそれがあるときは、災害対策本部[第3配備]を設置し、各部各班に全職員を配置し、災害対策本部[第3配備]の事務分掌で対応する。災害対策本部の配備は、実施責任者が決定し設置される。なお、災害対策本部を設置したときは、必要な関係者にその旨を通知

する。

#### ウ．開設場所

本部は永平寺町役場内に開設する。なお、役場が何らかの事情で使用できない場合は、あらかじめ定めた次順位の場所（第一災害体制に準ずる。）において開設するものとする。

#### エ．組織

第二災害体制は、災害対策本部[第2配備]を設置し、町長、副町長、教育長、全職員、消防本部消防長、消防署員全員、消防団員全員、日赤奉仕団員他防災関連団体によって組織される。災害対策本部[第3配備]の場合、本町の全職員によって組織される。

#### オ．本部の運営

災害対策本部の運営については、本部会議において災害対策の方針決定を行い、本部事務局が運営事務にあたる。本部会議における決定事項は本部長（町長）の指示として、各本部員から各災害対策班長を経由して速やかに班員に通知する。

各部（班）では、相互連絡調整を図るため、災害対策部（班）会議を開催する。また、災害対策部（班）に指定された職員は、あらかじめ定められた自班の事務分掌に基づき、非常時における各々の任務を円滑に処理する。

#### カ．災害対策本部の廃止

実施責任者が、本町において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、あるいは本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止し、必要な関係者にその旨を通知する。

#### キ．災害対策本部等への県職員の派遣

知事は、本町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに県職員を町災害対策本部に派遣し、本町からの情報収集、県からの情報伝達、本町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

また、状況に応じ、県職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。特に、本町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。

知事は、雪害等の大規模な災害が発生し、本町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援するものとする。

### 3) 緊急動員の実施

#### ①勤務時間内における緊急動員

平常の勤務時間内において何らかの非常配備体制が取られた場合、実施責任者は防災担当者に命じて、その他の指定職員に対し、館内放送及び各課の内線電話を利用して配備の伝達を行う。

参集する場所は永平寺町役場本庁とするが、但し防災担当者から参集場所の指定を受けた職員は、その指定の場所に参集する。また、2時間以内に各所属課に参集できない職員については、最寄りの町管理施設等に参集するものとする。

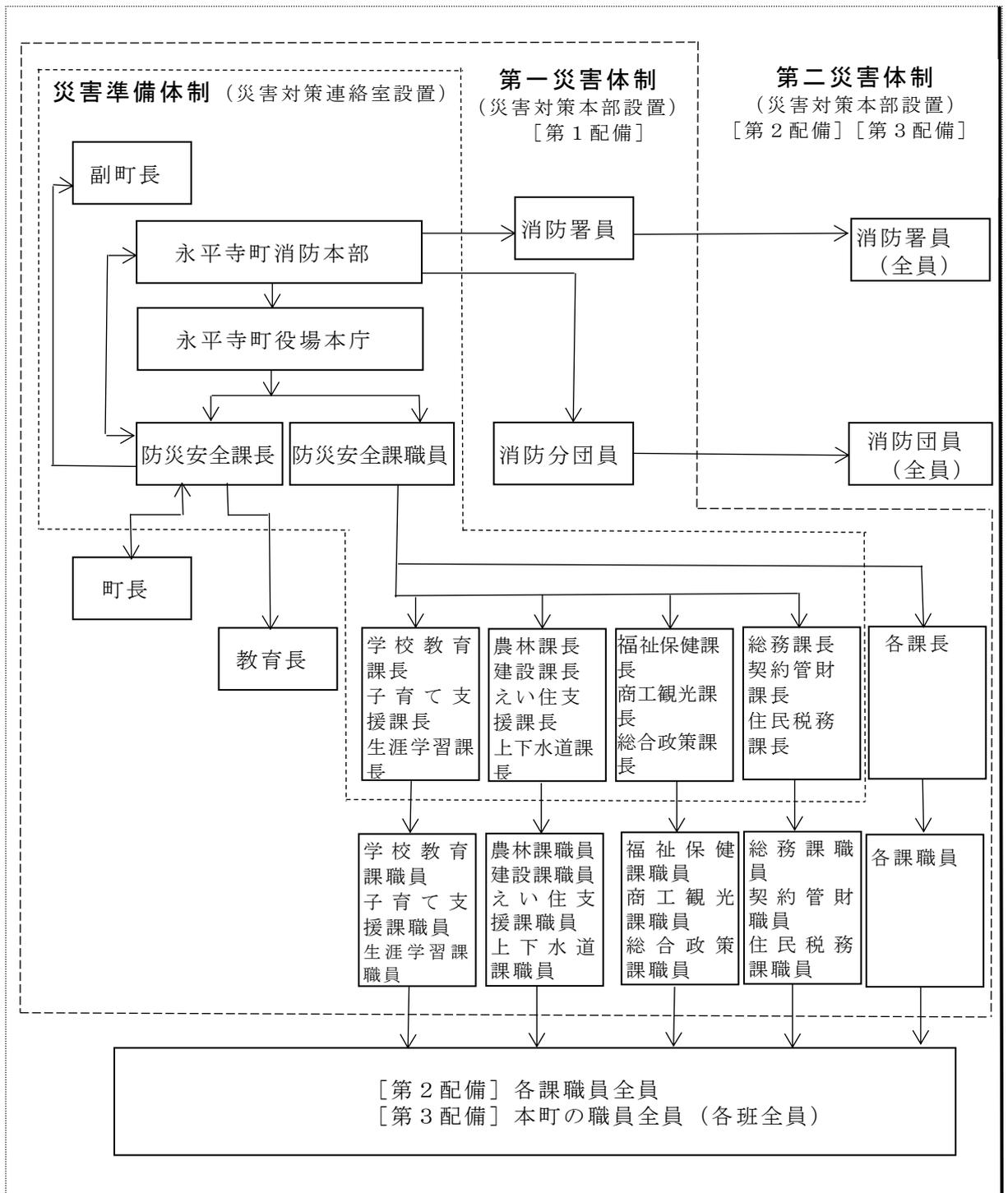
### 3 災害応急対策計画

#### ②勤務時間外における緊急動員

勤務時間前後または休日等において何らかの非常配備体制がとられた場合、連絡を受けた防災担当者は、次図に示す経路でその他の指定職員に対し、早急な参集を呼びかける。動員の連絡は原則として有線電話を使用するが、被災による有線途絶時には、防災行政無線等を活用するほか、携帯電話、ケーブルテレビ、配信メールその他のあらゆる手段を使って、早期の動員伝達を図る。また、防災担当者が必要であると判断し、指定の職員以外にも参集を呼びかける際には、連絡系統によらず適宜連絡を行うものとする。

全ての職員は、本町において何らかの気象特別警報または気象警報が発表された場合には、連絡がとれるよう自宅に待機し、それができない場合は防災担当者等に自分の所在を連絡する。

< 図 勤務時間外における動員伝達系統 >



### 3.1.2 地震災害時の動員体制の確立

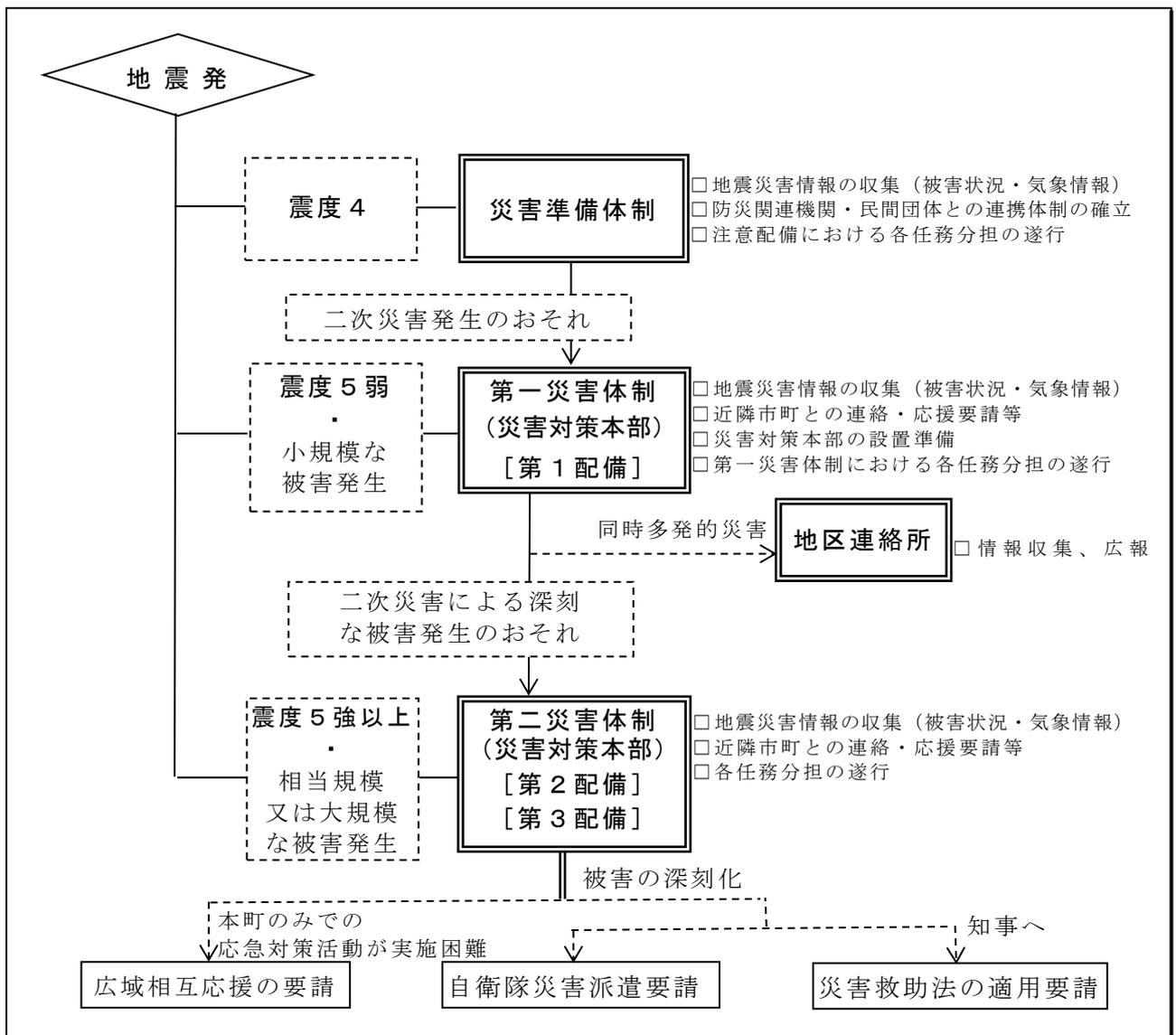
本町域において地震が発生した場合の災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令、防災計画及び本計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期すものとする。

地震災害は予測が難しく突発的であることから、職員の緊急動員及び初動活動を迅速かつ確実に実施し、被害の拡大を防止し、住民の生命及び財産の保護に努める。

#### 1) 地震災害発生時の初期活動体制

本町における初動活動は、地震の規模及び被害の状況に応じて次の図に示す通り実施する。なお、下記の条件に満たない場合においても、被害状況等を判断の上、関係機関と調整し、状況に即した災害応急対策活動を実施するものとする。

< 図 初動活動の流れ >



## 2) 非常配備体制の決定と活動組織

地震災害発生時には、防災担当者は直ちに災害情報を収集し状況を判断して、本町における非常配備体制及び動員体制を決定し、関連する職員に対し早期の参集を呼びかける。

非常配備体制及び動員体制の決定基準は、次の通りとする。なお、防災担当者が必要であると判断した場合には、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかけるものとする。

## ＜非常配備体制と動員体制一覧＞

体制	体制決定基準	動員体制	配備内容
災害準備体制 災害対策連絡室設置	①本町において震度4の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副町長</li> <li>・教育長</li> <li>・総務課長</li> <li>・契約管財課長</li> <li>・総合政策課長</li> <li>・住民税務課長</li> <li>・福祉保健課長</li> <li>・子育て支援課長</li> <li>・農林課長</li> <li>・建設課長</li> <li>・上下水道課長</li> <li>・学校教育課長</li> <li>・生涯学習課長</li> <li>・商工観光課長</li> <li>・消防本部消防長</li> <li>・社会福祉協議会事務局長</li> <li>・防災安全課長</li> <li>・防災安全課職員</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 防災関係課等の職員による情報連絡活動が円滑に行える体制 <input type="checkbox"/> 実施責任者は副町長
第一災害体制 災害対策本部設置 [第1配備]	①本町において震度5弱の地震が発生したとき ②本町に地震災害による小規模の被害が発生したとき ③災害準備体制以降に、地震による二次災害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長</li> <li>・副町長</li> <li>・教育長</li> <li>・全課長</li> <li>・各課職員</li> <li>・消防本部消防長</li> <li>・消防署員</li> <li>・消防団員</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 注意配備体制を強化し、小規模の災害対策を実施するとともに、災害対策本部[第2配備]設置の場合に備える体制 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長
第二災害体制 災害対策本部設置 [第2配備]	①本町において震度5強以上の地震が発生したとき ②地震又は二次災害により、相当規模の被害が発生したとき ③その他、本部長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長</li> <li>・副町長</li> <li>・教育長</li> <li>・全職員</li> <li>・消防本部消防長</li> <li>・消防署員全員</li> <li>・消防団員全員</li> <li>・日赤奉仕団員他防災関係団体</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 災害対策本部[第2配備]を設置し、各課職員による情報連絡活動及び災害応急対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事態の推移に伴い速やかに次の体制を整え、本部の全力を揚げて適切な防災活動にあたる。

### 3 災害応急対策計画

第二災害体制  災害対策本部設置 [第3配備]	①本町において震度5強以上の地震が発生したとき ②地震又は二次災害により、相当規模の被害が発生したとき ③その他、本部長が必要と認めたとき	・町長 ・副町長 ・教育長 ・全職員 ・消防本部消防長 ・消防署員全員 ・消防団員全員 ・日赤奉仕団員他防災関係団体	<input type="checkbox"/> 災害対策本部[第3配備]を設置し、全職員による情報連絡活動及び災害応急対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長
----------------------------------	---	---	---

※体制決定基準のうち、いずれか1つの状況にあてはまる場合、実施責任者の判断により非常配備体制を決定する。

本町における災害発生時の防災活動組織としては、発生した災害の規模及び被害の状況に応じて、「災害準備体制」「第一災害体制」「第二災害体制」の3通りの体制をとるものとする。また、局所的な防災活動の必要が生じた場合は、「地区連絡所」を設置する。

#### ①災害準備体制（災害対策連絡室）

災害準備体制は、本町において第一災害体制又は第二災害体制がとられるまでの間、地震情報、被害状況などの災害情報の収集、防災関連機関・民間団体との連携体制の確立、その他応急対策活動を円滑に立ち上げるために必要な準備を整える体制である。

##### ア．実施責任者

注意配備体制の実施責任者は副町長とする。副町長に事故ある場合は、教育長がこれにあたる。

##### イ．体制の決定基準

本町において、震度4の地震が発生した場合、災害準備体制を決定する。

##### ウ．組織

災害準備体制がとられた場合は、副町長、教育長、総務課長、契約管財課長、総合政策課長、住民税務課長、福祉保健課長、子育て支援課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、商工観光課長、消防本部消防長、社会福祉協議会事務局長、防災安全課長、防災安全課職員によって、初動活動を実施する。なお、副町長は、初動活動の実施上必要と認めた場合は、以上の職員の他、災害対策本部の責任者などの関係職員を配置することができる。

##### エ．解散

実施責任者は、次の場合において災害準備体制を解除する。

- ・第一災害体制または第二災害体制に移行したとき
- ・災害の危険が解消し、災害準備体制の必要が認められなくなったとき

#### ②第一災害体制（災害対策本部[第1配備]）

第一災害体制は、災害対策本部[第1配備]を設置し、災害対策本部[第2配備]又は[第3配備]が設置されるまでの間において、地震情報、被害状況等の災害情報の伝達収集、関連部課及び関連機関との連絡調整、災害対策本部[第2配備]又は[第3配備]の設置準備、その他各任務分担の遂行等必要な措置を講じるための体制である。

## ア. 実施責任者

第一災害体制の実施責任者は町長とする。町長に事故ある場合は、災害対策本部[第1配備]の権限委譲順位に準じて、次順位の者がこれにあたる。

## ＜災害対策本部の実施権限委譲順位＞

第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長

## イ. 災害対策本部（第一災害体制）の設置基準

本町において、震度5弱の地震が発生した場合および小規模の被害の発生又は、災害準備体制以降に地震による二次災害等のおそれがあり、実施責任者が必要と認めた場合のいずれかにあてはまる場合に災害対策本部（第一災害体制）を設置する。

## ウ. 開設場所

本部は永平寺町役場内に開設する。なお、役場が何らかの事情で使用できない場合は、あらかじめ定めた次順位の場所において開設するものとする。

## ＜永平寺町災害対策本部の開設場所＞

第1順位	第2順位	第3順位
永平寺町役場	永平寺支所	上志比支所

## エ. 組織

第一災害体制は、災害対策本部[第1配備]を設置し、町長、副町長、教育長、全課長、各課職員、消防本部消防長、消防署員、消防分団員によって組織される。なお、組織は災害の状況に応じた関係課職員により弾力的に構成するものとする。

## オ. 解散

実施責任者は、次の場合において第一災害体制を解除する。

- ・第二災害体制に移行したとき（災害対策本部[第2配備]を設置したとき）
- ・災害の危険が解消し、第一災害体制の必要が認められなくなったとき

## ③第二災害体制（災害対策本部[第2配備]・[第3配備]）

第二災害体制は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長の判断により永平寺町災害対策本部[第2配備]又は[第3配備]を設置し、全職員を総括して、永平寺町防災会議との緊密な連絡のもと、本町に係る災害の予防及び災害応急対策の実施に万全を期する体制である。

なお、災害対策本部の運営に関しては、永平寺町災害対策本部条例に基づくものとする。

## ア. 実施責任者

災害対策本部の実施責任者である本部長は、町長とする。町長に事故ある場合は、以下の権限委譲順位に基づき、次順位の者（第一災害体制に準ずる。）がこれにあたる。

### 3 災害応急対策計画

#### イ. 災害対策本部の設置基準

本町において、震度5強以上の地震が発生した場合、災害による相当規模の被害が発生した場合、災害対策本部[第2配備]を設置し、[各分掌部各分掌班]の事務分掌で対応する。またさらに広範囲の規模での災害の発生のおそれがあるとき及び災害による深刻な被害が生じたときは、災害対策本部[第3配備]を設置し、各部各班に全職員を配置し、災害対策本部[第3配備]の事務分掌で対応する。災害対策本部の配備は、実施責任者が決定し設置される。なお、災害対策本部を設置したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

#### ウ. 開設場所

本部は永平寺町役場内に開設する。なお、役場が何らかの事情で使用できない場合は、あらかじめ定めた次順位の場所（第一災害体制に準ずる。）において開設するものとする。

#### エ. 組織

第二災害体制は、災害対策本部[第2配備]を設置し、町長、副町長、教育長、全職員、消防本部消防長、消防署員全員、消防団員全員、日赤奉仕団員他防災関連団体によって組織される。災害対策本部[第3配備]の場合、本町の全職員によって組織される。

#### オ. 本部の運営

災害対策本部の運営については、本部会議において災害対策の方針決定を行い、本部事務局が運営事務にあたる。本部会議における決定事項は本部長（町長）の指示として、各本部員から各災害対策班長を経由して速やかに班員に通知する。

各部（班）では、相互連絡調整を図るため、災害対策部（班）会議を開催する。また、災害対策部（班）に指定された職員は、あらかじめ定められた自班の事務分掌に基づき、非常時における各々の任務を円滑に処理する。

#### カ. 災害対策本部の廃止

実施責任者が、本町において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、あるいは本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止し、必要な関係者にその旨を通知する。

#### キ. 災害対策本部等への県職員の派遣

本町が災害対策本部を設置した場合は、知事は、直ちに県職員を町災害対策本部に派遣し、本町からの情報収集、県からの情報伝達、本町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

また、状況に応じ、県職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。特に、本町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。

知事は、地震等の大規模な災害が発生し、本町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援するものとする。

### 3) 緊急動員の実施

#### ①勤務時間内における緊急動員

平常の勤務時間内において何らかの非常配備体制が取られた場合、実施責任者は防災担当者に命じて、その他の指定職員に対し、役場内放送及び各課の内線電話を利用して配備の伝達を行う。

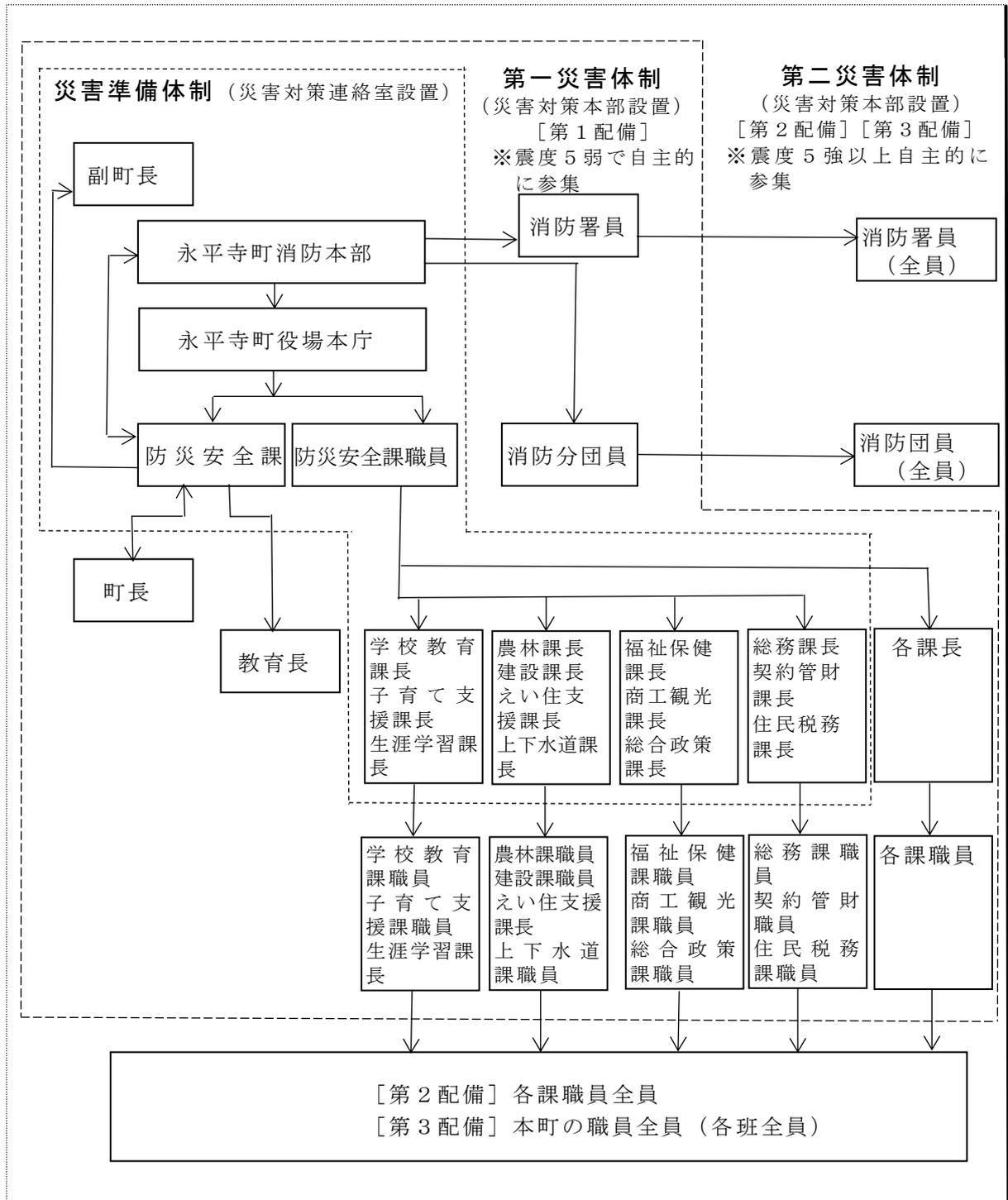
参集する場所は永平寺町役場本庁とするが、但し防災担当者から参集場所の指定を受けた職員は、その指定の場所に参加する。また、2時間以内に各所属課に参加できない職員については、最寄りの町管理施設等に参加するものとする。

#### ②勤務時間外における緊急動員

勤務時間前後または休日等において何らかの非常配備体制がとられた場合、連絡を受けた防災担当者は、次図に示す経路でその他の指定職員に対し、早急な参集を呼びかける。動員の連絡は原則として有線電話を使用するが、被災による有線途絶時には、防災行政無線等を活用するほか、携帯電話、ケーブルテレビ配信メールその他のあらゆる手段を使って、早期の動員伝達を図る。また、防災担当者が必要であると判断し、指定の職員以外にも参集を呼びかける際には、連絡系統によらず適宜連絡を行うものとする。

本町で震度4以上の地震が発生した場合、指定職員は、呼びかけの有無に係わらず、参集するものとする。

< 図 勤務時間外における動員伝達系統 >



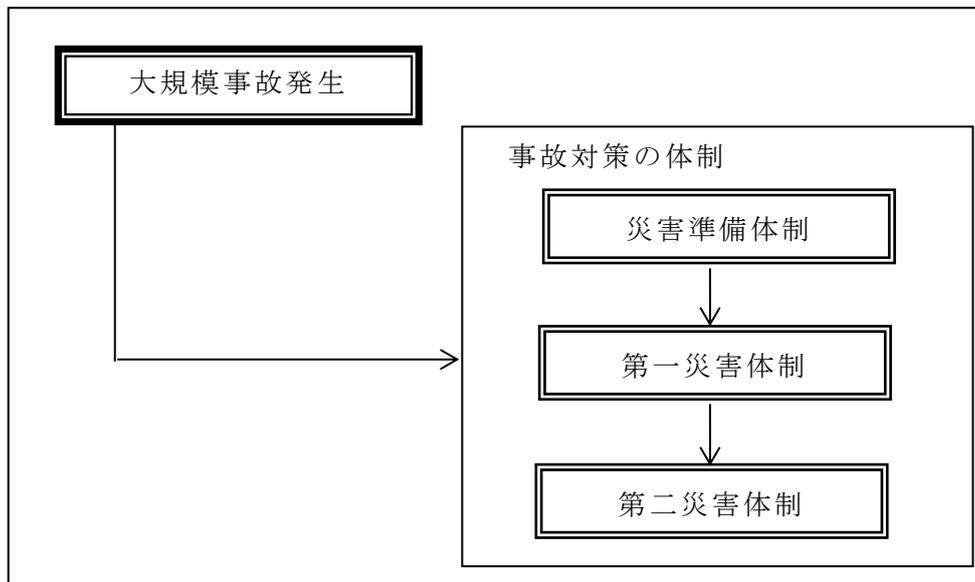
### 3.1.3 事故災害（原子力災害を含む）時の動員体制の確立

本町において大規模な事故災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令、防災計画及び本計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期すものとする。

事故災害は予測が難しく突発的であることから、職員の緊急動員及び初動活動を迅速かつ確実に実施し、被害の拡大を防止し、住民の生命及び財産の保護に努める。

#### 1) 事故災害発生時の初期活動体制

本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、風水害発生時に準じ、直ちに災害準備体制をとる。事故災害による相当な被害が予想される場合、状況に応じ第一災害体制もしくは、第二災害体制をとる。



#### 2) 非常配備体制の決定と活動組織

事故災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、防災担当者は直ちに災害情報を収集し状況を判断して、本町における非常配備体制及び動員体制を決定し、関連する職員に対し早期の参集を呼びかける。

非常配備体制及び動員体制の決定基準は、次の通りとする。なお、防災担当者が必要であると判断した場合には、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策計画

< 非常配備体制と動員体制一覧 >

体制	体制決定基準	動員体制	配備内容
災害準備体制 災害対策連絡室設置	① 本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合 ② 実施責任者が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副町長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 総務課長</li> <li>・ 契約管財課長</li> <li>・ 総合政策課長</li> <li>・ 住民税務課長</li> <li>・ 福祉保健課長</li> <li>・ 子育て支援課長</li> <li>・ 農林課長</li> <li>・ 建設課長</li> <li>・ えい住支援課長</li> <li>・ 上下水道課長</li> <li>・ 学校教育課長</li> <li>・ 生涯学習課長</li> <li>・ 商工観光課長</li> <li>・ 消防本部消防長</li> <li>・ 社会福祉協議会事務局長</li> <li>・ 防災安全課長</li> <li>・ 防災安全課職員</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 防災関係課等の職員による情報連絡活動が円滑に行える体制 <input type="checkbox"/> 実施責任者は副町長
第一災害体制 災害対策本部設置 [第1配備]	① 本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生し、本町に災害による小規模な被害が発生した場合 ② 実施責任者が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長</li> <li>・ 副町長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 全課長</li> <li>・ 各課職員</li> <li>・ 消防本部消防長</li> <li>・ 消防署員</li> <li>・ 消防団員</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 注意配備体制を強化し、小規模の災害対策を実施するとともに、災害対策本部[第2配備]設置の場合に備える体制 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長
第二災害体制 災害対策本部設置 [第2配備]	① 本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生し、本町に災害による相当規模な被害が発生した場合 ② 実施責任者が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長</li> <li>・ 副町長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 全職員</li> <li>・ 消防本部消防長</li> <li>・ 消防署員全員</li> <li>・ 消防団員全員</li> <li>・ 日赤奉仕団員他防災関係団体</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 災害対策本部[第2配備]を設置し、各課職員による情報連絡活動及び災害応急対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事態の推移に伴い速やかに次の体制を整え、本部の全力を揚げて適切な防災活動にあたる。 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長
第二災害体制 災害対策本部設置 [第3配備]	① さらに広範囲の規模での災害の発生のおそれがあるとき及び災害による深刻な被害が生じた場合 ② 実施責任者が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長</li> <li>・ 副町長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 全職員</li> <li>・ 消防本部消防長</li> <li>・ 消防署員全員</li> <li>・ 消防団員全員</li> <li>・ 日赤奉仕団員他防災関係団体</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 災害対策本部[第3配備]を設置し、全職員による情報連絡活動及び災害応急対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 実施責任者は町長

※体制決定基準のうち、いずれか1つの状況にあてはまる場合、実施責任者の判断により非常配備体制を決定する。

本町における災害発生時の防災活動組織としては、発生した災害の規模及び被害

の状況に応じて、「災害準備体制」「第一災害体制」「第二災害体制」の3通りの体制をとるものとする。また、局所的な防災活動の必要が生じた場合は、「地区連絡所」を設置する。

#### ①災害準備体制（災害対策連絡室）

災害準備体制は、本町において第一災害体制又は第二災害体制がとられるまでの間、被害状況・気象情報などの災害情報の収集、防災関連機関・民間団体との連携体制の確立、その他応急対策活動を円滑に立ち上げるために必要な準備を整える体制である。

##### ア．実施責任者

注意配備体制の実施責任者は副町長とする。副町長に事故ある場合は、教育長がこれにあたる。

##### イ．体制の決定基準

本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、実施責任者が必要と認めたとき、災害準備体制を決定する。

##### ウ．組織

災害準備体制がとられた場合は、副町長、教育長、総務課長、契約管財課長、総合政策課長、住民税務課長、福祉保健課長、子育て支援課長、農林課長、建設課長、えい住支援課長、上下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、商工観光課長、消防本部消防長、社会福祉協議会事務局長、防災安全課長、防災安全課職員によって、初動活動を実施する。なお、副町長は、初動活動の実施上必要と認めた場合は、以上の職員その他、災害対策本部の責任者などの関係職員を配置することができる。

##### エ．解散

実施責任者は、次の場合において災害準備体制を解除する。

- ・第一災害体制または第二災害体制に移行したとき
- ・災害の危険が解消し、災害準備体制の必要が認められなくなったとき

#### ②第一災害体制（災害対策本部〔第1配備〕）

第一災害体制は、災害対策本部〔第1配備〕を設置し、災害対策本部〔第2配備〕又は〔第3配備〕が設置されるまでの間において、気象情報、事故状況、被害状況等の災害情報の伝達収集、関連部課及び関連機関との連絡調整、災害対策本部〔第2配備〕又は〔第3配備〕の設置準備、その他各任務分担の遂行等必要な措置を講じるための体制である。

##### ア．実施責任者

第一災害体制の実施責任者は町長とする。町長に事故ある場合は、災害対策本部〔第1配備〕の権限委譲順位に準じて、次順位の者がこれにあたる。

< 災害対策本部の実施権限委譲順位 >

第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長

### 3 災害応急対策計画

#### イ. 災害対策本部（第一災害体制）の設置基準

本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生し、本町に災害による小規模な被害が発生した場合、実施責任者が必要と認めたとき、災害対策本部（第一災害体制）を設置する。

#### ウ. 開設場所

本部は永平寺町役場内に開設する。なお、役場が何らかの事情で使用できない場合は、あらかじめ定めた次順位の場所において開設するものとする。

##### <永平寺町災害対策本部の開設場所>

第1順位	第2順位	第3順位
永平寺町役場	永平寺支所	上志比支所

#### エ. 組織

第一災害体制は、災害対策本部[第1配備]を設置し、町長、副町長、教育長、全課長、各課職員、消防本部消防長、消防署員、消防分団員によって組織される。なお、組織は災害の状況に応じた関係課職員により弾力的に構成するものとする。

#### オ. 解散

実施責任者は、次の場合において第一災害体制を解除する。

- ・第二災害体制に移行したとき（災害対策本部[第2配備]を設置したとき）
- ・災害の危険が解消し、第一災害体制の必要が認められなくなったとき

### ③第二災害体制（災害対策本部[第2配備]・[第3配備]）

第二災害体制は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長の判断により永平寺町災害対策本部[第2配備]又は[第3配備]を設置し、全職員を総括して、永平寺町防災会議との緊密な連絡のもと、本町に係る災害の予防及び災害応急対策の実施に万全を期する体制である。

なお、災害対策本部の運営に関しては、永平寺町災害対策本部条例に基づくものとする。

#### ア. 実施責任者

災害対策本部の実施責任者である本部長は、町長とする。町長に事故ある場合は、以下の権限委譲順位に基づき、次順位の者（第一災害体制に準ずる。）がこれにあたる。

#### イ. 災害対策本部の設置基準

本町及び隣接市町において大規模な事故災害や原子力災害が発生し、本町に災害による相当規模な被害が発生した場合、災害対策本部[第2配備]を設置し、[各分掌部各分掌班]の事務分掌で対応する。またさらに広範囲の規模での災害の発生のおそれがあるとき及び災害による深刻な被害が生じたときは、災害対策本部[第3配備]を設置し、各部各班に全職員を配置し、災害対策本部[第3配備]の事務分掌で対応する。災害対策本部の配備は、実施責任者が決定し設置される。なお、災害対策本部を設置したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

## ウ．開設場所

本部は永平寺町役場内に開設する。なお、役場が何らかの事情で使用できない場合は、あらかじめ定めた次順位の場所（第一災害体制に準ずる。）において開設するものとする。

## エ．組織

第二災害体制は、災害対策本部[第2配備]を設置し、町長、副町長、教育長、全職員、消防本部消防長、消防署員全員、消防団員全員、日赤奉仕団員他防災関連団体によって組織される。災害対策本部[第3配備]の場合、上記に加え、本町の全職員によって組織される。

## オ．本部の運営

災害対策本部の運営については、本部会議において災害対策の方針決定を行い、本部事務局が運営事務にあたる。本部会議における決定事項は本部長（町長）の指示として、各本部員から各災害対策班長を経由して速やかに班員に通知する。

各部（班）では、相互連絡調整を図るため、災害対策部（班）会議を開催する。また、災害対策部（班）に指定された職員は、あらかじめ定められた自班の事務分掌に基づき、非常時における各々の任務を円滑に処理する。

## カ．災害対策本部の廃止

実施責任者が、本町において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、あるいは本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止し、必要な関係者にその旨を通知する。

## 3) 緊急動員の実施

## ①勤務時間内における緊急動員

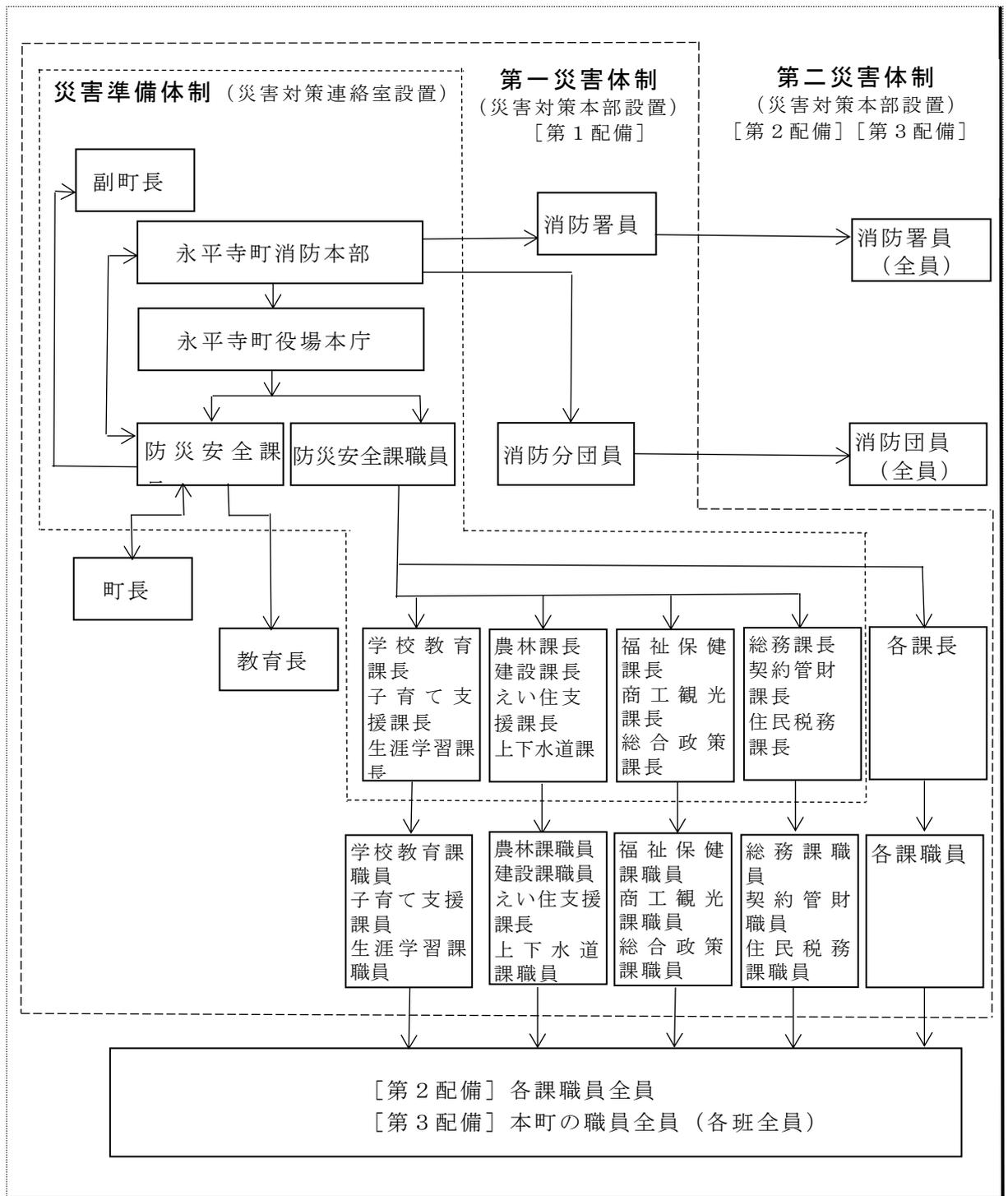
平常の勤務時間内において何らかの非常配備体制が取られた場合、実施責任者は防災担当者に命じて、その他の指定職員に対し、役場内放送及び各課の内線電話を利用して配備の伝達を行う。

参集する場所は永平寺町役場本庁とするが、但し防災担当者から参集場所の指定を受けた職員は、その指定の場所に参集する。また、2時間以内に各所属課に参集できない職員については、最寄りの町管理施設等に参集するものとする。

## ②勤務時間外における緊急動員

勤務時間前後または休日等において何らかの非常配備体制がとられた場合、連絡を受けた防災担当者は、次図に示す経路でその他の指定職員に対し、早急な参集を呼びかける。動員の連絡は原則として有線電話を使用するが、被災による有線途絶時には、防災行政無線等を活用するほか、携帯電話、ケーブルテレビ配信メールその他のあらゆる手段を使って、早期の動員伝達を図る。また、防災担当者が必要であると判断し、指定の職員以外にも参集を呼びかける際には、連絡系統によらず適宜連絡を行うものとする。

< 図 勤務時間外における動員伝達系統 >



## 3.2 防災組織の活動体制

### 3.2.1 災害対策本部組織体制と事務分掌

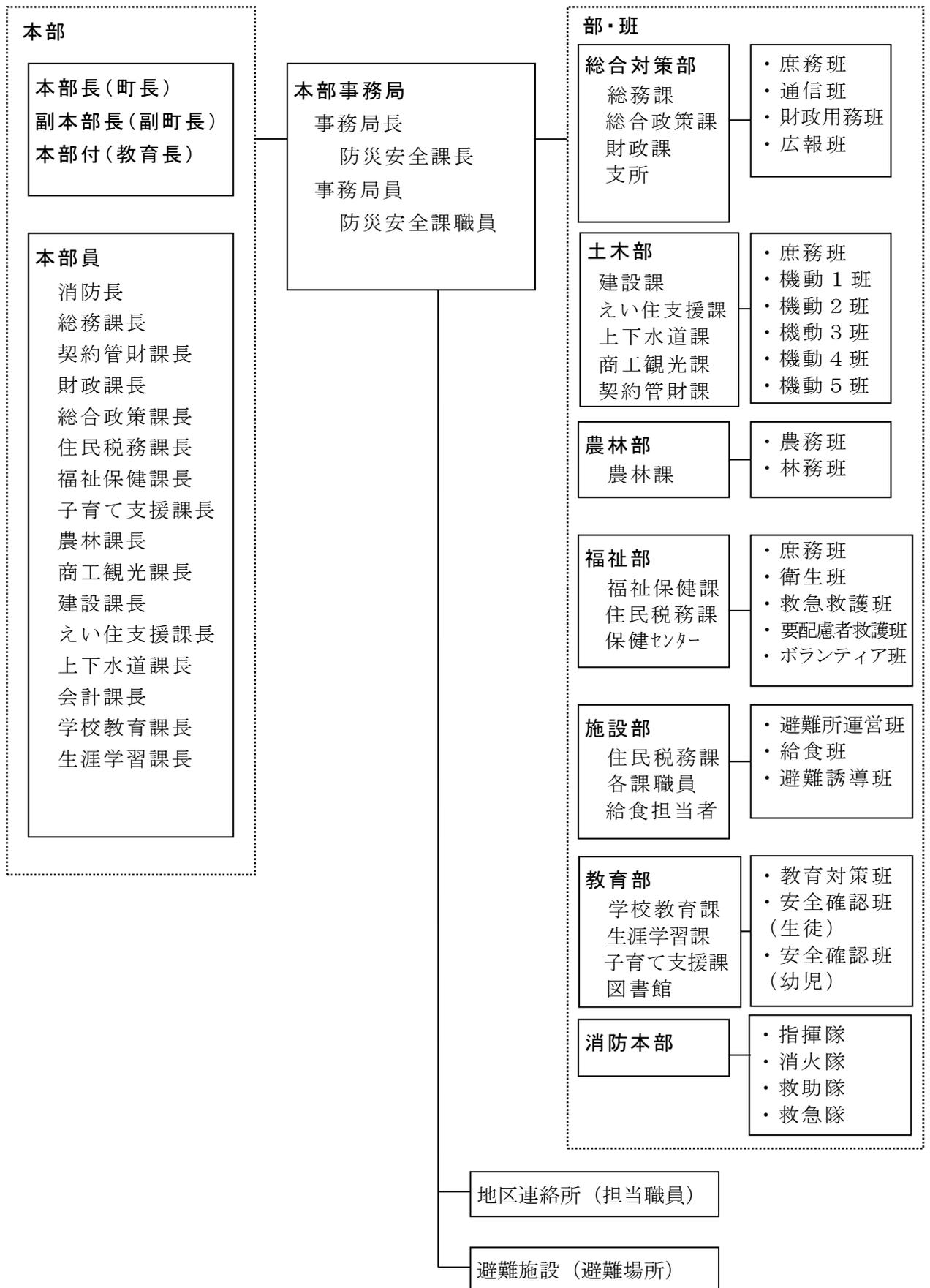
永平寺町災害対策本部の組織は次に示す通りとし、[各分掌部各分掌班]の編成と事務分掌については、別表（表「災害対策本部の編成及び事務分掌」参照）に示す通りとする。

災害対策本部では、本部会のもとに本部事務局をおき、各災害対策部（班）を編成する。

災害対策本部会は、本部長、副本部長、本部付及び本部員で構成し、本部事務局は事務局長及び事務局員で構成するものとする。また、災害対策部（班）ごとに、各部（班）の事務分掌を総括する災害対策部長および副本部長、班長、班員をあらかじめ指定する。

災害対策本部における〈各分掌課〉の事務分掌で、必要な活動を行う。

< 図 永平寺町災害対策本部組織体制 >



< 表 災害対策本部の編成及び事務分掌 >

※ 表中の災害対策所管の欄での

< >は災害対策本部第1配備での各課の事務分掌

[ ]は災害対策本部第2配備及び第3配備での各部（各班）の事務分掌

災害対策所管	事 務 分 掌	
	主な活動内容	具体的な事務分掌
事務局		
< 防災安全課長 > [事務局長]	災害対策本部	・統括
< 防災安全課職員 > [事務局員]	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び閉鎖</li> <li>・本部事務局の設置</li> <li>・本部長の指揮及び命令伝達</li> <li>・本部会議の開催</li> <li>・報道機関等の対応</li> <li>・人的被害、住宅及びライフラインの被害など、全ての被災に関する把握</li> <li>・防災行政無線、Lアラート入力等</li> </ul>
総合対策部		
< 総務課長 > [部長]	総合対策部の総括	総合対策部の命令指示に関すること (以下「に関すること」は省略)
[庶務班]	非常体制の決定、職員の動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策活動の非常体制の決定</li> <li>・職員の招集、出動及び解散</li> <li>・職員の出動状況の把握及び記録</li> <li>・応援職員の派遣命令</li> <li>・その他職員の動員に関して必要な事項</li> </ul>
	町内応急対策活動の指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等への連絡、指導、協力要請等</li> <li>・各種団体への協力要請及び連絡調整</li> <li>・指定避難所の開設依頼および連絡調整</li> <li>・職員及び応援人員の適正配置</li> </ul>
[通信班]	広域応援体制・連絡体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場内の非常電源確保及び臨時電話の架設</li> <li>・防災行政無線その他の通信手段の確保</li> <li>・県への報告、応援・協力要請、連絡調整等</li> <li>・他市町村への報告、応援・協力要請、連絡調整等</li> <li>・その他防災関係機関との連絡調整</li> <li>・知事に対する自衛隊等の派遣要請の依頼</li> <li>・他市町村の応援職員、自衛隊等の受入れ</li> </ul>
[財務・用途班]	財産管理、災害関連の予算措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有財産（普通財産）の緊急使用</li> <li>・災害活動従事職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等</li> <li>・被災証明の発行</li> <li>・災害に関する予算措置</li> <li>・国、県の災害関係資金</li> <li>・災害資金の出納</li> </ul>
[広報班]	情報の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報、交通その他に関する情報収集（電話、FAX、各種報道等による）</li> <li>・職員の被災状況調査</li> <li>・各班からの被災情報の取りまとめ</li> <li>・災害記録写真の収集整理</li> <li>・収集した情報の整理および本部への報告</li> </ul>

3 災害応急対策計画

災害対策所管	事 務 分 掌	
	主な活動内容	具体的な事務分掌
	情報の広報、各種相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場内広報</li> <li>・住民への災害広報活動</li> <li>・被災地における広報活動</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> <li>・住民相談窓口の設置および相談の受け付け</li> </ul>
土木部		
<建設課長> [部長]	土木部の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木部各班の命令指示</li> </ul>
[庶務班]	被害状況の情報の集計及び災害の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位・河川情報の集計及び記録管理</li> <li>・公共施設の被害情報の集計及び記録管理</li> <li>・管轄交通施設の被害情報の集計及び記録管理</li> <li>・降雪量、積雪量等の情報の集計及び記録管理</li> <li>・被災地の建築物被害情報の集計及び記録管理</li> <li>・土木部に関する復旧の記録</li> <li>・公共施設、被災地の建築物の被害状況に関する本部（広報班）への報告</li> <li>・本部との連絡調整</li> </ul>
	応急対策作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木部各班の連絡調整</li> <li>・応急復旧作業状況の把握</li> <li>・復旧資材の調達</li> <li>・公認業者への応援要請</li> </ul>
[機動1班]	水防対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の観測及び河川情報の収集</li> <li>・水防資機材の整備及び管理</li> <li>・管轄河川施設の被害調査および応急対策</li> <li>・急傾斜地等の観測及び被害情報の収集</li> <li>・管轄河川施設及び急傾斜地等の被害の住民への広報</li> </ul>
	道路交通対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄交通施設の被害調査及び応急対策</li> <li>・防災道路、避難ルートの機能確保</li> <li>・管轄道路の除雪および排雪</li> <li>・道路通行規制の実施（本部の決定による）</li> <li>・バス運行状況等の情報収集</li> <li>・被災地の交通安全の確保</li> <li>・管轄交通施設の被害の住民への広報</li> </ul>
[機動2班]	ライフラインの応急対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の被害調査および応急復旧</li> <li>・町内工事業者への応援依頼</li> <li>・応急処理用資機材の確保</li> <li>・上下水道施設の被害の住民への広報</li> </ul>
	応急給水の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水のための資機材の確保、調達</li> <li>・給水源の確保</li> <li>・応急給水の実施および広報</li> <li>・県、他市町村、他府県及び日本水道協会への給水支援要請（本部を通じて要請）</li> <li>・農業用水の提供要請（農林部へ要請）</li> </ul>
[機動3班]	ライフラインの応急対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力、電気通信、ガス施設等の被害状況の把握</li> <li>・商工業者の被害調査および応急対策の指導</li> <li>・町内工事業者への応援依頼</li> <li>・電力、電気通信、ガス施設等被害状況の住民への広報</li> </ul>
[機動4班]	公共施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の観測及び被害情報の収集</li> <li>・公共施設の利用の判定</li> <li>・公共施設の被害の住民への広報</li> </ul>
	車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の確保および配車</li> <li>・災害応急車両の借り上げ及び運行計画</li> </ul>

災害対策所管	事 務 分 掌	
	主な活動内容	具体的な事務分掌
[機動5班]	仮設住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の建築物被害調査及び応急復旧</li> <li>建築物の危険度判定</li> <li>応急仮設住宅の建設</li> <li>応急仮設住宅および公営住宅への入居</li> <li>住宅関係の融資</li> </ul>
農林部		
<農林課長> [部長]	農林部の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林部各班の命令指示</li> </ul>
[農務班]	農業の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業施設、農作物等の被害調査および応急対策</li> <li>農業用水施設及びため池の危険防止</li> <li>農道、農業用水等の使用に関する協力要請</li> <li>応急対策活動の人員確保（本部に要請）</li> <li>農家に対する被害融資</li> <li>農業施設、農作物等の被害状況に関する本部（広報班）への報告</li> </ul>
[林務班]	林業の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林、林業施設等の被害調査および応急対策</li> <li>土砂災害警戒区域等の被害調査及び応急対策</li> <li>林道等の使用に関する協力要請</li> <li>応急対策活動の人員確保（本部に要請）</li> <li>林家に対する被害融資</li> <li>山林、林業施設等の被害状況に関する本部（広報班）への報告</li> </ul>
福祉部		
<福祉保健課長> [部長]	福祉部の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉部各班の命令指示</li> </ul>
[庶務班]	人的被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍、住民基本台帳その他資料の確保</li> <li>被災者の調査及び人的被害の調査、把握</li> <li>被災者名簿の作成</li> <li>各福祉関係団体への協力要請</li> <li>要搜索者名簿の作成</li> <li>尋ね人の相談</li> <li>福祉部各班との連絡調整</li> <li>被災者、人的被害者の被害状況に関する本部（広報班）への報告</li> </ul>
[救急救護班]	医療救助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護活動（救護班の編成）</li> <li>救護所の開設、救護拠点の設置</li> <li>県医師会等への応援要請</li> <li>被災地区の防疫</li> </ul>
[要配慮者救護班]	要配慮者に係る避難誘導、避難所の設置・運営および救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者・障がい者・高齢者老人世帯等災害弱者の資料の確保</li> <li>要配慮者の被災の調査及び人的被害の調査、把握</li> <li>要配慮者への避難準備情報等の伝達</li> <li>要配慮者の避難所の開設、運営および運営支援</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> <li>要配慮者の介護及び生活支援</li> <li>被災者名簿の作成</li> <li>要搜索者名簿の作成</li> </ul>
[衛生班]	環境衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅及び公共施設等の感染症等の防止</li> <li>環境衛生施設の被害調査および応急対策</li> <li>仮設トイレの設置及び管理</li> <li>し尿の収集、処理及び清掃</li> <li>災害による廃棄物の収集、処理及び清掃</li> <li>瓦礫、廃棄物処分場の確保</li> <li>土木部（機動5班）との連絡調整</li> </ul>
	遺体の収容	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の収容、処理、埋葬および記録</li> </ul>

3 災害応急対策計画

災害対策所管	事 務 分 掌	
	主な活動内容	具体的な事務分掌
[ボランティア班]	ボランティア、義援金品、救援物資の受付け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの募集、受入れ、登録</li> <li>・義援金の受付・保管</li> <li>・義援物品、救援物資の受付</li> </ul>
施設部		
<住民税務課長> [部長]	施設部の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設部各班の命令指示</li> </ul>
[避難所運営班]	避難所の設置・運営および被災者の救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への避難状況及び避難者の状況の調査、把握</li> <li>・避難所の開設、運営および運営支援</li> <li>・ボランティアの配置および活動支援</li> <li>・避難所への救援物資の確保、仕分け、配布</li> <li>・避難者の生活支援</li> <li>・浴場のあっせん及び提供、仮設風呂の設置</li> <li>・本部との連絡調整</li> </ul>
[給食班（調理職員）]	食料の確保、供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者、作業隊員に対する炊出及び救助用食料の確保</li> <li>・応急食料の調達、仕分け、配給</li> </ul>
[避難誘導班]	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への避難指示等の伝達</li> <li>・避難所への避難誘導</li> <li>・避難者の状況の確認</li> <li>・区長、自主防災組織等との連絡調整</li> <li>・避難者の状況の本部（広報班）への報告</li> </ul>
教育部		
<学校教育課長>[部長]	教育部の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育部各班への命令指示</li> </ul>
[教育対策班]	教育施設の被害調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒、社会教育施設等の被害調査および記録、報告</li> <li>・文化財、公民館等の被害調査及び報告</li> <li>・生徒の被災、教育施設等の被害状況に関する本部（広報班）への報告</li> </ul>
	学校教育対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時における教育機関の運営、指導</li> <li>・被災児童・生徒の就学</li> <li>・被災児童・生徒への教科書、文具等の支給</li> <li>・その他の応急教育対策</li> <li>・県教育委員会等関係機関への報告</li> <li>・教育部各班の連絡調整</li> </ul>
[安全確認班（小中学校）]	生徒の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の安全対策</li> <li>・生徒及び教職員の被害調査</li> <li>・教育関連施設の被害調査および報告</li> <li>・PTA等教育関係団体への協力要請</li> </ul>
	被災者の救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所又は救護所への誘導</li> <li>・現地班との連絡調整及び応援協力</li> </ul>
[安全確認班（幼稚園・幼稚園）]	幼稚園等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児及び保育施設の被害調査</li> <li>・園児の被災、教育施設等の被害状況に関する本部（広報班）への報告</li> </ul>
	児童の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全対策</li> <li>・児童及び教職員の被害調査</li> <li>・教育関連施設の被害調査および報告</li> <li>・PTA等教育関係団体への協力要請</li> <li>・幼稚園における幼児の臨時預かり等</li> </ul>
消防本部		
<消防長>	消防本部の総括	
<消防次長>	消防長の補佐	消防本部各班への命令指示

災害対策所管	事 務 分 掌	
	主な活動内容	具体的な事務分掌
<指揮隊・消防隊・救助隊・救急隊>	情報の収集伝達、動員、警戒 被災地における救助・救急活動 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象予警報の伝達</li> <li>・消防職員・消防団員の出動指令</li> <li>・管轄区域の警戒、巡視及び報告</li> <li>・無線統制</li> <li>・被災地の警戒</li> <li>・被災地における火災の防御及び人命救助</li> <li>・被災者の救助</li> <li>・避難誘導</li> <li>・傷病者等の輸送</li> <li>・その他被災地における応急作業</li> <li>・防災作業全般</li> </ul>
各班共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所轄の被災情報（被害状況、応急対策の実施状況）の収集把握および情報班への報告・本部との連絡調整</li> <li>・他班との相互応援協力</li> </ul>

### 1) 地区連絡所の設置

本町において広範囲にわたる災害が発生した場合に、数日間にわたって情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

本町において震度5弱以上の地震が発生した場合、あるいは第一災害体制又は第二災害体制が取られた場合の、いずれかにあてはまる場合で、実施責任者が局地的な応急対策活動が必要であると認めた場合は、地区連絡所を設置し、地震発生から数日間にわたって情報収集・広報・住民相談などの活動を実施する。

#### ①実施責任者

地区連絡所の設置及び廃止、活動についての実施責任者は、財務課長とする。財務課長に事故ある場合は、総合政策課長がこれにあたる。

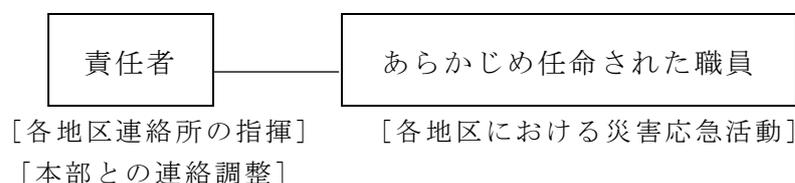
#### ②開設場所

地区連絡所は、基本的に各地域防災ブロックごとに位置づけられている避難拠点のうち、必要な箇所に開設するものとする。ただし、開設予定場所が破損等の被害を受け、地区連絡所としての機能を全うすることができないと実施責任者が判断した場合は、避難拠点として指定した場所に地区連絡所を移設する。

#### ③組織体制

地区連絡所での任務は、町長があらかじめ任命した職員がこれにあたる。また、町長はこれら職員の中から各地区連絡所の責任者をあらかじめ任命する。各地区連絡所責任者に任命された職員は、平常時から施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設設備について熟知しておかなければならない。

なお、災害対策本部設置後は状況により増員し、特に被害の大きい地区には現地災害対策本部を設置するものとする。



### 3 災害応急対策計画

#### ④地区災害応急活動の実施

各地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施にあたる。

- ア．地区連絡所の開設及び標示板の掲示
- イ．被害情報（人的被害の状況、道路の被害状況、倒壊家屋の調査等）の収集
- ウ．避難所の開設と住民の避難誘導
- エ．救護所の開設と救護活動
- オ．住民に対する広報活動
- カ．その他災害対策本部等の指示した事項

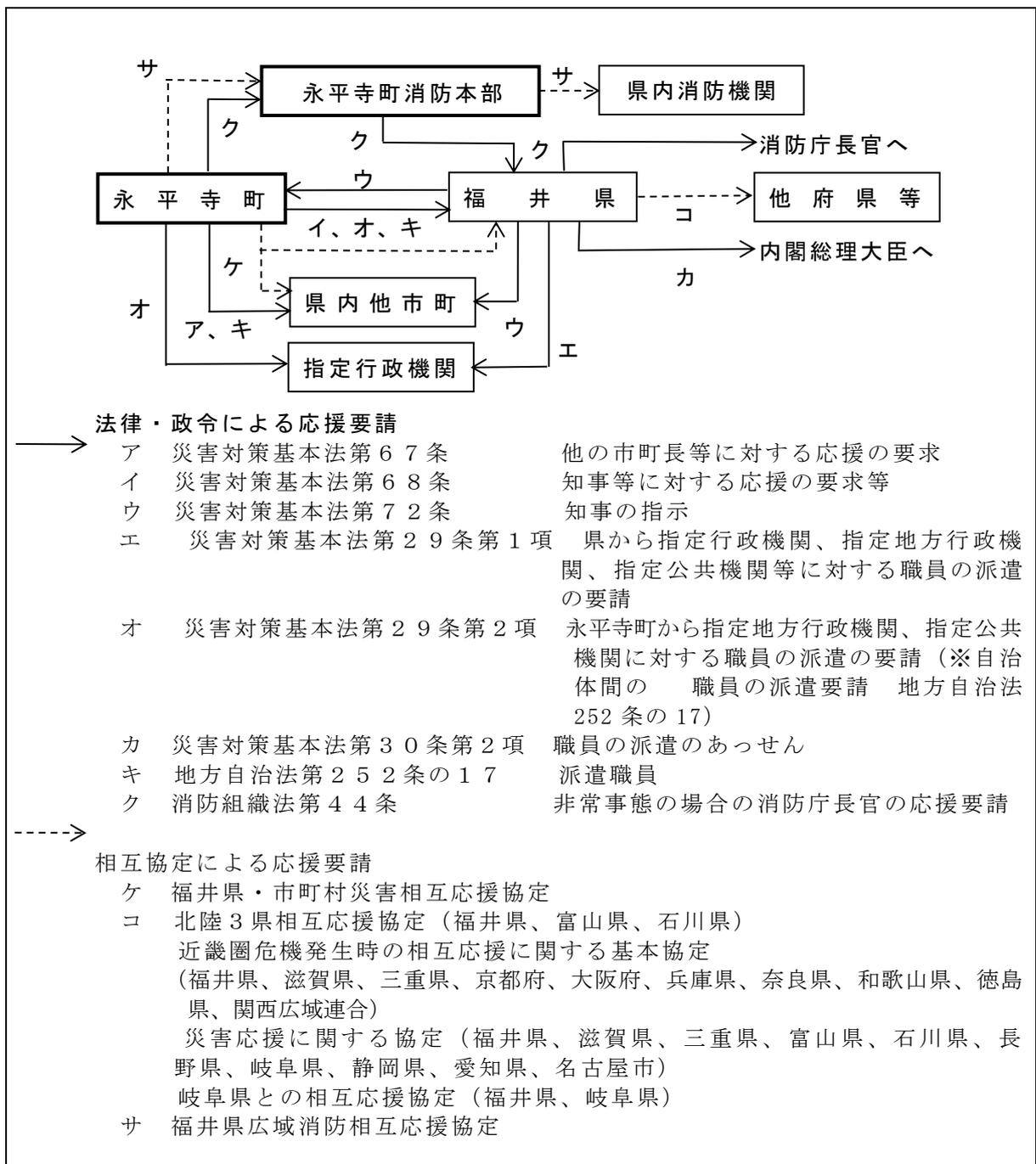
### 3.2.2 広域応援の要請・受入れ

大規模災害発生時には、本町だけでは対応できない事態が想定されることから、他の市町及び関係機関の協力により、適切な応援要請及び受入れを実施する。

#### 1) 広域応援の要請

災害が発生し、本町のみでは応急対策活動の実施が困難であると判断した場合は、町長は法律及び相互協定に基づき、他の自治体及び関連機関の協力を求める。

<図 法律、協定に基づく広域応援要請系統>



### 3 災害応急対策計画

#### ①福井県への応援要請

本町の体制では災害応急対策を円滑に実施することができないと判断した場合、町長は知事（危機管理課、地域福祉課）に対して下記に示す事項を明らかにしたうえ文書によって要請し、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてのおっせん、応援または応援のおっせんあるいは災害応急対策の実施を求める。また、町長は必要があれば、災害救助法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請する。なお、事態が緊迫して文書によることができない場合には、電話等により口頭で要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

<表 県に応援要請及び応援のおっせんを要請する際の必要連絡事項>

要 請 内 容	要請に際しての必要連絡事項
1 災害救助法の適用要請	①災害発生の日時および場所 ②災害の原因および被害の状況 ③適用を要請する理由 ④適用を必要とする期間 ⑤既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ⑥その他必要な事項
2 罹災者の他地区への移送の要請	①罹災者の他地区への移送要請 ②移送を必要とする罹災者の数 ③希望する移送先 ④罹災者の収容する期間
3 災害対策基本法第68条による応援要請又は災害応急対策の実施要請	①災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ②応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤その他必要な事項
4 自衛隊災害派遣要請のおっせん	①災害の状況および派遣を要請する理由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④その他参考となるべき事項
5 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のおっせん	①災害の状況及び応援のおっせんを求める理由 ②応援を希望する機関名 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容 ⑥その他必要な事項
6 災害対策基本法第30条による指定地方行政機関または他府県の職員の派遣おっせん	①派遣のおっせんを求める理由 ②派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の条件 ⑤その他参考となるべき事項

## ② 県内市町に対する応援要請

町長は、福井県・市町村災害時相互応援協定に基づき県及び県内市町に対し応援を求める。応援を求められた県内の市町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置について応援を行う。

ア. 応援の内容

- a. 食料、飲料水、生活必需品、その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- b. 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- c. 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- d. 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- e. ボランティアのあっせん
- f. 児童生徒の受入れ
- g. 被災者に対する住宅のあっせん
- h. 前記の他、特に要請があった事項

イ. 必要連絡事項

- a. 被害の状況
- b. 応援を希望する物資等の品名及び数量等
- c. 応援を希望する職員の職種及び人員
- d. 応援場所及び応援場所への経路
- e. 応援の期間
- f. その他必要な事項

## ③ 知事による他市町に対する指示等

知事は、本町が被災した場合、本町の実施する災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるようにするために特に必要があると認めるときは、他の市町に対し応急措置の実施について必要な指示をし、または本町を応援すべきことを指示する。

知事は、本町の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この節において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、他の市町に対し災害応急対策の実施を求め、または本町を応援することを求める。

## ④ 知事による応急措置の代行

知事は、本町が被災した場合、本町が応急措置の全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため本町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限および現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、本町に代わって行うものとする。

## ⑤ 指定地方行政機関に対する応援要請

町長は、本町区域内における応急対策または災害復旧のために必要であると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職

### 3 災害応急対策計画

員の派遣を要請する。

#### ⑥民間団体等に対する要請

町長は、本町区域内における応急対策または災害復旧のために必要であると認めるときは、民間団体等に協力を要請する。

#### ⑦消防の応援要請

町消防本部は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、災害の規模に応じて以下の消防相互応援を要請する。

ア. 「福井県広域消防相互応援協定」に基づく県内消防機関に対する応援要請

イ. 消防組織法第44条の規定に基づいて消防庁長官が行う、他都道府県消防機関による緊急消防援助隊の出動要請（知事を通じて要請）。

#### ⑧自衛隊の災害派遣

町長は、災害発生時において住民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事を通じて自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないなど、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

## 2) 広域応援の受入れ

### ①応援受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

ア. 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

イ. 自衛隊の受入れは、基本的には本町[総合対策部 通信班]が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

ウ. 自治体の受入れは、県または本町[総合対策部 庶務班]が行う。

### ②広域応援受入れ施設の確保

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援の受入れに関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援隊の集合・活動拠点、物資や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

受入れ後は、町及び県が連携のもと、被災地及び避難所における医療・救援・救護活動、各種施設の応急復旧活動、救急物資の仕分け・配給などの活動に人員を振り分け、現地または活動拠点となる施設への移動を指示する。

### ③防災活動拠点の確保

本町は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点や宿泊等のための拠点となる施設を確保する。

**④合同調整所の設置**

本町と県は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣福祉チーム（DWAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

### 3.2.3 自衛隊災害派遣要請

災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

#### 1) 派遣要請基準

- ア. 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
- イ. 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

#### 2) 派遣要請の手続き

##### ①知事への要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。また、事態が急を要する場合には、町長から知事への要請は電話などにより以下の事項を連絡し、事後文書を提出する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨および被害の状況を自衛隊に通知するものとする。

- ア. 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域および活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

##### ②自衛隊への直接要請

本町は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないなどやむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

##### ③自主的派遣

知事は、町長からの自衛隊の派遣要請及び被害状況の報告内容に応じて、自衛隊の関係部隊に派遣を要請するが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく一定の基準により部隊等が派遣される。

#### 3) 派遣の内容

自衛隊から受ける支援の内容については、おおむね次の通りである。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 遭難者等の捜索救助
- エ. 水防活動の支援
- オ. 道路または水路の啓開

- カ．応急医療、救護および防疫
- キ．人員および物資の緊急輸送
- ク．消防活動の支援（空中消火を含む。）
- ケ．危険物の保安および除去
- コ．給食および給水
- サ．入浴支援
- シ．救援物資の無償貸与または譲与
- ス．その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

#### 4) 派遣部隊の受入れ

##### ①派遣部隊の受入れ体制

知事が自衛隊の災害派遣を決定し、町長にその旨が通報されたときは、以下に示す内容について受入れ体制を整備する。なお、町長はあらかじめ各内容について計画を定めておく。

- ア．派遣部隊と関係機関との連絡窓口の設置および責任者の決定
- イ．役場内での自衛隊用本部事務室の準備
- ウ．作業計画および資機材の準備
- エ．宿泊施設及びヘリポート、自衛隊が集結できる空地等の確保
- オ．住民の協力
- カ．派遣部隊の誘導

##### ②他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

##### ③他の災害救助復旧機関との情報の交換・共有

自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

#### 5) 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、町長（災害対策本部長）は直ちに知事に派遣部隊の撤収要請の連絡を取り、知事及び派遣部隊の長等と協議を行う。

#### 6) 経費の負担区分

本町における自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として本町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- ア．派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建築物等の使用料および借り上げ料
- イ．派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- ウ．活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費

## 3.2.4 ボランティアとの連携

災害発生時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民やボランティアによる自主的な各種活動が重要となることから、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境を整備し、相互協力体制を確保する。

### 1) ボランティア受入れ体制

[福祉部 ボランティア班]およびボランティアの受け入れをする[各分掌部各分掌班]（各班へのボランティアの人数等の割り振りは本部で決定）は相互に連携して、避難所や救援物資集積拠点の情報を収集し、被災地におけるボランティアニーズを把握し、県災害対策本部に対し必要とするボランティアの分野や人数等の情報提供を行う。

また、災害発生時には、支援のために集まったボランティアの活動を円滑化するために、行政による調整だけではなく、社会福祉協議会等との協働により、ボランティア活動の調整を行なうことが望ましい。なお、ボランティアの募集、受入れ、登録については[福祉部 ボランティア班]並びに社会福祉協議会が担当し、避難所等へのボランティアの派遣、作業の配分、ボランティア活動の統括については現地班が担当するものとする。

本町が県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県または本町の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託し、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### 2) ボランティアの種類

[福祉部 ボランティア班]は、ボランティアを受付ける際に、専門技術の有無や希望の活動分野等を確認し、専門ボランティアと一般ボランティアに分けて登録する。ボランティアの受け入れする班はこれをもとに、各人に適した分野の作業配分を決定する。ボランティア活動の主な内容は、次表に示すとおりである。

#### ①専門ボランティア

医師、建築士等専門技術を有するボランティア。なお、多数の派遣を必要とする場合は、県または医師会・建築士会等に協力を要請するものとする。

#### ②一般ボランティア

自主防災組織やボランティア団体を中心とするその他一般のボランティア。なお、多数のボランティアを必要とする場合は、[総合対策部 広報班]がテレビ・ラジオ等を通じて募集を行う。

### 3) ボランティア活動支援体制

ボランティア活動は、各民間団体及びボランティアによる自主的活動にゆだねら

れるが、本町および防災関連機関はこれを積極的に支援するとともに、ボランティアとの連携・協力による円滑な応急対策活動の実施に努める。

また、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、必要に応じて県が保険料を負担するボランティア保険に加入する。

#### ①ボランティア拠点の設置

ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、多数のボランティアを必要とする場合は、救急物資集積拠点をボランティア拠点として提供し、特殊技能を有するボランティア及びその他の人員を必要としている分野や場所に関する情報提供を行うなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

#### ②ボランティア支援活動

- ア. 災害対策情報など各種情報の提供、必要場所への派遣要請
- イ. ボランティアとの協議・連絡調整
- ウ. ボランティア活動に必要な資機材の提供
- エ. その他の協力支援

#### 4) ボランティアセンターの設置要請

ボランティアニーズに対する活動の円滑な実施を図るため、本町は必要があることを認めるときは、町社会福祉協議会へボランティアセンターの設置を要請する。

### 3 災害応急対策計画

<表 ボランティア活動の内容>

	活動項目	主な活動場所	活動内容
専門 ボラン ティア	医療・治療	救護所 避難拠点	救護所の開設、避難所回診等 負傷者等の治療、高齢者等の健康診断、医療相談への対応 在宅者（負傷者・高齢者等）への対応 医療機関等への支援
	介護	要配慮者対策拠点 指定避難所 救護所	負傷者の介護、簡易治療 高齢者等の健康診断 在宅負傷者等への対応 その他相談への対応
	建築物診断	公共施設、個人住	建築物の被害調査および診断
一般 ボラン ティア	物資の搬送	救急物資集積拠点	拠点から避難所等への物資の配送 輸送手段、要員等の計画・確保
	物資の仕分け	救急物資集積拠点 指定避難所	他市町村からの物資の受入れ・搬入 物資の数量、品目種類等の整理 把握必要物資・数量の把握 避難者への公平・適正な配付
	炊き出し・食料供給	指定避難所	炊き出しのための物資の調達 必要数量の把握
	避難所の運営	指定避難所	避難所での自立した生活の支援 避難者の自立のための情報提供・援助 避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 問い合わせ等への対応
	救護所の運営	避難拠点 救護所	医療関係者への協力 医療物資の搬送、調達、管理
	介助・支援	要配慮者対策拠点 指定避難所 救護所	負傷者、被災者、要配慮者等の介助 要配慮者の避難生活支援・介助、自立のための支援 在宅被災者への支援
	情報の収集調査	指定避難所 災害発生地域	被害実態、不足品、緊急に必要な措置、物資等の調査 被災者情報・避難所情報等の収集 本部への情報連絡
	情報の伝達広報	指定避難所 災害発生地域	被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報誌配付等 外国語による情報伝達・広報・広報誌の配布等
	被災者の受入れ	各種施設、個人等	高齢者、要配慮者、自宅や避難所での生活が困難な人の受入れ
その他	物資の寄贈		民間、団体等からの物資提供
	義援金の受入れ		義援金の受付、整理 団体内での呼びかけ・取り組み

### 3.2.5 災害救助法の適用

町長は、風水害等により災害救助法の適用を受ける必要があると認めたときは、知事に対し要請する。要請を受けて知事が必要と認めた場合、災害救助法が適用される。

#### 1) 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に規定により、次のいずれかに該当する災害の場合である。

##### <永平寺町における災害救助法の適用基準>

1	本町において住家の滅失した世帯数が 50 世帯以上であるとき
2	福井県全体において住家の滅失した世帯数が 1,000 世帯以上に達した場合で、本町における滅失世帯数が 25 世帯以上であるとき
3	福井県全体において住家の滅失した世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合で、本町において多数の世帯が滅失したとき
4	災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（厚生労働大臣に事前協議を要する）
5	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき（厚生労働大臣に事前協議を要する）

##### ※住家滅失世帯数の算定基準

1	全壊（全焼）、流出等の世帯	1 世帯とみなす
2	半壊（半焼）等著しい損傷を受けた世帯	2 世帯につき 1 世帯とみなす
3	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯	3 世帯につき 1 世帯とみなす

##### ※住家の滅失等の認定基準

住家の状態	認定基準
滅失 (全壊・全焼)	1. 住家の損壊または流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの 2. 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%に達した程度のもの
半壊・半焼	1. 住家の損傷または流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの 2. 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの

### 3 災害応急対策計画

#### 2) 災害救助法適用のための手続き

本町における災害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに適合し、または適合する見込みがあるときは、町長は直ちに次に挙げるような事項について知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- ア. 災害発生の日時及び被害の状況
- イ. 適用を要請する理由
- ウ. 適用を必要とする期間
- エ. 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- オ. その他必要な事項

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処理に関して知事の指示を受ける。

#### 3) 災害救助法の適用による救助計画

災害救助法の適用による救助の種類は次の通りである。なお、救助の程度、方法及び期間はあらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、知事がこれを定めている。

- ア. 避難所の設置
- イ. 応急仮設住宅の供与
- ウ. 炊き出しその他による食品の給与
- エ. 飲料水の供給
- オ. 被服、寝具その他生活必需品の給貸与
- カ. 医療及び助産
- キ. 災害にかかった者の救出
- ク. 災害にかかった住宅の応急修理
- ケ. 学用品の給与
- コ. 遺体の捜索、処理、埋葬
- サ. 障害物の除去
- シ. 応急救助のための輸送及び人夫傭上げ

## 3.3 情報の収集・伝達

### 3.3.1 災害情報の収集伝達

災害による被害が発生する前に早期の災害応急対策の実施を可能にするため、各機関の緊密な連携のもと、気象予警報および各種災害情報の迅速かつ的確な収集伝達を実施する。

#### 1) 実施体制

本町における気象予警報および各種災害情報の収集・伝達には、[総合対策部 広報班]がこれにあたり、その災害情報等の連絡を受けた[総合対策部 庶務班・通信班]は、各種災害情報を取りまとめ、各班及び関係機関への迅速な連絡を実施するとともに、住民に対し迅速に伝達する。

#### 2) 気象情報等の種類

##### ①警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

##### ②特別警報・警報・注意報

福井地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、水位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

福井県では地域を「嶺北北部」、「嶺北南部」、「奥越」、「嶺南東部」、「嶺南西部」に細分化して放送が行われ、本町は「嶺北北部」に属する。

ア. 特別警報（大雨※・大雪、暴風、暴風雪等）

イ. 警報（大雨※・洪水・大雪・暴風・暴風雪）

ウ. 注意報（大雨・洪水・大雪・風雪）

※大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警

### 3 災害応急対策計画

報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

#### ③大雨警報・洪水警報の危険度分布

##### ア．土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

##### イ．浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

##### ウ．洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

##### エ．流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の主要な河川について、上流域での降雨による、下流の代表地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間後までの1時間毎の雨量予測（降水短時間予報）は30分ごとに更新されている。

#### ④気象情報

##### ア．早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

##### イ．全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

## ウ. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方气象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## エ. 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨（1時間雨量 80mm 以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

## オ. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

## カ. 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

## キ. 災害時気象支援資料

福井地方气象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

## ⑤ 消防法による火災に関する情報

## ア. 火災気象通報

県内の市町を対象に当日の気象が以下の条件を満たしたとき、消防法第22条の規定により、福井県地方气象台が県にその状況を通報し、県は町に通報する。

- a. 実効湿度が65%以下かつ最小湿度が30%以下になる見込みのとき
- b. 平均風速12m/s以上の風が1時間以上つづいて吹く見込みのとき

## イ. 火災警報

本町が、県から防災行政無線等により火災気象通報を受けたとき、または気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときに発表する。

### 3 災害応急対策計画

#### ⑥地震に関する情報

ア. 気象庁が発表する地震情報

- a. 震度速報
- b. 震源に関する情報
- c. 震源・震度に関する情報
- d. 長周期地震動に関する観測情報
- e. 遠地地震に関する情報
- f. その他の情報
- g. 推計震度分布図

イ. 福井地方気象台が特に必要と認める地震に関する情報

### 3) 気象情報等の収集伝達

#### ①気象に関する情報

福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切り替えまたは解除したとき、専用通信設備または加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講じる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。

福井地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は、福井県（危機管理課）から県防災行政無線等を通じて本町へ伝達される。情報を受けた[総合対策部 通信班]はすみやかに[総合対策部 広報班]に伝達し、その情報を受けた[総合対策部 広報班]は直ちに住民および防災関係機関へ伝達するものとする。特別警報については、県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

#### ②地震に関する情報

気象庁地震火山部および福井地方気象台が福井県を対象区域として発表した地震に関する情報は、各防災関係機関に一斉伝達された後、県（危機管理課）から県防災行政無線を通じて、また、その他防災関係機関からは加入電話等によって、本町に伝達される。

情報を受けた本部事務局は、情報班との連携により、速やかに住民および所在の官公庁等へ伝達する。

#### ③火災情報

火災発生情報は、通常は住民からの通報によるが、震災時は被災地の電話が使えないことも想定して、現場への出動要員からの火災情報の収集にあたる。また、県又は自衛隊などに対してヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集にも努める。

#### ④その他の災害情報

福井地方気象台が発表する気象予警報等の防災気象情報を基礎にして状況判断を行い、必要な情報を収集のうえ重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよ

う、速やかに住民等へ伝達する。住民は、強い雨や長雨のときは、気象庁が発表する気象情報などに注意する。

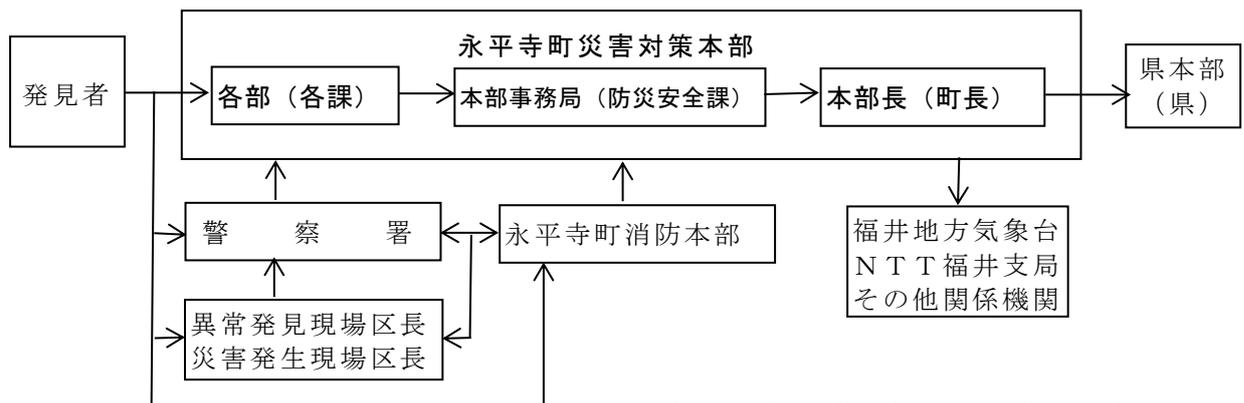
#### 4) 異常現象を発見した場合の通報義務

河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆等異常な現象に気付いた者は、本町や警察に通報する。また、地域住民への周知や安全な場所への避難誘導に努める。なお、本町からの通報は、「3.3.2 被災情報の収集伝達」に定めるところにより行うものとする。

##### ①町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- ア. 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、雪崩等で大きな災害となるおそれがあるとき
- イ. たつまき、強いひょうがあったとき
- ウ. 異常な河川水位等があったとき

##### < 図 異常現象の伝達系統 >



#### 5) 福井地方気象台への協力および福井地方気象台による避難指示等の助言

##### ①福井地方気象台への協力

本町および防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

ア. 福井地方気象台に通報を要する事項

- ・本町が災害対策本部を設置したとき。
- ・本町に災害救助法が適用されたとき。

イ. 福井地方気象台の照会により通報する事項

- ・本町の自然災害による被害状況
- ・気象官署以外の気象観測資料
- ・河川の水位、流量の観測資料
- ・その他

##### ②福井地方気象台による避難指示等の助言

福井地方気象台は、本町から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、

### 3 災害応急対策計画

必要な助言を行うものとする。

## 6) 住民への情報伝達

### ①住民への避難指示等

本町において突発的または大規模な災害が発生すると予想され、本町住民が被災する危険性があると判断した場合は、町長は被害の発生が予想される地域にいる住民に対し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。その際、さまざまな環境下にある住民並びに職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、本町防災行政無線の同報系無線局、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、掲示板、広報誌、広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、[総合対策部 広報班]は町消防本部等の協力を得て、現地での広報活動を実施する。

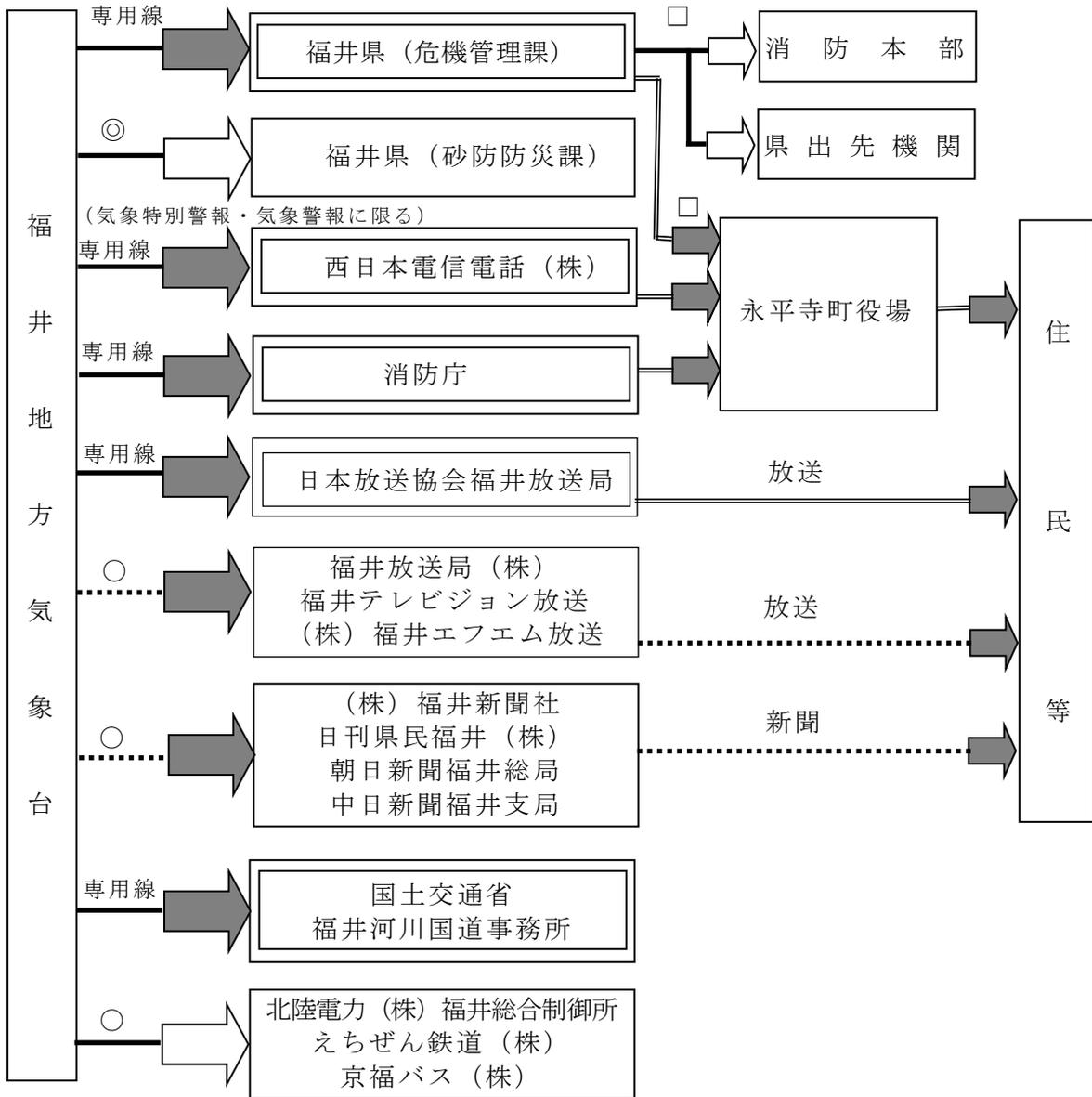
なお、情報伝達の媒体として、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用を図る。

また、災害情報を住民へ一斉に伝達する公共情報コモンズの活用を検討する。

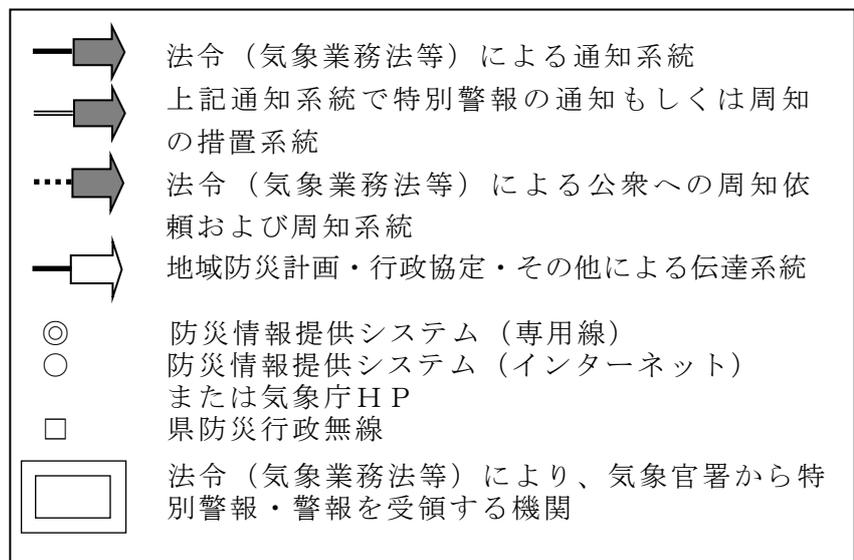
### ②避難誘導體制

本町及び防災関連機関が住民に対し避難を指示する場合は、あわせて状況に応じた避難所及び避難ルートを示し、職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。また、要配慮者の避難を互いに協力して行う。

< 図 気象予警報伝達系統 >



◇ 凡例



## 7) 原子力災害情報の収集・連絡

本町及び県は、警戒事態（第1段階）発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡など各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

### ①原子力災害における緊急事態区分

#### ア. 警戒事態（第1段階）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものの緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

#### イ. 施設敷地緊急事態（第2段階）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

#### ウ. 全面緊急事態（第3段階）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

### ②原子力災害時における情報収集

原子力災害において、応急対策活動を実施するうえで、迅速かつ的確な情報収集が重要であることから、本町は、以下により迅速に情報収集を実施する。

#### ア. 情報収集事態発生時の情報収集

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合、関係省庁、県等に対して連絡を行うことになっており、本町は県を通じて情報収集し、事態の把握に努める。

#### イ. 警戒事態（第1段階）発生時の情報収集

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに県、国（原子力規制委員会）等に対して連絡を行うことになっており、本町は県を通じて警戒事態に関する情報を収集し、事態の把握に努める。

#### ウ. 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の情報収集

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）等に対して連絡を行うことになっており、本町は県を通じて施設敷地緊急事態に関する情報を収集し、事態の把握に努める。

#### エ. 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況に関する情報収集

原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）等に対して施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応

急対策の実施状況等について、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うことになっており、本町は県を通じて施設敷地緊急事態（第2段階）発生通報後の災害状況に関する情報を収集し、事態の把握に努める。

オ. 全面緊急事態（第3段階）発生時の情報収集

原子力防災管理者は、全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）等に対して全面緊急事態（第3段階）発生の通報を行うことになっており、本町は県を通じて全面緊急事態（第3段階）発生に関する情報を収集し、事態の把握に努める。

③住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 本町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 本町は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。本町の広報体制・広報事項については、「3.3.3 通信運用計画」を参照すること。

(3) 本町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、本町が講じている施策に関する情報、交通規制、等、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

### 3.3.2 被災情報の収集伝達

災害応急対策活動では、正確な被災情報の迅速な収集と関係機関との連絡体制の確立が重要であることから、本町における人的・物的被害情報や応急復旧状況などの被災情報を積極的に収集把握し、県その他関係機関への確実な連絡報告を実施する。

#### 1) 被災情報収集伝達体制

##### ①報告責任者および報告担当者

本町における災害による被災情報の報告責任者は、町長とする。また、[総合対策部 通信班]は、町長の指示により、県及び関係機関に対し所定の様式に基づき被害状況報告を行う。

##### ②収集担当者

本町における災害による被災情報の収集担当者は、[総合対策部 広報班]とする。収集担当者は、警察署、防災関連機関、住民及び災害対策本部各部班からの被災情報を収集し、取りまとめたうえ、本部事務局に報告する。

##### ③地区責任者

町内各地区における災害による被災情報の責任者は、地区連絡所責任者または各地区の自治会長とする。地区責任者は、収集担当職員の各地区における被災状況の収集を援助する。

#### 2) 被災情報の報告基準

##### ①報告すべき災害

被災情報を報告すべき災害とは、暴風、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象、または大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害をさす。

##### ②報告の基準

おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、すみやかに被災情報を報告する。

ア. 災害救助法の適用基準に合致する場合

イ. 本町災害対策本部を設置した場合

ウ. 災害による被害に対し、国または県の特別の財政援助を要する場合

エ. 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～ウに該当する災害に発展するおそれのある場合

オ. 地震が発生し、町内で震度4以上を記録した場合

カ. その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があるとみとめられる場合

キ. 注意報・警報が発表された場合において災害が発生し、上記基準に該当しない場合

ク. その他特に報告の指示があった場合

### 3) 被災情報の収集

[総合対策部 広報班]は、職員及び関係機関との定期連絡体制を整え、被災情報の収集に努める。本町において収集すべき被災情報としては、人的被害情報（行方不明者の数を含む）、物的被害情報、応急対策の実施状況および町内で発生した異常現象などが挙げられる。

#### ①人的被害情報

人的被害（行方不明者の数を含む）に関する被害情報は以下により収集把握する。[総合対策部 広報班]は、警察署や防災関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に遺漏がないように努める。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。

ア. 住民及び各地区の自主防災組織からの報告

イ. 参集した職員からの報告

ウ. 警察からの通報

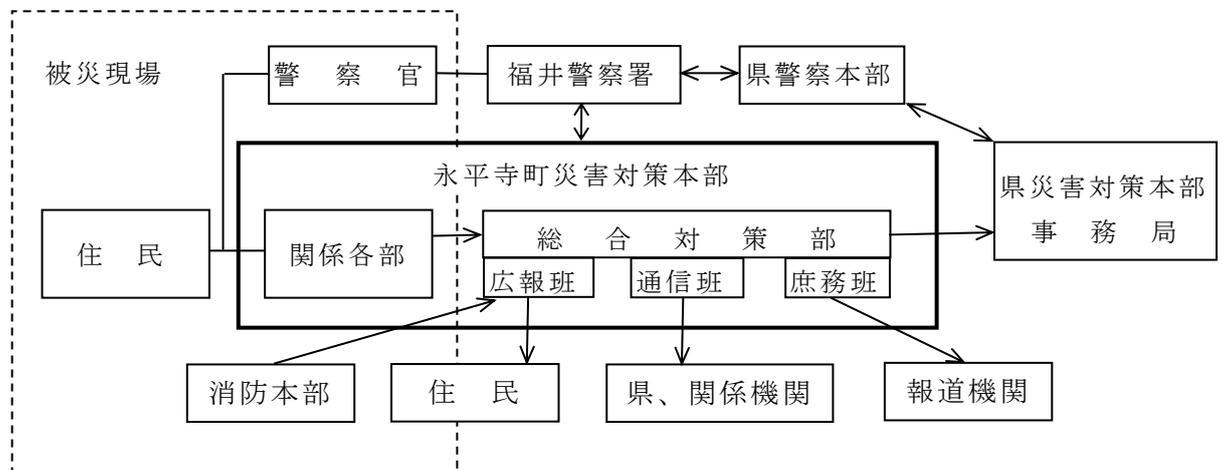
エ. 町消防本部からの救急救助状況報告

オ. [土木部]及び[農林部]からの施設、道路、河川、山林、農地など被災状況報告

カ. [福祉部]からの死亡者、負傷者の状況報告及び救護状況報告

キ. [施設部]からの避難者状況報告および避難所運営状況報告

ク. [教育部]からの児童・生徒の安否確認状況報告



< 図 人的被害情報の連絡系統 >

#### ②物的被害情報

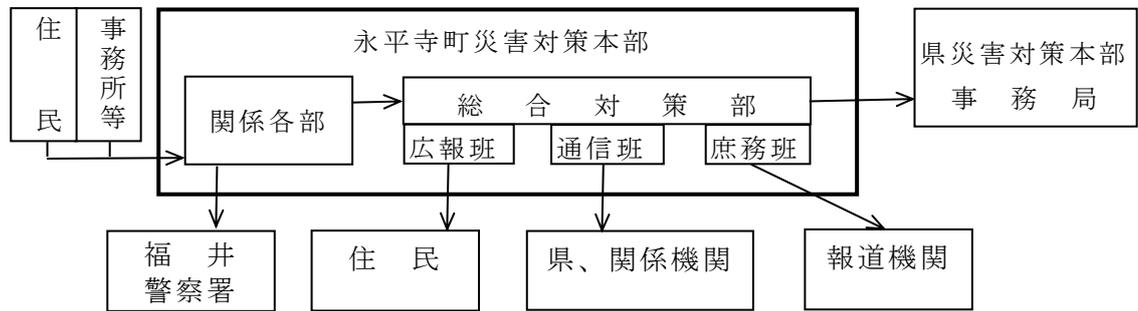
物的被害に関する情報としては、住家等の建築物被害、福祉施設や教育施設等の公的施設被害、上下水道・電気等のライフラインの被害、道路・橋梁などの交通施設の被害、および河川施設の被害などに関する情報が挙げられる。

これらの情報収集にあたっては、本部事務分掌で定められた担当各班が次表に示す要領で調査にあたり、[総合対策部 広報班]がこれらの情報をとりまとめ、[総合対策部 庶務班 通信班]、早急に県災害対策本部、防災関係機関等へ連絡する。

また本町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等

### 3 災害応急対策計画

の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。



<図 物的被害情報の連絡系統>

&lt;表 被災情報の収集体制&gt;

被災情報の種類		被害状況報告の内容	担当班及び関係機関
人的被害	死者、行方不明者	遺体収集状況、 行方不明者の届出状況	[福祉部 衛生班] 福井警察署
	負傷者	負傷者救護状況、重傷者・ 軽傷者数、救援救護の実 施状況	[福祉部 救急救護班・要配慮者救 護班] 町消防本部
	被災者	避難所への避難者及び世帯 数	[施設部 避難所運営班]
	その他	児童・生徒の安否確認状況	[教育部 生徒安全確認班・幼児安 全確認班]
建築物	住家等の被害	全壊、半壊、一部損壊、床 上浸水、床下浸水の戸数 など	[土木部 機動5班]
公共施設	文教施設等の被害	学校教育施設、社会教育施 設、文化財、公民館など	[教育部 教育対策班]
	社会福祉施設の 被害	幼稚園、老人福祉施設など	[土木部 機動4班] [教育部 教育対策班]
	医療施設等の被害	診療所、医療関係施設など	[教育部 教育対策班]
避難所等	避難所開設関係	被災者の避難措置状況	[施設部 避難所運営班]
	救護所開設関係	救護所の開設状況	[福祉部 救急救護班]
ライフライン	上下水道施設	上下水道施設	[土木部 機動2班]
	電気・ガス	停電、途絶、漏洩等の状況	[土木部 機動3班]
交通施設等	公共土木施設	道路、橋梁、河川	[土木部 機動1班]
	輸送施設関係	鉄道・バスの運行状況	[土木部 機動1班]
その他の施設	農業関係	田畑、水路、ため池、農 道、農作物など	[農林部 農務班]
	林業関係	山林、林道、樹木など	[農林部 林務班]
	商工施設等関係	町内工業・商業施設、旅 館、飲食店など	[土木部 機動3班]
	危険物施設等関 係	ガス、石油類、劇毒物など	[土木部 機動3班] 町消防本部
	町営各種施設	公営住宅その他の本町管理 建築物	[土木部 機動5班]

3 災害応急対策計画

<表 被害認定基準一覧表>

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となった者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住している建築物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは消失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの
	半壊 (半焼)	住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので具体的には住家の損壊若しくは消失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの
	一部破損	全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので(ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く)
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家被害	非住家	住家以外の建築物で、全壊・半壊の被害を受けたもの(なお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)
	公共建築物	庁舎、公民館、公立幼稚園などの公用又は公共の用に供する建築物
	その他	公共建築物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建築物
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作不能となったもの
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道路	道路法第3条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの
	橋梁	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設

被害区分		認定基準
その他の被害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸
	鉄道不通	列車などの運行が不能となった程度の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
罹災者	罹災世帯の構成員	
公立文教施設	公立の文教施設	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設等	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急斜傾地崩壊防止施設、道路及び下水道施設など	
その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設で、庁舎、公民館の公用又は公共の用に供する施設	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。	
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。	
商工被害	建築物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

### 3 災害応急対策計画

#### ③情報のとりまとめ

被災情報をもとに「被害程度の認定基準」により被害程度の認定を行う。また、被災情報を地図上に表現した被災マップ等を作成し、以降の防災活動に役立てる。

#### ④情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

### 4) 被害状況報告

#### ①報告先

本町は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに、県（危機管理課）に対し報告する。なお、本町内に県の現地災害対策本部が設置された場合は、これを經由して報告を行う。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

#### ②報告の種類と報告様式

##### ア. 災害即報

災害を覚知したとき直ちに行うもので、第1号様式又は第2号様式により報告する。

なお、災害即報については、地震が発生し、本町の区域内で震度5強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

##### イ. 災害確定報告

応急対策終了後10日以内に行うもので、第2号様式により報告する。

##### ウ. 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに第2号様式により報告する。

##### エ. 災害救助法が適用された場合の報告

災害救助法が適用された場合、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、災害即報と併せて第3号様式により報告する。

#### ③報告の方法

災害即報等、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて、県災害対策本部の事務局又は各所轄部署に報告する。なお、災害確定報告は、必ず文書により報告する。

### 5) 行方不明者の把握

本町は、住民登録の有無にかかわらず、本町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不

明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または都道府県に連絡する。

## 6) 孤立集落の被害状況把握

本町は、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする

## 7) 航空災害における情報の収集・連絡

### ①事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

### ②航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに県、永平寺町消防本部、警察署、国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

### ③県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には画像情報を積極的に活用する。

### ④本町

本町は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び福井警察署に報告する。

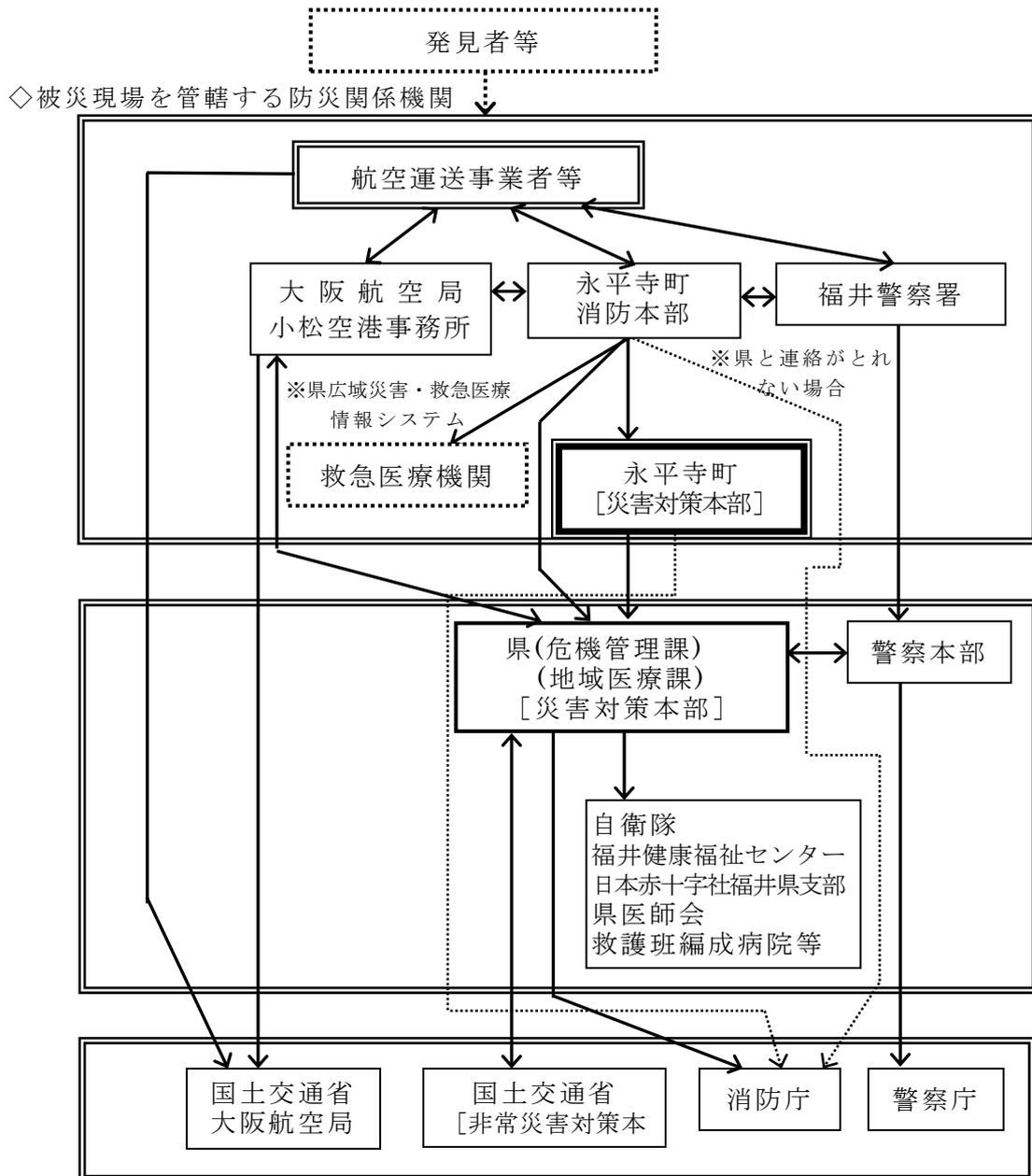
また、必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

### ⑤情報の収集・連絡系統

航空事故が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

3 災害応急対策計画

< 情報収集・連絡系統図（航空災害） >



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

## 8) 鉄道災害における情報の収集・連絡

### ①事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

### ②鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに消防本部、警察、国土交通省（中部運輸局）等防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じて乗客の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

### ③県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には積極的に画像情報の活用を図る。

### ④本町

本町は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び福井警察署に報告する。

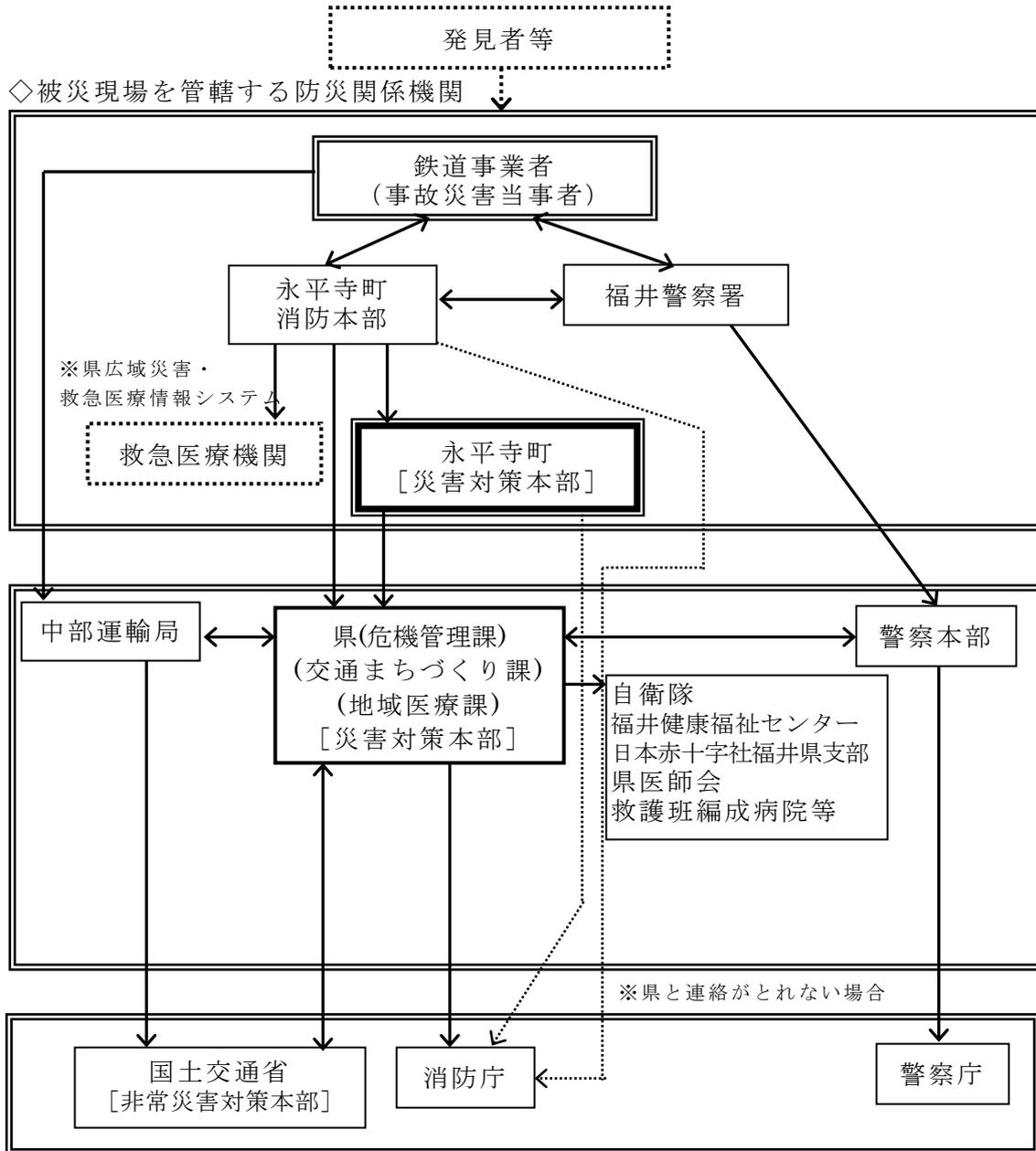
また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

### ⑤情報の収集・連絡系統

鉄道事故が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

3 災害応急対策計画

< 情報収集・連絡系統図（鉄道災害） >



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

## 9) 道路災害における情報の収集・連絡

### ①事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、道路事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

### ②道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに消防本部、警察、国土交通省（近畿地方整備局福井河川国道事務所）等防災関係機関に連絡する。

また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

### ③県

県は、町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には積極的に画像情報の活用を図る。

### ④本町

本町は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び福井警察署に報告する。

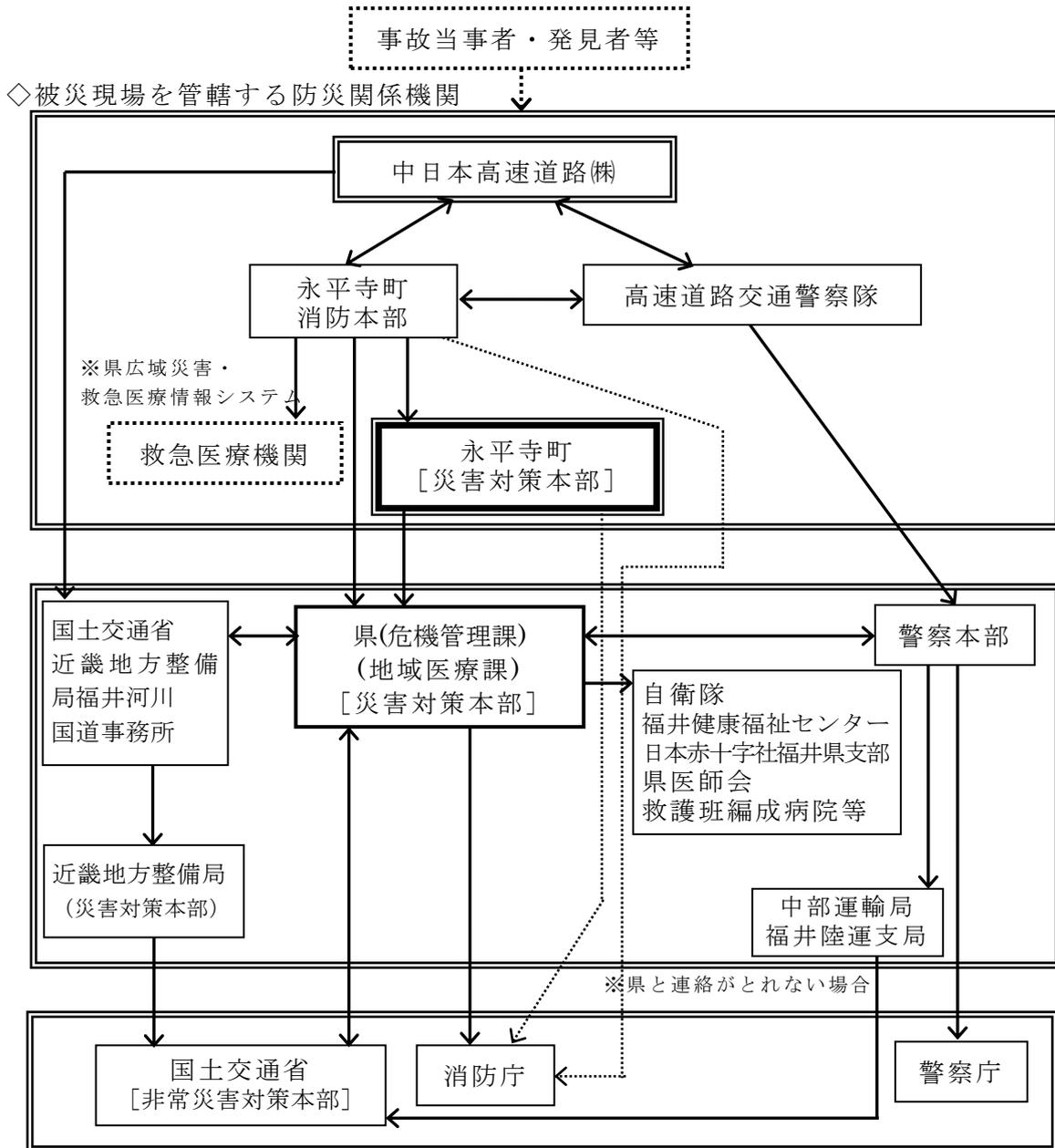
また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

### ⑤情報の収集・連絡系統

道路事故が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

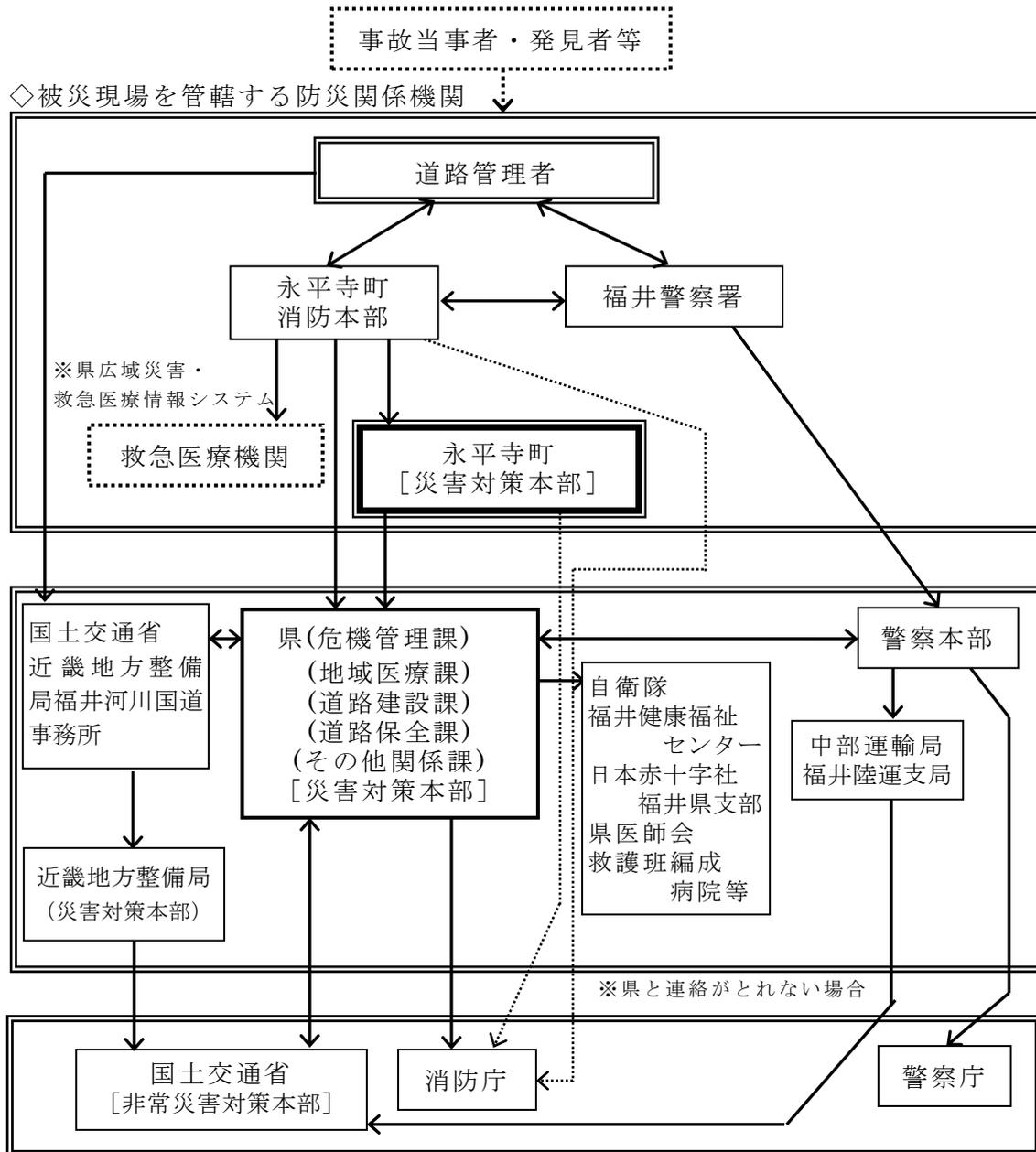
3 災害応急対策計画

< 情報収集・連絡系統図（高速道路における道路災害） >



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

< 情報収集・連絡系統図（一般道における道路災害） >



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

## 10) 危険物等災害における情報の収集・連絡

### ①事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

### ②県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁へ連絡する。

また、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

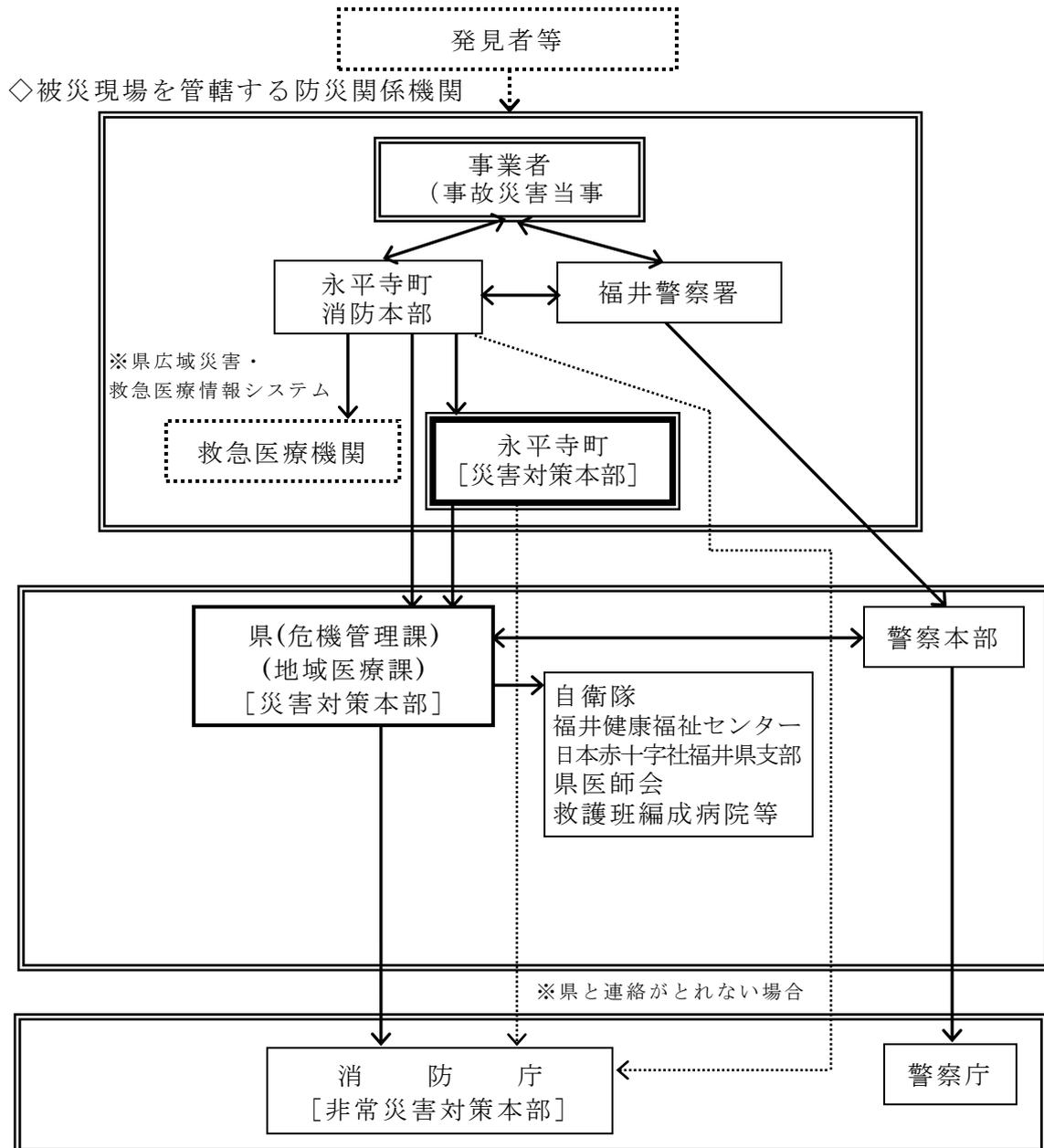
### ③本町及び永平寺町消防本部

本町及び永平寺町消防本部は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び福井警察署に報告する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導を行い被害の拡大を防止する。

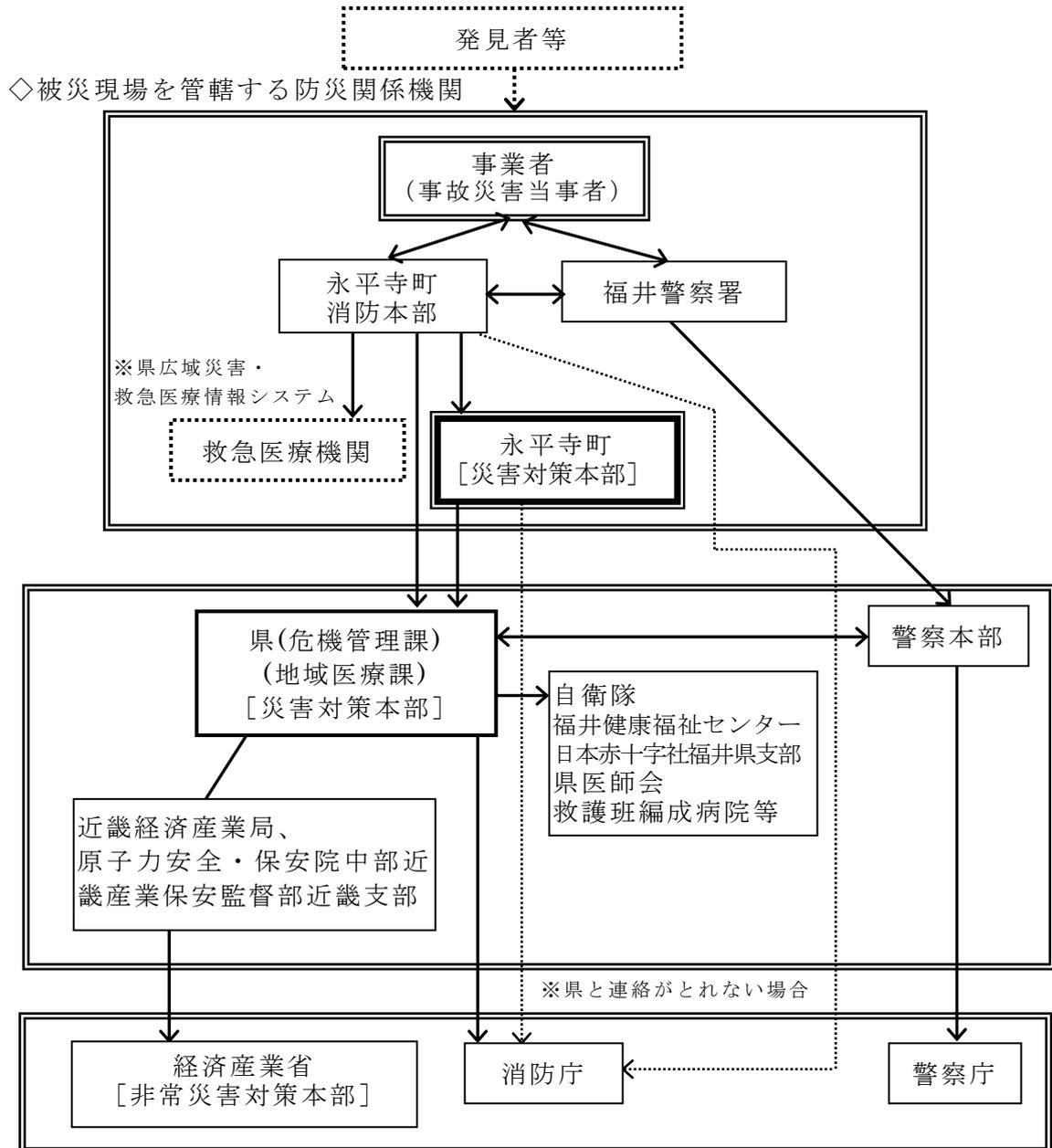
### ④情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

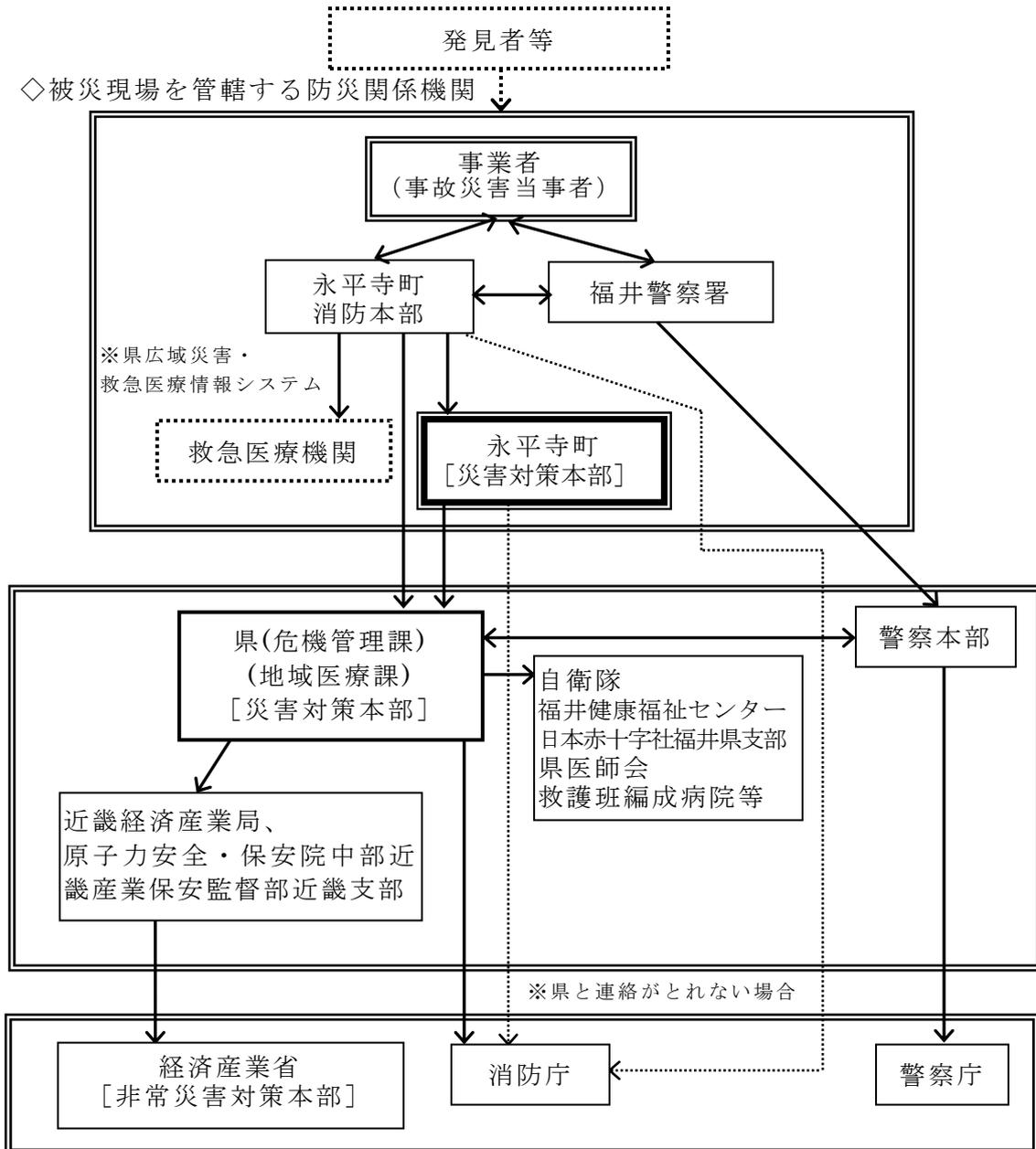
< 情報収集・連絡系統図 [危険物等災害 1 (危険物)] >



< 情報収集・連絡系統図 [危険物等災害2 (高圧ガス)] >

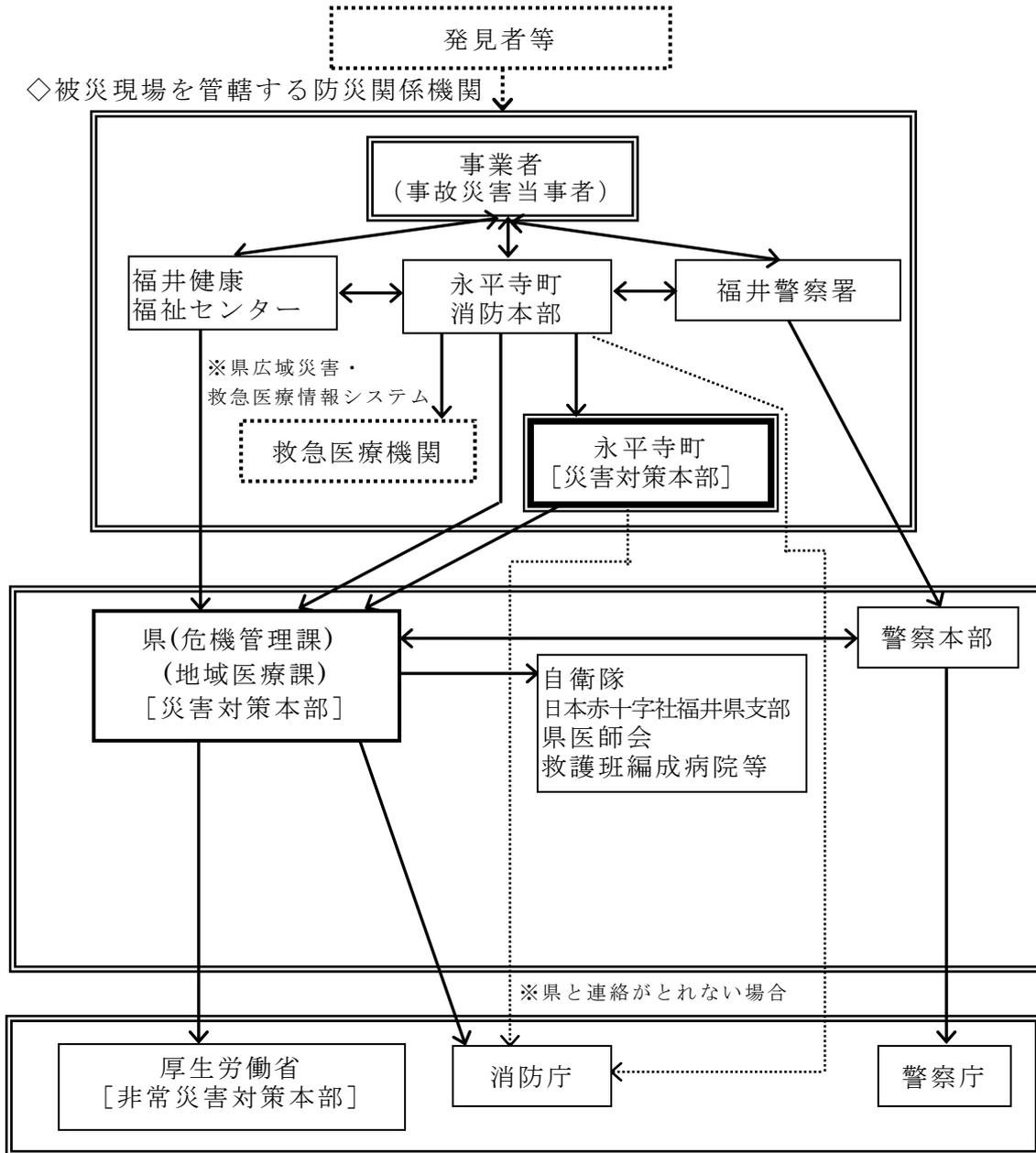


< 情報収集・連絡系統図 [危険物等災害3 (火薬類)] >



3 災害応急対策計画

< 情報収集・連絡系統図 [危険物等災害 4 (毒物及び劇物)] >



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

## 11) 大規模火災における情報の収集・連絡

### ①火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を連絡する。

### ②永平寺町消防本部

永平寺町消防本部は被害情報の把握に努め、把握した情報を本町、福井警察署及び県に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い被害の拡大防止を図る。

### ③県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

### ④本町

本町は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び福井警察署に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い被害の拡大防止を図る。

### ⑤情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。



## 12) 林野火災における情報の収集・連絡

### ①火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに本町、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

### ②永平寺町消防本部

永平寺町消防本部は被害情報の把握に努め、把握した情報を本町、福井警察署、県及び福井森林管理署に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止に努める。

### ③県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁及び林野庁に連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

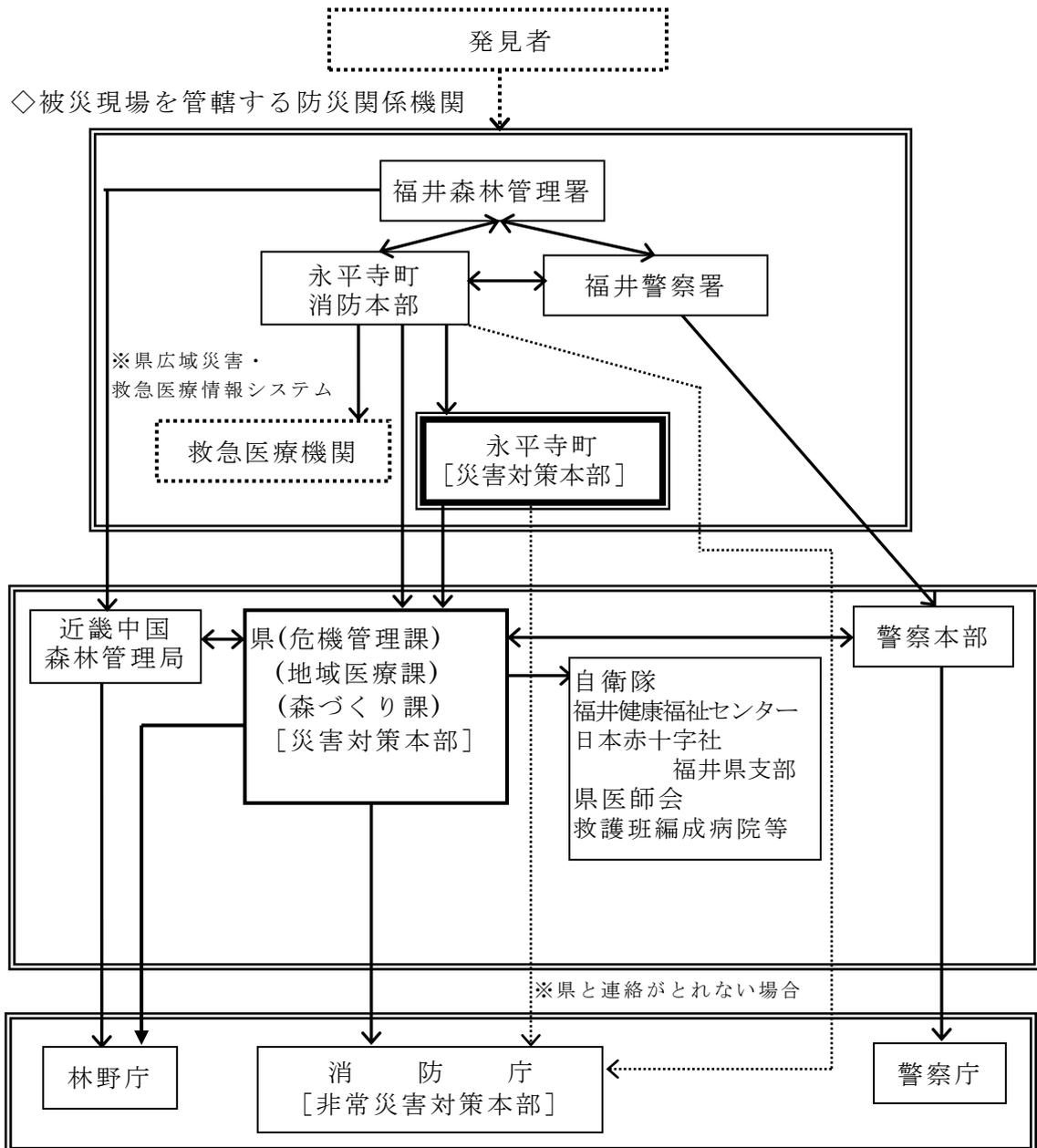
### ④本町

本町は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。また必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止に努める。

### ⑤情報の収集・連絡系統

林野火災が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

< 情報収集・連絡系統図（林野火災） >



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

### 3.3.3 通信運用計画

災害に関する予警報および情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達などの重要通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

#### 1) 通信手段の確保

##### ①災害時の通信連絡手段

本町および防災関係機関が行う災害情報の伝達及び被災情報の収集報告、その他応急対策に必要な指示・命令等は、原則として有線通信（加入電話）、または無線通信により速やかに行う。

##### ②被災後の機能確認と応急措置

本町において災害が発生した場合は、[総合対策部 通信班]は直ちに本町通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたる。

##### ③有線通信途絶時の対策

被災によって有線通信が途絶した場合は、県及び永平寺町の防災行政無線を活用するほか、災害対策基本法第57条又は第79条等の規定により、警察無線、消防無線その他の無線通信設備等を利用する。また、携帯電話・自動車電話等の代替通信手段の確保等を行う。あらゆる通信手段が途絶した場合には、使者を派遣する。

##### ④通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時における有線および無線通信の混乱を防止するため、必要に応じて適切な通信統制を実施する。

#### 2) 県防災行政無線の運用

県及び他市町への連絡手段として、また有線通信が途絶した場合の通信手段として県防災行政無線を活用する。通信は、音声またはファクシミリによって行い、特に災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集その他正確かつ詳細な情報伝達を行うため無線ファクシミリを活用する。なお、防災行政無線の運用については、「福井県防災情報ネットワーク管理運用要綱」及び「福井県防災行政無線通信取扱要領」に準じるものとする。

#### 3) 永平寺町防災行政無線等の活用

住民への警報等の伝達、避難の指示については、永平寺町防災行政無線等を有効に活用し、迅速に実施する。

##### ①同報系無線局

気象予警報、地震等の災害情報等の伝達、住民に対する高齢者等避難および避難指示などの緊急を要する情報伝達、及び応急対策の実施情報その他の広報については、同一内容を一斉放送できる同報系無線局を活用する。

### 3 災害応急対策計画

同報系無線局を利用して伝達を行う気象予警報、各種災害情報や災害対策本部からの指示等の連絡文は、全て記録する。また、公共施設や区長宅などに設置された戸別受信機により情報を得た者は、連絡内容に応じて、周辺住民への周知を行う。

#### ②非常通信機器

被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動状況の連絡については、非常通信機器を活用する。

### 4) 電気通信設備の優先利用

本町は、災害対策基本法第 57 条に基づき、災害時において優先的に通話を行うために、あらかじめ西日本電信電話（株）の承諾を受け、災害時優先電話として利用する。また、その他にも緊急の度合いに応じ、手動接続通話（電報）は、102（115）通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）、または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出る。

#### ①電話の優先利用

##### ア. 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話で、他の通話に先立って接続される。本町においては、以下のような通話内容についてこの取扱いを受けることができる。

- a. 洪水等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報もしくは予防のため緊急を要する事項
- b. 災害の予防または救援のための緊急を要する事項
- c. 交通施設（道路等を含む）の災害の予防または復旧、その他の輸送の確保に関し、緊急を要する事項
- d. 通信施設の災害の予防または復旧その他の通信の確保に関し、緊急を要する事項
- e. 電力施設の災害の予防または復旧その他の電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- f. 秩序の維持のための緊急を要する事項

##### イ. 緊急扱いの通話

公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、他の手動接続通話（非常扱い通話は除く。）に先立って接続される。本町においては、以下の通話内容についてこの取扱いを受けることができる。

- a. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
- b. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

## ②電報の優先利用

### ア. 非常扱いの電報

非常扱い通話と同様な事項を内容とする電報で、他の電報に先立って伝送及び配達される。本町においては、前記①アに挙げた内容の電報について、この取扱いを受けることができる。

### イ. 緊急扱いの電報

緊急扱い通話と同様な事項を内容とする電報で、他の電報（非常扱い電報は除く。）に先立って伝送及び配達される。本町においては、前記①イにあげた内容の電報について、この取扱いを受けることができる。

## 5) 有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

本町は、災害対策基本法第 57 条に基づき、有線電気通信法第 3 条第 4 項第 4 号に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、同法第 56 条及び第 57 条に基づく警報の伝達を行う場合は、施設所有者とあらかじめその手続きについて協議するものとする。

## 6) 災害対策基本法に基づく放送の要請

町長は、災害対策基本法第 57 条に基づき、放送法第 2 条第 3 号に規定する放送局に対して、災害に関する伝達、通知または警告について、放送を要請することができる。

県では、災害対策基本法施行令第 22 条に基づき、日本放送協会福井放送局、福井放送、福井テレビジョン放送および福井エフエム放送との間で、放送要請の際の手続きについて協定または覚書を締結している。町長は、これら放送局に放送を要請することが適当と考えるときは、県を通じて、以下の事項を明らかにしたうえで放送を要請するものとする。

なお、通信途絶などの特別の事情がある場合は、放送機関に対し、直接要請することができる。

### ア. 放送要請の理由

### イ. 放送事項

### ウ. 希望する放送日時及び送信系統

### エ. その他必要事項

## 7) 電波法に基づく非常通信の利用

本町および防災関係機関は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条並びに非常通信規約に基づいて、非常通信による通信の確保を図ることとし、非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 3 災害応急対策計画

#### ①非常通信の内容

本町及び本町防災関係機関が行う非常通信における通報の内容は、以下の内容に準ずるものとする。

- ア. 人命の救助に関するもの
- イ. 災害に関する予報もしくは警報、主要河川の水位、及び天災その他の状況に関するもの
- ウ. 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- エ. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- オ. 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- カ. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- キ. 遭難者救護に関するもの
- ク. 道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ケ. 本町災害対策本部と各災害対策組織との間で発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、および資金の調達、配分、輸送に関するもの
- コ. 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

#### ②非常通信の方法

非常通信を希望する場合は、非常通信通報用紙に電報形式（片カナ）または文書形式（通常の見本）により、次の事項を明記して、最寄りの無線局に依頼する。

- ア. 種類（非常）
- イ. 字数（文書形式の場合、または電話回線のみを使用の場合は省略）
- ウ. 発信局
- エ. あて先（住所、氏名（職名）、電話番号）
- オ. 本文（冒頭に「非常」と記入）
- カ. 発信人の氏名（職名）、電話番号

#### 8) その他の通信連絡手段

- ア. 町内アマチュア無線局や運送事業所等の業務用無線局などを把握し、災害時には必要に応じて協力を依頼する。
- イ. 災害時での緊急連絡及び情報伝達的手段として、住民が所持するパソコン等でのネットワーク通信を活用することで、町内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集・伝達を行う。
- ウ. 本町は、通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- エ. 本町は、通信連絡手段が途絶した場合、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、代替通信設備の設置を要請するものとする。

オ. 全ての通信手段が途絶した場合には、使者（バイク、自転車、人による）を派遣して情報の伝達を実施する。

### 3.3.4 広報計画

災害によるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

#### 1) 実施体制

[総合対策部 広報班]及び<[消防本部]>は、一般住民に対し、災害情報、被害情報、応急措置の状況及び支援活動の情報等について、適切な方法・手段による速やかな広報活動を実施する。ただし、災害の状況によっては、その他の災害対策班においても広報活動を実施する。

#### 2) 広報の内容

被災後の状況及び時間経過に伴い、必要な災害情報の広報を実施する。なお、広報する情報の収集については、「3.3.2 被災情報の収集伝達」によるものとする。

##### ①災害発生前の広報

風水害等の災害は、災害の規模や動向の他、必要な注意事項をつけ加えて住民への広報を実施し、被害防止のための事前対策を講じる。

ア. 住民の安全確保行動の呼びかけ

イ. 避難に関する情報の伝達

##### ②災害発生直後の広報

本町において風水害等や地震災害が発生した場合は、被災状況を迅速かつ的確に判断し、避難、人命救助、二次災害防止及びその他の必要事項について、住民に広報する。

ア. 避難指示

イ. 避難情報（避難所、避難ルート、通行止め箇所等）

ウ. 人命救助の協力呼びかけ

エ. 町内被害状況の概要（建築物の破損・浸水、火災発生時等）

オ. 本町の応急対策実施状況

カ. 地震災害においては地震に関する情報

##### ③被災者支援・災害復旧に関する広報

被災者の支援及び災害復旧に関する情報は、その期日、期間、活動場所等具体的な情報を迅速かつ確実に伝達し、住民が1日も早く平常生活に復帰できるよう尽力する。

ア. 災害情報及び被害状況

イ. 本町の応急対策実施情報

ウ. ライフラインの復旧情報（電気・上下水道・ガス）

エ. 飲料水、食料、生活必需品等の供給情報

オ. 通信施設の復旧状況

- カ. 道路交通状況（道路の通行規制、交通機関の運行について）
- キ. 医療機関の活動情報（健康診断、カウンセリングの実施情報など）
- ク. その他必要な事項

#### ④避難者への情報伝達

本町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

#### ⑤安否情報の提供

本町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、本町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

### 3) 広報手段

#### ①交通通信施設が利用できる場合

##### ア. 通信施設

本町は、災害時に、気象情報や避難情報等を正確且つ迅速に住民に情報提供できるように、①コミュニティチャンネル、②防災メール、③防災行政無線、④インターネット（ホームページや SNS）等を積極的に活用して繰り返しかつ広範囲に広報活動を行う。

##### イ. 広報車

原則として本町保有の広報車を使用する。必要に応じて、警察署その他の防災関係機関の広報車の使用についても、協力を得る。

##### ウ. マスメディア

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、ラジオ、テレビのマスメディアに対し、県を通じて放送要請を行う。

##### エ. 広報紙

広報誌の発行が可能な場合は、広報誌、チラシ等を各避難所、防災拠点、公共施設等に週1回程度配布する。また広報掲示板への掲載や、新聞折り込みの実施などについても検討する。

### 3 災害応急対策計画

#### ②交通通信施設が途絶した場合

交通施設及び通信施設が途絶し、上記の方法では広報活動を実施することが出来ない場合は、以下に示す他、あらゆる手段により広報活動を実施する。

- ア. オートバイ、自転車、徒歩等による巡回広報
- イ. 自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- ウ. アマチュア無線局への協力依頼
- エ. サイレン（ただし、あらかじめ非常事態の信号をきめておく）
- オ. 防災ヘリコプターによる広報（県災害対策本部へ依頼）
- カ. 県が実施しているインターネットへの情報提供事業において被災情報の発信
- キ. ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請

#### ③災害時情報通信システムの活用

県や避難所との情報の相互交換が可能なパソコン通信を活用した情報通信システムが構築された際には、これを活用する。

### 4) 住民相談窓口の設置

災害が終息したときは役場内、地区連絡所、避難拠点等に住民相談窓口を設置し、直接又は電話等により生活相談、要望、苦情等を聴取し、関係各部各班が応急対策活動及び復旧活動を推進していく際の民意の反映に役立てる。また、今後各種手続きにおける住民の窓口を1つに集約し、ワンストップで手続きを完結するワンストップ窓口設置の検討や被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

### 5) その他の広報対策

#### ①職員に対する広報

職員に対し、正確かつ最新の情報伝達を行うため、また情報内容の統一化を図るため、災害対策本部の指示に従い、適宜役場内放送・庁内イントラネット等を実施する。

#### ②外国人に対する広報

町内外国人の情報面での孤立化を避けるため、勤務または所属する事業所等に連絡窓口を設けさせ、それを通じた外国語による広報体制を確立する。また、外国人旅行者については、宿泊施設等の責任者がパンフレット等の配布を行うよう指導する。避難所においては、専用掲示板の設置、語学ボランティアの派遣、相談窓口の設置等を検討する。

## 3.4 災害別の応急対策

### 3.4.1 消防応急対策

火災時において迅速な消防活動を実施するとともに、広域的な応援協力や、自主防災組織による活動などの支援を得ながら、総力をあげて初期消火および延焼の未然防止に努める。

#### 1) 消防の任務

消防は、その施設および人員を活用して、住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、およびこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

#### 2) 自主防災組織による初期消火活動

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。住民は、自主防災組織の初期消火活動に可能な限り協力する。また、女性も初期消火活動に参加するように努める。

##### ①火気の遮断

地震が発生した場合は、揺れが収まり次第速やかに使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。さらに、避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

##### ②初期消火活動

火災が発生した場合は、消火栓、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

#### 3) 消防本部及び防災関連機関による消防活動

本町において火災が発生した場合、消防本部警防規程に基づいて速やかに消防職員及び消防団員を招集し、初期の消防活動を実施する。

##### ①活動内容

ア. 情報の収集整理及び報告

消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握し、報告を行う。

イ. 避難所、避難路の確保

延焼火災が多発し拡大した場合は人命の安全を優先し、早急に避難所、避難路を確保する。

### 3 災害応急対策計画

#### ウ. 救援・救助

火災現場では救命活動を優先して実施し、消防本部及び他の防災関連機関と連絡を密にした的確で効率的な活動を行う。

#### エ. 延焼拡大の防止

道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

#### ②火災消防活動優先の原則

大規模な火災の発生など多数の消防隊を必要とする場合や、防災上重要な建築物周辺と他の住宅地から同時に出火した場合での消防活動は、防災上重要な建築物を優先する。

### 4) 広域消防相互応援協力体制

本町は、災害が拡大し、保有消防力のみで対処できない場合は、災害の規模に応じて以下の応援要請を行う。なお、この他に自衛隊及び緊急物資など他の協力機関の要請を行う必要がある場合についても、協議の上決定するものとする。

#### ①県内市町村への応援要請

ア. 本町は、単独では対処不可能な地震災害が発生した場合は「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他市町に応援要請を行う。

イ. 近隣市町村からの緊急消防援助隊等の応援の円滑な受入れを図るため、本町は万全の体制を整備する。

- a. 応援消防隊への地理情報の提供（消火栓、利用可能な自然水利等を記載した地図の提供）
- b. 消防活動の指揮本部の確立
- c. 応援消防隊の人員、器材数、指揮者等の確認
- d. 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- e. 応援消防隊に対する給食等の手配

#### ②他都道府県に対する応援要請

ア. 他の都道府県消防機関の応援が必要と認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにし、知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

- a. 火災の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
- b. 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- c. 本町への進入経路および集結（待機）場所

イ. 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

- a. 応援消防機関の誘導方法
- b. 応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認

③ヘリコプターの出動要請

大規模特殊災害等でヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合は、知事に対してヘリコプターの出動要請を行う。

5) 惨事ストレス対策

本町および消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

本町および消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

### 3.4.2 洪水災害等における水防応急対策

洪水等による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するため、永平寺町水防計画に定めるところにより適切な水防活動を実施する。

#### 1) 気象予報及び水防警報の収集伝達

##### ①水防に関わる情報の種類

ア. 水防活動用の水位情報

- a. 水防団待機水位（通報水位）
- b. 氾濫注意水位（警戒水位）
- c. 避難判断水位（特別警戒水位）
- d. 氾濫危険水位（危険水位）

イ. 九頭竜川及び荒川水位到達情報の発表基準

洪水予報指定河川より上流の九頭竜川と荒川が水位周知河川に指定されており、大雨の際、河川の水位が上昇し、それに応じて次のような基準で水位到達情報が発表される。発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 の 情 報
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

ウ. 水防配備体制

水防法に基づいて国土交通大臣又は知事が各指定河川について発表し、知事が町長に通知する。なお、知事が行う水防配備体制には「注意体制」「警戒体制」「活動体制」「非常体制」の種類がある。

##### ②気象予報および水防警報に対する措置

水防活動用の注意情報、警戒情報、あるいは水防配備体制の通知を受けた町長は、直ちに適切な水防活動体制を決定し、配備指令を出す。

ア. 各水防区域に電話又は急便により周知する

イ. 福井土木事務所との常時連絡に努める

ウ. 業務時間外に連絡があった場合は、直ちに水防区域の住民に連絡するとともに、災害対策本部の非常時における動員伝達システムに基づき関係職員に連絡し、水防に万全を期する。

#### 2) 雨量及び水位等の通報

本町の気象状況により相当量の降雨があるものと認めた場合は、福井土木事務所と連絡をとり、必要に応じて水防地域住民に連絡するとともに福井警察署との連絡を密にする。また、本町水防区域において量水標等の示す水位が県水防計画におい

て定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況について県その他の関係者に通報する。

### 3) 動員体制

動員体制は、本町水防計画に定めるところによるものとする。町長は災害の状況に応じて水防準備体制、水防警戒体制、水防非常体制の3段階から活動体制を決定し、職員に対し配備指令を出す他、必要に応じて、消防団に対し「出動準備」または「出動」の指示を出す。なお、各活動体制における職員の動員および配備については、次図に示すとおり、災害対策本部における動員体制に準じて行うものとする。

<表 水防配備基準>

配備体制	配 備 基 準
注意体制	大雨、洪水のいずれかの注意報が嶺北北部に発表された場合
警戒体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの警報が嶺北北部に発表された場合 (2) 水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
活動体制	氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
非常体制	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、さらに上昇するおそれがある場合

### 3 災害応急対策計画

＜表 水防配備体制と災害対策本部体制の相互関係＞

水防配備体制	消防団の出動	災害対策本部の配備体制
<p>〈準備体制〉 情報連絡活動を主とし、事態の推移によっては直ちに次の配備体制活動できる体制</p>		<p>〈災害準備体制〉 ○ 防災安全課・建設課・農林課 消防本部</p>
<p>〈警戒体制〉 水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制</p>	<p>〈出動準備〉 ① 国土交通大臣又は知事により水防警報の「準備」が発令され、その通知を受けたとき ② 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき</p>	<p>〈第一災害体制〉 ○ 防災安全課・建設課・農林課 消防本部 消防団員</p>
<p>〈非常体制〉 全職員が出動する完全な水防体制</p>	<p>〈出動〉 ① 国土交通大臣又は知事により水防警報の「出動」が発令され、その通知を受けたとき ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき</p>	<p>〈第二災害体制〉 ○ 災害対策本部の設置 ○ 消防団員、日赤奉仕団交通指導員、民生委員他防災関係機関</p>

#### 4) 水防活動

本町における水防活動については、詳しくは本町水防計画の定めるところによるが、おおむね以下の活動を実施する。

##### ① 出水危険箇所等の巡視、点検

水防法第9条に基づき、水防区域内の河川及び堤防、橋梁等について随時巡視を実施する。また、町長は出動命令を発令したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回を行う。

巡視により、次に示す状況を発見したときは直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、水防作業を開始する。

##### ② 警戒区域

消防団長（水防団長に同じ）、消防団員および消防機関に属する者は、水害により相当の被害を生ずるおそれがあり、水防活動上必要があると認めた場合は、水防法第21条の規定により警戒区域を指定し、無用の者の立入を禁止若しくは制限し、あるいはその区域からの退去を命ずることができる。

なお、その場に消防団長、消防団員および消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要請があったときは、警察官がその職権を代行できる。

### ③ 応急復旧工事の実施

本町および各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

### ④ 警察官の援助要求

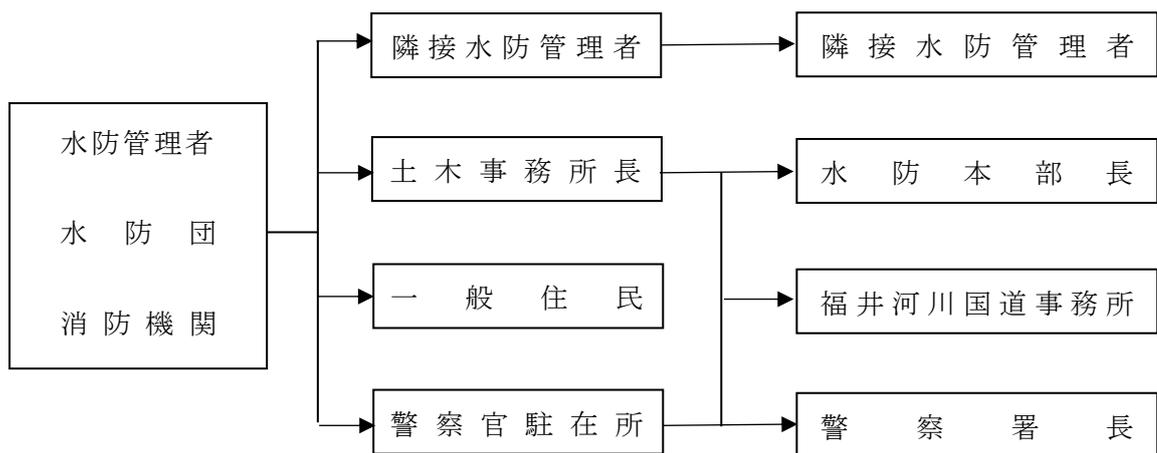
町長は水防のため必要と認めたときは、福井警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

### ⑤ 決壊・越水の通報等

#### ア. 決壊・越水の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊・越水したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長またはダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関および隣接市町に通報するものとする。その際の伝達経路は、次のとおりとする。

土木事務所は伝達経路並びに広報網により水防本部、警察その他必要な箇所に連絡するものとする。



#### イ. 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長および土木事務所長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 5) 住民による水防活動

水防区域に居住する住民は常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。また、水災の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合において、町長または消防団長より水防に従事することを要請された場合は、直ちにこれに協力し、指示に従って水防活動に従事しなければならない。

### 3.4.3 地震災害における水防応急対策

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するため、永平寺町水防計画に基づく水防活動のほか、地震災害の被害特性に配慮した水防活動を実施する。

#### 1) 水防本部の設置及び活動

水防本部の設置及び活動については、永平寺町水防計画に基づくものとする。なお、町長はあらかじめ地震による河川施設等の被害防止に関する対策を講じておくものとする。

#### 2) 地震発生時の水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合には、本町は所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

##### ①出水危険箇所等の巡視、点検

震度4以上の地震が発生した場合は、町長は直ちに職員を派遣し、水防区域内の河川、堤防、および橋梁等の巡視を実施する。その際次に示す状態に注意し、異常を発見したときは直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、水防作業を開始する。

ア. 堤防の天端の亀裂又は沈下

イ. 堤防の表法（河川側）で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ. 堤防の裏法の亀裂及び欠け崩れ

エ. 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

##### ②警戒区域

消防団長（水防団長に同じ）、消防団員および消防機関に属する者は、災害により相当の被害を生ずるおそれがあり、水防活動上必要があると認めた場合は、水防法第21条の規定により警戒区域を指定し、無用の者の立入を禁止若しくは制限し、あるいはその区域からの退去を命ずることができる。

なお、その場に消防団長、消防団員および消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要請があったときは、警察官がその職権を代行できる。

##### ③応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

#### 3) 住民による水防活動

水防区域に居住する住民は常に気象状況、出水状況に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力する。また、地震による水災の発生が予想される場合、または災害が発生した場合において、町長または消防団長より出動を命じられた場合は、直ちに協力し、指示に従って水防活動に従事するものとする。

### 3.4.4 土砂災害応急対策

土砂災害に関する危険箇所として何らかの指定を受けている区域（警戒区域・特別警戒区域）では、大雨、洪水などによる地盤の緩みからや地震の振動によって土石流、斜面の崩壊・崩落および地すべりなどの土砂災害が発生し、住家が破壊されたり住民が避難時に巻き込まれたりするおそれがある。

これら土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、危険区域等の巡回等による状況把握に努めるとともに、速やかに通行規制、避難誘導、施設の応急復旧などの安全対策を講じる。

#### 1) 災害原因情報の収集・伝達

本町は、防災関係機関と連携し、災害情報の収集に努めるものとし、特に、大雨注意報・警報・特別警報・土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達周知について徹底を図る。

##### ①現地状況の把握

本町および関係機関は、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

##### ②降雨状況の把握

土砂災害の危険を早期に予測し、対策を講じるため、町内および町内危険区域等付近における雨量測定を実施する。

##### ③土砂災害警戒情報の発表

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方气象台と連携して作成、共同発表し、本町に伝達する。

#### 2) 危険箇所の警戒巡視活動

##### ①実施体制

気象状況等から土砂災害の発生が予測される場合や地震発生後、[土木部]、[農林部]及び[消防本部]は協力して危険区域等の現地パトロールを実施し、土砂災害の前兆現象の把握に努める。また、県土木事務所等にも応援協力、情報提供を依頼する。

##### ②巡視の優先順位

巡視は、町内において指定を受けている砂防指定地、土砂災害警戒区域等、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂危険箇所及びその他の箇所について、次の順位で行うものとする。

ア．各集落周辺の危険箇所

イ．防災道路第1次確保路線周辺の危険箇所

ウ．避難所までの避難ルート周辺の危険箇所

### 3 災害応急対策計画

- エ. その他の危険箇所
- オ. 上記以外で注意が必要な場所

#### ③土砂災害発見時の措置

- ア. 被害者発見
  - a. 巡視の際に土砂災害による被害を発見したものは、現場にロープを張るなどしたうえ、直ちに[総合対策部 広報班]に通報し、町長による指示を待つ。
  - b. 町長の指示を受けるまでに、消防、警察等の関係機関による交通規制が実施された場合は、これに協力する。
  - c. 災害が発生していなくても、危険な兆候が見られる場合は同様の措置をとるものとする。
- イ. 避難指示及び情報伝達
  - a. 連絡を受けた後、町長は交通規制、避難指示の発令などの対策を決定する。
  - b. [総合対策部 通信班]は、決定事項を被害にあった施設の管理者、県、消防、警察等の関係機関に速やかに連絡する。
  - c. [事務局]は、決定事項を速やかに現地の[土木部]、[農林部]及び<[消防本部]>に伝達するとともに、[各分掌部]、住民、避難所、地区連絡所等に対する広報活動を実施する。
- ウ. 避難誘導者及び避難者
  - 避難誘導者は、避難ルートの変更または通行規制などの情報を得た場合、[施設部 避難誘導班]の指示により避難ルートを変更し、避難行動を実施する。また、特に指示がない場合でも、現地の状況を判断し、土砂災害の危険性などから避難ルートを変更した方が良いと判断した場合は、できる限り付近の防災業務従事者または本部にその旨を前もって連絡したうえ、迅速な避難行動を実施する。

#### 3) 応急復旧対策

崩壊崩落等によって被害を受けた施設については、県、施設管理者及びその他防災関係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

### 3.4.5 雪害応急対策

降雪時における交通・輸送の確保および住民生活の安定を図るため、除雪基本計画に基づいて道路等の除雪作業を速やかに実施する。

雪崩災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

#### 1) 除雪実施体制

##### ①除雪責任者

道路等の除雪作業の責任者は、原則として各施設管理者とするが、その他の本町における除雪作業および積雪量等の情報収集については、[土木部 庶務班]がこれにあたる。なお、各施設管理者及び関係機関への連絡・応援要請については[総合対策部 庶務班]が担当する。

<表 除雪責任区間>

実施責任者	除 雪 責 任 区 間
国	中部縦貫自動車道
福 井 県	県が管理する国道および県道
本 町	町道およびその他区間の重要路線
住 民	その他の区間の各集落内

##### ②除雪区分および除雪重点箇所

本町が除雪を担当する路線を以下の四種類に区分し、それぞれの交通量または利用度に応じた除雪作業を行うものとする。

区 分	区分の基準	除雪内容
第1種路線	住民が生活する上で重要な幹線道路	常時、交通確保をする。
第2種路線	除雪しないことにより、生活に大きな支障のない道路	原則として、常時、交通確保をする が、状況により、第1種路線の除雪完了後に除雪を行う。
第3種路線	冬期間閉鎖する道路	冬期間閉鎖し、春期除雪により交通確保をする。
消雪路線	消雪施設が設置された道路	原則として、除雪は行わないが、機能不全時や降雪状況により除雪を行う。

### 3 災害応急対策計画

その他、次の条件にあてはまる場合も必要に応じ、他に優先して除雪作業を実施する。

- ア. 主要町道より国道及び県道までの間
- イ. 消火栓、防火水槽その他の水利箇所周辺
- ウ. 避難ルート、防災道路第1次確保路線の迂回路
- エ. 国道、県道沿いの集落
- オ. 学校その他の公共的施設

#### ③除雪実施体制

[土木部 庶務班]は、積雪量が10cm以上に達したら直ちに各施設管理者に連絡し、除雪作業の開始を要請する。なお、本町では降積雪の状況に応じて次の体制をとり、除雪作業を実施するものとする。

- ア. 除雪準備体制（気象情報等により降雪が予想される場合）
- イ. 平常体制（積雪量が10cm以上見込まれる場合）
- ウ. 警戒準備体制（積雪量が70cmに達した場合）
- エ. 警戒体制（積雪量が90cmに達した場合）

#### ④除雪応援要請

除雪作業の実施にあたり、ブルドーザー、グレーダー等の機動車が不足する場合は県等と協議のうえ、民間より借り上げる。また、機動車による除雪が不可能な場所又は排雪運搬等のために人手が必要な場合は、地元住民の協力を受けて作業を実施する。

## 2) 地域ぐるみ除排雪計画

本町等が行う雪害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織等の活用等を通じた地域ぐるみの除排雪を推進する。

#### ①地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施

ア. 計画的な実施

本町は、降積雪状況、地域の実情等に応じて次の事項を明らかにした計画を作成するとともに、住民に対してその内容の周知徹底を図り、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし・除排雪を実施する。

- ・一斉屋根雪下ろし及び地域内における一斉除排雪の実施日時
- ・除排雪に合わせて町が実施する道路除排雪の日時及び区域
- ・自力で除排雪が行えない高齢者等世帯を対象として町が支援して実施する屋根雪下ろし及び除排雪の実施内容
- ・排雪場所及び運搬経路
- ・自家用車の仮駐車場の場所

イ. 効率的な実施

本町は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求めるものとする。また、災害救助法が適用された場合は、災害救助法による屋根雪下ろしにより、要配慮者等を支援するもの

とする。

## ②集落の雪処理支援

### ア．集落ごとに雪捨て場を確保

雪処理を効率的に進めるため、集落内に予め決めておいた雪捨て場を速やかに確保し、屋根から降ろした雪等については、雪捨て場まで運ぶことを徹底する。

### イ．要配慮者の住宅の雪下ろし支援

要配慮者の住宅の雪下ろしについては、予め定めた要配慮者支援体制に基づき、行政と地域社会が共同して雪下ろしを実施する。

### ウ．広域連携による雪処理支援

地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合、町内全域の消防団員を動員し、雪処理を支援する。

### エ．ボランティアによる雪処理支援

地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合、消防団員等の動員に加え、町内外から雪処理ボランティアを募集し、地域社会の雪処理支援に活用する。

### オ．自衛隊の災害派遣

町及び地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合、町長は速やかに自衛隊の災害派遣を知事に要請し、雪処理を迅速に実施する。

## 3) 鉄道施設の除雪対策

えちぜん鉄道(株)は、あらかじめ定められた除雪計画に基づき、円滑な除雪作業を実施することにより、住民の足の乱れを防ぎ、民意の安定を図る。

線路は、あらかじめ配備された機械力にて除雪することを原則とする。なお、機械力の能力が及びがたい箇所は人力をもって除雪する。

踏切付近の道路除雪については、電車及び踏切通行車両の妨げにならないよう除雪を行うよう道路管理者と協議する。

## 4) 積雪時における交通情報の収集伝達

積雪時の交通情報不足による住民の足の乱れを防ぎ、効率的な除排雪の実施するため、[土木部 庶務班]は、<[消防本部]>および福井土木事務所などの関連機関と連携をとるとともに、日本道路情報センター（福井県警察本部交通規制課交通管制センター）への問い合わせによって、整合のとれた交通情報を把握し、住民に迅速に伝達するものとする。

## 5) 雪崩災害応急対策

### ①被害情報等の収集・連絡

#### ア．雪崩災害が発生した場合

本町、県及びその他防災関係機関は、緊密な連携のもとに被害情報、気象情報等を迅速に収集し、相互に連絡し、情報の共有化を図る。

#### イ．雪崩災害が発生するおそれがある場合

本町、県及びその他防災関係機関は、前兆現象の覚知や気象情報等により雪崩災害が発生するおそれがあると認める場合は、直ちに住民等に周知するとともに、

### 3 災害応急対策計画

関係機関に連絡する。

#### ②体制の確立

##### ア．活動体制

雪崩災害が発生した場合は、直ちに迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立する。

##### イ．警戒体制

雪崩災害が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講じるための警戒体制を確立する。

#### ③避難活動

町長は、雪崩災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示するものとする。また、その旨を速やかに知事に報告するものとする。

避難所の開設、指示事項等の伝達、避難者の誘導、避難所の運営管理は、3.5.3の避難計画による。

### 6) 孤立地区応急対策

積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立した地区（以下「孤立地区」という。）の住民の生命及び財産を保護するため、町及び防災関係機関は相互に連携し迅速かつ的確に応急対策を実施する。

#### ①状況の調査等

孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

#### ②救援隊の派遣

救急患者が発生した場合等緊急の際は直ちに福井警察署及び永平寺町消防本部、隣接地区住民等による救援隊を編成し、当該地区に派遣して救援に当たるものとする。

#### ③医師の派遣等

本町は県と協力し、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣、医薬品、食料、生活必需品等の輸送、地区住民全員の避難救助等必要な対策を講じるものとする。

#### ④交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

### 3.4.6 突発重大事故の応急対策

突発的に発生する大事故に対処するため、関連機関の協力のもと必要な応急活動を実施して住民の安全確保及び被害の拡大防止を図るとともに、事態の収束に努める。

#### 1) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、本町は事故対策本部を設置し、防災関係機関との連携のもと、救急医療、救助及びその他の応急対策を実施する。

なお、事故対策本部は災害対策本部系統及び事務分掌に準ずる。

##### ①実施責任者

事故対策本部の実施責任者である本部長は、町長とする。町長に事故ある場合は、災害対策本部の権限委譲順位に準じて、次順位の者（災害対策本部実施責任者に準ずる。）がこれにあたる。

##### ②事故対策本部の設置及び廃止

航空機事故、自動車事故、火災事故、爆発事故等などの突発重大事故により、相当数の死傷者が出るなど、本町において大規模な事故が発生した場合、あるいは発生が予想される場合で、実施責任者が必要と認めた場合、事故対策本部を設置する。

また、事故の応急対策がおおむね完了したとき、又は本部長が必要なしと認めたときには、事故対策本部を廃止する。

事故対策本部が設置又は廃止された場合は、速やかにその旨を県その他の関係機関に報告する。

##### ③開設場所

事故対策本部の設置場所は、事故の種類や規模に応じて判断し、事故現場付近または永平寺町役場のいずれかとする。

##### ④組織及び事務分掌

事故対策本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

事故の種類によっては、他の関係する機関との協力体制を整え、事務分掌以外の必要な応急対策活動についても、適宜実施する。

#### 2) 突発重大事故の応急対策

##### ①事故の通報及び通信連絡

突発重大事故を発見した者は、直ちに町、警察署、消防機関又はその他の関係機関に通報する。通報を受けた[総合対策部 広報班]は、速やかにその内容を[事務局]に伝える。

[事務局]は、本部長（町長）に報告するとともに、当該事故関係機関と相互に連絡を取り合って情報を交換し、応急対策が円滑に実施されるよう努める。また、[総

### 3 災害応急対策計画

合対策部 通信班]は、事故の発生及び被害状況等を県（危機管理課）に報告する。

#### ②救急医療、救助

[福祉部 救急救護班]は、事故対策本部長より要請があった場合、医師、看護師及び職員からなる救護班を編成し、直ちに災害現地に出向して傷病者の救護に当たる。この際、突発重大事故は局所的に発生するため、状況によっては救護班の増員を検討する。また、必要が生じた場合は、現場付近又は開設された避難所などに救護所を開設する。

#### ③消防活動

<[消防本部]>は、突発事故が発生した場合、「集団災害救急救助警備計画」に基づき迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減に努める。

#### ④救助物資の輸送

事故対策本部長は、事故現場の応急対策指揮者と相互に連絡を取り、救助活動に必要な物資を速やかに確保するとともに輸送を実施する。

#### ⑤応急復旧用資機材の確保

事故対策本部及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

#### ⑥輸送力の確保

[土木部 機動1班]は、関係機関との連絡調整を行った上で交通規制を実施し、輸送力の確保に努める。

#### ⑦事故処理

事故の応急復旧する[各分掌部各分掌班]は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、被災状況及び復旧活動状況について本部長に報告する。

##### ア. 火災に対する調査

消防長又は消防署長は、消防法第31条に基づき、火災の原因並びに火災及び消火の際に受けた損害の調査に着手する。

##### イ. その他

以下の情報を的確に取りまとめて災害時資料を作成し、本部長に報告する。

- a. 事故発生日時及び場所、被害状況（死傷者、施設被害）、出動隊及び車両その他参考となる事項
- b. 火災報告取扱い要領に基づく火災即報

### 3.4.7 暴風・竜巻等災害応急対策計画

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、本町および防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施するための計画である。

#### 1) 災害情報の収集・伝達

本町は、県および関係機関と連携し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達周知について、徹底を図る。

#### 2) 住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

#### 3) 災害応急対策の実施

本町は、県および関係機関と連携し、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

### 3.4.8 原子力災害緊急事態応急対策

#### 1) 本町の活動体制

##### ①原子力災害対策のための災害準備体制

###### ア. 災害準備体制

本町は、県を通じて警戒事態（第1段階）発生のお知らせを受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた災害準備体制をとるものとする。

###### イ. 情報の収集

本町は、県を通じて警戒事態（第1段階）発生のお知らせを受けた場合、県との連携を図りつつ、原子力災害の状況の把握に努めるものとする。

###### ウ. 災害準備体制の解除

災害準備体制の解除は、おおむね以下の基準によるものとする。

##### <災害準備体制の解除基準>

- ア 災害準備体制の実施責任者が、原子力災害が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

##### ②災害対策本部の設置等

(1) 本町は、県を通じて施設敷地緊急事態（第2段階）又は全面緊急事態（第3段階）発生のお知らせを受け、かつ内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は町長が必要と認めた場合は、永平寺町役場本庁舎に町長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。

(2) 災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力災害が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

##### ③災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は、「1.2.1 防災関係機関の役割分担」のとおりとする。

#### 2) 屋内退避等の防護活動

新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

### ①屋内退避の防護活動の実施

- (1) 本町は、屋内退避にあたって必要な作業の手順（それぞれの作業を担当する部署、担当者名等を含む。）を、事態進展の時間軸に沿ってフローチャート形式で記した図を、あらかじめ準備しておくものとする。
- (2) 本町は、住民に対し、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、住民等の屋内退避に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、退避やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の退避に資する情報の提供に努めるものとする。本町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

※ 屋内退避及び避難等に関する指標・・・(資料編別紙5参照)

### ②安定ヨウ素剤の予防服用

本町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国や県が決定した方針に従い、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

### ③防護措置に関する指示の確実な周知

防護措置に関する住民等への指示に関しては、同報系行政防災無線、広報車等の活用のほか、テレビ局等の報道機関の協力を得ることも検討し、あらかじめ具体的な協力内容を定めた協定を締結しておくものとする。

## 3) 医療措置

本町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

## 4) 避難住民の受入れ措置

### ①避難住民の受入れ準備

本町は、県からUPZ内の住民の受入準備の要請がされた場合、県の広域避難計画で定められた避難所を速やかに開設する準備を行う。

### ②避難住民の受入れ措置

本町は、県からUPZ内の住民の受入要請があった場合、避難所を速やかに開設するとともに、避難所におけるスクリーニングの体制を整備する。

## 3.5 救援救護活動計画

### 3.5.1 人命救助活動計画

本町において災害が発生した場合は防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

#### 1) 実施体制

被災者の救出は、＜[消防本部]＞が中心となって行うものとし、警察、自衛隊、救護班等との緊密な連絡のもと、消防長の指揮により人命救出活動にあたる。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された町長が対策を実施するものとする。

また、本町、県、県警察本部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

#### 2) 救出対策

##### ①陸上における救出対策

被災者の救出は、災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、自主防災組織、防災関係機関及び各班との緊密な連携のもとに行う。

##### ア. 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。また、住民は、安全の確保に配慮しつつ、自主防災組織の初期消火活動に可能な限り協力する。

##### イ. 町

消防本部の職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助に当たる。

本町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定や県・市町災害時相互応援協定に基づき、県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

##### a. 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、高度救助隊、特別救助隊または救助隊の整備を図る。

##### b. 救急救護体制の整備

集団救急救護活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急資機材の整備を図る。

##### c. 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

##### d. 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

## ウ. 被災者が少数の場合

消防長の指揮により救出作業にあたり、負傷者を直ちに救護所または病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。

## エ. 被災者が多数の場合

地区連絡所等に被災者救出本部を設置し、消防長の指揮により救出作業を行う。[福祉部 救急救護班・要配慮者救護班]及び医師等の応援協力のもと、トリアージ（傷病者の重傷度判定）を行うとともに応急処置を実施する。二次救護等の必要な重傷患者については、後方医療施設に移送する。

## ②空からの救出対策

山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、本町及び防災関係機関は県、県警察及び自衛隊のヘリコプター又は航空機の出動および警察災害派遣隊の派遣等を要請するなどして、空からの救出を実施する。ヘリポートは、指定の災害対策用ヘリポートを使用するが、緊急の場合で、それ以外の場所を使用する必要がある場合は、ヘリポート設置基準に基づいて適切な場所を選定し、施設責任者と十分連絡協議を行ったうえで使用するものとする。

### 3.5.2 医療救護計画

本町において災害による負傷者等が発生した場合は、医療関係機関およびその他関係機関の協力のもと、医療及び助産等の医療救護活動を円滑に実施する。

#### 1) 医療救護活動体制の確立

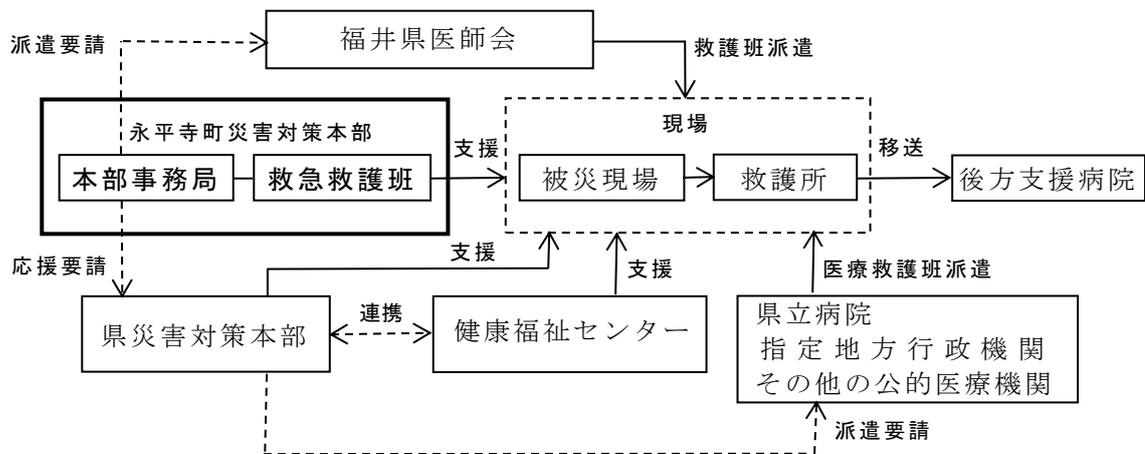
##### ①実施体制

本町における医療救護活動については[福祉部 救急救護班]がこれにあたるものとする。

[福祉部 救急救護班]は、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置並びに医薬品等の手配等必要な措置を講じる。

被災者の状況に応じて医師、看護師、保健師等による救護班を編成し、被災地域及び避難所の医療、助産の万全を期すとともに、必要に応じて県、日本赤十字社福井県支部および近隣市町の病院にも協力を求める。なお、災害救助法が適用された場合の医療は原則として、県、国、公的医療機関および医師会の医師、看護師らによって編成される救護班が実施する。

< 図 医療救護活動の実施体制 >



##### ②医療応援協力体制の確立

災害の規模及び発生状況により本町の医療活動のみで対処できない場合は、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の協力を要請する。また指定地方行政機関に対する医療救護班の派遣要請を県に依頼するほか、近隣市町内の病院・診療所等についても、病人等の収容・保護及び負傷者等の医療・助産救助等を依頼する。

##### ③医薬品及び医療器材の確保

医療および救護活動に必要な医薬品、衛生材料および医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を使用するものとする。また、救護医薬品、資機材が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し、調達・あっせんを要請する。

## 2) 医療施設の応急復旧

本町内の医療施設が災害により被災した場合は、迅速に応急復旧が行われるよう努める。

## 3) 医療救護活動

### ①救護班

1班あたりおおむね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。

### ②災害派遣医療チーム（DMAT）

災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたりおおむね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

### ③日本医師会災害医療チーム（JMAT）

日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。

### ④救護所および救護拠点の設置

[各分掌部]は状況に応じて、[福祉部 救急救護班]、病院、本部事務局等と連絡調整のうえ、地区連絡所（避難拠点）などに救護所を開設する。救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。また、保健センターを救護拠点とし、ここを中心として、各救護所との連絡調整、重傷患者への対応、活動状況の集約及び応援要請等を実施するものとする。

### ⑤医療及び助産の内容

[福祉部 救急救護班]が行う医療及び助産の内容は、以下の通りとする。

- ア. 傷病者の重傷度の判定（トリアージタグの作成）
- イ. 救急救命医療の実施
- ウ. 後方医療施設への移送指示
- エ. 助産活動（分娩の介助及び分娩直後の処置等）
- オ. 死体の検案

### ⑥後方救護体制の確立

本町内の医療施設のみでは対応できない重篤患者については、福井市内、坂井市内または勝山市内にある災害拠点病院の後方支援病院に対して、救護所からの受入・調整等を依頼する。また、広範囲熱傷や座滅症候群等の特殊疾患患者については、三次救急医療を担う県立病院の救命救急センターに対して、受入・調整等を依頼する。

### ⑦その他の対策

患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を整備する。患者等の搬送に支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

### 3 災害応急対策計画

本町は、必要な場合、県に対し被災者および救護者のこころのケア対策を要請する。県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

注) 災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

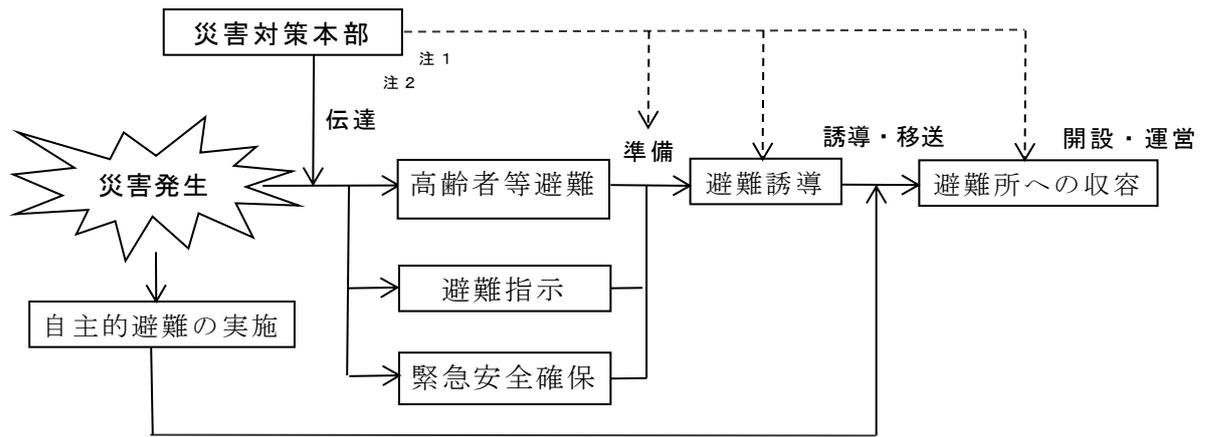
### 3.5.3 避難計画

災害の状況に応じ迅速な避難誘導を実施し、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

#### 1) 避難情報の種類

	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める状況
高齢者等避難	警戒レベル 3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難指示	警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動をとる</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</li> <li>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う</li> </ul>
緊急安全確保	警戒レベル 5	人的被害の発生または切迫した状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

<図 避難誘導の流れ>



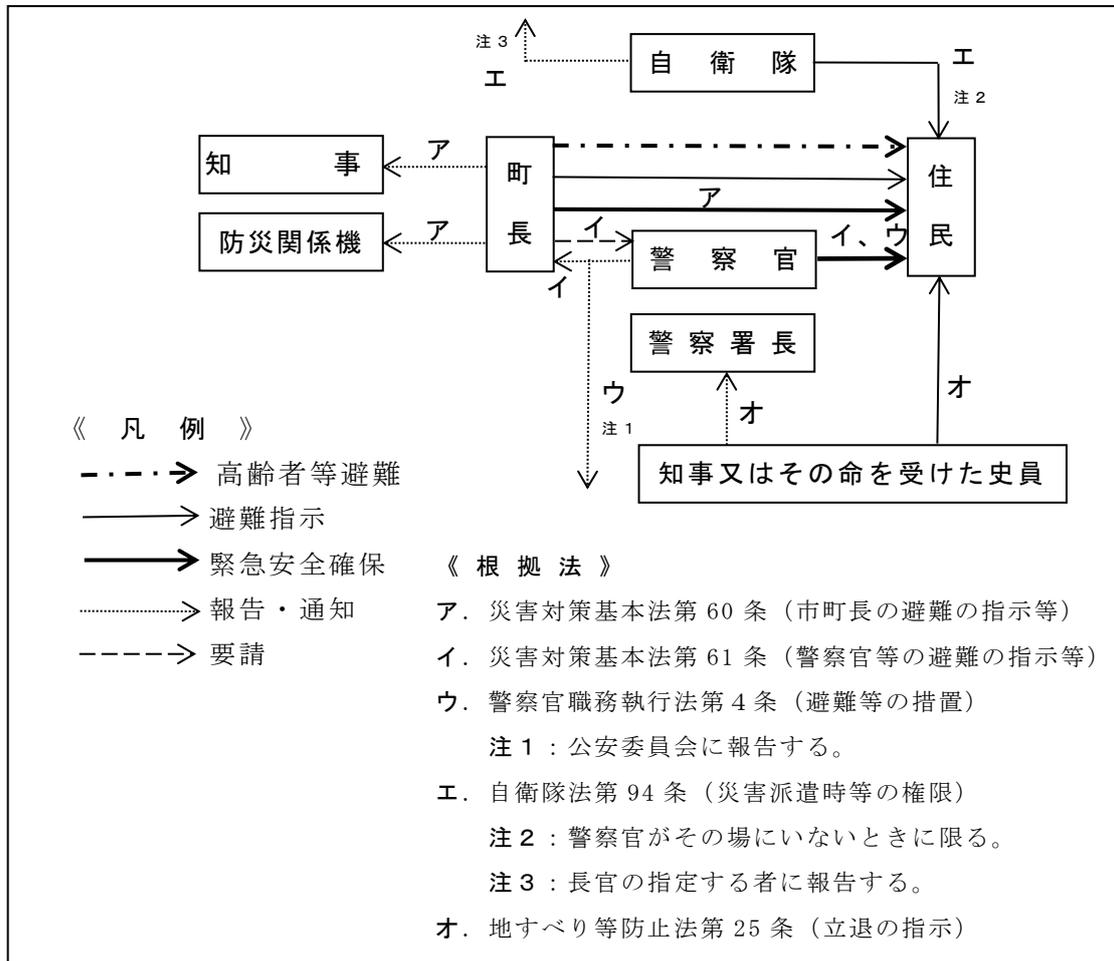
注1：地区連絡所が設置された場合は、災害対策本部からの指示を受け、本部の活動を実施する。

注2：特に避難行動に時間を要する者（要配慮者等）は早い時点で避難をする必要がある。

2) 高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保

町長及び警察官、自衛隊および知事は、高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の発令を、住民に対して行う。また、高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保を行った者は、必要な事項を関係機関へ通知する。

<図 法律による高齢者避難・避難指示の流れ>



&lt;表 避難情報の実施責任者&gt;

事項区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等避難	町 長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られないよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 （具体的な基準は、次項「3 避難指示等の基準」参照）
避難の指示	町 長 （災害対策基本法 60）	立退きの指示 および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 （具体的な基準は、次項「3 避難指示等の基準」参照）
	知事およびその命を受けた 県職員水防管理者 （水防法 29）	立退きの指示	洪水によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事またはその命じた職員 （地すべり等防止法 25）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法 61）	立退きおよび立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。町長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法 4）	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を發し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法 94）	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	町 長 （災害対策基本法 60）	緊急安全確保措置（高所の移動、近隣の堅固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 （具体的な基準は、次項「3 避難指示等の基準」参照）
	知事およびその命を受けた 県職員水防管理者 （水防法 29）	緊急安全確保措置（屋内での待避等）	洪水によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。

### 3 災害応急対策計画

事項区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
	警察官(災害対策基本法 61)	緊急安全確保措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

### 3) 避難指示等の基準

本町は、避難指示等の情報を的確に発令する基準や手順を整備することにより、時期を失することなく避難指示等を発令するものとする。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるもとともに、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保し、住民の安全を守る。

本町は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、あらかじめ高齢者等避難を発令する。

危険な状況が進展した場合には避難指示を発令し、これを周知徹底する。また、事態が切迫している場合等の緊急の場合には緊急安全確保を発令する。

夜間に避難指示等を発令する可能性がある場合は、避難時における被災を回避するため、早めに高齢者等避難を発令することや屋内での退避等の安全確保措置を積極的に活用する。また、避難が遅れ、洪水等により避難所への避難が危険となる場合は、住宅の2階など安全な場所への屋内退避（垂直避難）を指示する。また、本町は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

高齢者等避難および避難指示等の伝達に関する詳細については、「永平寺町風水害時避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

#### ①避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、災害の態様を見極めつつ、早期避難により住民の安全を守る。

#### ②避難情報の種類

風水害時における避難情報を以下の3つとし、迅速で的確な避難を確保する。

##### a. 高齢者等避難

- b. 避難指示
- c. 緊急安全確保

### ③避難対象区域

水害および土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該区域に居住する住民に対してハザードマップ等により災害危険性の周知を図るとともに、避難指示等の基準、避難場所の位置・避難方法、住民が避難する際に役立つ気象情報等について周知徹底を図る。

表 水害および土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）

災害の種別	避難対象区域
水害	○河川の浸水想定区 ○ため池決壊による浸水想定区域 ○過去に浸水被害の発生した区域
土砂災害	○土砂災害警戒区域等

### ④風水害時避難情報の判断・伝達マニュアルの活用

風水害時において、的確に避難指示等を発令するため、避難指示等の判断基準、発令手順等を具体的に定めた「永平寺町風水害時避難情報の判断・伝達マニュアル」を活用する。また国、県、関係団体等と連携し、タイムラインに基づいた行動をするよう努めるものとする。

### ⑤水害に関する避難指示等の基準

- ア. 洪水予報河川等の水位に基づく避難指示等の基準  
河川の避難指示等の基準は以下の通りとする。

表 洪水予報河川の避難指示等の基準

区分	基準	警戒レベル
高齢者等避難	○基準地点（中角）の水位が氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達すると予測される場合	3
避難指示	○基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ○破堤につながるような漏水等が発見された場合	4
緊急安全確保	○はん濫が発生した場合 ○堤防が決壊した場合または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合	5

表 水位周知河川の避難指示等の基準

区分	基準	警戒レベル
高齢者等避難	○基準地点（比島・原目）の水位が氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達すると予測される場合	3
避難指示	○基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ○破堤につながるような漏水等が発見された場合	4

### 3 災害応急対策計画

緊急安全確保	○はん濫が発生した場合 ○堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合	5
--------	--	---

#### イ. その他の河川の避難指示等の基準

洪水予報河川、水位周知河川以外の河川に関する避難指示等の基準は以下の通りとする。

表 その他の河川に関する避難指示等の基準

区 分	基 準	警戒レベル
高齢者等避難	○大雨（浸水害）・洪水警報が出され降雨が続き、河川の水位が河川計画高水位の6割の水位に達した場合 ○近隣で浸水の危険が高い場合	3
避難指示	○大雨（浸水害）・洪水警報が出され降雨が続き、河川の水位が河川計画高水位の7割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が拡大している場合	4
緊急安全確保	○大雨（浸水害）・洪水警報が出され、降雨が続き、河川の水位が河川計画高水位の8割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が床上に及んでいる場合	5

#### ウ. ため池決壊に関する避難指示等の基準

ため池決壊に関する避難指示等の基準は以下の通りとする。

表 ため池決壊に関する避難指示等の基準

区 分	基 準	警戒レベル
高齢者等避難	○水位の上昇が認められ、満水位に達すると予想される場合 ○ため池の洪水吐では、吐ききらず越水・越流のおそれがある場合 ○漏水が認められる場合	3
避難指示	○水位の上昇が認められ、満水位に達した場合 ○越水・越流のおそれがある場合 ○異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合	4
緊急安全確保	○満水位に達し、決壊や越水・溢水が発生している場合	5

### ⑥土砂災害に関する避難指示等の基準

#### ア. 避難指示等の対象地区

土砂災害に関する避難指示等の対象地区は、以下の土砂災害危険地区の存する区域とし、当該土砂災害危険地区を含む自治会に対して避難指示等を発令する。

表 避難指示等の対象地区

区 分	対象地区	避難単位
土石流危険地区	砂防指定地 土砂災害警戒区域（土石流）	危険地区を含む自治会
急傾斜地危険地区等	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	危険地区を含む自治会
地すべり危険地区	土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域	危険地区を含む自治会

## イ. 土砂災害に関する避難指示等の基準

県と福井地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が発見された場合に、災害発生危険性について総合的に判断し、「風水害時避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。

土砂災害に関する避難指示等の基準

区分	基準	警戒レベル
高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	3
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	4
緊急安全確保	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合 ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害が発生した場合 ○避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合	5
備考	○土砂災害に対する避難指示等の発令は、周辺で確認される異常現象を勘案し、大字ごとに行うことを原則とするが、異常現象等確認できない場合等地区を限定できない場合は、防災地区全域に対し行うこととする。	

## ⑦避難指示等実施責任者の委譲

避難指示等の発令は、以下の権限委譲順位に基づき、次の順位の者があたる。

権限委譲順位 第1順位 町長 第2順位 副町長 第3順位 教育長

## ⑧避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

また、避難指示および緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達し、また高齢者等避難の発令の際には、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

本町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設することに努めるが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

### 3 災害応急対策計画

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、本町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、本町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

#### ⑨知事等の助言

避難指示等を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。知事は、必要と認めるときは、町長の避難指示等に関する意思決定についての助言、指示等を実施するものとする。

さらに、本町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

#### ⑩避難所の開設・収容

町長は、高齢者等避難、避難指示等が発令した場合、速やかに避難所を開設し、住民の避難に対応する。

ア 避難所の開設および避難者の収容の措置は、町長が行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が行う。

#### ⑪地震災害発生時の避難指示

ア. 余震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがあるとき

イ. 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合

ウ. 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

#### ⑫雪崩災害発生時の避難指示

ア. 町長

町長は、雪崩災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。また、その旨を速やかに知事に報告する。

イ. 警察官

警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長からの要求があったときは、危険地域の住民等に対し避難のための立退きを指示する。また、その旨を直ちに町長及び知事に通知する。

## ⑬ 住民への周知

[総合対策部 庶務班]は、町長が避難指示等を発令した場合、あるいは他の機関から避難指示等の連絡を受けた場合は、[総合対策部 広報班]に連絡して速やかに広報活動を実施し、避難指示等の内容を住民に対し周知する。本町は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

住民への周知には、電話連絡を優先させ、町防災行政無線も活用するほか、[福祉部、施設部、教育部]および[消防本部]の協力を得て現地での広報活動をあわせて実施する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様に、住民への周知に努めるものとする。

また、町長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。

避難の指示を行った地域において、住民が避難した後、速やかに警察官、消防職団員等によるパトロールを行い、避難をしていない者の有無等の確認を行う。高齢者等避難、避難指示等に従わない者については説得に努める。特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する住民は、台風接近時等は、テレビ等で最新の気象情報を確認したうえで、早めの自主避難に努める。また、避難指示等が発令された場合には、状況を見極めて避難するとともに、地域ぐるみで避難行動要支援者の安否確認や、避難支援の協力を努める。

## 4) 警戒区域の設定

町長及び警察官等は、人命または身体に対する危険を防止するため、法の定めるところにより警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限、禁止及び退去を命ずる。

<表 法律による警戒区域の設定>

設定権者	災害の種類	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第63条
警察官(注1)	災害全般	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水防を除く災害全般	消防法第28条及び第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水など	水防法第21条

注1：警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

## 5) 被災地域における動物の保護

災害時における動物の適正な飼育・保管を飼い主に求め、被災者が避難所に動物

### 3 災害応急対策計画

と同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、本町は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

本町は、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

## 6) 避難誘導

### ①実施体制

避難誘導の実施責任者は、[施設部長]とし、[施設部 避難誘導班]および[消防本部]が実施にあたる。

### ②避難準備の指示

避難に際しては、以下の準備を行うよう住民等に呼びかける。

ア. 必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。

イ. 避難者は3食分程度の食料、水、最小限の着替え、肌着及び照明等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外する（なお、火災や土砂災害などが発生し、避難に緊急を要する場合は、原則として何も持たずに避難するものとし、余裕があれば貴重品のみ持ち出す）。

ウ. 服装は基本的に軽装とし、必要に応じて防寒雨具等を携行すること。

エ. できれば身分証明書等を携行すること（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）。

### ③避難順位

緊急避難の必要がある地域から行い、要配慮者を十分に配慮したうえで、次の順位によるものとする。

ア. 要配慮者及びその介助者

イ. 一般住民

ウ. 防災従事者

### ④避難誘導方法及び輸送方法

[施設部 避難誘導班]および<[消防本部]>は、警察官、消防吏員等の避難措置実施者や、自治会代表者、各自主防災連絡協議会、自主防災組織のリーダー等の避難誘導者と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、以下の要領で避難先への誘導に努める。なお、避難にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行うよう指示する。

ア. 最も安全な避難ルートをあらかじめ指示し、避難途中に危険箇所があるときは、明確に指示しておく。

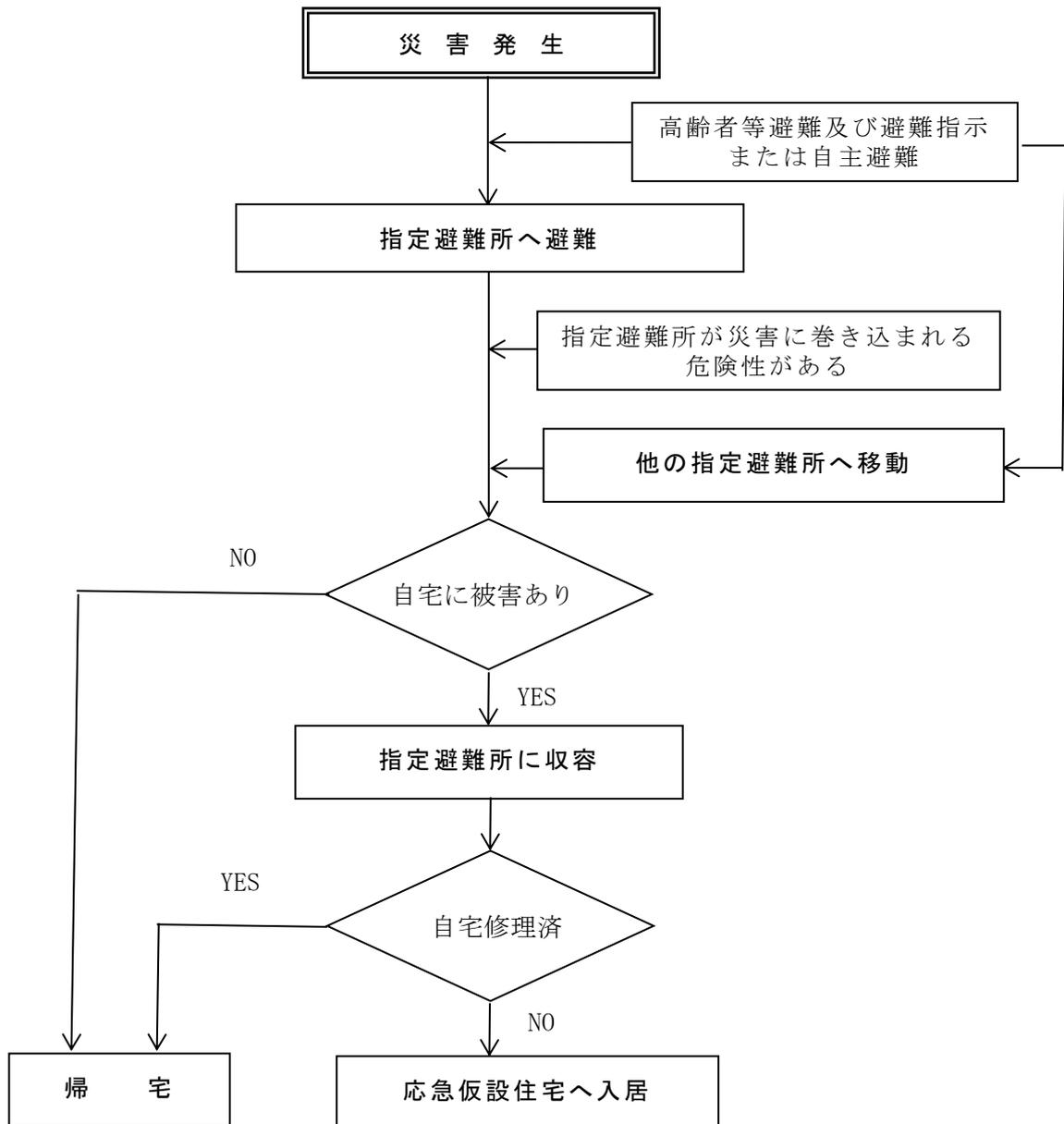
イ. 自治会代表者、各自主防災連絡協議会、自主防災組織のリーダー等は、必要に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。

ウ. 地域住民から選出された誘導員は出発及び到着の際、人員点検をする。

エ. 避難開始とともに警察官、消防吏員および消防団員による現場警戒区域を設け、

- 危険防止その他の警戒連絡を行う。自治会代表者、各自主防災連絡協議会、自主防災組織のリーダー等は、それを助ける。
- オ. 避難所が遠い場合や避難者が歩行困難な場合などは、自治会代表者、各自主防災連絡協議会、自主防災組織のリーダー等が、適宜車両輸送を行う。
- カ. 要配慮者には、地域支援者等の協力により、個別に避難情報などを確実に伝達できるようにする。

< 図 避難行動の流れ >



⑤土砂災害発生時の避難誘導

防災関係者は、避難に先立って、避難ルート周辺の土砂災害警戒区域等について現地調査を行い、危険と判断した場合は通行を禁止して、避難者に対し周知を図るとともに、別ルートへの誘導を実施する。

また、避難誘導者は、避難ルート周辺に存在する土砂災害の危険が予想される区域について注意深く状況を判断し、危険な状況であると判断した場合は、防災関係者の指示が受けられない場合でも、ルートを変更するなどして、安全に避難を実施する。

7) 避難所の開設

町長は、避難が行なわれるときは直ちに避難所を開設し、災害のために被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。また、災害のおそれがあるため、住民が自主避難をする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された町長が避難所の開設を実施することとなる。

①避難所の開設

本町の指定避難所は資料編に記載の通りとする。また、各地域防災ブロック内の避難所を包括する避難拠点を設け、[施設部 避難誘導班]が中心となって情報の収集・伝達体制をとる。

指定避難所が災害により使用不可能となった場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、他の指定避難所への移動を指示するほか、指定避難所以外の公共施設・建築物・公園等の中から確実に安全確保できるものを代替場所として使用し、野外的場合は仮設物等の設置または天幕の設営に努める。なお、資材の確保が困難な場合は、県に要請して必要な資材のあっせんを受ける。

予定した避難所が使用できないときは、町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講じるものとする。また、本町は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

避難所の開設については、[施設部 避難所運営班]が、以下の任務を遂行するものとする。

ア. 施設の開設と看板の掲示

イ. 避難者の避難所への誘導

ウ. 避難所運営のための事務所の設置

エ. 避難所運営計画の作成

## ②一時避難場所の確保

地震災害は突発的に発生するうえ、住宅地では火災や建築物の倒壊などの二次災害が発生しやすいことから、大規模な地震が発生した場合には、迅速に避難してこれら二次災害を回避する必要がある。従って、事業所の駐車場や住宅地内の公園、広場などのオープンスペースを地震災害時の一時避難場所として指定し、災害時にはひとまず一時避難場所に集合して身体の安全を確保し、自宅または指定避難所の安全を確かめたうえで、帰宅または次の避難行動に移るものとする。

また、指定避難所が地震により被災した場合は、これら一時避難場所に仮設物等の設置または天幕の設営を検討し、臨時避難所として活用できるよう必要な整備を図る。

なお、資材の確保が困難な場合は、県に要請して必要な資材のあっせんを受ける。

## ③原子力災害時の避難場所

本町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

## ④避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、開設状況について知事に報告しなければならない。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりであり、福井県防災情報システムに必要事項を入力して報告する。また、関係機関に対してもこれに準じて必要事項を報告または通報するものとする。

ア．避難所開設の日時および場所

イ．箇所数および収容人員

ウ．開設期間の見込

エ．避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報

## 8) 避難所の運営

避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、本町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

避難所の円滑な運営体制を整えるため、避難所ごとに避難所を運営する委員会を組織し、リーダーは自主防災組織の会長など住民から選出する。また、運営委員には女性の参画を促す。避難者は、永平寺町避難所運営マニュアル等を参考に避難所を運営する委員会を組織し、さまざまな役割を分担し、協力して避難所の自主運営に努める。

### ①維持管理体制の確立

避難所の運営については、[施設部 避難所運営班]がこれにあたるものとする。[施設部 避難所運営班]は、避難所維持管理責任者として避難所運営のための自治組

### 3 災害応急対策計画

織を構築し、また業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を専任しておく。

#### ②避難所の運営

ア. 本町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

イ. 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

本町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

ウ. 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

エ. 本町は県と連携し、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

オ. 本町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ. 本町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ. 本町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミー

クラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

- ク．本町は指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ケ．本町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- コ．本町は、県に対し必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣要請を行うことができる。
- サ．本町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- シ．本町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ス．ペットについては、必要に応じ避難所における家庭動物のためスペースの確保に努めるものとする。

避難所の運営について、下記の事項に留意する。

- ・避難者収容状況の把握及び本部への報告
- ・避難所勤務要員の確保
- ・必要物資の供給、給食・給水に関する準備
- ・地区連絡所及び本部室との連絡
- ・避難者の状況把握と調整
- ・保健・衛生面での配慮
- ・プライバシーの保護への配慮
- ・男女のニーズの違いへの配慮（特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等）
- ・避難者の障がいや身体状況に応じた収容施設への移送
- ・ペット対策
- ・避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣
- ・高齢者、重症心身障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
- ・心の健康（心的外傷後ストレス障害（P T S D）等）に関する相談窓口の設置
- ・環境の変化等から生じる健康不安（生活不活発病やエコノミークラス症候群など）の早期発見
- ・被災者生活支援に関する情報の提供（紙媒体でも可）
- ・各種相談、問い合わせへの対応
- ・感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理

### ③平常体制への復帰体制

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避

### 3 災害応急対策計画

難者自治組織で協議を行う。避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

#### ④避難の長期化

本町は、避難期間が長期にわたることも想定し、避難所の運営に携わる人員のローテーション体制、食料・物資の供給体制、医師等の医療関係者の常駐又は巡回の体制など、避難所の運営を安定的に維持するための体制をあらかじめ整えておくものとする。

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

### 9) 学校、要配慮者利用施設等の避難対策

#### ①情報収集活動

本町において災害が発生した場合、[教育部 教育対策班・安全対策班（小中学生）]は学校、要配慮者利用施設管理者等に連絡をとり、施設の被害状況把握に努める。また、各学校の教職員等と協力して、児童・生徒の被災状況に関する情報収集に努める。なお、保育園施設および保育園児の被害状況の把握については、[教育部 安全対策班（小学生以下の児童）]が担当するものとする。

#### ②避難誘導活動

ア. 避難誘導活動は自力避難が困難な者を優先して行う。

イ. 避難は、先頭と最後尾に誘導担当者がついて行う。

#### ③要配慮者の避難所の確保

特別な介護を必要とする要配慮者に対応するための指定避難所として、町内に要配慮者避難拠点を置き、民生（児童）委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力により、以下の機能を確保する。

ア. 避難者の健康状態・精神状態等に対応できる避難所機能の確保（保健師、ホームヘルパー等の配置）

イ. 医療機関および福祉施設との連絡体制を確保し、移送が必要な場合での収容施設のあっせん

ウ. 防災関係機関との連絡体制の確保

エ. 家庭との連絡体制の確保

オ. ついたて・目隠し付きの介護スペースの確保、必要備品・物資の確保など

キ. 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

### 10) 事業所・宿泊施設等の避難対策

本町において災害が発生した場合、[土木部 機動3班]は事業所、宿泊施設および商工団体等と連絡をとり、施設や従業者、宿泊客等の被害状況の把握に努めるとともに、適切な避難対策の実施を指示する。

### ①事業所の避難対策

- ア. 災害時における避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備する。
- イ. 多数の者が勤務又は出入りする施設の管理者は、施設内にいる者を、あらかじめ定められた非常口等から施設内または施設外の安全な場所まで誘導する。
- ウ. 災害の状況によって、勤務者等の移送が自力で行えない場合は、本町または警察保有の車両等の応援を要請する。

### ②宿泊施設における避難対策

- ア. 災害発生以前の措置
  - 宿泊施設の責任者はあらかじめ防災関連機関と協議のうえ避難計画を作成する。
  - また、宿泊客に非常口や避難場所、救出袋の位置等の案内図を渡し、説明を行う。
- イ. 避難誘導時の措置
  - 施設の責任者及び従業員は、施設内にいる宿泊客をあらかじめ定められた非常口を利用して施設内又は施設外の安全な場所まで誘導し、自らも速やかに避難する。

## 11) 広域避難の調整

### ①地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

本町と他地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その応援協定に定めるところにより行う。

### ②災害対策基本法に基づく広域避難

本町は、事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づき広域避難を行う。

本町は、広域避難計画の策定を今後、検討するものとする。

#### ア. 町の応援協議

本町が被災した場合、広域避難の協議を行うには、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、本町の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であるとの判断が必要である。県内他市町への避難については、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の県内の市町に協議するものとする。

本町は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### イ. 県の応援協議

県は、本町から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、本町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災した本町からの要求を待ついとまがないときは、本町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を本町に代わって行う。

### 3 災害応急対策計画

#### ③情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市町、事業者は、避難者のニーズを充分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

### 3.5.4 飲料水の供給計画

災害により断水した場合の住民生活を維持するため、飲料水の確保および供給に関して必要な対策を実施する。

#### 1) 給水体制

##### ①実施責任者

本町における飲料水供給の実施責任者は[土木部 機動2班]とする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された町長が、あらかじめ定められた救助の範囲で実施する。

##### ②応援の要請

本町において十分な活動を実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請するほか、県を通じて自衛隊の出動を要請する。

#### 2) 被害状況調査の実施

災害発生後、[土木部 機動2班]は送配水管路、浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の被害状況調査を実施、又は水道業者に依頼する。調査結果は整理して[総合対策部 広報班]に報告する。

#### 3) 給水方法

給水の実施にあたっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行うよう努める。なお、本町は県に対し、県衛生環境研究センターまたは各健康福祉センターによる飲料水の試験検査の実施を要請することができる。

##### ①輸送による給水

ア. 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の避難所や公民館など、適当な給水基地への輸送を行う。

イ. ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、貨物自動車等に搭載して給水基地への輸送を行う。

##### ②浄水装置等による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、浄水装置等による給水基地を設営する。

##### ③家庭用井戸水等による給水

家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として給水する。また、検査の結果、水質が飲料に

### 3 災害応急対策計画

適さない場合は、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

#### ④ 応援給水

地域の被害状況によっては、[土木部 機動2班]の協力を得たうえで被災を受けていない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

#### ⑤ 給水の目安

1日1人あたり最低限度として3ℓの飲料水を確保することから、本町人口を約18,000人とすると、1日の最低限必要な供給量は約54tとなる。

なお、実際の給水時には、飲料水以外の生活用水も考慮に入れて行う。

### 3.5.5 食料及び生活必需品の供給計画

災害時における住民生活を守るため、食料、生活必需品等の確保および供給に関して必要な対策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食料の円滑な供給を実施する。

#### 1) 食料供給体制

##### ①実施体制

食料の供給については、町長が知事の承認を得て実施する。実際の活動には[施設部 給食班]が自衛隊、ボランティアその他各種団体の応援協力のもと、これにあたる。また、避難所等での受け入れ配付については、原則として避難所自治組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

##### ②供給の対象者

町長は、以下の者に対し応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。なお、被災地において救助活動その他の応急復旧作業に従事する者に対する食料配給については、その作業実施責任機関が実施の責任を負うものとする。なお、高齢者や障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するよう努めるものとする。

ア. 避難所に収容された者

イ. 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

##### ③配給時期

食料は、住民による家庭内備蓄（3食×2日分／人）を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は次のとおりとする。

ア. 第1次供給

発災後6時間をめどに支給する。第1次供給では、ライフライン途絶による調理の困難を想定し、公的備蓄である乾パン等を支給する。

イ. 第2次供給

発災後12時間をめどに支給する。第1次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達（パン、ミルク等）と、可能な場合は炊き出しを行う。

ウ. 定時供給

1日2回、朝AM9:00、夕PM5:00を目安に供給する。原則として炊き出しを行うが、被災地域外からの緊急輸送物資による調達も併用する。

##### ④供給量等

支給する主食は米穀を基本とするが、状況に応じて乾パン等も供給する。なお、米穀は大部分が玄米で保管されているため、災害時には農協の精米機の活用を想定して、施設の保安および電力供給の確保対策などを講じる。米穀の場合の給食基準量は次のとおりとする。

ア. 被災者に対し、炊き出し給食を行う場合：200g／人・食

イ. 救助活動等の応急復旧活動に従事する者に給食を行う場合：300g／人・食

## 2) 食料の調達・搬送

### ① 備蓄食料の調達

本町または各家庭の備蓄により、災害発生初期における応急的な食料を確保する。本町備蓄食料は、備蓄倉庫より直接避難所等へ搬送する。その際、供給場所、時間等を十分広報し、ボランティアや自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努める。なお、直接の搬送が困難な場合は、一旦指定の救急物資集積拠点に搬送し、仕分けしたうえで各避難所等へ搬送する。

### ② 指定業者への協力要請

町長は、食料調達の必要性が生じた場合は、あらかじめ協定を結んでいる町内業者等に対し、食料供給への協力を要請する。

### ③ 食料調達の応援要請

災害の状況等により本町のみでは対応できないと判断した場合は、県に対し、米、パン、ミルク（乳幼児用）、副食、調味料など、主食となる食料の調達を要請する。

ア. 県・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請

イ. その他の応援要請

災害の状況により本町のみでの食料供給が困難な場合は、農林水産省生産局に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」〔平成 21 年（2009 年）5 月 29 日付け 21 総食第 113 号〕に基づく米穀等の配給実施を要請する。

### ④ 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

### ⑤ 食物アレルギーへの配慮

本町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

### ⑥ 配給食料の搬送体制

食料の搬送は、本町保有車両で対応するほか、必要に応じて民間車両の協力を要請する。なお、搬送は車両 1 台につき 2 人体制（運転手 1 名、補助員 1 名）で実施するものとする。

## 3) 炊き出し

### ① 炊き出し等の方法

ア. [施設部 給食班]は関係機関と調整のうえ、炊き出し実施計画を作成して、避難所、自治組織、自衛隊その他の協力を経て実施する。

イ. 炊き出し施設としては、生活改善センターおよび広域避難施設等の調理施設を利用し、当該施設に属する調理員等が炊き出しを行う。

ウ. 災害の規模によっては、炊事器具を調達したうえで、避難所またはその近くの

適当な場所で実施する。その際、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

#### エ. その他

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会等に対して炊き出しの実施を要請する。また、本町において炊き出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが被災地の実情に即していると判断した場合は、炊き出し基準を明示のうえ業者から購入、配給するものとする。

### 4) 生活必需品等の供給体制

災害時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、被害状況や世帯構成状況に応じて物資供給計画を作成し、必要物資名及び数量を定めて、これら物資の迅速確実な供給を実施する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、要配慮者等に対し、粉ミルクや柔らかい食品などの備蓄に努める。

#### ①実施体制

被災者に対する衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、原則として、[福祉部 ボランティア班・施設部 避難所運営班]を中心に[教育部 教育対策班・安全確認班]および各種団体等の応援協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給については、原則として物資の確保および輸送は県が行い、罹災者に対する物資の給貸与は本町が行う。

#### ②供給の対象者

住家に被害を受け、生活上必要な被服・寝具その他日用品等を喪失または破損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者とする。

#### ③供給基準及び品目

生活必需品の給与又は貸与は、被害状況に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。特に冬期における燃料、光熱材料の確保については、関係団体等との緊密な連携のもとに調達供給に万全を期するとともに、その輸送の安全確保に努める。

ア. 燃料、光熱材料（灯油、ガソリン、プロパンガス、マッチ、ローソク等）

イ. 寝具（毛布及び布団など、就寝に必要な最小限のもの）

ウ. 外衣（作業衣、婦人服、子供服、防寒衣、雨合羽等）

エ. 肌着（シャツ、パンツ、ズボン下、くつ下等）

オ. 身の回り品（タオル、手拭等）

カ. 炊事道具（なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等）

キ. 食器（茶碗、汁碗、皿、コップ、はし、スプーン等）

ク. 日用雑貨品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ、生理用品、紙おむつ等）

## 5) 生活必需品等の供給方法

### ① 備蓄物資

本町備蓄物資は、食料の場合と同様に備蓄倉庫より直接避難所等へ搬送し、物資供給計画に基づき各被災者に配布する。なお、直接の搬送が困難な場合についても、食料の場合に準じるものとする。

### ② 関係業界団体への協力要請

本町は、関係業界団体と災害時の物資の融通協力についてあらかじめ協議し、災害時に必要が生じた場合は、協定等に基づいて協力を要請する。

### ③ 物資調達の応援要請

町長は、生活必需品等を調達する必要がある場合で、本町のみでは十分対応できないと判断した場合は、県に対して物資の調達を要請する。

### ④ 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

## 6) 救援物資の受入れ、集積、配分

### ① 実施体制

[福祉部 ボランティア班]は必要に応じて県その他の団体に救援物資の提供を依頼し、その受入手続きを行う。

提供を受けた救援物資については、直接あらかじめ指定した救急物資集積場所に搬送するよう指示し、[施設部 避難所運営班]を中心に[教育部 教育対策班・安全確認班]、ボランティアとともに物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

### ② 救援物資の受入れ

ア. 県及びその他の自治体からの救援物資

本町の要請により寄せられた救援物資は、あらかじめ定めた集積場所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

イ. 各種団体からの救援物資

各種団体等からの救援物資の申し出に対しては、避難状況を勘案し、必要品目、必要数を把握して依頼する。

ウ. 個人からの救援物資

救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り地区別、団体別で集約し、仕分け（物資の内訳、数量等を明記）のうえ送付してもらえるようマスコミ等を通じて広報する。また、義援金を想定し、口座の開設、受付窓口を設置する。

### ③ 配付方法

避難所に搬送された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて、要配慮者を優先しながら配付する。避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。

避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

配布に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するよう努める。

### 3.5.6 住宅応急対策計画

災害のため、住宅が全壊、全焼により滅失したり、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用を実施することで、被災住民の一時的な居住の安定を図る。

#### 1) 実施体制

住宅応急対策は原則として、町長の指示により[土木部 機動5班]が行う。

なお、災害救助法が適用された場合には、知事が実施し、町長はこれに協力する。また、知事が必要と認めた場合は、これらの実施を町長に委任する。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

#### 2) 被災宅地の調査指導

本町は、県および防災関係機関と協力して被災宅地の被害状況を調査し、必要に応じ指導を行う。

#### 3) 応急仮設住宅の建設

##### ①設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、二次災害の危険性や給排水施設等を勘案のうえ、被害の状況に応じて被災地付近の適地を選定するが、あらかじめ仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとする。また、仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

##### ②設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、全壊、全焼または流失した世帯数の3割以内とする。

##### ③入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、災害救助法が適用された場合においても本町が行う。入居者の選定は原則として以下の基準によるが、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を優先するほか、抽選による方法で決定する。

ア. 住家が全壊（焼）、または流失した世帯

イ. 居住する住家がない世帯

- ウ. 自己の資力では住宅を建設することができない世帯  
生活保護法の被保護者および要保護者  
特定の資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者および身体障がい者など

#### ④要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

#### ⑤応急仮設住宅の運営管理

本町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

本町は、仮設住宅間での定期的な交流の機会を設けるなど、地域コミュニティを維持するための方策を講じることを計画に盛り込んでおくものとする。

### 4) 被災住家の応急修理

#### ①応急修理の対象者

- ア. 住家が半焼または半壊し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活ができない者
- イ. 自己の資力では応急修理ができない者

#### ②応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分および石綿の飛散のおそれのある個所については、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。

#### ③修理方法

知事の救助事務を委任された町長が建築関係業者に請負わせて修理する。

#### ④資材の調達

住宅の応急修理等に必要な木材などの資材は、あらかじめ協定を結んでいる町内建設業者等からすみやかに調達する。

### 5) 応急危険度判定制度

本町は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災者から申し出があった場合は、県及び関連団体に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して被災度を判定し、建築物に被災結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

## 6) 公営住宅の活用

地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。また、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

## 7) 被災宅地危険度判定制度

被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現況調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を使用者に対して行う。

## 8) 各種被災建築物調査の説明

本町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、町の活動の支援に努める。

## 9) 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、本町および県が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

### 3.5.7 防疫及び食品衛生計画

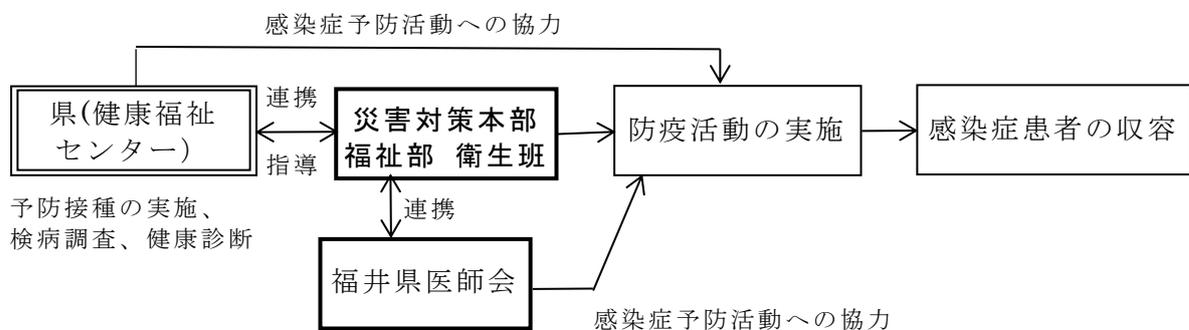
災害の発生に伴う家屋・工作物などの浸水および倒壊、水道断水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、感染症予防のための措置及び防疫に関する措置を実施し、感染症流行等の未然防止を図る。

#### 1) 防疫体制

##### ①実施体制

防疫は、町長の指示により[福祉部 衛生班]が、県（健康福祉センター）の指導・応援協力のもと実施するものとする。

##### <図 防疫及び保健衛生活動の実施体制>



##### ②県への応援要請及び協力

町長は、本町における防疫活動が困難な場合は、防疫業務の内容、対象世帯数、派遣場所その他必要事項を整理のうえ、県に対し防疫活動を要請する。また、被災状況等に応じて県（健康福祉センター）が実施する検病調査や健康診断、臨時予防接種等の予防措置には、積極的に協力する。

##### ③防疫措置の報告

本町は県に対し災害状況報告を行うとともに、防疫対策活動の実施状況についても、報告を行う。また、防疫活動が完了したときはすみやかに災害防疫完了報告書を作成し、県（健康福祉センター）を経由して知事に提出する。

##### ④記録の整備

災害防疫に関し、その記録を整備保管するものとする。

#### 2) 防疫対策

##### ①被災地の消毒・清潔活動

被災地において感染症が発生し、または発生するおそれがある区域を中心に、家屋の台所、便所及び排水溝等、道路、公園、避難所その他必要な場所の消毒・清潔活動を行う。また、必要に応じて薬剤による鼠族及び昆虫の駆除も同時に実施する。

### 3 災害応急対策計画

#### ② 検病調査・健康診断・臨時予防接種

感染症予防上の必要に応じて、知事に対し、検病調査班による検病調査、健康診断、臨時予防接種などの実施を依頼する。

#### ③ 感染症患者等の隔離

被災地において感染症患者または保菌者を確認したときは、ただちに県（健康福祉センター）へ報告するとともに、指定施設への隔離収容を要請する。

#### ④ 浸水世帯の防疫対策

浸水被害が発生した場合は、各世帯に以下の要領で薬品等を配付する。配付にあたっては自治会へ一括搬送し、各家庭への配付を依頼するものとする。

<表 薬品配付の目安>

配布品目	用途	配付量
消石灰	床下等の乾燥剤	6 kg／世帯
クレゾール液	浸水等による汚染家屋の消毒薬剤	床上浸水の場合：200cc／世帯 床下浸水の場合：50cc／世帯

### 3) その他の防疫対策及び保健衛生

#### ① 被災者への予防教育及び広報活動

衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を記載したパンフレット及びリーフレットを配布し、被災者への広報活動を行う。また、保健師による訪問健康相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえて被災者に対する衛生指導を行う。

#### ② 仮設浴場の設置

災害の状況によって必要があると認められるときは、県本部を通じて自衛隊の支援要請を依頼する等の方法により仮設浴場を設置する。

#### ③ 保健衛生

本町は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### 4) 食品衛生対策

[福祉部 衛生班]は、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう、県（健康福祉センター）が行う食品衛生および栄養指導に関する活動の実施に協力す

る。

#### ①実施責任者

- ア. 本町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。
- イ. 県(健康福祉センター)は、被災地における食品関係業者および臨時給食施設(避難所その他炊き出し施設等)の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全な食品衛生に関する指導を行う。

#### ②避難所等における食品衛生の確保

県(健康福祉センター)食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、本町の協力を得て原因を究明する。

- ア. 救援食品の衛生的取扱い
- イ. 食品の保有方法、消費期限等の遵守
- ウ. 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- エ. 食器、器具の消毒

#### ③食中毒の発生防止措置

本町は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

- ア. 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- イ. 早期喫食に配慮し、弁当等の搬送時間を調整する。
- ウ. 避難者等に対し、早期喫食を指導する。
- エ. 手洗い・消毒の励行

#### ④避難所における適切な栄養管理

健康福祉センターおよび市町は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

- ア. 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
- イ. 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

#### ⑤給食施設に対する支援

健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

### 3.5.8 遺体の収容・処理

災害時における捜索および死亡者の収容・処理・埋葬（火葬）を実施する。

#### 1) 実施体制

遺体及び行方不明者の捜索、遺体の処理、及び埋葬（火葬）については、町長の指示により[福祉部 衛生班]がこれにあたるものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された町長が実施する。

#### 2) 遺体の捜索

遺体の捜索は、[福祉部 衛生班]が消防団及び警察官の協力のもと、捜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げまたは購入して実施する。本町のみでは実施困難な場合は、県、県警察本部、その他の機関（海上保安庁等）など関係機関からの協力を得て実施する。

また、行方不明者を発見するために受け付け窓口を設けて情報収集を行うとともに、身元不明死体については警察との連絡を密にし、写真、特徴等の掲示を行うなどして迅速な身元確認に努める。なお、住民は、消防や警察等の防災関係機関が行う行方不明者の捜索や身元確認に可能な限り協力する。

##### ① 県への応援要請

町長は、本町のみでは遺体捜索の実施が困難であると考えられるとき、または遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、県に対し、以下の事項を明らかにして捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、近隣市町または死体漂着が予想される市町長に直接応援を要請する。

ア. 死体が埋没または漂着していると思われる場所

イ. 死体数および氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等

ウ. 応援を求めたい人数または器具等

エ. その他必要な事項

#### 3) 遺体の収容、処理

##### ① 検視場所および安置所の確保

遺体の検視場所および安置所として、被害現場近くの寺社等を確保する。

##### ② 搬送車両その他必要物品の確保

搬送車両が不足する場合や柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請をし、県トラック協会や葬祭業者等より調達する。

##### ③ 遺体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため遺体識別等のための洗浄・縫合消毒の処置、遺体の一時保存あるいは捜索を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

#### ④遺体の収容、処理の方法

遺体の収容、処理は、町長において、収容、処理場所を借り上げ、または仮設し、捜査機関が検視または調査を行い、救護班または現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理を行うものとする。

また必要に応じて、県を通じて日本赤十字社福井県支部および福井県医師会に係者の出動などを要請する。

#### ⑤遺体の処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

##### ア．検視または調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、死体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。

##### イ．遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。

医師が、死体についての死因その他について医学的検査を行う。

##### ウ．遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置

##### エ．遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため、短時間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用または寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

#### ⑥遺体の安置

ア．検案後、遺体を毛布等で包み、搬送車で安置所に搬送し、到着順に仮安置する。

イ．遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。

ウ．性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して安置所に掲出する。

### 4) 遺体の埋葬（火葬）

災害の際死亡した者について、身元が確定している場合は、遺族に引き渡すことを原則とするが、混乱期のためその遺族が埋葬（火葬）を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、次の方法により応急的な埋葬（火葬）を行う。

#### ①埋葬（火葬）方法

ア．事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬（火葬）する。

イ．身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬（火葬）する。

ウ．被災地以外に漂流した遺体のうち身元が判明しない者の埋葬（火葬）は行旅死亡人として取扱う。

エ．火葬が困難な場合は、応急的な埋葬とする。

### 3 災害応急対策計画

#### ② 応援要請

本町において遺体の埋葬（火葬）の実施が困難な場合には、県及び近隣市町に応援要請を行う。

#### ③ 広域的な火葬の実施体制

本町は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講じるものとする。

## 3.6 ライフライン等応急対策

### 3.6.1 電力施設の応急対策

電力供給機関である北陸電力㈱は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

#### 1) 洪水災害における電力施設の応急対策

北陸電力㈱は、事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

##### ①応急工事

災害が発生した場合には町内の被災施設及び設備の被害状況を速やかに調査把握し、被害を発見した場合は応急復旧工事を実施する。なお、公共施設に係る施設及び設備については、優先的に復旧を図る。

##### ②災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

##### ③応援協力

被災により自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者等に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。また、応急工事が困難な場合は、他の電気事業者の応援を要請する。

倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

#### 2) 地震災害における電力施設の応急対策

##### ①活動体制

ア. 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部において災害対策業務を遂行する。

イ. 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、施設の被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

また、町内の被害状況および応急復旧の実施状況について、町本部その他の関係機関に対し速やかに報告する。

ウ. 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多岐で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

### 3 災害応急対策計画

#### ② 応急対策

##### ア. 危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、火災等の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

##### イ. 復旧資材の確保および輸送

###### a. 資材の調達

災害対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、できる限り速やかに確保する。

###### b. 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

###### c. 復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

##### ウ. 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

###### a. 水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

###### b. 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により迅速に仮復旧を行う。

###### c. 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

###### d. 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

###### e. 通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

##### エ. 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

#### ③ 災害時における広報活動

##### ア. 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

イ. 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、町災害対策本部、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。

④代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

## 3.6.2 ガス施設の応急対策

液化石油ガス事業者は、地震の発生によりガス施設等に被害が生じた場合、二次災害の発生防止および速やかな応急復旧を行うことにより、ガスの円滑な供給を維持する。

### 1) 洪水災害におけるガス施設の応急対策

液化石油ガス事業者は、事故の拡大を防止し、ガスの供給確保に努める。

#### ① 応急工事

災害時に町内のガス施設、設備等の被災状況を速やかに調査し、被害を発見した場合は速やかに応急工事を実施し、設備の機能維持を図る。なお、点検及び復旧作業は、常時施錠してある貯蔵設備、病院等の公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

#### ② 災害時におけるガスの保安

消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

#### ③ 応援協力

応急工事の実施が困難な場合、県エルピーガス協会および県高圧ガス地域防災協議会等を通じて他のガス事業者の応援を要請する。

### 2) 地震発生時の初動対策

#### ① 消費者による初動対策

消費者は地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。

#### ② 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は地震が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとるとともに、緊急点検マニュアルに基づき施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を速やかに実施する。なお、点検および応急措置については、常時施錠してある貯蔵設備、病院など公共的施設や大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

また、町内の被害状況および応急復旧の実施状況について、町災害対策本部その他の関係機関に対し速やかに報告する。

### 3) 地震災害におけるガス施設の応急対策

液化石油ガス事業者は、以下の応急対策を実施する。

① 容器の回収

消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

② 供給の停止・再開と広報活動

液化石油ガス事業者は、災害の状況により液化石油ガスの供給を停止または再開する場合は、町本部に依頼して、住民に対する広報に努める。

③ 防災活動に関わるガス供給

避難所等において防災活動に関わるガス供給を必要とする場合で、町災害対策本部から協力の依頼を受けたときは、カセットコンロ、LPガスボンベ等によるガスの供給を実施する。

④ 応援協力

応急対策の実施が困難な場合、県エルピーガス協会および県高圧ガス地域防災協議会等を通じて他のガス事業者の応援を要請する。

ライフラインの関連機関は、災害が発生した場合には迅速かつ的確な応急対策を実施するとともに、町災害対策本部その他の関係機関と連携して、供給の維持及び安全確保に努める。

### 3.6.3 通信・放送施設の応急対策

通信の途絶防止および放送電波の確保のための諸施策を講じるとともに、設備の早期復旧を図る。

#### 1) 県防災行政無線

##### ①初動活動体制

###### ア. 要員の確保

県は、機器操作・監視要員並びに応急復旧要員を確保するため職員を招集するとともに、必要に応じ関係業者に対し待機または出動を要請する。

###### イ. 機器動作等の監視強化

県は無線設備の被害状況を把握するため、統制局の遠方監視制御装置により各局の状態を確認するとともに、回線試験を実施し不通回線の有無を確認する。[総合対策部 通信班]は目視により本町に設置されている無線設備の状態を確認し、異常がある場合には統制局に連絡するとともに、応急措置を実施する。

###### ウ. 予備電源の確認

[総合対策部 通信班]は、停電に備え、蓄電池設備の確認、非常用発電機の確認・試運転を実施する。

##### ②応急対策

本町無線局において異常が認められた場合は、県は保守要員が出動し状況確認を行うとともに、応急復旧策を検討したうえ、必要機材、要員の確保および早期復旧を図る。

##### ③臨時回線の設定

[総合対策部 通信班]は、応急対策の実施に並行して臨時回線の設定を要請し、応急連絡体制を確立する。

###### ア. 幹線系障害時

県は可搬型地球局および陸上移動局を適正に配置し、通信を確保する。

###### イ. 端末局障害時

県は、陸上移動局を適正に設置し、通信を確保する。

#### 2) 永平寺町防災行政無線

本町防災無線施設が災害による被害を受けた場合は、[総合対策部 通信班]は機器操作・監視要員及び応急復旧要員として、必要に応じて他の職員または関係業者の協力を要請し、早期復旧対策を実施する。

#### 3) 電気通信施設

西日本電信電話（株）福井支店および携帯電話会社は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

### ① 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

- ア. 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- イ. 災害用伝言ダイヤル等の提供
- ウ. 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- エ. 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- オ. 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- カ. 特設公衆電話の設置
- キ. 携帯電話の貸出し
- ク. 雪害時など電話回線が輻輳(ふくそう)した場合には、利用者への広報、トーキの挿入、回線規制等を実施し、早期解消を図る。

### ② 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

## 4) 災害対策基本法に基づく放送の要請

町長は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、放送法第 2 条第 3 項に規定する放送局に対して災害対策基本法第 56 条に規定する災害に関する伝達、通知又は警告について、放送を要請することができる。

福井県では、日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社及び福井エフエム放送株式会社との間で、放送要請の際の手続きについて協定又は覚書を締結している。町長は、これら放送局に放送を要請する場合、原則として知事を経由して、以下の事項を明示した上で行うことができる。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

### 3.6.4 上下水道施設の応急対策

[土木部 機動2班]は、災害が発生した際には上下水道施設の被害状況を調査把握し、速やかな応急復旧を行うことにより、被害を最小限にとどめ、給水、排水機能の維持を図る。

#### 1) 上水道施設の応急対策

##### ①被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

##### ②第一次復旧工事

導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

ア. 取水施設、浄水施設、自然流下水路の被災については、応急復旧を行う

イ. ポンプ所の被災については、自吸式ポンプの設置などにより送配水の応急措置を講じるとともに、停電に考慮して自家発電により制御機器を操作し、停電復帰後速やかに加圧送配水ができるようにする。

ウ. 圧力管路の被害については、直ちに本復旧を行う。

##### ③第二次復旧工事

第一次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

ア. 給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

イ. 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

a. 既設管を生かす。

b. 仮配管より既設管に通水して生かす。

c. 仮配管より各戸に給水する。

##### ④恒久復旧工事

復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、緊急時用貯水施設や浄水装置などの整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア. 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ. 災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ. 老朽管の取り替え工事を行う。

エ. 配管状態の図面等を整備する。

⑤代替施設設備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車や浄水装置等による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

2) 下水道施設の応急対策

下水道事業者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

①管渠の応急復旧

下水管渠の被害に対しては、汚水流入に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。

②ポンプ場および処理場

停電のため、ポンプ場の機能が停止した場合、エンジンポンプによって運転を行い、機能停止による排水不能が起こらないようにする。

### 3.6.5 農林業の応急対策

暴風、洪水等の風水害や地震災害により被害を被った本町の農林業を維持し、経営の安定を図るため、農林業施設、農作物、山林その他の被害状況を早急に調査し、実態を把握するとともにこれら被害の早期回復を図る。

#### 1) 実施体制

本町において地震が発生した場合、[農林部]は農林業施設の被害状況を速やかに把握するとともに、施設管理者、関係機関及び地元住民と協力して、必要な措置を実施する。

#### 2) 農林業施設の応急対策

本町において災害が発生した場合、[農林部]は農林業施設の被害状況を速やかに把握するとともに、施設管理者、関係機関及び地元住民と協力し、必要な措置を実施する。また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行道の利用や農業用水の飲料水や消火用水としての利用に協力する。

##### ①施設管理者の措置

農林業施設の管理者は、管理する施設が災害により損壊し、広範囲にわたり被害を及ぼすおそれがあると判断した場合、又は被害が発生した場合は、速やかに[農林部]その他の関係機関と連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

##### ②本町の措置

[農林部]は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるように指導する。

##### ③被害報告

[農林部]は農林水産業施設の被害状況についてとりまとめ、[総合対策部 通信班]を通じて県に対する被害報告を行う。なお、施設の被害が広範囲にわたり、その復旧事業の実施に際して「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」に基づく補助を必要とする場合は、その旨を県に対し要請し、災害査定を受ける。

#### 3) 農作物の応急対策

[農林部]は、本町において風水害、寒害、雪害、晩霜、低温障害等による農作物の被害が予想される場合、または被害が発生した場合は、農作物の被害を最小限にとどめるため、農業従事者に対し、災害および農作物の種類に応じて必要な応急対策を実施するよう呼びかける。

### 3.6.6 危険物施設の応急対策

危険物施設の地震による被害を最小限にとどめるため、防災関連機関及び危険物施設の関係者等は、地震が発生した場合次の措置を講じる。

#### 1) 地震発生直後の応急措置

本町において地震による被害が発生した場合、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は、危険物による二次災害を未然に防止するため、速やかに以下の措置を行う。

##### ①危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

##### ②危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

##### ③危険物施設からの出火および流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

#### 2) 二次災害発生時の応急措置

危険物により二次災害が発生した場合、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は、速やかに以下の措置を行う。

##### ①初期消火活動

消火剤、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

##### ②防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

##### ③従業員および周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

## 3.7 交通・警備対策

### 3.7.1 緊急輸送計画

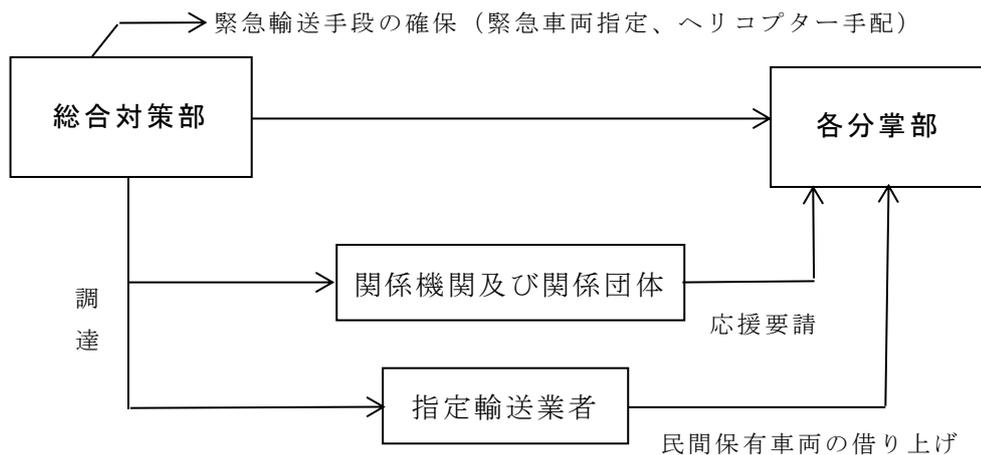
災害発生時の応急対策を実施するための要員、緊急物資および復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

#### 1) 緊急輸送体制の確立

##### ①実施体制

輸送体制の確立は[土木部 機動4班]を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は、[各分掌部]において実施し、その結果を[土木部 機動4班]に報告する。

<図 緊急輸送の実施体制>



##### ②緊急輸送の順位

本町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 被害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 災害時の応急対策のために必要な輸送
- 第4順位 その他の人員、物資の輸送

##### ③緊急輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については、町内交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控えるものとする。

- ア. 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- イ. 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- ウ. 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ. 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資

- オ．災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- カ．被災者を収容するために必要な資機材
- キ．二次災害防止用および応急復旧の資機材
- ク．その他緊急に輸送を必要とするもの

## 2) 陸上輸送手段

### ①車両の確保

車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにし、[各分掌部各分掌班]からの要請を[土木部 機動4班]が承諾したうで行う。あらかじめ定められた[各分掌部各分掌班]への配車を原則とするが、災害対策状況により必要と認めた場合はこの限りでない。

ア．指定の輸送業者等からの車両の調達は、各班からの要請に応じて、[土木部 機動4班]が調達及び配車を行う。

イ．[土木部 機動4班]において必要な車両台数の確保が困難な場合は、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請するとともに、民間保有車両の借り上げを実施する。

### ②緊急通行車両の確認申請手続き等

交通規制が実施された場合、本町が所有する車両の緊急通行車両の確認申請は、[土木部 機動4班]が福井警察署に申請して行う。なお、緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ公安委員会に災害応急対策に必要な車両について、緊急通行車両等の届出を行うものとする。

### ③燃料の確保

車両による輸送用の燃料は、[土木部 機動4班]が指定の燃料業者等から調達する。

### ④防災道路の確保

災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、防災道路第1次確保路線に位置づけられている主要防災路線については、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じて一般車両の通行を規制するものとする。

### ⑤道路被害状況の収集

[土木部 機動1班]は、災害発生後直ちに現地調査を行い、交通が可能な道路、道路施設の被害状況、復旧見込み等、道路に関する情報を収集する。なお、[土木部 庶務班]は収集した情報について、速やかに[事務局]及び県本部に連絡する。

## 3) その他の輸送手段

発災直後は緊急を要するため、航空輸送により緊急救護・救援に関する物資を主として輸送するものとする。被災後約1～6日の間は、航空輸送等の利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機

### 3 災害応急対策計画

材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上輸送を中心に輸送を実施する。  
なお、本町が孤立化し、陸上交通が不可能になった場合は、航空輸送を継続する。

#### ①航空輸送

交通途絶のため、本町が孤立化した場合は、県災害対策本部、県警察、自衛隊等の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対しても協力を要請して民間機の借り上げ、航空機及び防災ヘリコプターを活用して緊急航空輸送を行う。なお、航空輸送はあらかじめ指定した災害対策用ヘリポートを活用する。

#### ②自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

### 4) 災害救助法が適用された場合の輸送計画

災害救助法が適用された場合においても、本町が車両の借り上げを行うものとするが、必要な場合は、県にあつせんを要請する。

#### ①輸送を行う救助の範囲および期間

ア. 罹災者の避難 1～2日以内

イ. 医療および助産 7～14日以内

ウ. 罹災者の救出 3日以内

エ. 飲料水の供給 7日以内

オ. 救済用物資等の運搬

輸送する物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

カ. 死体の捜索 10日以内

キ. 死体の処理 10日以内

#### ②輸送を行う費用の基準

おおむね運送費（運賃）、借上費、燃料費、消耗器材費、修繕費の当該地域における通常の実費とする。

## 3.7.2 交通施設の応急対策

災害により交通施設に被害があった各種交通施設について、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持し、物資輸送などの災害応急対策の円滑な実施に努める。

### 1) 防災道路の応急復旧

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、防災道路第1次確保路線については、他の路線に優先して、道路管理者による重点的な応急復旧活動を実施するものとし、本町はこれに協力する。

また、これらに次いで、避難ルート等に設定されている防災道路第2次確保路線において、応急復旧を優先的に実施するものとする。

### 2) 一般道路及び橋梁の応急復旧

#### ①被害情報の収集

災害の発生直後、[土木部 機動1班]は、町内一般道路及びその橋梁について直ちに現地調査を行い、被害状況の把握及び応急復旧箇所の調査を実施する。また、[土木部 庶務班]は得られた情報は早急に[総合対策部 広報班]、県本部、各道路施設管理者及び防災関連機関等へ連絡し、相互に連携を図る。

#### ②占用物件等他管理者への通報

水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、[土木部 庶務班]はその旨を各施設管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

#### ③交通止め等緊急処置

本町が管理する道路に被害が発生した場合は、[土木部 庶務班]は福井警察署、町消防本部等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

#### ④応急復旧

[土木部 庶務班]は、収集した道路情報をもとに本町の管理する道路についての応急復旧計画を策定し、機能確保に勤める。

なお、応急復旧は原則として防災道路（第1次確保路線、第2次確保路線）を優先的に行うが、国道管理者から緊急時確保路線の迂回路として町道を利用したい趣旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

### 3) 雪害時における道路交通の確保対策

雪害時において、町及び防災関係機関は、道路、鉄道等の除排雪等を実施し、交通を確保することにより、住民の日常生活及び社会経済活動の安定並びに応急対策の円滑な遂行を図る。

### 3 災害応急対策計画

#### ① 県

県は、「道路雪対策基本計画」に基づき、一般国道県管理区間及び県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図る。

#### ② 近畿地方整備局福井河川国道事務所

中部縦貫自動車道等は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止め（高速道路と並行する直轄国道においては、いずれかが通行止めを行う場合は、基本的に他方についても通行止めを実施する方向で準備を開始）をし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。

このため、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、一般国道直轄指定区間の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図る。

#### ③ 中日本高速道路㈱

道路ネットワークの大動脈である北陸自動車道は、最大限の除雪に努め、通行止めを回避する事が重要である。

しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止め（直轄国道と並行する高速道路においては、いずれかが通行止めを行う場合は、基本的に他方についても通行止めを実施する方向で準備を開始）をし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。

このため、中日本高速道路㈱は、「雪氷対策作業要領」に基づき、除雪の状況や求める除雪レベル等に応じて、除雪手法の選択や除雪体制の強化を図り、雪害時における道路交通の確保を図る。

#### ④ 本町

本町は、それぞれの道路除雪計画に基づき、町道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図る。

##### ア. 除雪に際しての県との連携

県管理道路と接続し、道路ネットワークを形成する町道の除雪については、県の出動基準に合わせて同時に除雪するなど緊密な連携を図る。

##### イ. 生活道路の確保

住民等と緊密に連携して効果的、効率的な除排雪を実施し、生活道路の確保を図る。

#### ⑤ 緊急交通規制等

##### ア. 福井警察署

福井警察署は、雪害時には交通が渋滞し、又は混雑して危険が生じることから、主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、車種別規制、交通情報板等による迂回誘導等の措置を講じるものとする。

また、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の活動を強化するとともに、交通及び除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締体制を強化する。

#### イ. 道路管理者

道路管理者は、気象状況、雪崩の発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携のもと、交通規制を実施する。

### ⑥情報提供

道路管理者は、住民、道路利用者等に対し、道路表示板での表示、報道機関を通じた広報等により、気象状況、道路状況、除雪状況等の情報を提供する。また、警察本部は、日本道路交通情報センター福井センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路の混雑状況、交通規制の状況、迂回路等の情報を提供する。

## 4) 雪害時における鉄道運行の確保

### ①除排雪体制等の強化

鉄道事業者は、雪害時において、雪害対策本部等を設置し、除排雪及び輸送体制を強化する。異常降雪時に運休した場合においても、関係者と協力除雪を徹底し、可能な限り部分的な運行再開を実施するよう努めるものとする。

なお、除排雪については、排雪車両による機械除雪を原則とし、降積雪及び側雪の状況に応じて時期を失せず行うものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、道路管理者と事前調整を十分図った上で行うものとする。

### ②旅客の安全確保

鉄道事業者は、降積雪、雪崩等により列車が運転途中で緊急停車した場合には、旅客の安全確保を第一義として、運転の早期回復を図る。また、必要に応じ、給食及び医療の手配、傷病者等の救出等の対策を実施するとともに、状況によっては救援列車を出動させて最寄の駅等に移動する等の救援措置を講じるものとする。

### ③代替交通手段の確保

鉄道事業者は、雪害時の利用者の交通を確保するため、代替交通手段の確保に努めるものとする。

### ④情報提供

鉄道事業者は、常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は案内放送等により速やかに乗客等に周知するとともに、県、町、報道機関等に連絡し、広報する。

## 5) 雪害時におけるバス運行の確保

バス事業者は、雪害時においても通勤通学等に必要な路線については、道路管理者と連携し、除雪状況に応じたルート変更など柔軟な運行を確保するよう努めるものとする。また、降雪時においては、町や沿線自治会等と協力して、バス停付近の

### 3 災害応急対策計画

除雪を行うものとする。常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、県、町、報道機関等に連絡し、広報する。

#### 6) 優先的な供給

石油事業者は、高速道路インターチェンジや幹線道路近くの給油所を拠点として、優先的な配送や、県外からの代替配送経路の確保を行うものとする。また、異常降雪が予想される場合、県は、石油事業者や輸送会社に対して、各給油所での在庫の積み増しやトレーラーの運転手の確保を要請するとともに、石油事業者と協議した優先路線を除雪し、燃料輸送路を確保するものとする。

#### 7) 情報提供の確保

雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、住民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、鉄道事業者及びバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡及びテレビ画面やカーナビなど提供の手法等を最大限に活用し、住民等に対する的確な情報提供を行うとともに、県、町、関係機関等に対する連絡を徹底する。

本町は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。また、異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤、テレワーク等の対応を依頼するものとする。

また、情報提供においては、定期的に記者会見を行う他、特に通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、住民に対する周知事項について、ケーブルテレビやラジオ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、本町ホームページ等で、繰り返し、かつ、広域的に行うものとする。

#### 8) 救助・救急及び医療活動

県や本町の道路管理者および近畿地方整備局、中部地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

### 3.7.3 災害警備計画

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集および県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

#### 1) 災害警備計画

県警察は、大規模地震等の災害が発生した場合には、「福井県警察大規模災害警備計画」等に基づき、早期に警備体制を確立する。

##### ①災害時における警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、身体および財産を保護し並びに公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

##### ②指揮体制の確立

福井警察署長は、管内において災害が発生し、または発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、福井警察署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室が設置された場合には、福井警察署災害警備連絡室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

##### ③部隊の編成及び運用

ア. 福井警察署災害警備本部を設置したときは、署部隊を編成し、被害の状況等に  
応じて運用するものとする。

イ. 福井警察署災害警備本部長は、本部部隊又は他の署部隊の応援を必要と認める  
ときは、災害警備本部長に報告して部隊の出動を要請するものとする。

##### ④応急対策活動

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害を防止し、又は人命の救助、犯罪の予防、交通規制等応急対策を実施して災害の拡大を防止するものとする。

#### 2) 交通規制対策

災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行路を確保するため、法令の定めるところにより、実施責任者は必要に応じて交通規制を実施する。

##### ①交通支障箇所の通報連絡

町長は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、県土木事務所長および福井警察署長に通報または連絡する。また、交通規制の実施に関する情報を受ける。なお、その他の町内道路橋梁等の支障箇所については、県土木事務所等の各道

### 3 災害応急対策計画

路管理者から通報または連絡されることになっている。

＜表 法規に基づく交通規制の実施区分＞

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察	公安委員会	・災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	災害対策基本法 (76条)
		・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき	道路交通法 (4条第1項)
	警察署長	・道路における危険を防止し、その他交通の安全円滑を図るため、必要があると認めるとき	道路交通法 (5条第1項)
	警察官	・道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがあり、緊急の必要があるとき	道路交通法 (6条第4項)
道路管理者	国土交通大臣 知事 永平寺町長	・道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道 路 法 (46条第1項)

#### ②警察による交通規制措置

##### ア. 規制の実施

県公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制または県指定交通規制を実施し、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行う。当該計画の中で緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を指定する。

##### イ. 規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の移動等必要な措置命令・強制措置を行うことができる。また、自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を行うことができる。

##### ウ. 公安委員会から道路管理者への要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両の移動等について要請するものとする。

##### エ. 住民への周知

県公安委員会および警察署長は前掲の交通規制を行う場合、報道機関に協力を依頼するほか、日本道路情報センター福井センターおよび交通情報板等を通じ、

規制の区域・区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知させる。

### ③緊急通行車両の確認等

#### ア. 緊急通行車両等の確認申請

本町は、公安委員会に対して町有車両等の緊急通行車両の確認申請を行い、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を受けるものとする。

#### イ. 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車および災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

#### ○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象 の規制除外 車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

#### ○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象 の規制除外 車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・ 霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

#### ウ. 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付

知事または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づき、緊急自動車、自衛隊車両等を除く緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の使用者等の申請により、警察本部、各警察署および交通検問所において、事前届出車両等に対し、優先的に災害対策基本法施行規則第 6 条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。

この場合、県が所有し、または調達した調達した車両については知事が行い、本町等公共団体およびその他の者が所有し、または調達した車両については県公安委員会が行う。

#### エ. 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

本町および災害応急対策等に従事する関係機関等は、緊急自動車、自衛隊車両等を除く災害応急対策等に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車

### 3 災害応急対策計画

両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておくものとする。

#### オ. 事前届出対象外の規制除外車両の運用

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面をいう。）においては、事前届出対象外の規制除外車両を順次拡大するものとする。

また、確認標章および証明書の交付は、警察本部、警察署及び交通検問所において車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。

#### カ. 事前届出に関する周知徹底

県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続き、事前届出車両の確認及び事前届出車両以外の確認手続き等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

#### ④本町所轄道路の応急措置

本町の管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

#### ⑤知事からの指示

知事は、本町の管理する道路に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

#### ⑥自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者は走行中に災害に見舞われた場合、次に定める行動をとるものとする。

ア. できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させ、カーラジオ等により災害情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

イ. 車両を置いて避難するときは、できるかぎり路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

ウ. 避難するときは、原則として車両を使用しないこと。なお、土砂災害等の一刻も早く現場から立ち去ることが必要な事態においては、この限りではない。

### 3.7.4 交通障害物の除去

#### 1) 実施体制

[土木部]は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。

#### 2) 実施順位

障害物の除去作業は、防災路線（第1次確保路線、第2次確保路線）を最優先に実施する。

#### 3) 実施内容

##### ①道路管理者への連絡

緊急を要するため、各道路管理者等に通報するいとまがないときは、当該障害物を知った機関が、ただちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

##### ②実施内容

障害物の除去作業は、以下の要領で行うものとする。

ア. 道路啓開は、各道路管理者と綿密な連絡を取り、あらかじめ指定した建設業者等に依頼して、災害廃棄物等の排除を行う。

イ. 応急復旧すべき道路面に生じた亀裂、陥没等は、本町所有の材料をもって埋め戻し、応急復旧を行う。また、雨水の浸透、洗掘による二次災害のおそれがあるときは、適切な方法により封かんまたは水回し等を施行する。

ウ. 水道、電気、電話等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、ただちにバリケード等による応急措置を講じ、所轄の占有者に連絡する。

##### ③除去作業上の留意事項

除去作業の実施にあたっては、以下の事項について充分注意して行うものとする。

ア. 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り、事前に管理者または所有者の同意を得る。

イ. 除去作業は、やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障が生じないよう配慮して行う。

ウ. 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう配慮し、[土木部 庶務班]と[各分掌部各分掌班]で協議して決定する。

エ. 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

## 3.8 廃棄物対策

### 3.8.1 廃棄物処理計画

土砂災害その他の災害が発生した場合、建築物の倒壊や火災等によって一時的に災害廃棄物等大量の廃棄物が、また、震災時には、建築物の倒壊や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む）等が大量に発生し、かつ避難所等からは多量のゴミが排出されることが予想される。また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のくみ取りなど、し尿の処理需要が発生する。このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し、環境衛生に万全を期する。

#### 1) 災害廃棄物の除去及び処理

##### ①実施体制

住家に進入した土砂、竹木などの除去及び処理については、災害救助法が適用された場合は同法の定めるところによるが、本町では[土木部 機動4班・機動5班]が、該当する住家を早急に調査のうえ、県に協力を要請して実施する。

本町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

##### ②災害廃棄物除去の実施基準

災害廃棄物の除去は、災害救助法の基準に基づき、以下のものについて実施する。

- ア. 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ. 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- ウ. 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- エ. 住家が半壊または床上浸水したもの
- オ. 原則として、当該災害により直接被害をうけたもの

##### ③災害廃棄物の除去

災害廃棄物の除去作業は、災害救助法の定めるところにより県が行い、本町はこれに協力する。

- ア. 半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを優先して実施する。
  - イ. 除去対象戸数及び所在を調査し、県に報告、災害廃棄物の除去を要請する。
  - ウ. 県は実施順位、除去物の集積地を定めて作業を実施し、本町はこれに協力する。
  - エ. 壊家屋の除去については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。
- また、被災者の経済負担の軽減を図るため、国に対し特別の措置を要請する。

#### ④災害廃棄物の処理

- ア. 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し、臨時集積地への直接搬送の協力を要請する。
- イ. 処理の利便及び周辺環境に充分配慮し、災害廃棄物の臨時集積地を選定する。
- ウ. ゴミの分別収集に応じて、災害廃棄物を分別して搬入するよう業者に要請する。  
また、有害ゴミについては処理・保管方法に留意する。
- エ. 廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。
- オ. 倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。なお、解体等する際は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成すると共に、県および福井労働基準監督署等と協議を行う。解体等作業の実施に当たっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。
- カ. 本町は、県と連携し、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。また、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

## 2) ゴミ処理

### ①実施体制

災害時におけるゴミの処理及び清掃は、[福祉部 衛生班]が福井坂井広域市町村圏事務組合の協力を得て実施する。なお、本町だけでは対応が困難な場合は、県及び近隣市町の応援を要請する。

### ②処理方法

- ア. 日々大量に発生するゴミの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- イ. ゴミ処理の実施に必要な機材、人員等について、平常時のゴミ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。
- ウ. 処理施設の能力低下や一時的なゴミの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、処理順位の決定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

## 3) し尿処理

### ①実施体制

災害時におけるし尿処理については、[福祉部 衛生班]が勝山・永平寺衛生管理組合及び坂井地区環境衛生組合の協力を得て実施する。なお、本町だけでは対応が困難な場合は、県及び近隣市町の応援を要請する。

### 3 災害応急対策計画

#### ②処理方法

- ア. 必要に応じて、避難所等へ仮設トイレまたは素堀トイレを設置する。
- イ. 仮設トイレ、くみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。
- ウ. 機材、人員が不足する場合は、ゴミ処理に準じ応援要請を行う。

#### 4) 死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、[福祉部 衛生班]が勝山・永平寺衛生管理組合及び坂井地区環境衛生組合の協力を得て死亡獣畜取扱場で行うほか次の方法等で処理するものとする。

- ア. 移動しうるものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理
- イ. 移動し難いものについては、その場で個々に処理

## 3.9 教育福祉対策

### 3.9.1 教育再開計画

災害の発生により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

#### 1) 実施体制

応急教育対策の実施は、教育長の指示を受けた[教育部 教育対策班]が中心となり、県教育委員会やPTAの教育関係団体の応援協力により実施する。

#### 2) 災害発生以前の措置

学校長は各施設や児童・生徒の実情に応じた防災教育の手引き及び学校マニュアルの見直しを行う。その際、災害の発生時に教育活動が校内で行われていた場合と校外であった場合に分けて、避難場所や誘導方法等を明記し、緊急避難に万全を期するものとする。

#### 3) 災害発生後の措置

##### ①児童・生徒の安否確認

本町において災害による被害が発生した場合、学校長は直ちに児童・生徒の被害状況の概要を把握し、速やかに[教育部 安全確認班]に報告する。

##### ②文教施設の被害状況の収集

[教育部 教育対策班・安全確認班]、学校長及びその他教育施設の管理責任者は、各々の施設に被害のあったときは、以下の事項について写真等を付し、速やかに[総合対策部 広報班]に報告する。

- ア. 学校施設及び敷地の被害状況
- イ. 社会教育施設の被害状況
- ウ. 教職員の被害状況
- エ. 児童・生徒の被害状況の概要
- オ. 応急措置を必要と認める事項

#### 4) 応急教育対策

##### ①教育施設の応急復旧対策

[教育部 教育対策班・安全確認班]は、すみやかに平常業務が実施できるよう、学校長、園長及び教職員の協力を受け、以下に掲げる応急復旧対策を実施する。

##### ア. 教育施設の応急復旧

校舎の軽易な被害については、即時応急修理を行い、授業を再開できるようにする。運動場の被害については、応急措置の後、校舎の復旧完了を待って復旧す

### 3 災害応急対策計画

る。また、児童用机・椅子等備品の被害についても、授業に支障のないよう補充等の措置を図る。

#### イ．特別教室、各種施設の転用

教室に不足が生じた場合は使用可能な特別教室を転用する。また、社会教育施設等についても教室に仮用する。

#### ウ．学校施設の緊急使用

避難者の収容又は災害対策関連施設等の設置のため、体育館等を使用するときは、施設の被害程度を考慮し、災害対策本部及び防災関係機関とよく協議したうえで決定する。

#### エ．学校の一時閉鎖

教育施設の被害が甚だしく、応急修理では使用に耐えないとき、また臨時の教室を確保できないときは、一時学校を閉鎖する。

## ② 応急教育の実施

[教育部 教育対策班]は、県および県教育委員会の指導を受け、早期の授業再開対策計画を策定する。

#### ア．教職員の確保

教職員の被災により通常の授業が行えない場合、県教育委員会と協議し、代替教員を補充するなど、授業再開に必要な教職員を確保する。

#### イ．通学路の安全確保

授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

#### ウ．応急教育計画の立案

非常時の授業体制、実施可能な教科、確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案する。なお、授業体制の種類は以下の通りである。

- a. 自宅学習
- b. 短縮授業
- c. 二部授業
- d. 分散授業
- e. 複式授業
- f. 以上の併用授業

## ③ 教科書、文具の確保と給与

[教育部 教育対策班]は、学習用機材及び教科書の不足数を把握し、県教育委員会等と協議して、すみやかな供給を図る。

## ④ 災害救助法が適用された場合の学用品の給与

災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された町長が実施する。なお、教科書は、県教育部の協力を得て一括購入のうえ、所轄学校長を通じて支給する場合もある。

- ア. 配分の基準
  - a. 教科書 無償供与
  - b. 文房具および通学用品 知事が定める額
- イ. 期間
  - a. 教科書 災害発生の日から1ヶ月以内
  - b. 文房具 災害発生の日から15日以内

## 5) その他の対策

### ①転学手続き

被災した児童・生徒の中で、転学を希望する者については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

### ②高校入試手続き

被災時の高校入試については、必要に応じて県教育委員会に対し、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応、および高校や中学校との連絡調整等の措置を講じるよう要請を行う。

### ③給食の措置

災害による被害を受けるおそれが解消したときは、すみやかに給食できるよう関連機関と協議のうえ措置する。災害状況により完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による簡易給食を行う。ただし、以下の場合には児童・生徒に対する給食は一時中止する。

- ア. 学校給食施設を災害援助のために使用する場合
- イ. 学校給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- ウ. 感染症その他危険の発生が予想される場合
- エ. 災害により給食物質が入手困難な場合
- オ. その他給食の実施が適当でないと認められる場合

### ④児童・生徒の精神ケア

被災時には、児童・生徒の精神的ショックが懸念されるため、県に対して専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の派遣を依頼し、児童・生徒のカウンセリングを実施する。

### 3.9.2 要配慮者への配慮

災害発生時には、要配慮者は、迅速な避難行動をとることが困難であり、特に危険にさらされるおそれがある。また、避難所生活においてもさまざまなハンディキャップがある。したがって、避難誘導、生活支援などの応急対策の実施にあたっては、要配慮者に対しての配慮を心がける。

#### 1) 災害発生以前の対策

- ア. 隣近所や自治会ごとに、要配慮者への災害時の救護支援体制を整えておくよう指導する。
- イ. 要配慮者やその家族及び介護者に対し、緊急時の相談先・連絡先の周知を徹底する。
- ウ. 避難口、避難経路等の確保と指導を実施する。
- エ. 地域社会の協力を得て、要配慮者が必要とする支援内容を把握し、対策を講じる。

#### 2) 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、要配慮者利用施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

本町が被災した場合、県は、本町および被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の要配慮者利用施設や、本町、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、県内外の他施設への緊急避難についての情報や県内市町または各施設への避難受入についての情報の収集、提供を行う。

#### 3) 応急対策の実施

災害時には、避難所を設置すると同時に、指定避難所のうち要配慮者の避難所を指定し、要配慮者対策拠点とし、[福祉部 要配慮者救護班]が中心となって、要配慮者に関する以下の応急対策を実施する。

- ア. 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- イ. 民生委員やボランティアの協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- ウ. ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- エ. 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- オ. 避難所における介護スペースの確保および生活に必要な資機材を設置・提供する。
- カ. 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。

キ．老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

#### 4) 対象別の応急対策

##### ①高齢者への応急対策

- ア．避難時および避難所における隣近所での介護・支援体制づくり
- イ．寝たきり者等の福祉施設への一時的入所措置
- ウ．食事に関する配慮
- エ．ホームヘルパーや保健師による支援及び相談

##### ②障がい者への応急対策

- ア．肢体不自由な者への介助・支援体制づくり
- イ．福祉施設への一時的入所措置
- ウ．被災直後の安全対策指導
- エ．公的サービスによる支援及び相談

##### ③応急保育対策

保育園の責任者は職員を掌握し、保育園児の被災状況を調査して、[教育部 安全確認班]と連絡調整のうえ復旧対策に努める。また、災害孤児に対する措置を講じる。

- ア．応急保育計画に基づき、受入れ可能な乳幼児は保育園において保育する。また、被災により通園できない保育園児については、地域ごとの実情把握に努める。
- イ．[総合対策部 広報班]は保育園および[教育部 安全確認班]と連絡をとり、避難所における孤児の実情を把握し、保育園等で保護するとともに、本部事務局を通じて県に対して報告し、今後の対応について協議する。

##### ④外国人に係る応急対策

###### ア．外国人の避難誘導

本町は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

###### イ．外国人の安否確認、救助活動

本町は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

###### ウ．外国人への情報提供

県、本町および福井県国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、県および本町は、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

### 3 災害応急対策計画

#### (資料編)

- 3-1-1 地区連絡所開設予定場所（避難拠点）
- 3-1-2 災害による被害程度の認定基準
- 3-1-3 被害状況報告（第1号様式）
- 3-1-4 災害速報・災害確定報告・災害年報（第2号様式）
- 3-1-5 被害状況報告（第3号様式）
- 3-1-6 非常通信用通報用紙
- 3-2-1 風水害関係
- 3-2-2 地震関係
- 3-2-3 水防活動関係
- 3-2-4 避難を要する地域
- 3-2-5 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準
- 3-2-6 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準
- 3-3-1 除雪車両保有状況
- 3-3-2 町指定災害対策用ヘリポート
- 3-3-3 医療（病院）機関
- 3-3-4 医療品及び医療器材調達先一覧
- 3-3-5 災害時傷病者搬送施設一覧
- 3-3-6 町内炊き出し施設
- 3-3-7 救急物資集積拠点
- 3-3-8 伝染病患者搬送先
- 3-3-9 火葬場の状況
- 3-3-10 本町保有車両一覧
- 3-3-11 地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル別紙資料
- 3-3-12 地域別広域避難先（永平寺町受入分）

## 4 災害復旧計画

### 4.1 災害復旧計画

#### 4.1.1 公共施設の災害復旧計画

災害復旧においては、被災した各施設の復旧とあわせて、被害の拡大を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の災害に備える事業計画を樹立し、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

##### 1) 実施体制

災害により被害を受けた公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者は、国や県等と連携し、早期復旧を目標にその実施を図る。

##### 2) 災害復旧事業の種類

- ①公共土木施設災害復旧事業
  - ア. 河川災害復旧事業
  - イ. 砂防設備災害復旧事業
  - ウ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - エ. 地すべり防止施設災害復旧事業
  - オ. 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - カ. 道路災害復旧事業
  - キ. 下水道災害復旧事業
- ②農林水産業施設災害復旧事業
- ③都市災害復旧事業
- ④上水道災害復旧事業
- ⑤住宅災害復旧事業
- ⑥社会福祉施設等災害復旧事業
- ⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ⑧学校教育施設災害復旧事業
- ⑨社会教育施設災害復旧事業
- ⑩その他の災害復旧事業

## 4 災害復旧計画

### 3) 緊急災害査定の促進

災害発生時には、本町はすみやかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

### 4) 特定大規模災害等における復旧工事の代行

国および県は、本町において著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、本町から要請があり、かつ本町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、本町に代わって工事を行うものとする。

### 5) 災害復旧資金の確保

本町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、基金や起債について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施が図れるよう努める。また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るため、福井財務事務所等と適切かつ効果的な融資措置について協議する。

### 6) 県の災害復旧支援

本町は、県が管理する道路等と交通上密接である町道について、本町の要請により、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、本町に代わって県自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると県が認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行う権限代行制度により、支援を得ることができる。

## 4.1.2 激甚災害の指定

大規模な災害により被害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づき、知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡のうえ指定の手続きをとり、国は地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。

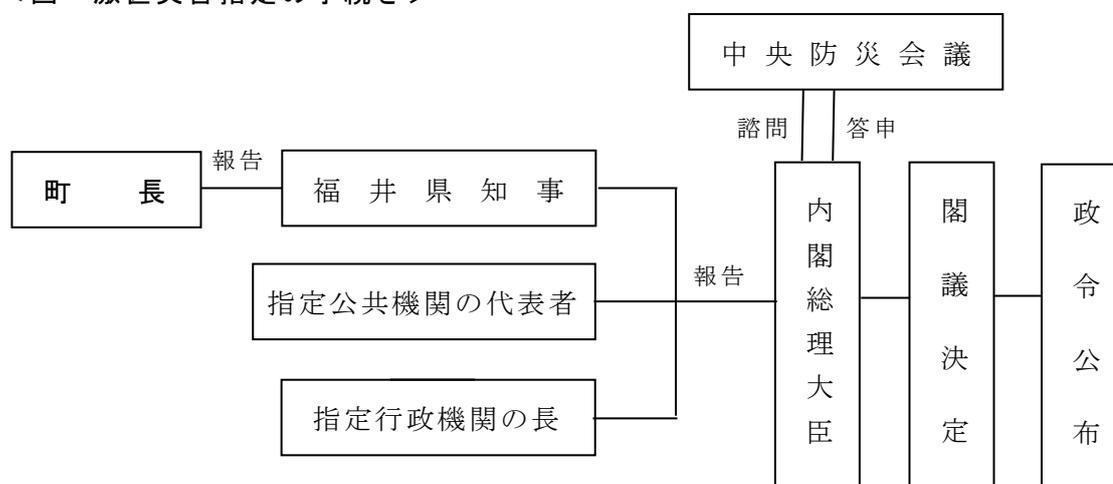
本町において大規模な災害が発生した場合は、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

### 1) 激甚災害に関する調査

知事は、本町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

本町は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。また、関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

< 図 激甚災害指定の手続き >



### 2) 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町長は速やかに関係調書等を作成して県に提出し、県は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続きその他を実施する。なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の特別の財政援助および助成

### 4.1.3 被災者への支援

本町は、災害による社会混乱を早期に收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業の斡旋等民生安定のための緊急措置を講じる。

#### 1) 被災者生活再建支援のための措置

##### ①生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、本町、国、県および関係機関による総合相談窓口を開設する。

##### ②罹災証明書の交付

本町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

本町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

自宅に何らかの被害を受けた住民は、現場の保存に協力するとともに、罹災証明書の発行申請を行い、建物の被災度区分判定を受けたのちに罹災証明書の交付を受ける。なお、罹災証明の判定に不服がある場合は、再調査を申し出ることができる。

##### ③被災者台帳の整備

本町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する本町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

##### ④支援制度の周知

本町は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

## 2) 雇用機会の確保

本町は、災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業の斡旋、労働者の雇用維持等、失業予防等を促進するため必要な計画を樹立するとともに、福井労働局および県に対して協力を要請し、雇用の安定および被災者の雇用機会の確保を図る。

### ①仕事の斡旋

災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、福井公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図り、あわせて県との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

### ②離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、福井公共職業安定所および県を通じ、次の措置を講じる。

- ア. 被災者のための臨時相談窓口の設置
- イ. 職業訓練の実施

### ③雇用保険の失業給付に関する特例措置

福井公共職業安定所を通じ、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

### ④災害救助法が適用された場合の労働者の斡旋

本町において災害救助法が適用され、労働需要があった場合は、福井公共職業安定所を通じ、労働者の斡旋を行う。

## 3) 住宅の確保

本町はできる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供機関の周期を待つことなく災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅への円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施することを努めることにより、被災者の住環境の改善を図る。

### ①公営住宅の確保

本町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

### ②住宅の建設、購入、補修に対する融資

住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。

## 4) 義援金および義援物資の受入れ・配分

### ①義援金および義援物資の募集と周知

本町は、県と連携し、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や

## 4 災害復旧計画

報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

### ア. 義援金

- ・受入れ窓口
- ・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

### イ. 義援物資

- ・受入れ窓口
- ・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

## ②義援金の受入れ・配分

### ア. 受入れ

本町は、県と連携し、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

### イ. 配分

本町は、県と連携し、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

## ③義援物資の受入れ・配分

### ア. 受入れ

本町は、県と連携し、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

### イ. 配分

本町は、県と連携し、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

## 5) 災害弔慰金・災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

### ①支給の対象

- ア. 県内で災害救助法による救助が行われた市町がある場合における、同一災害による被害
- イ. その他、本町において5世帯以上の住居の滅失があった災害

### ②災害弔慰金等の支給

#### ア. 災害弔慰金

「永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

#### イ. 災害障害見舞金

精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

## 6) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし、被災者生活再建支援金を支給する。

本町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

本町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

## 7) 郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

### ①郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

### ②窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった郵便局等について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

## 8) 郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じた郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

### ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局等において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

### ②被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

### ③被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 9) 租税の徴収猶予等

被災した納税義務者または特別徴収義務者、被保険者等の町税等の納入について、地方税法または本町条例に定めるところにより、徴収の猶予等の緩和措置を講じる。

## 10) 公的資金の融資

県は、災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救護資金、生活福祉資金（災害援護資金）、母子寡婦福祉資金等を貸し付ける。

### ①災害救助法が適用された場合の災害救護資金の貸し付け

本町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく本町条例の定めるところにより、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害救護資金の貸付を行う。

### ②災害救助法が適用されない小規模災害の場合

#### ア. 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金の災害援護資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

#### イ. 母子父子福祉資金の貸付

県は、災害により被害を受けた母子家庭および寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

### ③中小企業向け緊急融資

災害によって被害を受けた中小企業の復旧に資するため、本町及び県は中小企業金融公庫等を含む協力金融機関に特別の配慮を要請し、中小企業者に対する低利の融資を行い、事業の安定を図る。

### ④農林業関係融資

被災した農林業関係者に対し、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関に協力を要請したうえで低利の公庫資金の貸付や農業振興資金の利用を広報し、施設の災害復旧や経営の維持安定に努める。

## 11) 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 4.1.4 復興計画

本町は、被災地の再建を行うため、災害による被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、住民の意向を尊重しつつ、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

### 1) 迅速な現状復旧の進め方

本町、県および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧に当たっては、原状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

### 2) 計画的復興

#### ①復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、本町および県は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民は、復興計画を策定するときは、町が呼びかけるさまざまな機会を通じて、積極的に意見を提出するとともに、復興過程において、地域コミュニティの再生や地域の活性化など、地域のさまざまな課題への取組みに協力する。

#### ②防災まちづくり

本町および県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

本町および県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

### 3) 復興計画策定体制の確立

#### ①復興都市計画原案の策定

本町においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計

## 4 災害復旧計画

画原案として位置づける。

### ②各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

ア．各種データの総合的保全（地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

イ．不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### ③復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

## 4) 大規模災害からの復興に関する法律の活用

### ①復興計画の策定

本町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

### ②特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた本町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、本町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

### ③職員の派遣

本町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

本町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

## 4.1.5 原子力災害中長期対策

### 1) 緊急事態解除宣言後の対応

本町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 2) 放射性物質による環境汚染への対処

本町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、国が整備した除染関係ガイドラインを参考として、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 3) 各種制限措置の解除

本町は、県と連携を図り、被災地の状況を勘案し、原子力災害によってなされた各種制限措置の解除の手続きを実施するものとする。

### 4) 損害賠償請求等

#### ①災害地域住民の登録

本町は、県と連携し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難および屋内退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設等において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

県は、本町等と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。

#### ②損害調査

本町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して本町において被災者が受けた損害を調査するものとする。

ア. 退避等措置

イ. 飲料水、飲食物および農林畜水産物等に対する各種制限措置

ウ. 立入制限措置

エ. 農耕制限措置

オ. 漁獲禁止措置

カ. その他必要と認められるもの

#### ③諸記録の作成

県は、本町と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成するものとする。

### 5) 風評被害等の影響の軽減

本町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品

#### 4 災害復旧計画

等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

#### 6) 心身の健康相談体制の整備

本町は、放射性物資による汚染状況調査を踏まえ、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

(資料編)

- 4-1-1 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資
- 4-1-2 農林漁業関係融資

2007 年 3 月 作成  
2013 年 3 月 修正  
2015 年 3 月 修正  
2019 年 3 月 修正  
2024 年 3 月 修正

永平寺町地域防災計画

2024 年 3 月

永平寺町防災会議